公開資料

第１回　石川県道路メンテナンス会議

令和８年１０月１５日

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

令和８年度 第１回石川県道路メンテナンス会議　　配布資料一覧

【配付資料】

資料１：Ｒ７活動報告・Ｒ８活動計画（案）.....P1
資料２：道路管理に関する新技術・好事例.....P3
資料３：SIP・SBIR について.....P13
資料４：新たな民間資格登録について.....P23
資料５：点検実施者の保有資格等について.....P68
資料６：新技術導入促進に向けた取り組み.....P71
資料７：直轄における点検支援技術の活用原則化について.....P78
資料８：公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要.....P79
資料９：小規模附属物の点検について.....P80
資料 10：道路緊急ダイヤル＃９９１０.....P83
資料 11：道路メンテナンス事業補助制度の要件について.....P89
資料 12：道路施設の集約・撤去ガイドラインについて.....P94
資料 13：緊急自然災害防止対策事業費の拡充・延長について.....P99
資料 14：群マネ、包括的民間委託について.....P100
資料 15：連携協力道路制度について.....P104
資料 16：全国道路施設点検ＤＢにおける地方公共団体用舗装ＤＢについて.....P129
資料 17：舗装種別選定手引きの活用による防安金の配分について.....P145
資料 18：コンクリート舗装の取組推進について.....P147
資料 19：低炭素アスファルトについて.....P183
資料 20：xROAD を活用した次世代の舗装マネジメントについて.....P191
資料 21：下水道事業者による下水道管路の全国特別重点調査への協力について.....P195
資料 22：防災・安全交付金による路面下空洞調査への支援について.....P208
資料 23：水道事業者等による鋳鉄管の更新計画の策定について.....P209
資料 24：路面下空洞調査要領について.....P212
資料 25：路面下空洞対策に係る費用の負担について.....P233
資料 26：凍結防止剤の散布について.....P237
資料 27：道路の包括的民間委託事例及び拡大における課題.....P239
資料 28：道路維持管理における工夫・新たな取り組み等の好事例.....P241
資料 29：道路保全の広報活動について.....P245

令和7年度　石川県道路メンテナンス会議　活動報告

資料１

日程	会議名称	主な内容	出席者
R7.4.30	第１回地下占用物連絡会議	○連絡会議設立 ○今後の進め方	部会
R7.7.25	第１回道路メンテナンス会議	○2024年度点検結果の概要	本会議
R7.8.21	第２回地下占用物連絡会議	○道路管理者と占用者による共有情報を基にした調整状況 ○意見交換	部会
R7.12月	第１回道路鉄道連絡部会 （書面開催）	○跨線橋の点検・修繕状況確認	部会

令和8年度　石川県道路メンテナンス会議　活動計画(案)

日程	会議名称	主な内容	出席者
R8.5.11	第１回地下占用物等連絡会議	○規約改正 ○道路陥没に関する近年の動き　等	部会
R8.8月	第２回地下占用物等連絡会議 （書面開催）	○路面下空洞調査の情報共有　等	部会
R8.10.15 （本日）	第１回道路メンテナンス会議	○2025年度点検結果の概要　等	本会議
R9.2月頃	第２回道路メンテナンス会議	○道路メンテナンス年報（北陸版） ○2026年度の点検・修繕状況　等	本会議
R9.2月頃	第１回道路鉄道連絡部会	○跨線橋の点検・修繕状況確認	部会
R9.2月頃	第１回跨道橋連絡部会	○跨道橋の点検・修繕の意見収集	部会

※活動時期および内容等は、現時点の予定であり、変更となる場合があります

道路管理の新技術・好事例集

資料２

○国や地方公共団体におけるICT・AI等の新技術の活用や民間団体等との連携等の取組みについて、
（公社）日本道路協会のホームページにおいて無料で公開中
⇒各地域で新たな取組みが試行・導入され、道路維持管理の課題解決や高度化・効率化につながることに期待

【掲載内容】

・R8年4月現在　18カテゴリー　52事例を掲載
・事例毎に背景・目的（自治体が抱える課題）、
取組の概要（解決策）、効果等を記載
・一部事例では、開発元・導入コスト情報も記載

▼事例の分類一覧

1．	新技術を用いた取組	
	①巡回（路面監視含む）	16 件
	②清掃	0 件
	③剪定	1 件
	④除草	4 件
	⑤除雪	0 件
	⑥維持管理全般	0 件
	⑦その他	6 件
2．	ボランティアや民間団体等と連携した取組等	
	①巡回（路面監視含む）	4 件
	②清掃	2 件
	③除草	4 件
	④剪定	2 件
	⑤除雪	1 件
	⑥維持全般	4 件
	⑦その他	2 件
3．	地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）	
	①広域連携（水平）：注１	1 件
	②広域連携（垂直）：注２	2 件
	③他分野連携：注３	2 件
	④広域連携（水平）及び他分野連携	1 件

【アクセス方法】

道路協会　維持管理事例集　検索

・道路協会HP（ https://www.road.or.jp/ ）から順にクリック
「最新の技術情報」→「維持修繕委員会」「道路管理の新技術・好事例集」
URL：https://www.road.or.jp/case_studies/pdf/00_first.pdf
・右上のQRコードからも事例集にアクセス出来ます

【情報提供のお願い】

皆さまの自治体が実施したり導入している取組がありましたら、事例集への掲載について検討させていただきたいと思いますので、お手数ですがご連絡をお願いします

＜問い合わせ先＞　公益社団法人日本道路協会：E-mail：chousa2@road.or.jp
道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室 小野寺　(TEL：03-5253-8494)
国土技術政策総合研究所 道路基盤研究室　工藤　(TEL：029-864-8172)

【R8.4版の更新内容】・14事例を追加

分類1：新技術、分類2：民間等と連携 事例名	実施自治体・開発会社
ドライブレコーダーを用いた道路劣化AI診断サービス「くるみえ for Cities」	日本電気株式会社
AIを活用した区画線健全度調査	宮川興業株式会社
土木施設の雑草対策～ロボットを活用した取組み事例～	静岡県浜松市
草刈り低減に防草を意図した歩車道境界ブロック	全国防草ブロック工業会
防草技術を付加したコンクリート二次製品凸型	日本雑草防止工法研究会
防草技術を付加したコンクリート二次製品（V型）	BSブロック工業会
「空洞ポテンシャルマップ」を活用した道路陥没対策	神奈川県藤沢市
包括的民間委託	東京都府中市

分類3：群マネ 事例名	実施自治体
技術者不足を「地域連携×橋梁包括PPP」で解決	奈良県宇陀市
戦略的インフラマネジメントに関する県・市・町による垂直連携	和歌山県
道路等を対象とした市・県一体型の包括的民間委託	静岡県下田市
維持管理に関する直営作業の包括的民間委託	北海道津別町
社会資本に係る包括的維持管理業務委託	新潟県三条市
戦略的インフラマネジメントに関する水平連携	島根県益田市

【掲載例】

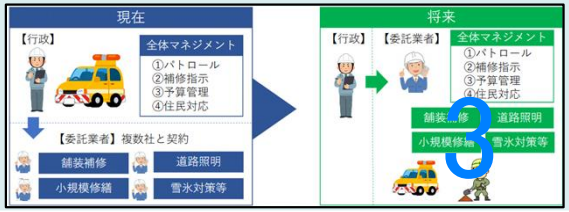
［新技術を用いた取組］ドラレコによる道路劣化AI診断「くるみえ for Cities」

・くるみえ for Citiesは、道路パトロール車両等にドライブレコーダーを設置し、自動で映像収集～路面の損傷（ポットホール、ひび割れ率・IRI・わだち掘れ量・MCI等）をAI判定～Webシステムから結果を閲覧いただくことができ、道路巡視・維持管理業務をご支援するサービス



［群マネ］下田市：道路等を対象とした市・県一体型の包括的民間委託

・下田市内における県・市管理道路等について、従来から発注又は直営で実施している道路管理業務を対象
・道路維持業務（小規模修繕、舗装補修、雪氷対策、道路照明等）を対象



道路管理の新技術・好事例集

道路の維持管理については、増加する道路の老朽化施設への対応、激甚化する災害・豪雪への対応による業務量の増加、維持管理に従事する建設就業者の高齢化や担い手不足など、維持管理を取り巻く状況は大きく変化しています。

一方で、ICT や AI 等の新技術は急速な勢いで進展し、道路をはじめとする様々な社会インフラで、維持管理業務への活用が広がっています。

この事例集は、日本道路協会・道路維持修繕委員会が令和２年から、地方公共団体、民間会社及び国土交通省・地方整備局における取り組みを収集し、その中から好事例を選定し取りまとめたものです。事例集は、令和７年度までは、「新技術を用いた取組」と「ボランティアや民間団体等と連携した取組等」を対象としていましたが、令和８年度からは、新たに「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」（複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉えて、効率的に維持管理を行う取組）についても掲載しています。

ここに掲載した事例が、「道路維持管理」（日本道路協会、平成３０年３月）と併せて活用され、各地域の道路の維持管理の課題解決や高度化・効率化につながることを期待しています。

令和８年３月
日本道路協会・道路維持修繕委員会

この事例集の構成は以下のとおりです。

Ⅰ．本事例集について
Ⅱ．事例の一覧（事例リスト）
Ⅲ．各事例の詳細（個表）

○取り組みに関する情報提供のお願い

皆さまの自治体が実施・導入している取り組み、或いは皆さまの会社が開発した取り組みで、道路の維持管理の課題解決や高度化・効率化に大きな効果を発揮しているものがあれば、事例集への掲載について検討させていただきたいと思いますので以下にご連絡をお願いします。

また、皆さまの自治体や会社以外の取組についても、このような取り組みをご存じでしたらご連絡をお願いします。

連絡先：日本道路協会・道路維持修繕委員会
（E-mail：chosua2@road.or.jp　）
道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室　小野寺
（TEL：03-5253-8494）
国土技術政策総合研究所 道路基盤研究室　　工藤
（TEL：029-864-8172）

Ⅰ．本事例集について

①事例の分類

収集した５２事例のカテゴリー分け及び各カテゴリーの事例数は以下のとおりです。

１．新技術を用いた取組		
	①巡回（路面監視含む）	16 件
	②清掃	0 件
	③剪定	1 件
	④除草	4 件
	⑤除雪	0 件
	⑥維持管理全般	0 件
	⑦その他	6 件
２．ボランティアや民間団体等と連携した取組等		
	①巡回（路面監視含む）	4 件
	②清掃	2 件
	③除草	4 件
	④剪定	2 件
	⑤除雪	1 件
	⑥維持全般	4 件
	⑦その他	2 件
３．地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）		
	①広域連携（水平）：注 1	1 件
	②広域連携（垂直）：注 2	2 件
	③他分野連携：注 3	2 件
	④広域連携（水平）及び他分野連携	1 件

注１：市区町村同士の連携

注２：都道府県と市区町村の連携

注３：道路や河川、公園、下水道など複数のインフラの連携

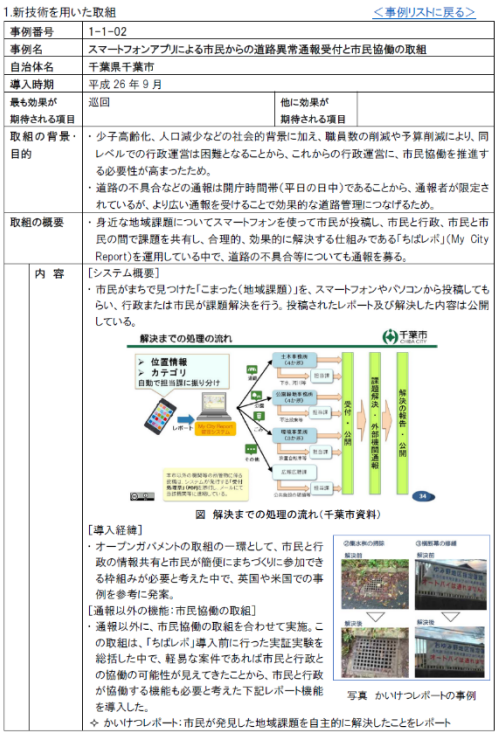
②事例リスト

凡例は以下のとおりです。事例リストの取組事例名をクリックすると各事例の詳細（個表）に移動します。

１．新技術を用いた取組		実施自治体 開発会社	効率化が期待される管理行為 【凡例】◎：主要な効果、○：副次的効果							他の自治体への導入実績とその効果
			巡回 （路面監視含む）	清掃	除草	剪定	除雪	維持全般	その他	
	取組事例名 取組事例の概要	自治体名 （掲載時期）								

③問い合わせ等

各事例についての質問やさらに詳細を知りたい場合は、各事例の詳細（個表）に記載された連絡先へ問い合わせるか、URL 等が記載されている場合はホームページをご覧ください。



1.新技術を用いた取組　＜事例リストに戻る＞

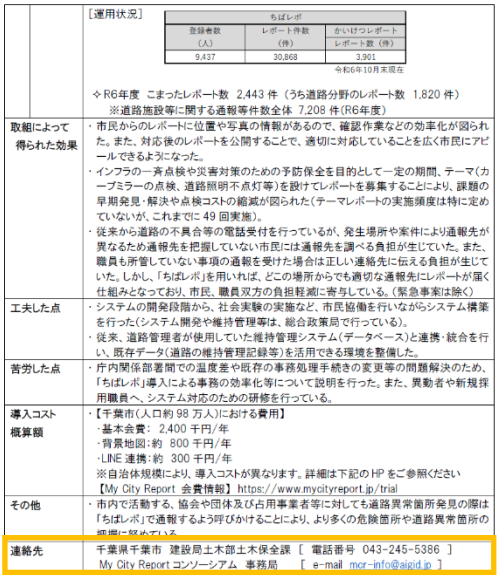
事例番号	1-1-02
事例名	スマートフォンアプリによる市民からの道路異常通報受付と市民協働の取組
自治体名	千葉県千葉市
導入時期	平成 26 年 9 月
最も効果が期待される項目	巡回　／　他に効果が期待される項目
取組の背景・目的	・少子高齢化、人口減少などの社会的背景に加え、職員数の削減や予算削減により、同レベルでの行政運営は困難となることから、これからの行政運営に、市民協働を推進する必要性が高まったため。 ・道路の不具合などの通報は開庁時間帯（平日の日中）であることから、通報者が限定されているが、より広い通報を受けることで効果的な道路管理につなげるため。
取組の概要	・身近な地域課題についてスマートフォンを使って市民が投稿し、市民と行政、市民と市民の間で課題を共有し、合理的、効果的に解決する仕組みである「ちばレポ」(My City Report)を運用している中で、道路の不具合等についても通報を募る。
内　容	[システム概要] ・市民がまちで見つけた「こまった（地域課題）」を、スマートフォンやパソコンから投稿してもらい、行政または市民が課題解決を行う。投稿されたレポート及び解決した内容は公開している。

解決までの処理の流れ

図　解決までの処理の流れ（千葉市資料）

[導入経緯]
・オープンガバメントの取組の一環として、市民と行政の情報共有と市民が簡便にまちづくりに参加できる枠組みが必要と考えた中で、英国や米国での事例を参考に発案。
[通報以外の機能：市民協働の取組]
・通報以外に、市民協働の取組を合わせて実施。この取組は、「ちばレポ」導入前に行った実証実験を総括した中で、軽易な案件であれば市民と行政との協働の可能性が見えてきたことから、市民と行政が協働する機能も必要と考えた下記レポート機能を導入した。
✧ かいけつレポート：市民が発見した地域課題を自主的に解決したことをレポート

写真　かいけつレポートの事例



	［運用状況］ ちばレポ：登録者数（人）9,437／レポート件数（件）30,868／かいけつレポート レポート数（件）3,901（令和6年10月末現在） ✧R6年度　こまったレポート数　2,443 件（うち道路分野のレポート数　1,820 件） ※道路施設等に関する通報等件数全体　7,208 件(R6年度)
取組によって得られた効果	・市民からのレポートに位置や写真の情報があるので、確認作業などの効率化が図られた。また、対応後のレポートを公開することで、適切に対応していることを広く市民にアピールできるようになった。 ・インフラの一斉点検や災害対策のための予防保全を目的とした一定の期間、テーマ（カーブミラーの点検、道路照明不点灯等）を設けてレポートを募集することにより、課題の早期発見・解決や点検コストの縮減が図られた（テーマレポートの実施頻度は特に定めていないが、これまでに 49 回実施）。 ・従来から道路の不具合等の電話受付を行っているが、発生場所や案件により通報先が異なるため通報先を把握していない市民には通報先を調べる負担が生じていた。また、職員も所管していない事項の通報を受けた場合は正しい連絡先に伝える負担が生じていた。しかし、「ちばレポ」を用いれば、どこの場所からでも適切な通報先にレポートが届く仕組みとなっており、市民、職員双方の負担軽減に寄与している。（緊急事案は除く）
工夫した点	・システムの開発段階から、社会実験の実施など、市民協働を行いながらシステム構築を行った（システム開発や維持管理等は、総合政策局で行っている）。 ・従来、道路管理者が使用していた維持管理システム（データベース）と連携・統合を行い、既存データ（道路の維持管理記録等）を活用できる環境を整備した。
苦労した点	・庁内関係部署間での温度差や既存の事務処理手続きの変更等の問題解決のため、「ちばレポ」導入による事務の効率化等について説明を行った。また、異動者や新規採用職員へ、システム対応のための研修を行っている。
導入コスト概算額	・【千葉市（人口約 98 万人）における費用】 ・基本会費：　2,400 千円/年 ・背景地図：約　800 千円/年 ・LINE 連携：約　300 千円/年 ※自治体規模により、導入コストが異なります。詳細は下記の HP をご参照ください 【My City Report　会費情報】 https://www.mycityreport.jp/trial
その他	・市内で活動する、協会や団体及び占用事業者等に対しても道路異常箇所発見の際は「ちばレポ」で通報するよう呼びかけることにより、より多くの危険箇所や道路異常箇所の把握に努めている。
連絡先	千葉県千葉市　建設局土木部土木保全課［　電話番号　043-245-5386　］ My City Report コンソーシアム　事務局　［　e-mail　mcr-info@aigid.jp　］

〇この事例集全般についてのご質問やご要望は、以下にメールでお願いします。

公益社団法人日本道路協会：chosua2@road.or.jp

Ⅱ．事例リスト

・以下のリストは、事例の導入により最も効率化が期待される管理行為（巡回、清掃、除草、剪定、除雪、維持全般、その他）に着目して分類した。
・主要な効果は「◎」で示し、他にも効率化が期待される管理行為がある場合には副次的な効果として「○」で示した。
・実施自治体以外の導入自治体（令和 4 年 11 月に実施した自治体へのアンケート調査（140/399 自治体から回答）、及び、開発会社からの情報提供により把握）に対して、令和 5 年 10 月、令和 6 年 11 月、令和 7 年 11 月に導入効果に関するアンケート調査を実施し、他の自治体に導入実績が有る事例において、導入効果の個票を掲載した事例を「■」で示し、導入効果が不明または非公表とした事例を「□」で示した。

１．新技術を用いた取組	実施自治体 開発会社	効率化が期待される管理行為 【凡例】◎：主要な効果、○：副次的効果							他の自治体への導入実績とその効果　【凡例】 ■：導入有、その効果を個票に記載 □：導入有、その効果は不明または非公表 上記以外：導入の有無については不明
		巡回 （路面監視含む）	清掃	除草	剪定	除雪	維持全般	その他	
①　巡回									
スマートフォンアプリによる市民からの道路異常通報受付と市民協働の取組 身近な地域課題についてスマートフォンやパソコンを使って市民が投稿し、市民と行政、市民と市民の間で課題を共有し、合理的、効果的に解決することを目指す仕組みである「ちばレポ」（My City Report）を運用している中で、道路の不具合等についても通報を募る。	千葉県千葉市 （R3.6 掲載） （R7.3 更新）	◎							■
X（旧ツイッター）を活用した損傷箇所の通報受付 X（旧ツイッター）を活用した『平塚市道路通報システムみちれぽ』を開発し、市民から道路損傷の情報を収集、対応する。	神奈川県平塚市 （R3.6 掲載） （R7.3 更新）	◎							
スマートフォンアプリ「みっけ隊」による損傷箇所の通報受付 「みっけ隊」アプリで，市民から写真と位置情報を用いて，公共土木施設の損傷状況を投稿いただき，その情報を基に補修等を行う。 投稿された損傷の対応状況について，「みっけ隊」アプリで写真とコメントを付けてお知らせし，進捗状況を確認することができる。	京都府京都市 （R3.6 掲載） （R7.3 更新）	◎							□
LINE を活用した市民からの道路等の損傷に関する通報の受付 福岡市の LINE 公式アカウントを利用して、市民が発見した道路等の損傷に関する通報を受付けている。	福岡県福岡市 （R3.6 掲載） （R7.3 更新）	◎							□
スマートフォンを活用したインフラの日常管理システム スマートフォン等を用いて道路の維持管理に関する情報を、クラウド上のデータベースへ保存。 ゼンリンの地図機能及び町道の認定路線網図を搭載し、スマートフォンのＧＰＳから現場の位置をプロット、現場写真等の記録保存、情報収集票として出力が可能。 プロットされた地図やリストにより情報の検索や分析が可能。	千葉県多古町 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）	◎							■
道路パトロール業務にスマートフォン等を活用した ICT 管理システム 県管理道路の維持管理に当たり、道路パトロール中の異状箇所、外部からの通報・苦情等を効率的に一元管理するとともに、修繕工事の発注に必要な書類作成の簡略化を可能とする、クラウド型の道路パトロール業務ＩＣＴ管理システム（民間会社のシステム）を通年利用する。	富山県 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）	◎						○ （外部通報・苦情対応）	
スマートフォンを活用した道路パトロール業務の効率化 汎用のスマートフォンを用いた業務支援アプリの導入により、道路巡回業務の効率化を図るとともに、スムーズな情報共有と迅速な対応、調達コストの軽減を図る	中部地方整備局 ほか （R4.4 掲載）	◎							□
カメラ映像共有システムと AI 技術を活用した道路維持管理業務の効率化 道路パトロール車に搭載した車載カメラで、走行時の映像を常時録画し、クラウドを介して録画された映像を関係者間でリアルタイムに共有する。	九州地方整備局 （R4.4 掲載）	◎							
ウェアラブルカメラによるリアルタイム情報共有 民間で普及しているウェアラブルカメラサービスを、道路の維持管理業務で活用することで、関係部署とリアルタイムでの情報共有を図る。	関東地方整備局 （R4.4 掲載）	◎							
車載センサおよび画像データの AI 分析による道路維持管理業務の効率化 ・公用車、ごみ収集車に取り付けた通信機能付き車載センサにより、走行時の路面状態を監視し、路面の異常箇所の早期発見、早期対応を行う。 ・市民から連絡の入った道路異常をクラウド上で管理し、対処状態を職員間でリアルタイムに共有。 スマホとの連携も合わせて、情報伝達の効率化や、進捗状況の管理を行うことでより細やかな市民サービス向上につなげる。	株式会社 アイシン 愛知県岡崎市 （R4.4 掲載） （R7.3 更新）	◎						○ （情報共有）	□
次世代型インフラ維持管理支援システム 道路等の日常管理における関係者間の業務の効率化と負担軽減のために、クラウド上で「住民等からの要望受付～措置完了」までの一連の作業や事務手続きを一元管理することで、関係者間がリアルタイムで情報共有し、日常管理の効率化・高度化を図る。	日本工営株式会社 茨城県他 （R5.4 掲載） （R7.3 更新）	◎							□
予防保全型舗装メンテナンスの構築を目指した AI 舗装点検システムの開発（GLOCAL-EYEZ） ・道路パトロール車両に取り付けたスマートフォンで走行中に道路画像を撮影し、ひび割れやポットホールなどの舗装の損傷箇所を把握する。 ・ポットホール発生箇所の発生前の撮影画像をポットホールに進行する損傷の特徴を学習させる教師データとすることで、ポットホール発生危険度を予測する AI を構築する。 ・ポットホール発生前に危険度が高い箇所を予防保全することで、ポットホールの発生を未然に防ぎ、道路利用者の安全・安心な通行を確保する。	ニチレキグループ株式会社 （R7.3 掲載）	◎							■

１．新技術を用いた取組	実施自治体 開発会社	効率化が期待される管理行為 【凡例】◎：主要な効果、○：副次的効果 巡回（路面監視含む）	清掃	除草	剪定	除雪	維持全般	その他	他の自治体への導入実績とその効果　【凡例】 ■：導入有、その効果を個票に記載 □：導入有、その効果は不明または非公表 上記以外：導入の有無については不明
スマートフォンを用いた「AI による道路損傷検知サービス」 ・RoadManager 損傷検知は、 道路管理者/舗装・建設会社/建設コンサルタント向けのスマートフォンを用いた「AI による道路損傷検知サービス」。 ・スマートフォンで撮影した画像から当団体開発の AI を用いて路面の損傷を検知し、Web ダッシュボードで地図とともに表示することで、街のどこに損傷箇所があるのか、それぞれの路線の評価を実施し、どこを補修すれば良いのか判断する手助けを行う。 ・また損傷画像と損傷情報を帳票として印刷でき、現場での指示にも活用可能。	My City Report コンソーシアム（R7.3 掲載）	◎							■
区画線維持管理に向けた摩耗度解析 摩耗度解析システム「HAKURI」を使って一般に市販されているドライブレコーダー（GPS 対応）の動画を解析することで区画線の剥離度を５段階で評価して地図上(QGIS 等)に表示するサービス。	株式会社プロネット（R7.3 掲載）	◎							□
ドライブレコーダーを用いた道路劣化 AI 診断サービス「くるみえ for Cities」 道路パトロール車両等にドライブレコーダーを設置し、自動で映像収集～路面の損傷（ポットホール、ひび割れ率・IRI・わだち掘れ量・MCI 等）を AI 判定～Web システムから結果を閲覧いただくことができ、道路巡視・維持管理業務を支援するサービス。	日本電気株式会社（NEC）（R8.3 掲載）	◎							■
AI を活用した区画線健全度調査 走行車両によりスマートフォンで撮影した画像データと AI 技術を活用し、対象地域内における区画線の健全度を調査	宮川興業株式会社、長岡技術科学大学（R8.3 掲載）	◎							■
② 清掃									
③ 除草									
土木施設の雑草対策　～ロボットを活用した取組み事例～ 維持管理費の増加、建設業界全体の担い手不足、地域除草協力団体の高齢化による減少など、雑草対策が抱える課題の解決策として、令和 3 年度から、従来の肩掛け式人力除草から除草作業の全自動化に取り組んでいる。	静岡県浜松市（R8.3 掲載）			◎					
草刈り低減に防草を意図した歩車道境界ブロック 維歩車道境界ブロックに防草機能を付加したプレキャストコンクリート「防草ブロック」の活用によって人力による草刈り作業を低減する。したがって、草刈り機械の使用が抑制されることで、CO2 排出量が削減される。また、交通量が多く除草作業による交通規制が難しいエリアや景観維持などにも有効。	全国防草ﾌﾞﾛｯｸ工業会(jWBA)（R8.3 掲載）			◎					■
防草技術を付加したコンクリート二次製品凸型 コンクリート構造物に設けた台形状の突起によって雑草の根の伸長が止められるとともに、更に突起と舗装部とがしっかり噛み合うため根が成長するすき間（スペース）を作らないので、防草が図られる	日本雑草防止工法研究会（東栄コンクリート株式会社）（R8.3 掲載）			◎					■
防草技術を付加したコンクリート二次製品（V 型） 境界ブロックと隣接するアスファルト舗装層との境界部分に、防草機構を設ける事により、雑草の発生・成長を抑制し、除草作業の低減、通行安全性、景観の向上を図る	BS ブロック工業会（((株）丸万コンクリート）（R8.3 掲載）			◎					□

１．新技術を用いた取組	実施自治体 開発会社	効率化が期待される管理行為 【凡例】◎：主要な効果、○：副次的効果 巡回（路面監視含む）	清掃	除草	剪定	除雪	維持全般	その他	他の自治体への導入実績とその効果　【凡例】 ■：導入有、その効果を個票に記載 □：導入有、その効果は不明または非公表 上記以外：導入の有無については不明
④　剪定									
街路樹管理台帳のデータベース化 街路樹の位置情報、樹種、大きさ、街路樹診断カルテ、管理履歴などを一括して管理するデータベースを構築し、効率的な街路樹管理を行う。	東京都 （R5.4 掲載） （R7.3 更新）				◎				
⑤　除雪									
⑥　維持全般									
⑦　その他									
タブレット端末を使用した橋梁点検システムの活用 道路法に基づき実施する橋梁定期点検において、タブレット端末に内蔵した橋梁点検システムを活用し、点検を実施。（交通量が少なく、構造が比較的単純な小規模橋梁が対象） 従来、橋梁点検を建設コンサルタントに委託していたが、本取り組みではタブレットの活用により業務の簡便化が図られることから、点検経験の少ない地元の建設業者に委託することが可能。	新潟県新潟市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）							◎ （橋梁）	□
AI 橋梁診断支援システム(Dr.Bridge®)を用いた小規模橋梁（コンクリート部材）の AI 橋梁簡易点検の導入による橋梁点検費用の低減 橋梁のコンクリート部材の写真と諸元情報から AI が健全度及び劣化要因を自動診断することで、点検技術者による診断を支援するシステム。	㈱日本海ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ、BIPROGY㈱ 石川県七尾市他 （R5.4 掲載） （R7.3 更新）							◎ （橋梁）	■
法定点検対象施設の点検補修結果データをクラウド上において管理 施設の施設諸元、定期点検結果、補修履歴などのデータを一元化したクラウド型データシステム上で管理。 施設完成時から現在までの、点検・診断・補修履歴をタイムラインで表示でき、過去に実施した点検記録とリンクしているため、点検時の内容を確認することができる。	福井県 （R3.6 掲載） （R7.3 更新）							◎ （データ管理）	□
AI 技術による CCTV カメラ画像からの交通障害自動検知システム CCTV カメラ映像から、冬期の雪害期間におけるスタック車両の発見や、自動車専用道路における事故発生を検知するための AI 技術を導入する。	近畿地方整備局ほか （R4.4 掲載）							◎ （交通監視）	
“Audin AI” を用いたカーブミラー/標識等の台帳整備 地域社会インフラの画像データを用いて AI による台帳整備・劣化診断を行うクラウドサービス “Audin AI” により、道路構造物の台帳整備を実施し、今後の設備管理の効率化を実現。	株式会社 NTT フィールドテクノ （R7.3 掲載）							◎ （ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ、標識等	□
「空洞ポテンシャルマップ」を活用した道路陥没対策 道路陥没対策を「藤沢市道路舗装修繕計画」に位置付け、平成２７年度から主要道路の路面下空洞調査を開始。 平成２９年度から令和６年度にかけて「藤沢市空洞ポテンシャルマップ」を開発・高度化。	神奈川県藤沢市 （R8.3 掲載）							◎ （陥没対策）	

２．ボランティアや民間団体等と連携した取組等	実施自治体 開発会社	効率化が期待される管理行為 【凡例】◎：主要な効果、○：副次的効果 巡回（路面監視含む）	清掃	除草	剪定	除雪	維持全般	その他	他の自治体への導入実績とその効果　【凡例】 ■：導入有、その効果を個票に記載 □：導入有、その効果は不明または非公表 上記以外：導入の有無については不明
①　巡回									
県民参加の無償ボランティア活動による地域の道路を地域で見守る制度 県民参加の無償のボランティア活動として、「社会基盤メンテナンスサポーター」に登録して頂き、普段利用している道路の舗装や側溝などの損傷や、落石、穴ぼこ等緊急対応を要する道路の異常箇所について情報提供をしていただく。（社会基盤メンテナンスサポーター）	岐阜県 （R3.6 掲載） （R7.3 更新）	◎							□
道路の一定区間を定常的に通行する方からの異常通報の登録制度（マイロード登録者制度） 通勤、通学、買い物、営業活動などで通行する個人又は団体に、通行途中に道路の穴ぼこや側溝蓋の破損など、通行の支障になる状態を見つけた場合に、速やかに各土木事務所まで連絡をしていただくボランティア制度	滋賀県 （R3.6 掲載）	◎							
維持管理業をシルバー人材センターへ委託 シルバー人材センターへの道路保守管理業務として、維持管理全般（軽作業）を委託している	三重県いなべ市 （R3.6 掲載） （R6.4 更新）	◎	○	○	○	○		○ （交通監視）	
道路パトロール及び除草をシルバー人材センターへ委託 道路パトロール及び軽微な除草等に関して、シルバー人材センターと業務委託契約し、作業及び補修等を実施している。	熊本県宇土市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）	◎		○					□
②　清掃									
住民団体等による清掃美化活動に対する支援 住民や企業など道路の清掃美化活動を行うボランティア団体に対し、県と市町村が支援するもの。（彩の国ロードサポート制度）	埼玉県 （R3.6 掲載） （R7.3 更新）		◎						■
地域住民による道路清掃・美化活動に対する表彰制度 市民生活に欠かせない身近な道路について、道路愛護意識の高揚を図るため各地区から報告のあった道路清掃状況を広報のべおかと併せ市内全域の区長へ毎月報告している。 また、他の模範となる顕著な功績のある団体・個人に対して市長表彰を行っている（ふれあいロード事業）。	宮崎県延岡市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）		◎					○ （道路愛護の意識向上）	
③　除草									
草刈りを実施した地元自治会等に対する報奨金制度 市の管理する市道沿いの草刈りを実施した地元自治会等に対し、報奨金を交付する事業。（市道草刈奨励事業）	宮崎県延岡市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）			◎				○ （道路愛護の意識向上）	■
住民団体等への草刈り業務委託制度 自治会等の団体と委託業務契約を行い、県が管理する道路の草刈を実施する。 県は草刈りの面積に応じた委託金額を支払い、また、必要に応じて、ヘルメットやバリケード等の安全施設の貸し出しを行う。	岩手県 （R3.6 掲載） （R6.4 更新）			◎					
地域住民団体等に対する道路維持管理の委託（滋賀県道路愛護活動事業） 県が管理する道路の植栽施設や路肩の維持管理をするにあたり、地域の団体などに委託して道路の植栽管理や路肩の除草をお願いする事業	滋賀県 （R3.6 掲載）		○	◎	○				
除草作業等を地域住民へ委託 県管理道路の草刈り及び側溝清掃（基本的に比較的作業が簡易な蓋無しＵ型側溝及び三角側溝）を、地域の人たちに委託する。 『地域委託』は、県と地域の団体等と委託契約を結び、草刈り費用として、実費程度を支払っている。 また、作業中の万一の事故に備えて「傷害・賠償責任保険」に加入している（高知県土木部道路課が一括して加入（掛け金は高知県が負担）））	高知県 （R3.6 掲載）			◎					
④　剪定									
街路樹維持管理指針 ・緑の基本計画などと整合を図りつつ、公園など沿道の緑や周辺のまちづくりの視点も取り入れ、より快適な通行空間を形成する道路の緑づくりに取り組むために策定。 ・街路樹の現状や課題の整理、目指す街路樹像と取り組みの方向性を示す「取り組み方針編」と、具体的な手法を示す「実務編」で構成。	東京都足立区 （R7.3 掲載）				◎			○ （樹木診断）	
街路樹管理マニュアル 街路樹は、道路景観の向上や沿道環境、自然環境の保全等を目的に道路空間に植栽されているが、植栽後の成長により見通し阻害や交通障害、照明や標識の機能阻害を及ぼす場合があるため、街路樹の目的をふまえつつ道路利用者が安全に通行できる環境整備を優先に、腐朽しにくい樹木管理を前提とした、街路樹管理を予算の範囲内で取り組んでいる。	関東地方整備局 （R7.3 掲載）				◎				
⑤　除雪									
除雪機械の１人乗り化 札幌市では、都市部の除雪作業が多いことから、作業上の安全確保のためオペレータのほかに助手を同乗させ 2 名での作業を行っていたが、除雪従事者の減少対策の一つとして、札幌市で 2018 年から 10 カ年の新たな雪対策の基本計画として策定された「札幌市冬のみちづくりプラン 2018」等に基づき、ICT 等の先進技術を活用することにより、オペレータ 1 名で安全な作業が可能となる「除雪機械の１人乗り化」に取り組んでいる。	北海道札幌市 （R7.3 掲載）					◎			

２．ボランティアや民間団体等と連携した取組等	実施自治体 開発会社	効率化が期待される管理行為 【凡例】◎：主要な効果、○：副次的効果							他の自治体への導入実績とその効果　【凡例】 ■：導入有、その効果を個票に記載 □：導入有、その効果は不明または非公表 上記以外：導入の有無については不明
		巡回 （路面監視含む）	清掃	除草	剪定	除雪	維持全般	その他	
⑥　維持全般									
地域住民・団体や企業等の自発的なボランティア活動に対する支援 地域住民・団体や企業等の自発的なボランティア活動により、道路の一定区間を定期的に清掃、除草、除雪などの道路維持管理を行っていただく。（ぎふ・ロード・プレーヤー）	岐阜県 （R3.6 掲載） （R7.3 更新）						◎		
地域住民による歩道等の自主管理に対する交付金制度 地域住民やNPO団体、または企業の方などが市道における歩道等の清掃・点検及び植樹帯の除草及び中低木管理、側溝清掃等の自主管理活動を定期的に行っていただくことに対して市から交付金を支給し、自主管理活動を支援するもの。	大阪府箕面市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）						◎		
企業等が維持管理に参画するボランティア制度（美知メセナ制度） 道路の清掃や植栽の剪定、歩道の除雪等をお願いし、実施いただくボランティア制度	滋賀県 （R3.6 掲載）						◎		
包括的民間委託 包括的民間委託の特徴である「包括的な契約による経費の削減」、「複数年度契約によるスケールメリット」、「性能発注方式による民間事業者のノウハウの活用」により、市民サービスの向上及び管理経費増大の抑制を目指す。	東京都府中市 （R8.3 掲載）						◎		
⑦　その他									
自治会等との協働による道路整備 普段利用している市道や里道が地域の共有財産であるとの考えのもと、地域住民と市との協働と共汗により、市道の簡易な改良工事を行なう事業。（協働・共汗（きょうかん）みちづくり事業）	宮崎県延岡市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）							◎ （修繕全般）	
デジタルサイネージによる広告収入を活用した維持管理費の削減 日本橋地下歩道整備に伴う、地域団体等との官民連携した維持管理運用体制構築に向けた調整を行い、地下歩道内で広告収入を活用して維持管理費縮減を目指す。	関東地方整備局 （R4.4 掲載）							◎ （広告収入による維持管理費削減）	

３．地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）等	実施自治体 開発会社	効率化が期待される管理行為 【凡例】◎：主要な効果、○：副次的効果							他の自治体への導入実績とその効果　【凡例】 ■：導入有、その効果を個票に記載 □：導入有、その効果は不明または非公表 上記以外：導入の有無については不明
		巡回 （路面監視含む）	清掃	除草	剪定	除雪	維持全般	その他	
①　広域連携（水平）									
技術者不足を「地域連携×橋梁包括 PPP」で解決（橋梁メンテナンスの効率化、技術補完の表現） 「地域連携×橋梁包括 PPP」 地域連携を伴った橋梁メンテナンス【点検・計画・設計・工事（発注支援・工事管理）】の包括的民間委託	奈良県宇陀市 （R8.3 掲載）							◎ （道路等）	
②　広域連携（垂直）									
戦略的インフラマネジメントに関する県・市・町による垂直連携 人口減少の進展、将来の財政負担軽減などの観点からインフラの利用状況を踏まえた総量の削減を目的とした道路（橋梁）に関する包括的な業務実施	和歌山県 （R8.3 掲載）							◎ （道路等）	
道路等を対象とした市・県一体型の包括的民間委託 県市が一体となり、道路等のインフラを包括的に管理することにより、将来にわたり持続可能な社会の構築を目指し、以下を目標に新な制度設計を進める。	静岡県下田市 （R8.3 掲載）							◎ （道路）	
③　他分野連携									
維持管理に関する直営作業の包括的民間委託 平成 29 年度より、管理道路及び河川の維持管理業務（小規模修繕、清掃、除雪等）を一括して実施する包括的民間委託を導入。 従来、直営で実施していた維持管理業務を民間へ性能規定発注することで、業務負担及び経費の削減を図り、効率的な維持管理対応及びサービス水準の向上を図る。	北海道津別町 （R8.3 掲載）							◎ （道路、河川）	
社会資本に係る包括的維持管理業務委託 複数分野のインフラの日常的な維持管理を民間事業者へ委託。市民からの通報受付～巡回～実施判断～現地対応まで一連の流れを包括的に実施。 平成 26 年度に包括的民間委託の導入検討に着手し、平成 29 年度から一部地域における試行を行い、その後順次拡大し令和 6 年度から市内全域で導入。	新潟県三条市 （R8.3 掲載）							◎ （道路、公園、水路等）	
④　広域連携（水平）及び他分野連携									
戦略的インフラマネジメントに関する水平連携 広域的に取組み、円滑な業務委託の発注と、インフラの適切な維持管理を可能とする。市道及び町道のみならず、農林道を含めて点検補修を包括的に取り組むことにより、スケールメリットを拡大させ、コスト抑制を図る。	島根県益田市 （R8.3 掲載）							◎ （道路、トンネル等）	

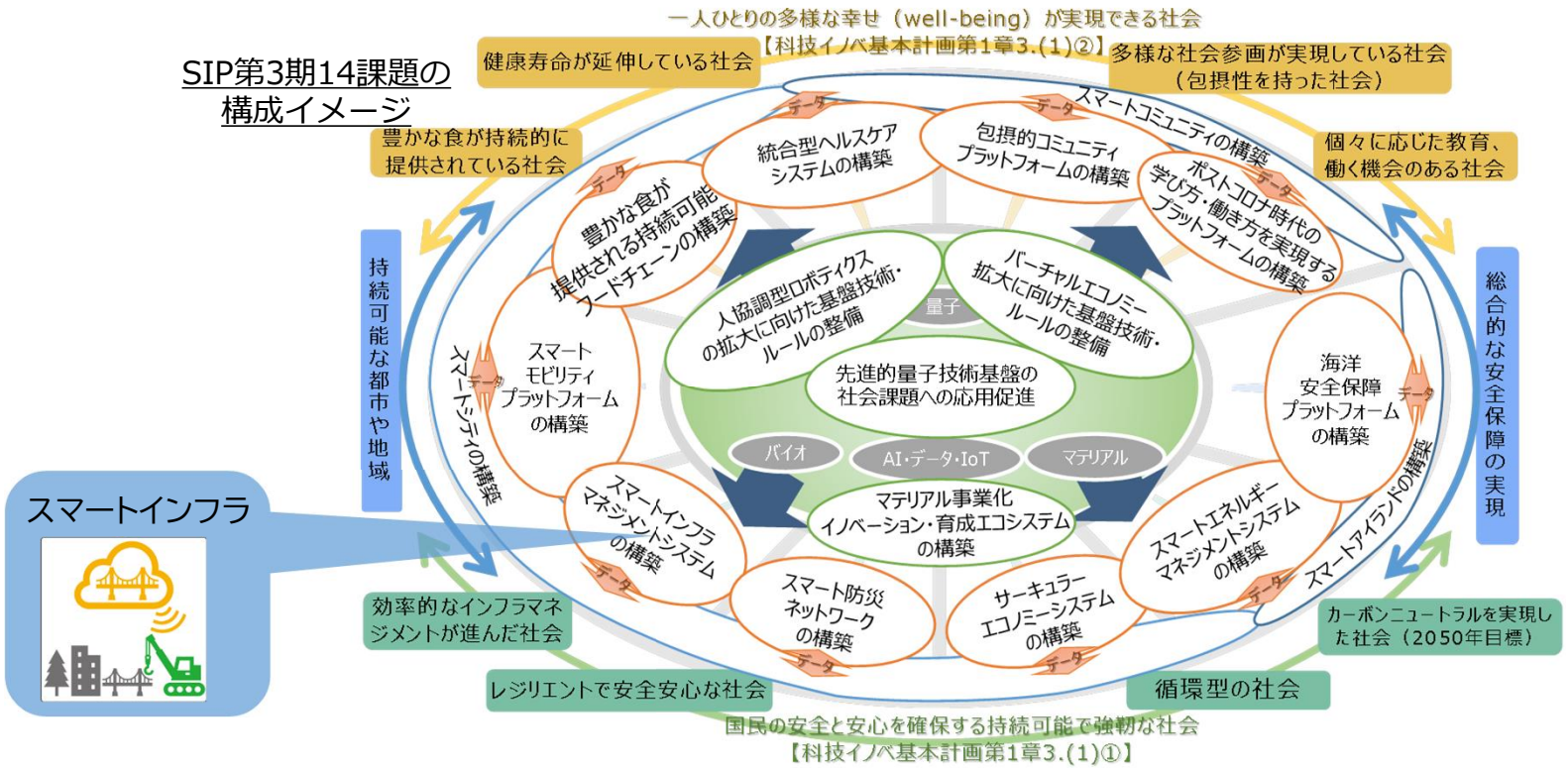
※R3.6 掲載の事例は、R2 年に収集した地方公共団体の取り組み
※R4.4 掲載の事例は、R3 年度の直轄国道等の取り組み
※R5.4 掲載の事例は、R4 年に収集した地方公共団体の取り組み
※R6.4 に掲載事例の分類見直しを実施・一部事例に導入自治体の有無を追加
※R7.3 に掲載事例の大分類（「１．新技術を用いた取組」、「２．ボランティアや民間団体等と連携した取組等」）の一部表現を変更。他の自治体への導入実績とその効果についても、一部表現を変更。
※R8.3 に掲載事例の大分類として「３．地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）等」を追加し、該当する計 6 事例を追加
※掲載後に更新があった事例は、最新の更新年月を表記

戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）

Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program

- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）は、内閣府総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮して、府省の枠や旧来の分野を超えたマネジメントにより、科学技術イノベーション実現のために創設した国家プロジェクト
- 基礎研究から社会実装までを見据えて研究開発を一気通貫で推進し、府省連携による分野横断的な研究開発等に産学官連携で取り組むプログラム

SIP第3期14課題の構成イメージ



【SIP3 スマートインフラ】プロジェクト概要

SIP 第3期（2023～2027年）

スマートインフラマネジメントシステムの構築

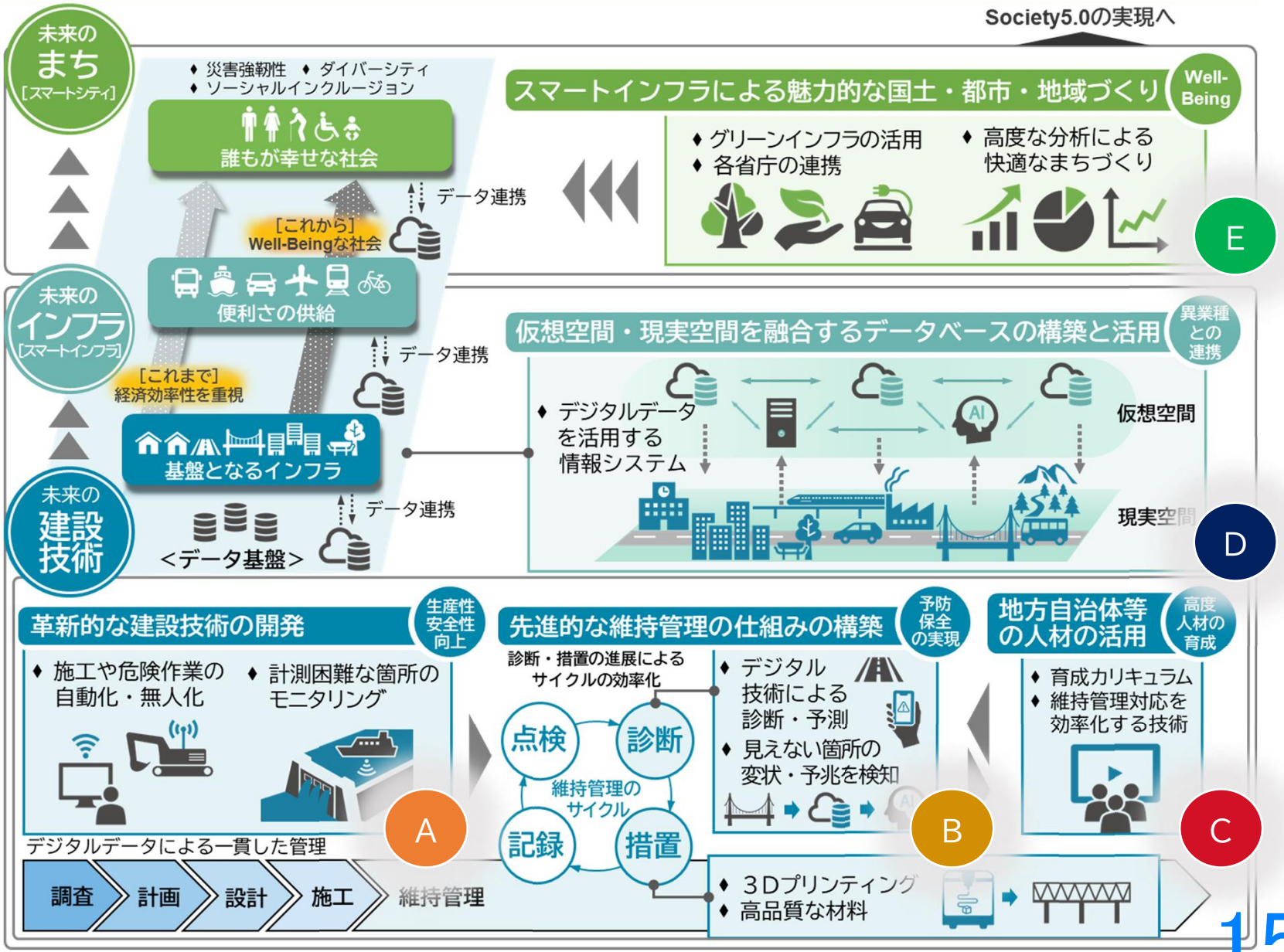
目標とする未来社会である Society 5.0 の実現を目指し、「**未来の建設技術**」、「**未来のインフラ**」、「**未来のまち**」をアウトプットとして常にイメージし、わが国の膨大なインフラ構造物・建築物の老朽化が進む中で、**デジタル技術により、持続可能で魅力的・強靭な国土・都市・地域づくり**を推進するシステムの構築を目指す。



SIP第3期ロゴ
（スマートインフラマネジメントシステムの構築）

プログラムディレクター（PD）	**久田　真**（東北大学）
研究推進法人	**土木研究所**（国立研究開発法人）
事務局	**内閣府**
連携府省	**国土交通省、農林水産省、環境省、文部科学省**

プロジェクト全体のサブ課題構成



研究開発テーマ（５つのサブ課題）

スマートインフラマネジメントシステムの構築

【A】革新的な建設生産プロセスの構築	【B】先進的なインフラメンテナンスサイクルの構築	【C】地方自治体等のヒューマンリソースの戦略的活用	【D】サイバー・フィジカル空間を融合するインフラデータの共通基盤の構築と活用	【E】スマートインフラによる魅力的な国土・都市・地域づくり
a-1：建設生産プロセス全体の最適化を実現する自動施工技術の開発	b-1：デジタル技術を活用した診断・評価・予測技術	c-1：地方公共団体におけるインフラマネジメントの効率化技術	d-1：デジタルツイン群の構築のためのインフラデータベースの共通基盤の開発	e-1：魅力的な国土・都市・地域づくりを評価するグリーンインフラに関する省庁連携基盤
a-2：人力で実施困難な箇所のロボット等による無人自動計測・施工技術開発	b-2：構造物内部や不可視部分などの変状・予兆の検知技術			e-2：EBPMによる地域インフラ群マネジメント構築に関する技術
a-3：トンネル発破等の危険作業の自動化・無人化に係る研究開発	b-3：補修・補強技術の高度化			

サブ課題A：革新的な建設生産プロセスの構築
建設現場の飛躍的な生産性・安全性向上のため、施工の自動化・自律化に向けた技術開発に官民協働で取組む。

サブ課題B：先進的なインフラメンテナンスサイクルの構築
メンテナンスサイクルをデータ共通基盤やデジタルツイン技術と連携してハイサイクル化することにより、イノベーションの加速化を促し、革新的維持管理を実現する。

サブ課題C：地方自治体等のヒューマンリソースの戦略的活用
人材育成・教育にかかる全国レベルの共通基盤により、多様なスキルを持つ人材の参入、リカレント、リスキリングを促進し、労働力不足の解消と質的向上を図る。

サブ課題D：サイバー・フィジカル空間を融合するインフラデータベースの共通基盤の構築と活用
プラットフォーム間の連携、シミュレーションのためのモデル化、デジタルツイン群の連携のためのデータ変換・統合、及びそれらの一連のプロセスの自動化を研究開発する。

サブ課題E：スマートインフラによる魅力的な国土・都市・地域づくり
国土・都市・地域の社会経済活動を支えるインフラのwell-beingや災害強靭性を確保するため、グリーンインフラやEBPMによる地域マネジメント等を研究開発する。

SBIRフェーズ3基金事業（中小企業イノベーション創出推進事業）について

SBIR制度の抜本拡充

令和4年度補正予算額　2,060億円
（うち、国交省303.1億円）

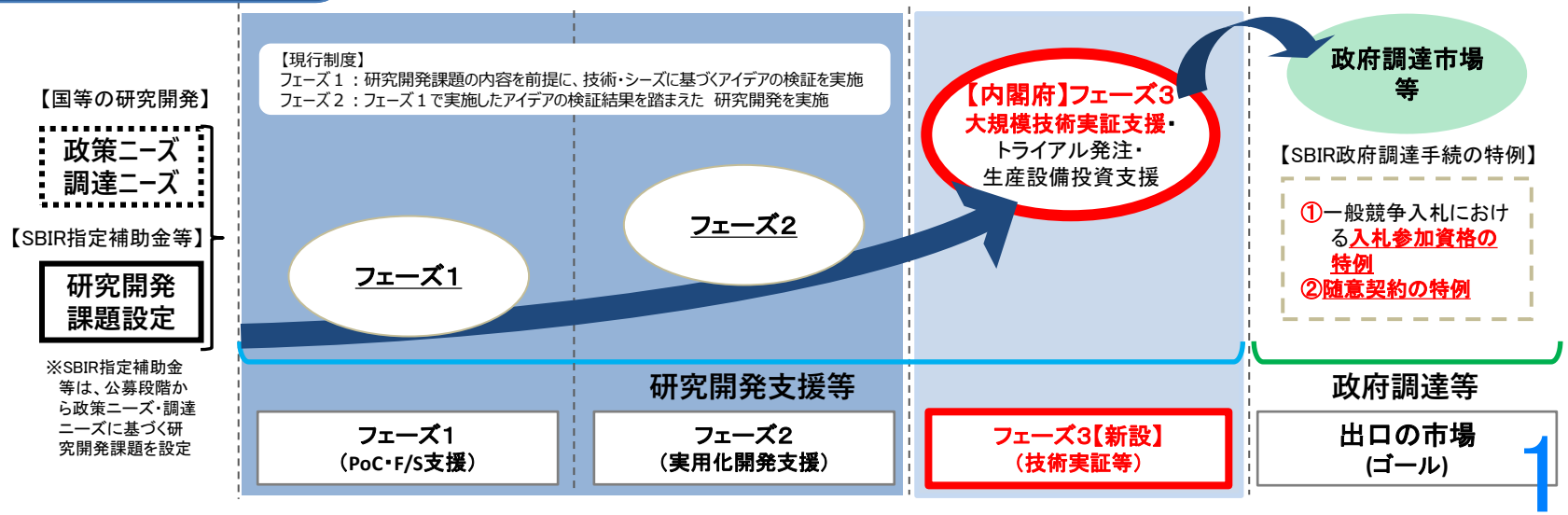
施策の目的

スタートアップを育成する際、公共調達の活用が重要であり、公共調達を見据えた技術開発支援であるSBIR制度（Small/Startup Business Innovation Research）に基づく「指定補助金等」の対象・規模を抜本的に拡充。

施策の概要

ビジネスアイディアの FS 調査段階（「フェーズ１」）、実用化に向けた研究開発段階（「フェーズ２」）の支援の拡充に加え、新たに先端技術分野における大規模技術開発・実証段階（「フェーズ３」）も支援対象に追加する。

施策の具体的内容



SBIR・フェーズ3　採択プロジェクト一覧

分野①　災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的なインフラマネジメントに向けた技術の開発・実証

公募テーマ	採択課題	実施主体
デジタルツインを活用した公共構造物（道路・河川）の維持管理手法の技術開発・実証	● 簡便な３次元計測機器を用いた自治体の中小構造物の状況把握・維持管理手法の開発	（株）ベイシスコンサルティング
	● 橋梁・トンネル・道路等インフラメンテナンスのためのデジタルツイン・プラットフォームのシステム及びインフラ基盤の開発・実証・商用化	（株）ＳＹＭＭＥＴＲＹ
	● 災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的なインフラマネジメント技術の開発・実証	エアロセンス（株）
	● 「事後保全」から「状態監視保全」へ次世代水空ドローンによる河川状態監視と保全プロジェクト	（株）プロドローン
	● 地方自治体を対象としたＤＳ活用型道路インフラメンテナンスサイクルの支援	（株）ｅｎ
	● 公共構造物（道路・河川）の効率的な維持管理のための全自動３Ｄモデリング技術の開発	ＤａｔａＬａｂｓ（株）
都市デジタルツインの技術開発・実証	● ３Ｄ都市モデル自動作成・自動更新システムの開発及び実証	（株）リアルグローブ
	● ＡＩ技術を活用した高精度デジタルツインの構築	（株）スペースデータ
	● ３Ｄ都市モデルに対応した次世代ＷｅｂＧＩＳエンジンの開発と社会実装	（株）ユーカリヤ
次世代機器等を活用した河川管理の監視・観測の高度化に資する技術開発	● 低コスト浸水センサの技術開発及び安定供給事業	ゼロスペック（株）
	● 人工衛星と物理モデルを用いた次世代洪水・土砂災害予測システムの開発	（株）Ｇａｉａ Ｖｉｓｉｏｎ
	● ＳＡＲ衛星データを活用した浸水・土砂災害支援システム構築	衛星データサービス企画（株）
次世代機器等を活用した道路管理の監視・観測の高度化に資する技術開発	● 中性子線を活用したコンクリート橋の塩分濃度非破壊検査装置の開発、高度化、実用化	（株）ランズビュー
	● しなやかな都市インフラ管理を支えるデジタル基盤の構築	（株）アーバンエックステクノロジーズ
	● 舗装・橋梁の日常管理の効率化と災害時対応の迅速化に向けた技術開発およびサーバー実装	（株）スマートシティ技術研究所
	● 道路インフラ向けＩｏＴマルチセンシング式接合部計測型締結デバイスによる健全性遠隔モニタリングシステムの開発事業計画	（株）ＮｅｊｉＬａｗ
	● ＳＡＲ衛星データを活用した道路点検支援システムの構築	衛星データサービス企画（株）
	● ＨＤマップを活用した小型ＳＡＲデータ位置情報の高精度化による道路管理の効率化	ダイナミックマッププラットフォーム（株）
	● ＡＩカメラと自動車プローブデータの融合による全国リアルタイム交通流分析システム	ＬｏｃａｔｉｏｎＭｉｎｄ（株）

事　務　連　絡
令和７年４月３０日

各地方整備局　道路部　道路工事課長　殿
道路管理課長　殿
北海道開発局　建設部　道路建設課長補佐　殿
道路維持課長補佐　殿
沖縄総合事務局　開発建設部　建設工務室長　殿
道路管理課長　殿

道路局　国道・技術課　企画専門官（新技術）
企画専門官（改築）
道路メンテナンス企画室　課長補佐

SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）推進にあたっての現場試行への協力について（依頼）

SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）は、基礎研究から社会実装までを見据えて研究開発を一気通貫で推進し、府省連携による分野横断的な研究開発等に産学官連携で取り組むプログラムであり、道路局では、本研究開発課題の一つである「スマートインフラマネジメントシステムの構築」において、推進委員会に参画するなど研究開発の推進に取り組んでいるところである。

今後、本省及び地方支分部局等が一体となって、研究開発を推進していくため、下記のとおり対応されたい。

記

1. 依頼内容
- SIP の研究開発に係る現場試行について、国土交通省直轄工事の受注者等より提案がなされた場合には、積極的に協力するとともに、提案の詳細について報告をお願いしたい。
- 本省より個別工事における現場試行を依頼する場合は、協力をお願いしたい。

2. 対象とする研究開発テーマ
- SIP第３期の１４課題のうち、「スマートインフラマネジメントシステムの構築」における道路関係の研究開発テーマ

3. 現場試行に係る費用
- 工事の受注者等より、現場試行に係る提案・協議があった場合、試行に伴う費用の増加については、SIPの研究開発費での対応となるため、「承諾」により実施するものとする。なお、当該テーマに係る技術を、事業推進上のニーズに合致するものとして、発注者が「指示」することにより採用することを妨げるものではない。

4. 問合せ・報告先
道路局　国道・技術課　技術企画グループ　企画専門官　本村　（内線 37862）
道路技術係長　東川　（内線 37866）

SIP スマートインフラマネジメントシステムの構築　研究題目（小テーマ）一覧　（道路局関係抜粋）

サブ課題	研究開発責任者	研究開発テーマ		テーマリーダー	小テーマ	研究題目（小テーマ）	研究概要	主たる共同研究者	主たる研究者の所属
A 革新的な建設生産プロセスの構築	東京大学 永谷圭司　特任教授	a-3	トンネル発破等の危険作業の自動化・無人化に係る研究開発			無線電子雷管システムの無線環境把握・解析・信頼性向上・通信方式の研究開発	①無線電子雷管システム信頼性向上のための無線伝搬解析・実測による解析補正技術の研究開発、②無線電子雷管システム安全性・信頼性向上のための通信方式の研究開発、③トンネル発破現場における無線環境把握技術の研究開発を行う。	藤井 威生	国立大学法人 電気通信大学
						無線電子雷管システムの開発，雷管の安全性検証	①無線電子雷管システムの通信信頼性向上に向けた研究開発、②無線電子雷管システムの安全性向上に向けた研究開発、③無線電子雷管システムの社会実装に向けた研究開発を行う。	小倉 俊幸	日油株式会社
						無線電子雷管の模擬トンネルでの実験検証ならびに社会実装の手法検討	無線電子雷管の実用化に必要な安全性・信頼性に関わる検証項目ならびに検証方法を検討する。また、無線電子雷管の安全性，生産性等を評価するための手法を検討し、既往技術に対する優位点を明確化することにより，社会実装の促進を図る。	寺戸 秀和	一般社団法人 日本建設機械施工協会
						爆薬機械装填システムに用いる無線電子雷管の開発	①機械装填技術に耐え得る無線電子雷管システムの開発、②海外事例等の調査により、本開発の可能性、優位性の明確化、③競争領域にて研究開発される機械装填システムにおける無線電子雷管への要求性能の調査・試験の実施、④無線電子雷管仕様の標準化（法規制・自主規制ルール、積算）を行う。	杉本 憲一	株式会社熊谷組
						無線電子雷管を用いた発破システムの最適化	開発する無線電子雷管、並びに発破システムに求める要求性能を明確にし、実現場での使用に耐えうる製品となるよう使用者側からの意見を研究に組み込む。具体的には製品の形状、作業員の取り扱い操作性、実現場条件での耐久性、安全性等があげられ、あらゆる山岳トンネル工事において使用が可能な技術の確立を目指す。	宮本 真吾	大成建設株式会社
						装薬の自動化を見据えた無線電子雷管仕様および取扱方法の確立	自社で開発を進めている自動装薬システムによる装薬検証を行い、無線電子雷管を社会実装するにあたっての評価や標準化を行う。具体的には実際の現場使用条件において自動化に適した無線電子雷管仕様の決定や、無線電子雷管の取り扱い方法や教育体制など現場で取り扱う際のマニュアル作成を行う。	水谷 和彦	前田建設工業株式会社
B 先進的なインフラメンテナンスサイクルの構築	東京大学 石田哲也 教授	b-1	デジタル技術を活用した診断・評価・予測技術	東京大学 高橋佑弥　准教授	b-1-1	マルチスケール・マルチフィジックス解析システムを用いた構造物のハイサイクルシミュレーション技術の開発とインフラメンテナンスサイクルの高度化	マルチスケール・マルチフィジックス解析システムを用いたハイサイクルシミュレーション技術により、劣化状況や予算状況に適した補修・補強方法を提案するマネジメント手法を確立し実証・実装を進める。	石田哲也教授、高橋佑弥准教授	東京大学大学院工学系研究科
								森下　真行	前田建設工業株式会社
								齊藤　成彦	山梨大学
					b-1-2	腐食劣化が進行したPC長大橋へのデジタルツインの試行とその効用の評価	光ファイバーを用いたリアルタイム監視・診断技術の開発、高出力 X 線と漏洩磁束法を用いた非破壊検査による内部鋼材の腐食破断箇所の推定、載荷試験および非破壊検査の劣化情報用いた 3 次元デジタルモデルによる構造解析・耐力等の構造性能評価、を実施する。また、解体調査で得られる正確で詳細な劣化情報を用いた 3 次元デジタルモデルと、非破壊検査等の結果を用いたモデルの相互比較を実施する 。	田中　泰司	金沢工業大学
				日本大学 石橋寛喜　専任講師	b-1-6	国・県・市町村における橋梁メンテナンスサイクルの高度化	①気象・環境・橋梁点検・諸元データに基づく機械学習による橋梁の劣化予測技術、②人流シミュレーションによる橋梁の重要度（社会影響度）評価技術、③モニタリング技術を活用した橋梁の措置方法同定技術の3技術を構築する。	岩城一郎教授、石橋寛喜専任講師	日本大学工学部工学研究所
						小規模自治体における橋梁メンテナンスサイクルの高度化	①住民による簡易点検データを収集するアプリケーションの開発、②住民の点検結果も含めた橋梁の維持管理に関わるデータを集約するデータプラットフォームの開発及びその実装を行う。	岩城一郎教授、浅野和香奈客員研究員	日本大学工学部工学研究所
								井林　康	長岡工業高等専門学校
				名古屋大学 中村光　教授	b-1-7	コンクリート構造物の表層近傍の物理的・化学的劣化の劣化予測技術の開発※ ※ 研究開発体制上はb-2	①診断、劣化予測の教師データとなる物理的及び化学的な劣化の時間的な進展を模擬した供試体を作成する。②レーザー打音装置及び遠隔LIBSの2種類の遠隔検査装置から得られるコンクリートの振動データ及び組成データに基づき、コンクリートの劣化診断と5年後の劣化状態の予測する技術及び予測結果をデジタルツイン内で共有するシステムを開発する。	中村　光	名古屋大学
								戸本　悟史	株式会社建設技術研究所
		b-2	構造物内部や不可視部分などの変状・予兆を検知する技術	東京大学 水谷司　准教授 ／ 日本大学 前島拓　専任講師	b-2-1	センシング技術とデジタルデータを活用したデータ駆動型舗装メンテナンスシステムの構築	膨大な舗装ストックに対する効率的な舗装メンテナンスサイクルの実現を目指し、関東・東北地方整備局管内の直轄国道（主に4号）において各種非破壊検査および開削調査を実施し、開発技術を統合した路盤層以下の損傷度評価技術を構築するとともに，MWDを中心とした路盤損傷予測モデルの実装を図る。	岩城一郎教授、前島拓専任講師	日本大学工学部工学研究所
								内藤　英樹	東北大学
								久保　栞	香川大学
					b-2-2	車載型地中レーダー・ LiDAR統合解析による大規模道路インフラ内部の高速三次元可視化	車載型のマルチチャンネル三次元地中レーダーおよびLiDAR（レーザー測距技術）で、サイバー空間上に世界初となる高解像度の道路インフラごく表層から内部までの異常や構造の高解像度可視化情報を大規模に構築する。	水谷　司	東京大学　生産技術研究所
					b-2-3	リモートセンシングによるインフラのモニタリング技術	インフラ等の健全度を診断し、未然に事故を防ぐべく、計測の均一性・広域性をもつリモートセンシングで危険度の高い場所をあぶり出し、従来の測量に加えて最先端の近接計測機器を用いたセンシング技術と融合させ、インフラ等の変状・予兆の検知に寄与する技術を確立する。	竹内　渉	東京大学　生産技術研究所
					b-2-4	電磁的手法による吊材ボルトの劣化損傷検出手法の開発	①インダクションコイル等に基づく装置の開発による電磁的手法でボルトの劣化部位を簡易に検出できる手法を構築する。②AIを用いてボルト頭部写真画像より劣化個所を抽出する手法を開発・実装する。	塩谷　智基	京都大学
					b-2-5	移動式たわみ測定装置（MWD）を用いた舗装内部の健全度評価技術の開発	①路面性状データから早期劣化区間を抽出し、②FWD計測結果から粒状路盤の損傷状況を直接的に評価する手法について検討するとともに、③早期劣化区間におけるアスコン層の層間はく離や砕石路盤のポンピングによる材料劣化状況・メカニズムを開削調査や電磁波レーダを活用した非破壊検査によって確認し、ひび割れ損傷箇所に対する予防保全対策技術の開発を行う。④FWDとMWDのたわみの一致度・解析精度の向上を図ることで、路面性状調査と同様にネットワークレベルでの舗装の構造的健全度調査を可能とする技術開発を行う。	竹内　康	東京農業大学
					b-2-6	高出力Ｘ線を用いたコンクリート構造物内部の透視技術の開発	可搬型の電子線加速器を用いた高エネルギー・高出力X線源を利用することで、通常のX線チューブによる非破壊検査では観測不能な厚いコンクリートでも透視する技術を開発する。	石田　哲也	東京大学大学院工学系研究科
					b-2-7	中性子線による非破壊検査技術の開発と社会実装	中性子線による床版内部や斜張橋ケーブル定着部内部の劣化可視化、ならびにコンクリート内部等の塩分濃度や水分の分布計測について、高度化を含めた技術開発に取り組む。現場利用可能な、可搬型中性子源システムRANS-IIIの屋外利用ならびに社会実装を進める。	大竹　淑恵	理化学研究所
					b-2-8	センサ等による橋梁基礎洗掘の河床計測技術の開発	橋梁の予防保全型メンテナンスへの転換を実現するために、センサ等による橋梁基礎の洗掘の河床計測技術を開発する。特に、橋梁基礎の洗掘に対しては、橋梁基礎の異常やその予兆を早期に発見することが重要であるため、既存技術では困難であった河床を時間的にも空間的にも連続して計測できる点検支援技術を開発する。	西田　秀明	土木研究所
					b-2-9	振動計測に基づく構造デジタルモデルの構築手法および使用環境分析の検討	実構造物における振動等の計測データを活用した構造パラメータ推定により、高精度な構造デジタルモデルを構築する手法について、実構造物における実験に基づき検討し、構造性能も再現する高度なデジタルツインモデルの実現を図る。また、構築したデジタルツインモデルを利用して、使用環境（荷重・温度等）の下での構造特性を分析するプロセスを提示する。	佐々木　栄一	東京科学大学
					b-2-10	損傷検知を目的とした非破壊評価・データ分析技術の構築	①鋼橋で生じる損傷のうち、特に目視点検困難な損傷を検出する手法として、先端的なデータ分析手法を応用した非破壊評価法を提示する。データ分析手法としては、微小変化の検知が可能となる位相空間分析と組み合わせた手法を構築する。 ②目視点検困難な損傷として、鋼床版デッキプレートにおけるルート き裂の早期検出、チタンカバーなどで目視できない内部の鋼部材の腐食状態の把握、近年問題となっている高力ボルトの導入軸力の低下検出、さらに、吊形式構造のケーブルの軸力の検出等に着目し、主に渦電流計測に基づく手法の構築を行う。	佐々木　栄一	東京科学大学
				名古屋大学 中村光　教授	b-2-11	コンクリート構造物の表層近傍の物理的・化学的劣化の劣化予測技術の開発	①移動・運用可能かつ高所作業車にも搭載可能な「小型レーザー打音検査装置」において、コンクリート構造物の表層近傍の物理的・化学的劣化のデジタルデータ化及び劣化予測技術を開発する、②3 m以上離れた場所からコンクリートの組成分析が可能な可搬型LIBSシステムの開発（化学的劣化評価）を開発する。	長谷川　登	量子科学技術研究開発機構
								染川　智弘	レーザー技術総合研究所
		b-3	補修・補強技術の高度化	東京大学 大野元寛　特任講師	b-3-1	3Dプリンティング技術による構造物構築に関する性能評価技術の開発	①3Dコンクリートプリンティング（3DCP）技術による迅速かつ効果的な補修・補強・更新の実現、②従来工法と同等以上の性能（耐震性能、耐久性）の獲得、③オンサイトプリンティング技術の確立、④種々のデータを一括して扱う構造物のマルチモーダル型デジタルツインの構築	石田哲也教授、大野元寛特任講師	東京大学大学院工学系研究科
								鎌田　太陽	株式会社Polyuse
								木ノ村　幸士	大成建設株式会社
								小倉　大季	清水建設株式会社
					b-3-2	Additive Manufacturing（3DP）の品質評価手法開発	3DP構造物の完成品を現地において評価できる合理的な手法として、対象物に①超音波振動を加えることで内部の微細ひび割れ界面より生じる応答を時間領域で解析する手法と②弾性波手法により構造物の異方性や材料の隔たりを広範囲かつ簡易に検出できる手法を開発する。	塩谷　智基	京都大学
					b-3-4	バサルトFRPロッドを用いたコンクリート構造物の高耐久化と性能評価手法の開発	コンクリート構造物の補強筋の腐食問題を根本的に解決するために、熱可塑性樹脂を用いたバサルトFRP(BFRTP)ロッドを用いた超高耐久コンクリート構造物と既設構造物への補修・補強技術の開発，性能の検証および社会実装を行う。	石田　哲也	東京大学大学院工学系研究科
								岩田　秀治	東海旅客鉄道株式会社
								中川　裕茂	中川産業株式会社
					b-3-5	高流動コンクリートの普及推進によるメンテナンスの負担軽減に資する研究開発	既設構造物の更新（新設含む）におけるコンクリート施工の省人化、品質・性能確保、環境負荷低減、メンテナンスの省力化を実現するため、センサやAI・IoTを活用した高流動コンクリートの製造・施工システムの構築と実装を行う	岩城一郎教授、前島拓専任講師	日本大学工学部工学研究所
				土木研究所 冨山禎仁　上席研究員	b-3-6	機能性セラミックスによる鋼材用防食材料の開発	紫外線による劣化が無く、超長期の耐久性が期待されるとともに、視認性向上等の付加的な機能の付与も可能な先進セラミックコーティングに着目し、これらを鋼橋の防食用途に適用するために必要となる、品質評価技術、大型部材に対する塗装技術、補修技術等の開発に取り組む。	冨山　禎仁	土木研究所
								野本　淳一	産業技術総合研究所
					b-3-7	超耐食鉄筋の実環境における性能評価と実用化	①実環境を想定した超耐食鉄筋の耐食性・耐久性評価、②実機製造に関する生産ラインの構築、③超耐食鉄筋埋設コンクリートの構造性能に関する試験（実証試験）の3つを通じて研究を進める。	土井　康太郎	物質・材料研究機構
					b-3-8	非破壊鉄筋腐食検出システムの開発	スマートなインフラ維持管理システムの構築を目的にRC構造体内部の鉄筋や橋梁などの鋼線の腐食を、構造体を破壊することなく簡単かつ迅速に判別できる電磁波非破壊評価デバイスを開発し、製品化する。	何　東風	物質・材料研究機構

サブ課題	研究開発責任者	研究開発テーマ		テーマリーダー	小テーマ	研究題目(小テーマ)	研究概要	主たる共同研究者	主たる研究者の所属
C 地方自治体等のヒューマンリソースの戦略的活用	金沢工業大学 宮里心一　教授	c-1	人材育成のための教育環境のプラットフォーム等の構築に関する技術開発／維持管理対応を効率化する現場で使いやすい技術開発			A短支間コンクリート橋の維持管理の効率化・高度化の試行と教育 および G人材育成	短支間コンクリートを対象に、下記研究成果を活用したデジタル版手引書を作成するとともに、デジタル教材を開発する。 A1終局状態の構造的検証(信頼度の高い短支間橋梁の安全性評価法の確立) A2非破壊による点検・診断(構造物の劣化状況を容易・定量的に評価できる非破壊試験装置の開発) A3タブレット端末を用いた小規模橋梁の点検システムの改良+A3'国際標準要領の試作(新要領に適応した改良、点検支援のAI分析、国際展開) A4補修方法の評価(短支間橋に適した簡易かつ橋梁の安全性・使用性を満足する補修方法の提案) A5塩分作用の評価(飛来塩分シミュレーションを利用した、橋梁への塩分作用・塩害地域の見える化) A6実橋での耐荷性評価(簡易計測機器によるたわみ算出手法構築と耐荷性能評価) デジタル教材をワークショップによる周知・実践とその効果の検証、国際展開により運用し、そのことを通じて点検・維持管理を担う人材の育成を目指す。	宮里　心一	金沢工業大
								津田　誠	石川高専
								伊藤　始	富山県立大
								栗橋　祐介	金沢大
								藤倉　修一	宇都宮大
								内田　慎哉	富山県立大
								井林　康	長岡高専
								花岡　大伸	金沢工業大
								中村　文則	長岡技術科学大
								鈴木　啓悟	福井大
						B長支間橋の支承に対する維持管理の効率化の試行と教育	長支間橋の鋼製支承を対象に、外観の劣化状況と，機能低下の度合いを紐付けることによって，外観による性能評価を行う手法を開発し、デジタル版手引き(支承の診断)を作成する。	田中　泰司	金沢工業大
						Cトンネルの維持管理の効率化の試行と教育	走行型計測を活用し、トンネルの変状特性(新規発生、進行、速度等)を定量的・客観的・継続的に把握できる合理的点検方法を開発し、維持管理の手引き(案)を提案する	木村　定雄	金沢工業大
						D舗装の維持管理の効率化の試行と教育	地方自治体における、デジタル点検技術を用い路面点検を効率化するとともに、点検結果を踏まえた補修計画の支援を行う。	高橋　茂樹	金沢工業大
						E交通データの試行と教育(交通量・迂回ルート)	交通量配分モデルを適用し、橋梁の交通規制による道路利用者への影響(迂回路となり得る道路の交通量の変化、渋滞発生、総旅行時間の変化など)を評価し、橋梁統廃合の指標を提案する。	寺山　一輝	石川高専
								井林　康	長岡高専
								宮里　心一	金沢工業大
						F仮想空間プラットフォームの試行と事業化 および H制度・事業(モデル市町、廃橋・廃道、海外調査)	蓄積した橋梁に関する諸元や点検結果、劣化や変状の評価・予測結果を利用し、仮想空間上や外部環境で任意の橋梁に関する劣化や耐荷力の予測・評価を実施できるプラットフォームを開発する。 プラットフォーム利用と、海外における事例の参照を通して、道路橋等の社会的便益を踏まえた維持管理の優先順位の判断の支援となることを目指す。また、廃橋・廃洞の手順を示す。	武市　祥司	金沢工業大
								藤倉　修一	宇都宮大
								宮里　心一	金沢工業大
								井林　康	長岡高専
								内田　慎哉	富山県立大
								前田　健児	石川高専
								鈴木　啓悟	福井大
								伊藤　始	富山県立大
								栗橋　祐介	金沢大
								津田　誠	石川高専
	岐阜大学 沢田和秀　教授	c-1	人材育成のための教育環境のプラットフォーム等の構築に関する技術開発／維持管理対応を効率化する現場で使いやすい技術開発			(a) 地方自治体職員を対象とした「データアキュムレータ・アナリスト」と「専門基礎講座」のカリキュラム開発と実装	ME・道守カリキュラムをベースとしたME・道守等を取得した地方自治体職員等人材(地方自治体ME・道守等人財)の高度技術者化に向けた"ME・道守データアキュムレータ・アナリスト"プログラムと橋梁・トンネル・土工分野に特化した高度専門プログラム、および建設分野の専門教育を受けていない技術者を対象とした"インフラメンテ人材"化のための「専門基礎講座」プログラムのカリキュラムの開発を行う。	沢田　和秀、 木下　幸治	岐阜大学、福岡大学
								森田　千尋	宮崎大学
								西川　貴文	長崎大学
								玉田　和也	舞鶴高専
						(b) 教育用デジタルプラットフォーム(IMSS)の構築と教育効果の検証および (d) デジタルインフラミュージアム(DIMM)の整備、アウトリーチ活動への展開とその効果検証	教育用デジタルプラットフォームとして、インフラメンテナンス・スマートシミュレーター(IMSS)を構築する。また、IMSSを用いた新たなインフラメンテナンス教育モデルを整備し，その効果を検証する。	河合　慶有	愛媛大学
						(c) データアキュムレータ・アナリスト養成講座に適したインフラ症例データベース／セットの構築	「インフラ症例データベースセット」開発を通じ，地方自治体の維持管理点検データのオープン化を支援する。また、愛媛大学，岐阜大学と連携し，IMSSを活用したデータアキュムレータ・アナリスト養成講座をMEで実践する。	渡邊　学歩	山口大学
						(e) 市町村職員の知的好奇心の涵養から実践力への転換・社会実装(DIY技術)	市町村職員が自ら実施可能な予防保全対策技術(鉄筋防錆、伸縮・地覆防水、水切などのDIY技術)を開発し、実装する。その結果、市町村職員自らが予防保全対策を行い橋梁をはじめとするインフラの劣化抑制に貢献し，維持管理費の削減や人材不足への対応が可能になると期待できる.	國枝　稔	岐阜大学
						(f) 地方自治体における維持管理対応の効率化・高度化を目的とした点検データ循環モデル構築と住民通報システムへの展開	点検データ、住民通報の情報等をデータベース化、住民、コンサル等技術者、施設管理者まで有効に活用し、更新できるデータ循環モデルの仕組みを構築する。また、ME(メンテナンスエキスパート)などの有識者により、これを利用した維持管理活動の促進を行う。	河村　圭	山口大学
						(g) iPadのLiDARにより取得した点群データを活用した定期点検の簡素化	3Dデータ(iPad搭載のLiDARによる点群データ)を活用した定期点検結果の評価手法の開発および自治体職員や地元コンサルが使える簡便な維持管理手法としての実装を行う。	山口　浩平	長崎大学
						(h)1 第1期SIP新技術を活用した斜面・構造物点検と診断のためのシーズ試行場の提供	斜面の変状や崩壊に対する診断に有効と考えられる第1期SIPにおいて開発された新技術(多点傾斜変位と土壌水分の常時監視による斜面崩壊早期警報システム)の活用方法を構築官民の人材を中心に広く理解を得ることで、社会実装を目指す実現。	杉本　知史	長崎大学
						(h)2 第1期SIP新技術を活用した斜面・構造物点検と診断のためのシーズ試行場の提供	第1期SIPで各務原大橋において橋梁点検に関する新技術の検証を行ったデータを活用しつつ、新しく開発された技術や高度化された技術について、各務原大橋に適用することで、その適用範囲の検討・技術検証を行う。	沢田和秀	岐阜大学
D サイバー・フィジカル空間を融合するインフラデータベースの共通基盤の構築と活用	東京大学 本田利器教授	d-1	デジタルツイン群構築のためのインフラデータベースの共通基盤の開発			多様なデータを変換・統合するデジタルツイン基盤の整備	多様なユーザと多様なデータに対応するためのデータベースの構築と、シミュレーションの自動実行を可能とする環境の構築を行う。メタデータやデータスキーマが用途等に応じて異なることをふまえ、データの出自の情報や精度などの情報の管理には可変性に対応するグラフデータベースを用いる。また、デジタルツインの社会実装のため、データの入出力や管理、国土交通データプラットフォーム等の外部データベースとの連携をおこなう基盤の構築を行う。	本田利器	東京大学新領域創成科学研究科
						インフラデータのメタデータ生成及び管理手法の構築	建物、道路、橋梁、港湾などの多種多様なインフラデータを効率的にデータ連携基盤に紐づけるための手法を検討する。ベースレジストリを活用し、各種データのマッチングやメタデータ生成及び管理を行うことで、データの整合性と一覧性を確保し、異なるシステム間でのデータ共有を円滑にする。さらに、地方自治体や民間企業など、多様な主体の参画を促進することで、データ網羅性の向上を図るとともに、産官学民連携モデルによる安定的な運用体制に繋げる。これにより、データのオープン化と相互利用を促進し、データ活用の高度化に寄与する。	関本義秀	東京大学空間情報科学研究センター
						データ変換・管理基盤の構築	データ処理プラットフォーム(DPP)に実装された3次元モデルへのデータ変換技術を高精度化するとともに、開発したデータ変換技術を自動で適用してニーズに応じた柔軟な出力を得る機能を実装する。さらに、DPPとデータ連携・提供基盤ツール(DaCS)を用いて、図面データやデータから自動生成された3次元モデルデータ等の管理・共有やデータ利活用促進のための基盤開発を行う。また、データ統合・解析システム(DIAS)等の国内サーバに保存して活用するための基礎的な技術開発にも取り組む。	大谷英之	海洋研究開発機構
						3D モデルデータ整備およびデータ連携システム構築運用	国土交通データプラットフォーム等のデータやインフラ管理者の有する様々な設計図面など、既存構造物に関する様々な情報を統合して、インフラデジタルツインの基盤となる3次元モデルを自動構築する技術を開発することを目的とする。対象としては、道路橋、鉄道橋、建築物、港湾構造物、農業構造物を想定する。	全　邦釘	東京大学工学系研究科-1
						橋梁の維持管理におけるデータハーモナイゼーションを考慮したスキーマの研究開発	建設生産プロセスの各段階で生成・蓄積されたデータを効果的に管理し、目的に合わせた3次元モデルを自動構築するための橋梁スキーマを構築する。本スキーマは、点群データ、点検調書、図面データ等から抽出した各種情報を時系列で保持するデータプールと、損傷判定、劣化予測、シミュレーション等に必要な情報の出力やLOD100～200相当の3次元モデルの生成を可能とするハーモナイゼーションエンジンを備える。本年度は、神奈川県逗子市の協力のもと、市内に点在する橋梁の点検調書、補修記録、各種図面を収集・整理し、維持管理のための橋梁スキーマと3次元モデルを試作する。	今井龍一	法政大学
						3Dモデルデータ整備に必要なデータの復元・補完手法の構築	主としてコンクリート構造物から取得された点群の取得・解析で得られた部材寸法から，内部の配筋状態を自動で復元する手法の開発を行う。現状は，RC橋梁に対する自動復元システムのみ完成しているため，RC橋梁50橋を対象に，既存の自動復元システムの精度検証を行う．さらに，PC橋梁に対する自動復元システムの構築に着手し，PC橋梁に対する自動復元システムの構築を完成させる。	岡崎慎一郎	香川大学
						インフラ構造物の衛星計測に関するデジタルツイン環境の構築と活用	人工衛星による変位計測とデジタルツイン環境を連携する技術を開発し、インフラ維持管理へと応用することを目的として，静的変位シミュレーションと実計測データの同化によるインフラモニタリング技術の開発、および，衛星撮影プロセスのシミュレーションによる模擬計測データの生成に取り組む。	宮本　崇	東京科学大学・テラフェーズ
						3D モデルデータ整備およびデータ連携システム構築運用	鋼橋上部工新設事業をユースケースとした、設計－製作施工－維持管理の効率的なデータ連携及びその利活用の実現を目的とする。具体的には、以下3つの研究題目(A)～(C)に着目した研究を行う。(A) : 鋼橋の設計-製作施工-維持管理、建設サイクル全般におけるデータ連携、流通を目的としたデータスキーマの定義、(B) : データスキーマ及びそこから得られる3Dモデルを活用した製作工程、施工工程の高度化、(C) : データスキーマを活用するためのシステム構築及び維持管理工程までを含めた運用効率化に関する研究	前田 晋、津田 久嗣	JIP テクノサイエンス IHI インフラシステム
						都市を形成する橋梁群のデジタルツイン化を実現するデータ自動変換機能の開発	保有データが限定的である市町村管理の道路橋に焦点を当て、"限りなく低コストで一定の品質を有する3次元の応答シミュレーションモデルの自動構築"を目指す。	飯山　かほり	都市丸ごとのシミュレーション技術研究組合
						RC 構造物メインテナンスマネジメントのためのデジタルツインシステム構築	鉄筋コンクリート(RC)構造物に関する物理-化学連成モデルを有する有限要素法(FEM)解析技術を用いたライフスパンシミュレーションを中心とし、種々のデータベースや設計・点検情報とRC構造物の性能評価・維持管理意思決定をつなぐデータツール群の開発を行い、時刻歴の性能評価結果と共に維持管理へ実装するためのシステムを整備する。	高橋、米田	東京大学工学系研究科-2 前田建設工業株式会社 MRA
						都市・交通シミュレーションを活用したインフラマネジメント戦略立案の基盤構築	インフラマネジメント戦略立案のために適用可能なミクロ経済学的基礎を持つ高解像度の都市・交通シミュレーションを開発する。そして、上記のシミュレーションと過去の(断片的・低解像度の)経済・交通データを組み合わせることで、インフラの劣化予測や劣化要因の把握に利用可能な、詳細な道路交通需要の履歴を復元する手法を開発する。それに加えて、インフラ撤退を含めた総合的な都市・交通政策評価を実施するための、シミュレーションを活用した分析枠組を開発する。	高山 雄貴 杉浦 聡志	東京科学大学 高知工科大学
	日本電気(株) 久村孝寛主任研究員	d-1				リモートセンシングを使ったインフラ変位分析システム	リモートセンシングによって広域多数のインフラ構造物の変位を分析して定期点検を補間する情報を提供することでインフラ構造物の点検や維持管理の効率化を目指す。低分解能ではあるがデータ入手容易なCバンド衛星データ(欧州宇宙機関SENTINEL-1)を使った変位分析技術の開発に取り組む。	久村孝寛	NEC
	(株)アーバンエックステクノロジーズ 前田紘弥代表取締役	d-1				路面損傷(ポットホール・亀甲状ひび割れ)の高精度検知	一般車両のドラレコやICTを活用した住民通報システムのデータを活用することで、インフラ管理者がデータ収集のための巡回をすることなく、路面をはじめとしたインフラの管理を可能とすることを目指す研究開発を進める。	前田紘弥	アーバンエックステクノロジーズ

サブ課題	研究開発責任者	研究開発テーマ		テーマリーダー	小テーマ	研究題目(小テーマ)	研究概要	主たる共同研究者	主たる研究者の所属
E スマートインフラによる魅力的な国土・都市・地域づくり	東北大学 楠葉貞治特任教授	e-2	EBPMによる地域インフラ群マネジメント構築に関する技術			EBPMの設計・構築・評価、インフラ群管理に資する人的ネットワークおよびビジネスモデルの検討	EBPMの構築と社会実装に関する研究開発に取り組むため、EBPM導入のための現場要件(現状/課題/ニーズ)の整理や地域性・規模等を考慮したEBPMの整理を行い、AI及びデータを活用したEBPMオペレーションフローを検討し、舗装以外の道路インフラへの対応と新たなモデル自治体への社会実装を行う。また、EBPMの活用に資する人的ネットワークおよびビジネスモデルの検討を行う。	楠葉　貞治 吉田　博之	東北大学 株式会社IML
						DSによるAI-modelの構築と効果測定	EBPMのためのデータ収集とデータ理解、データ整備、データ分析、及び人材育成に関する研究に取り組む。 また、「EBPMモデルの社会実装に向けた活動」として、EBPMに必要なデータや分析結果の可視化を行う。	藤田　直之	株式会社en
						EBPM活用のための人材育成と活躍支援	リスキリングプログラムの設計、教材開発・更新、オンデマンド教育の提供(e-Learning形式を想定)を行う。	藤田　直之	株式会社en
						平常時のインフラ維持管理データと災害復旧時データの相互連携の仕組みの構築	災害復旧時と平常時の各種データ(3次元点群データ含む)を相互に連携して、災害発生時の復旧作業の優先順位付けや、平常時の予防的維持管理を行うための方策を検討する。この取り組みのうち、平常時のインフラ維持管理データと災害復旧時データの相互連携の仕組みの構築、および福井県への社会実装を実施する。	平林 恒治	福井コンピュータ株式会社
						EBPMに基づく地域橋梁群のマネジメントシステムの構築、社会実装	橋梁群の社会的・経済的な資産価値や災害時想定被害リスクの分析を通じて、橋梁群が維持すべき性能水準を設定し、維持管理戦略の策定をエビデンスに基づいて実施するシステムを構築する。また、鳥取県を社会実装フィールドとし、戦略的マネジメントの構築に取り組み、対象管理橋梁の維持管理性能水準の意思決定と維持管理戦略の策定を定量的なデータに基づいて実施する方法論を構築する。	若原　敏裕 丸山 明 黒田　保	(株)大崎総合研究所 アイ・エス・エス 鳥取大学
	大阪大学 貝戸清之教授	e-2	EBPMによる地域インフラ群マネジメント構築に関する技術			EBPMによる地域インフラ群マネジメントを社会実装するための方法論の開発(分野:橋梁、舗装、斜面・法面、下水道)	メタマネジメント手法を各分野(橋梁、舗装、斜面・法面、下水道)において開発し，EBPMによるマネジメントシステムを社会実装する基盤を確立する．階層的マネジメントに関してはインフラに対する点検ビッグデータを用いた統計的劣化予測手法を基幹技術とするプロファイリング技術により，インフラの期待寿命と劣化過程を明示し，それを科学的根拠として最適な維持管理を目指すマネジメント政策を立案するための方法論を開発する。	貝戸　清之 小林　潔司	大阪大学 京都大学
						統合的ロジックモデルによる地域インフラ群マネジメント手法の開発(分野:橋梁)	道路ネットワークの視点からリスク評価やレジリエンス評価が可能な統合的ロジックモデルを作成する．地域横断的インフラ群マネジメントのケースモデルとして，橋梁を取り上げ，空間統計学を用いて空間集積性の分析を行う．また，階層的マネジメントにおいても，評価指標に応じたフォルトツリーの構成や部材間の重み付けを実施し、目視点検では評価できない構造性能に関わる評価においては，供試体試験やFEM解析を始めとする工学的アプローチと統計的アプローチを融合したハイブリッド手法を開発する。	織田澤　利守	神戸大学
						メタマネジメントによるスマートインフラマネジメントの深度化	EBPMによるインフラマネジメントを社会実装するための方法論を開発する。EBPMによるインフラマネジメントの骨子となるベースモデルを作成し、具体的なケースモデル(分野:橋梁，舗装，斜面・法面，下水道)を作成する。各ケースモデルに対して，政策目標の達成状況を最大化するように，メタマネジメント(主にロジックモデル)と階層的マネジメント(主にデータプロファリング技術)に修正を加えベンチマーキングモデルを開発する。	松島　格也	京都大学防災研究所
						自治体を対象とした舗装マネジメント(分野:舗装)	先進的な計測システムを活用し，新たなインフラマネジメントシステムの構築を目指す．特に，スマートフォンなどの普及しているデバイスを使用した効率的なデータ収集と解析の方法論を開発する．この方法論を基に，地方自治体を主な対象として，社会実装するための具体的な手法やプロセスを提案する。	長山　智則	東京大学大学院工学系研究科
						インフラマネジメントにおけるライフサイクルデータ連携の最適化と社会実装に向けた業務遂行標準の開発	計画，調査・設計，施工，維持管理，災害復旧までの各段階で生じる事業(行政事務と請負業務)に関するワークフロー図を作成し，情報の流れを可視化するためのマネジメントOD表を作成し、情報の流れを可視化するためのマネジメントOD表を作成する。また、インフラマネジメント(階層的マネジメントとメタマネジメント)とマネジメントOD表の相互連携モデルの開発を視野に、EBPMによるライフサイクルマネジメントの社会実装を目指す。	水谷　大二郎	東北大学大学院工学研究科
						異常検知手法の開発による斜面・法面の調査優先順位決定(分野:斜面・法面)	i-Constructionの推進に伴いGNSSデータやLP点群データの測量は進んでいるものの，それらの新形式のデータに対する分析方法の開発は十分であるとは言えない．したがって，斜面・法面の異常検知モデルを開発することで，非構造化データを分析し，崩壊危険箇所を抽出し，調査の優先順位を決定する手法を構築する。	小濱　健吾	高知工科大学データ&イノベーション学群

資料４

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年２月27日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室

新たに14の民間資格を登録します！

～「令和７年度　公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」の登録～

国土交通省登録資格として、新たに 14 の民間資格を登録し、114 の民間資格を更新します。

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

国土交通省では、一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成 26 年度より導入し、これまでに 402 の資格を登録しています。

今般、新たに 14 の資格を登録するとともに、令和７年度末に登録期間満了を迎える 114 の資格について更新し、令和８年４月時点で延べ 411※の登録資格となります。

国土交通省登録資格は、点検・診断等の業務において、その資格保有者を総合評価落札方式で加点評価するなど積極的に活用するとともに、地方公共団体等での更なる活用に向けて周知を図ってまいります。

※令和７年度末に登録を失効する５資格を除く資格数

■国土交通省登録資格について

【別添１】国土交通省登録資格の概要

【別添２】国土交通省登録資格一覧
（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿）

【別添３】国土交通省登録資格の活用に向けて（国土交通省登録資格パンフレット）

【問合せ先】
大臣官房技術調査課　富岡、大坪
代表：03-5253-8111（内線 22352、22354）、直通：03-5253-8220
大臣官房公共事業調査室　佐藤、田中
代表：03-5253-8111（内線 24296、24297）、直通：03-5253-8258

【別添１】

国土交通省登録資格の概要

１．制度導入の背景・目的

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

平成 26 年６月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです。

そこで、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成 26 年度に導入しました。

これまでに 11 回の公募を行い、全 402 資格を登録していますが、今回新たに 14 資格を追加登録するとともに 114 資格の更新を行うものです。

国土交通省では、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式の業務において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めています。

２．これまでの経緯等

〇平成 26 年６月　・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）改正

〇平成 26 年８月　・社会資本整備審議会･交通政策審議会技術分科会技術部会より提言
「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」

〇平成 26 年 11 月　・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（以下、「登録規定」）の告示
・技術者資格制度小委員会（委員長：日本大学 木下誠也教授）設置
計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手

〇平成 27 年１月　・登録資格の公表（第１回）50 資格を登録

〇平成 28 年２月　・登録資格の公表（第２回）111 資格を追加登録（計 161 資格）

〇平成 29 年２月　・登録資格の公表（第３回）50 資格を追加登録（計 211 資格）

〇平成 30 年２月　・登録資格の公表（第４回）40 資格を追加登録（計 251 資格）

〇平成 31 年１月　・登録資格の公表（第５回）37 資格を追加登録（計 288 資格）

〇令和２年２月　・登録資格の公表（第６回）32 資格を追加登録、
平成 27 年１月登録の 50 資格について更新登録（計 320 資格）

〇令和３年２月　・登録資格の公表（第７回）８資格を追加登録、
平成 28 年２月登録の 111 資格について更新登録（計 328 資格）

〇令和４年２月　・登録資格の公表（第８回）25 資格を追加登録、
平成 29 年３月登録の 50 資格について更新登録（計 353 資格）

〇令和５年２月　・登録資格の公表（第９回）13 資格を追加登録、
平成 30 年２月登録の 40 資格について更新登録（計 366 資格）

〇令和６年２月　・登録資格の公表（第 10 回）23 資格を追加登録、
平成 31 年１月登録の 37 資格について更新登録（計 389 資格）

〇令和７年２月　・登録資格の公表（第 11 回）13 資格を追加登録、
令和２年２月登録の 82 資格について更新登録（計 402 資格）

今　回

〇令和８年２月　・登録資格の公表（第 12 回）14 資格を追加登録、
令和３年２月登録の 114 資格について更新登録（計 411※資格）

※令和７年度末に登録を失効する５資格を除く資格数

３．今回新たに登録された資格

	資格の名称	資格が対象とする区分			備考
		施設分野	業務	知識・技術を求める者	
1	松保護士	公園施設（樹木）	点検	担当技術者	
2	松保護士	公園施設（樹木）	診断	担当技術者	
3	水道浄水施設管理技士3級	水道施設（水道管路施設を除く）	点検・診断	担当技術者	
4	水道管路施設管理技士3級	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）	点検・診断	担当技術者	
5	都市道路点検士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	
6	都市道路点検士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	
7	都市道路点検士	トンネル	点検	担当技術者	
8	都市道路点検士	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	
9	都市道路点検士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	
10	都市道路点検士	舗装	点検	担当技術者	
11	都市道路点検士	小規模附属物	点検	担当技術者	
12	地質リスク・エンジニア	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	
13	環境騒音・振動測定士上級	建設環境	調査	管理技術者	
14	RCCM（建設情報）	全施設	建設情報システム整備・管理	管理技術者	令和7年度に拡充した業務

４．令和７年度末に登録を失効する資格

	資格の名称	資格が対象とする区分			登録期間末
		施設分野	業務	知識・技術を求める者	
1	土木設計技士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	令和8年3月31日
2	土木設計技士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	令和8年3月31日
3	土木設計技士	トンネル	点検	担当技術者	令和8年3月31日
4	地質調査技士資格（土壌・地下水汚染部門）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	令和8年3月31日
5	応用地形判読士資格（応用地形判読士補）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	令和8年3月31日

５．（参考）分野別登録資格数

総計　411※資格

※令和7年度末に登録を失効する
5資格を除く資格数

●点検・診断等業務

維持管理分野　307資格

施設分野等	登録資格数												
	H27.1 (R2.2) (R7.2)	H28.2 (R3.2) (R8.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2 (R7.2)	R3.2 (R8.2)	R4.2	R5.2	R6.2	R7.2	R8.2	合計 (R8.4.1 時点)
土木機械設備	―	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
公園施設（遊具）	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
公園施設（樹木）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	2	2	4
堤防・河道	－	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	8
水道施設（水道管路施設を除く）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	2	1	3
水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	2	1	3
下水道管路施設	―	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
橋梁（鋼橋）	16	13 [1]	13	4	4	2	2	6	0	0	0	1	60
橋梁（コンクリート橋）	17	12 [1]	13	6	7	2	2	6	0	0	0	1	65
橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	―	―	―	―	―	―	―	2	0	2	0	0	4
トンネル	5	13 [1]	8	3	1	2	2	3	2	0	0	1	39
道路土工構造物（土工）	－	－	－	－	14	12	0	0	2	3	0	1	32
道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	－	－	－	－	8	8	0	0	2	3	0	1	22
舗装	－	－	－	9	1	4	0	0	2	3	0	1	20
小規模附属物	－	－	－	7	2	0	0	0	2	6	0	1	18
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	**50**	**49 [3]**	**37**	**36**	**37**	**30**	**6**	**21**	**10**	**17**	**6**	**11**	**307**

※（ ）は更新年月　　※[]は令和8年3月31日が登録期間末の資格数（左記資格数の内数）であり、合計欄の資格数は[]の資格数を除いた資格数

●計画・調査・設計業務

計画・調査・設計分野　101資格

施設分野等	登録資格数											
	H28.2 (R3.2) (R8.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2 (R7.2)	R3.2 (R8.2)	R4.2	R5.2	R6.2	R7.2	R8.2	合計 (R8.4.1 時点)
地質・土質	9 [2]	3	1	0	0	0	1	0	0	0	1	13
宅地防災	－	－	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
建設環境	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	6
地籍調査	－	－	－	－	－	－	－	－	4	1	0	5
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
建設機械	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
都市公園等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
水道	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5	0	5
下水道	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3
河川・ダム	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5
砂防	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
道路	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5
トンネル	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
舗装	－	－	－	－	－	－	－	－	1	0	0	1
港湾	14	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	16
空港	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	**62 [2]**	**13**	**4**	**0**	**2**	**2**	**4**	**3**	**5**	**6**	**2**	**101**

※（ ）は更新年月　　※[]は令和8年3月31日が登録期間末の資格数（左記資格数の内数）であり、合計欄の資格数は[]の資格数を除いた資格数

●横断型業務

横断型分野　3資格

施設分野等（業務）	登録資格数											
	H28.2 (R3.2) (R8.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2 (R7.2)	R3.2 (R8.2)	R4.2	R5.2	R6.2	R7.2	R8.2	合計 (R8.4.1 時点)
全施設（データ管理（BIM／CIM））	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	0	1
全施設（建設情報システム整備・管理）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1
全施設（測量（UAV測量））	－	－	－	－	－	－	－	－	1	0	0	1
計	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**1**	**1**	**1**	**3**

※（ ）は更新年月

【別添２】

令和8年2月27日時点

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

○この告示に基づく資格登録制度は、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。）及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的として創設されたもので、登録申請のあった資格について、上記の告示で定めた必要な知識・技術等に関する要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録したものです。

○国土交通省としては、この趣旨を踏まえ、登録された資格の積極的な活用を期待しております。なお、今回の登録は、登録されていない資格について活用をただちに妨げる趣旨ではないことも併せてご理解いただき、各発注機関においては、業務の発注要件の設定等にあたり、配慮をお願いいたします。
（参考）建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（令和5年3月一部改正）

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第○号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和7年2月14日	第1号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	砂防設備	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第2号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第3号	地すべり防止工事士	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 若林　直樹 東京都千代田区平河町2－7－4	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都千代田区平河町2－7－4	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第4号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第5号	海洋・港湾構造物維持管理士	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第6号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第7号	上級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第8号	上級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第9号	道路橋点検士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 菊川　滋 東京都文京区音羽2－10－2　音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2－10－2　音羽NSビル8階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第10号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第11号	一級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第12号	二級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第13号	土木鋼構造診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	令和12年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和7年2月14日	第14号	土木鋼構造診断士補	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第15号	上級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第16号	1級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第17号	特定道守コース	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第18号	道守コース	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第19号	道守補コース	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第20号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第21号	土木鋼構造診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第22号	上級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第23号	特定道守（鋼構造）コース	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第24号	道守コース	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第25号	道路橋点検士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 菊川　滋 東京都文京区音羽2－10－2　日本生命音羽ビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2－10－2　日本生命音羽ビル8階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第26号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第27号	一級構造物診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第28号	二級構造物診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第29号	コンクリート構造診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第30号	プレストレストコンクリート技士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	令和12年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和7年2月14日	第31号	上級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第32号	1級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第33号	コンクリート診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 前川　宏一 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第34号	特定道守コース	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第35号	道守コース	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第36号	道守補コース	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第37号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第38号	コンクリート構造診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第39号	上級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第40号	特定道守（コンクリート構造）コース	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第41号	道守コース	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第42号	RCCM（トンネル）	トンネル	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第43号	特定道守コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第44号	道守コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第45号	道守補コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第46号	RCCM（トンネル）	トンネル	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第47号	海洋・港湾構造物維持管理士	港湾施設	計画策定（維持管理）	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	令和12年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和7年2月14日	第48号	海洋・港湾構造物維持管理士	港湾施設	点検・診断	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第49号	海洋・港湾構造物維持管理士	港湾施設	設計（維持管理）	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第50号	海洋・港湾構造物設計士	港湾施設	設計（維持管理）	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	令和12年3月31日
令和8年2月27日	第51号	RCCM（機械）	土木機械設備	診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第52号	1級ポンプ施設管理技術者	土木機械設備	診断	管理技術者	一般社団法人河川ポンプ施設技術協会 太田　晃志 東京都港区赤坂二丁目22番15号	一般社団法人河川ポンプ施設技術協会 東京都港区赤坂二丁目22番15号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第53号	公園施設点検管理士	公園施設（遊具）	点検	管理技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田　裕郎 東京都中央区湊2－12－6	一般社団法人日本公園施設業協会　事務局 東京都中央区湊2－12－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第54号	公園施設点検技士	公園施設（遊具）	点検	担当技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田　裕郎 東京都中央区湊2－12－6	一般社団法人日本公園施設業協会　事務局 東京都中央区湊2－12－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第55号	公園施設点検管理士	公園施設（遊具）	診断	管理技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田　裕郎 東京都中央区湊2－12－6	一般社団法人日本公園施設業協会　事務局 東京都中央区湊2－12－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第56号	公園施設点検技士	公園施設（遊具）	診断	担当技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田　裕郎 東京都中央区湊2－12－6	一般社団法人日本公園施設業協会　事務局 東京都中央区湊2－12－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第57号	下水道管路管理専門技士調査部門	下水道管路施設	点検	担当技術者	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 長谷川　健司 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第58号	砂防・急傾斜管理技術者	砂防設備	点検・診断	管理技術者	公益社団法人砂防学会 山田　孝 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第59号	地すべり防止工事士	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 若林　直樹 東京都千代田区平河町2－7－4	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都千代田区平河町2－7－4	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第60号	砂防・急傾斜管理技術者	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	公益社団法人砂防学会 山田　孝 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第61号	コンクリート診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 前川　宏一 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第62号	主任点検診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第63号	点検診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第64号	橋梁点検士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市千種区不老町1番	令和13年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和8年2月27日	第65号	インフラ調査士橋梁(鋼橋)	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 長岡　康之 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第66号	社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第67号	道路橋点検士補	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 菊川　滋 東京都文京区音羽2－10－2　音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2－10－2　音羽NSビル8階	令和13年3月31日
令和3年2月10日	第68号	土木設計技士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 山梨　敏幸 静岡県富士宮市根原492－8	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 静岡県富士宮市根原492－8	令和8年3月31日
令和8年2月27日	第69号	一級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第70号	コンクリート診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 前川　宏一 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第71号	主任点検診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第72号	点検診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第73号	社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第74号	主任点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第75号	点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第76号	橋梁点検士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市千種区不老町1番	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第77号	インフラ調査士橋梁(コンクリート橋)	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 長岡　康之 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第78号	社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第79号	道路橋点検士補	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 菊川　滋 東京都文京区音羽2－10－2　音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2－10－2　音羽NSビル8階	令和13年3月31日
令和3年2月10日	第80号	土木設計技士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 山梨　敏幸 静岡県富士宮市根原492－8	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 静岡県富士宮市根原492－8	令和8年3月31日
令和8年2月27日	第81号	一級構造物診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	令和13年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和8年2月27日	第82号	コンクリート診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 前川　宏一 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第83号	主任点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第84号	点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第85号	社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第86号	上級土木技術者（トンネル・地下）コースB	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第87号	1級土木技術者（トンネル・地下）コースB	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第88号	コンクリート診断士	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 前川　宏一 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第89号	主任点検診断士	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第90号	点検診断士	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第91号	インフラ調査士トンネル	トンネル	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 長岡　康之 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第92号	社会基盤メンテナンスエキスパート	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1	令和13年3月31日
令和3年2月10日	第93号	土木設計技士	トンネル	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 山梨　敏幸 静岡県富士宮市根原492－8	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 静岡県富士宮市根原492－8	令和8年3月31日
令和8年2月27日	第94号	上級土木技術者（トンネル・地下）コースB	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第95号	コンクリート診断士	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 前川　宏一 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第96号	主任点検診断士	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第97号	点検診断士	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第98号	社会基盤メンテナンスエキスパート	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1	令和13年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和8年2月27日	第99号	空港土木施設点検評価技士	空港施設	点検・診断	管理技術者	一般財団法人港湾空港総合技術センター 松原　裕 東京都千代田区霞が関3－3－1　尚友会館3階	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3－3－1　尚友会館3階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第100号	地質調査技士資格（現場技術・管理部門）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 田中　誠 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第101号	地質調査技士資格（現場調査部門）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 田中　誠 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	令和13年3月31日
令和3年2月10日	第102号	地質調査技士資格（土壌・地下水汚染部門）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 田中　誠 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	令和8年3月31日
令和8年2月27日	第103号	応用地形判読士資格（応用地形判読士）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 田中　誠 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	令和13年3月31日
令和3年2月10日	第104号	応用地形判読士資格（応用地形判読士補）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 田中　誠 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	令和8年3月31日
令和8年2月27日	第105号	RCCM（地質）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第106号	RCCM（土質及び基礎）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第107号	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第108号	地すべり防止工事士	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 若林　直樹 東京都千代田区平河町2－7－4	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都千代田区平河町2－7－4	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第109号	RCCM（建設環境）	建設環境	調査	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第110号	環境アセスメント士認定資格	建設環境	調査	管理技術者	一般社団法人日本環境アセスメント協会 島田　克也 東京都千代田区隼町2－13　US半蔵門ビル7階	一般社団法人日本環境アセスメント協会　資格教育センター 東京都千代田区隼町2－13　US半蔵門ビル7階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第111号	RCCM（電気電子）	電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第112号	RCCM（機械）	建設機械	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第113号	RCCM（機械）	土木機械設備	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第114号	RCCM（都市計画及び地方計画）	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第115号	登録ランドスケープアーキテクト	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 金清　典広 東京都中央区東日本橋3-3-7　近江会館ビル8階	一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 登録ランドスケープアーキテクト資格制度運営事務局 東京都中央区東日本橋3-3-7　近江会館ビル8階	令和13年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和8年2月27日	第116号	RCCM（造園）	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第117号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第118号	上級土木技術者（河川・流域）コースB	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第119号	RCCM（下水道）	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第120号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第121号	砂防・急傾斜管理技術者	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人砂防学会 山田　孝 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第122号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第123号	地すべり防止工事士	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 若林　直樹 東京都千代田区平河町2－7－4	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都千代田区平河町2－7－4	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第124号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第125号	地すべり防止工事士	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 若林　直樹 東京都千代田区平河町2－7－4	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都千代田区平河町2－7－4	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第126号	砂防・急傾斜管理技術者	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人砂防学会 山田　孝 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第127号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第128号	上級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第129号	上級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第130号	海洋・港湾構造物設計士	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第131号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第132号	上級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和13年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和8年2月27日	第133号	上級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第134号	港湾海洋調査士（深浅測量部門）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第135号	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第136号	港湾海洋調査士（気象・海象調査部門）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第137号	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第138号	港湾海洋調査士（環境調査部門）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第139号	RCCM（道路）	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第140号	上級土木技術者（交通）コースA	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第141号	交通工学研究会認定TOE	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人交通工学研究会 佐野　可寸志 東京都千代田区神田錦町3－23　錦町MKビル	一般社団法人交通工学研究会　資格制度事務局 東京都千代田区神田錦町3－23　錦町MKビル	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第142号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第143号	RCCM（土質及び基礎）	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第144号	上級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第145号	RCCM（トンネル）	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第146号	上級土木技術者（トンネル・地下）コースB	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第147号	RCCM（港湾及び空港）	港湾	計画・調査（全般）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第148号	1級水路測量技術（沿岸）	港湾	計画・調査（深浅測量・水路測量）	管理技術者・照査技術者	一般財団法人日本水路協会 北村　隆志 東京都品川区北品川四丁目7－35　御殿山トラストタワー16F	一般財団法人日本水路協会 東京都品川区北品川四丁目7－35　御殿山トラストタワー16F	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第149号	1級水路測量技術（港湾）	港湾	計画・調査（深浅測量・水路測量）	管理技術者・照査技術者	一般財団法人日本水路協会 北村　隆志 東京都品川区北品川四丁目7－35　御殿山トラストタワー16F	一般財団法人日本水路協会 東京都品川区北品川四丁目7－35　御殿山トラストタワー16F	令和13年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和8年2月27日	第150号	港湾海洋調査士（深浅測量部門）	港湾	計画・調査（深浅測量・水路測量）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第151号	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	港湾	計画・調査（磁気探査）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第152号	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	港湾	計画・調査（潜水探査）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第153号	港湾海洋調査士（気象・海象調査部門）	港湾	計画・調査（気象・海象調査）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第154号	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	港湾	計画・調査（海洋地質・土質調査）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第155号	港湾海洋調査士（環境調査部門）	港湾	計画・調査（海洋環境調査）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第156号	港湾潜水技士1級	港湾	調査（潜水）	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 髙橋　宏 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第157号	港湾潜水技士2級	港湾	調査（潜水）	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 髙橋　宏 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第158号	港湾潜水技士3級	港湾	調査（潜水）	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 髙橋　宏 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第159号	RCCM（港湾及び空港）	港湾	設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第160号	海洋・港湾構造物設計士	港湾	設計	管理技術者・照査技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第161号	RCCM（港湾及び空港）	空港	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日
令和4年2月22日	第162号	下水道管路管理主任技士	下水道管路施設	点検・診断	管理技術者	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 長谷川　健司 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第163号	1級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第164号	1級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第165号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第166号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和4年2月22日	第167号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第168号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第169号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第170号	橋梁点検技術者	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口　功 東京都八王子市東浅川町701－2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市字白屋234	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第171号	都市道路点検診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第172号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第173号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第174号	橋梁診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市千種区不老町1番	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第175号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第176号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第177号	都市道路点検診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第178号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第179号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第180号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第181号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第182号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第183号	橋梁点検技術者	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口　功 東京都八王子市東浅川町701－2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市字白屋234	令和9年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和4年2月22日	第184号	都市道路点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第185号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第186号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第187号	橋梁診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市千種区不老町1番	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第188号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第189号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第190号	都市道路点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第191号	コンクリート構造診断士	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第192号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第193号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第194号	都市道路点検診断士	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第195号	コンクリート構造診断士	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第196号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第197号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第198号	都市道路点検診断士	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第199号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースA	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第200号	1級土木技術者（地盤・基礎）コースA	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和4年2月22日	第201号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースB	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第202号	1級土木技術者（河川・流域）コースB	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第203号	1級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第204号	1級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第205号	1級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第206号	1級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第207号	1級土木技術者（交通）コースA	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第208号	上級土木技術者（交通）コースB	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第209号	1級土木技術者（交通）コースB	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第210号	1級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第211号	1級土木技術者（トンネル・地下）コースB	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和5年2月13日	第212号	河川技術者資格（河川維持管理技術者）	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	一般財団法人河川技術者教育振興機構 黒川　純一良 東京都千代田区麹町2－6－5	一般財団法人河川技術者教育振興機構　事務局 東京都千代田区麹町2－6－5	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第213号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第214号	河川技術者資格（河川点検士）	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	一般財団法人河川技術者教育振興機構 黒川　純一良 東京都千代田区麹町2－6－5	一般財団法人河川技術者教育振興機構　事務局 東京都千代田区麹町2－6－5	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第215号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第216号	高速道路点検士（土木）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第217号	高速道路点検診断士（土木）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和10年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和5年2月13日	第218号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第219号	高速道路点検診断士（土木）	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第220号	高速道路点検士（土木）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第221号	高速道路点検診断士（土木）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第222号	建造物保全技術者	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第223号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第224号	高速道路点検診断士（土木）	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第225号	建造物保全上級技術者	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第226号	高速道路点検士（土木）	トンネル	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第227号	高速道路点検診断士（土木）	トンネル	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第228号	高速道路点検診断士（土木）	トンネル	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第229号	インフラ調査士付帯施設	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 長岡　康之 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第230号	主任点検診断士	舗装	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第231号	点検診断士	舗装	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第232号	舗装診断士	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人日本道路建設業協会 西田　義則 東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館3階	一般社団法人日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館3階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第233号	RCCM（道路）	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第234号	主任点検診断士	舗装	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和10年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和5年2月13日	第235号	点検診断士	舗装	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第236号	舗装診断士	舗装	診断	担当技術者	一般社団法人日本道路建設業協会 西田　義則 東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館3階	一般社団法人日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館3階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第237号	RCCM（道路）	舗装	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第238号	インフラ調査士付帯施設	小規模附属物	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 長岡　康之 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第239号	主任点検診断士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第240号	点検診断士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第241号	RCCM（施工計画、施工設備及び積算）	小規模附属物	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第242号	主任点検診断士	小規模附属物	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第243号	点検診断士	小規模附属物	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第244号	RCCM（施工計画、施工設備及び積算）	小規模附属物	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第245号	RCCM（港湾及び空港）	港湾施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第246号	RCCM（港湾及び空港）	港湾施設	計画策定（維持管理）	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第247号	RCCM（港湾及び空港）	港湾施設	設計（維持管理）	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第248号	1級土木技術者（地盤・基礎）コースB	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第249号	地盤品質判定士	宅地防災	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	地盤品質判定士協議会 古関　潤一 東京都文京区千石4－38－2（公社）地盤工学会JGS会館内	地盤品質判定士協議会　事務局 東京都文京区千石4－38－2（公社）地盤工学会JGS会館内	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第250号	1級ビオトープ施工管理士	建設環境	調査	管理技術者	公益財団法人日本生態系協会 池谷　奉文 東京都豊島区西池袋2－30－20　音羽ビル	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2－30－20　音羽ビル	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第251号	1級ビオトープ計画管理士	建設環境	調査	管理技術者	公益財団法人日本生態系協会 池谷　奉文 東京都豊島区西池袋2－30－20　音羽ビル	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2－30－20　音羽ビル	令和10年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和6年2月15日	第252号	ふくしまME（基礎）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第253号	構造物の補修・補強技士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人リペア会 白木　渡 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	一般社団法人リペア会事務局（株式会社KMC内） 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第254号	ブリッジインスペクター	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 千住　智信 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第255号	構造物の補修・補強技士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人リペア会 白木　渡 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	一般社団法人リペア会事務局（株式会社KMC内） 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第256号	ふくしまME（基礎）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第257号	構造物の補修・補強技士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人リペア会 白木　渡 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	一般社団法人リペア会事務局（株式会社KMC内） 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第258号	ブリッジインスペクター	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 千住　智信 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第259号	土木鋼構造診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第260号	土木鋼構造診断士補	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第261号	構造物の補修・補強技士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人リペア会 白木　渡 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	一般社団法人リペア会事務局（株式会社KMC内） 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第262号	土木鋼構造診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第263号	ふくしまME（基礎）	トンネル	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第264号	のり面施工管理技術者資格	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人全国特定法面保護協会 川村　公平 東京都港区新橋5丁目7－12　丸石新橋ビル3階	一般社団法人全国特定法面保護協会 東京都港区新橋5丁目7－12　丸石新橋ビル3階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第265号	ふくしまME（基礎）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第266号	主任点検診断士	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第267号	点検診断士	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第268号	RCCM（道路）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和11年3月31日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和6年2月15日	第269号	RCCM（地質）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第270号	RCCM（土質及び基礎）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第271号	RCCM（施工計画、施工設備及び積算）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第272号	のり面施工管理技術者資格	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般社団法人全国特定法面保護協会 川村　公平 東京都港区新橋5丁目7－12　丸石新橋ビル3階	一般社団法人全国特定法面保護協会 東京都港区新橋5丁目7－12　丸石新橋ビル3階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第273号	主任点検診断士	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第274号	点検診断士	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 金治　英貞 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第275号	RCCM（道路）	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第276号	RCCM（地質）	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第277号	RCCM（土質及び基礎）	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第278号	コンクリート構造診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第279号	コンクリート診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 前川　宏一 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第280号	RCCM（道路）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第281号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第282号	コンクリート構造診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第283号	コンクリート診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 前川　宏一 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第284号	RCCM（道路）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第285号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和11年3月31日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和6年2月15日	第286号	ふくしまME（基礎）	舗装	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第287号	道路標識点検診断士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 新美　政衛 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 道路標識点検診断士資格制度事務局 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第288号	道路標識点検診断士	小規模附属物	診断	担当技術者	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 新美　政衛 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 道路標識点検診断士資格制度事務局 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	令和11年3月31日
令和7年2月14日	第289号	ふくしまME（保全）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第290号	ふくしまME（保全）	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第291号	ふくしまME（保全）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第292号	ふくしまME（保全）	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第293号	ふくしまME（防災）	トンネル	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第294号	ふくしまME（防災）	トンネル	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第295号	社会基盤メンテナンスエキスパート	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第296号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースA	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第297号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースB	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第298号	1級土木技術者（地盤・基礎）コースA	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第299号	1級土木技術者（地盤・基礎）コースB	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第300号	グラウンドアンカー施工士	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人日本アンカー協会 山崎　淳一 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号	一般社団法人日本アンカー協会 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第301号	ふくしまME（防災）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第302号	社会基盤メンテナンスエキスパート	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1	令和12年3月31日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和7年2月14日	第303号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースA	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第304号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースB	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第305号	グラウンドアンカー施工士	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般社団法人日本アンカー協会 山崎　淳一 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号	一般社団法人日本アンカー協会 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第306号	ふくしまME（防災）	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第307号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第308号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第309号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第310号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第311号	ふくしまME（防災）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第312号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第313号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第314号	ふくしまME（防災）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第315号	社会基盤メンテナンスエキスパート	舗装	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第316号	ふくしまME（保全）	舗装	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第317号	社会基盤メンテナンスエキスパート	舗装	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第318号	ふくしまME（保全）	舗装	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第319号	自然再生士	建設環境	調査	管理技術者	一般財団法人日本緑化センター 加來　正年 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビルディング2階	一般財団法人日本緑化センター 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビルディング2階	令和12年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和7年2月14日	第320号	特別港湾潜水技士	港湾	調査（潜水）	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 髙橋　宏 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	令和12年3月31日
令和8年2月27日	第321号	橋梁AM点検士（道路部門）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 佐々木　武志 青森県青森市中央三丁目21－9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21－9	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第322号	橋梁AM点検士（道路部門）	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 佐々木　武志 青森県青森市中央三丁目21－9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21－9	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第323号	橋梁AM点検士（道路部門）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 佐々木　武志 青森県青森市中央三丁目21－9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21－9	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第324号	橋梁AM点検士（道路部門）	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 佐々木　武志 青森県青森市中央三丁目21－9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21－9	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第325号	特定道守（トンネル）	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第326号	道守（トンネル）	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター 長崎県長崎市文教町1－14	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第327号	認定都市プランナー	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人都市計画コンサルタント協会 芳賀　稔 東京都千代田区平河町2－12－18　ハイツニュー平河3階	一般社団法人都市計画コンサルタント協会 東京都千代田区平河町2－12－18　ハイツニュー平河3階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第328号	港湾海洋調査士（総合部門）	港湾	計画・調査（全般）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6	令和13年3月31日
令和4年2月22日	第329号	上級土木技術者（流域・都市）コースA	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第330号	上級土木技術者（河川・流域）コースB	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第331号	1級土木技術者（流域・都市）コースA	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第332号	1級土木技術者（河川・流域）コースB	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第333号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第334号	1級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第335号	木橋・総合診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第336号	橋梁診断技術者	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口　功 東京都八王子市東浅川町701－2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市字白屋234	令和9年3月31日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和4年2月22日	第337号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第338号	木橋・総合診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第339号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第340号	1級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第341号	木橋・総合診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第342号	橋梁診断技術者	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口　功 東京都八王子市東浅川町701－2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市字白屋234	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第343号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第344号	木橋・総合診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第345号	木橋・総合診断士	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	点検	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第346号	木橋・総合診断士	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	診断	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第347号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第348号	1級土木技術者（メンテナンス）コースA	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第349号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第350号	土壌環境監理士	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人土壌環境センター 山下　芳浩 東京都千代田区麹町4丁目5番地　KSビル3階	一般社団法人土壌環境センター 東京都千代田区麹町4丁目5番地　KSビル3階	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第351号	上級土木技術者（流域・都市）コースA	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第352号	1級土木技術者（流域・都市）コースA	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 池内　幸司 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	令和9年3月31日
令和4年2月22日	第353号	管更生技士（下水道）	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	一般社団法人日本管更生技術協会 小野　浩成 東京都港区港南一丁目8番27号	一般社団法人日本管更生技術協会 東京都港区港南一丁目8番27号	令和9年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和5年2月13日	第354号	建造物保全技術者(トンネル)	トンネル	点検	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第355号	建造物保全上級技術者(トンネル)	トンネル	診断	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第356号	都市道路点検診断士	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第357号	都市道路点検診断士	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第358号	都市道路点検診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第359号	都市道路点検診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第360号	都市道路点検診断士	舗装	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第361号	都市道路点検診断士	舗装	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第362号	都市道路点検診断士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第363号	都市道路点検診断士	小規模附属物	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第364号	下水道管路管理総合技士	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 長谷川　健司 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第365号	建造物保全監理士(橋梁)	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	令和10年3月31日
令和5年2月13日	第366号	建造物保全監理士(トンネル)	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	令和10年3月31日
令和6年2月15日	第367号	木橋診断士	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	点検	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第368号	木橋診断士	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	診断	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第369号	高速道路点検士（土木）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第370号	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和6年2月15日	第371号	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第372号	高速道路点検士（土木）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第373号	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第374号	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第375号	高速道路点検士（土木）	舗装	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第376号	高速道路点検診断士（土木）	舗装	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第377号	高速道路点検診断士（土木）	舗装	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第378号	高速道路点検士（土木）	小規模附属物	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第379号	高速道路点検診断士（土木）	小規模附属物	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第380号	高速道路点検士（施設）	小規模附属物	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第381号	高速道路点検診断士（施設）	小規模附属物	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第382号	高速道路点検診断士（土木）	小規模附属物	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第383号	高速道路点検診断士（施設）	小規模附属物	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区虎ノ門2－3－17　虎ノ門2丁目タワー10階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第384号	地籍総合技術監理者資格	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人日本国土調査測量協会 野田　毅 東京都千代田区麹町2－2－31　麹町サンライズビル9F	一般社団法人日本国土調査測量協会 東京都千代田区麹町2－2－31　麹町サンライズビル9F	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第385号	地籍調査管理技術者資格	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人日本国土調査測量協会 野田　毅 東京都千代田区麹町2－2－31　麹町サンライズビル9F	一般社団法人日本国土調査測量協会 東京都千代田区麹町2－2－31　麹町サンライズビル9F	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第386号	地籍工程管理士資格（地籍調査部門）	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人全国国土調査協会 金田　勝年 東京都千代田区永田町一丁目11番32号　全国町村会館西館8階	公益社団法人全国国土調査協会 東京都千代田区永田町一丁目11番32号　全国町村会館西館8階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第387号	地籍主任調査員資格（地籍調査部門）	地籍調査	調査	担当技術者	公益社団法人全国国土調査協会 金田　勝年 東京都千代田区永田町一丁目11番32号　全国町村会館西館8階	公益社団法人全国国土調査協会 東京都千代田区永田町一丁目11番32号　全国町村会館西館8階	令和11年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和6年2月15日	第388号	舗装診断士	舗装	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人日本道路建設業協会 西田　義則 東京都中央区八丁堀2－5－1　東京建設会館3F	一般社団法人日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 東京都中央区八丁堀2－5－1　東京建設会館3階	令和11年3月31日
令和6年2月15日	第389号	ドローン測量管理士	全施設	測量（UAV測量）	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人ドローン測量教育研究機構 大西　有三 兵庫県西宮市剣谷町12－15	一般社団法人ドローン測量教育研究機構（検定・試験委員会） 兵庫県西宮市剣谷町12－15	令和11年3月31日
令和7年2月14日	第390号	樹木医	公園施設（樹木）	点検	担当技術者	一般財団法人日本緑化センター 加來　正年 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビル2階	樹木医事務局 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビル2階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第391号	樹木医	公園施設（樹木）	診断	担当技術者	一般財団法人日本緑化センター 加來　正年 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビル2階	樹木医事務局 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビル2階	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第392号	水道浄水施設管理技士1級	水道施設（水道管路施設を除く）	点検・診断	管理技術者	公益社団法人日本水道協会 青木　秀幸 東京都千代田区九段南4－8－9	水道施設管理技士認定センター 東京都千代田区九段南4－8－9	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第393号	水道浄水施設管理技士2級	水道施設（水道管路施設を除く）	点検・診断	管理技術者	公益社団法人日本水道協会 青木　秀幸 東京都千代田区九段南4－8－9	水道施設管理技士認定センター 東京都千代田区九段南4－8－9	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第394号	水道管路施設管理技士1級	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）	点検・診断	管理技術者	公益社団法人日本水道協会 青木　秀幸 東京都千代田区九段南4－8－9	水道施設管理技士認定センター 東京都千代田区九段南4－8－9	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第395号	水道管路施設管理技士2級	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）	点検・診断	管理技術者	公益社団法人日本水道協会 青木　秀幸 東京都千代田区九段南4－8－9	水道施設管理技士認定センター 東京都千代田区九段南4－8－9	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第396号	地籍調査担い手技術者資格	地籍調査	調査	担当技術者	一般社団法人日本国土調査測量協会 野田　毅 東京都千代田区麹町2－2－31　麹町サンライズビル9F	一般社団法人日本国土調査測量協会 東京都千代田区麹町2－2－31　麹町サンライズビル9F	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第397号	RCCM（上水道及び工業用水道）	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第398号	水道浄水施設管理技士1級	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人日本水道協会 青木　秀幸 東京都千代田区九段南4－8－9	水道施設管理技士認定センター 東京都千代田区九段南4－8－9	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第399号	水道浄水施設管理技士2級	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人日本水道協会 青木　秀幸 東京都千代田区九段南4－8－9	水道施設管理技士認定センター 東京都千代田区九段南4－8－9	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第400号	水道管路施設管理技士1級	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人日本水道協会 青木　秀幸 東京都千代田区九段南4－8－9	水道施設管理技士認定センター 東京都千代田区九段南4－8－9	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第401号	水道管路施設管理技士2級	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人日本水道協会 青木　秀幸 東京都千代田区九段南4－8－9	水道施設管理技士認定センター 東京都千代田区九段南4－8－9	令和12年3月31日
令和7年2月14日	第402号	BIM/CIM管理技士	全施設	データ管理（BIM/CIM）	管理技術者又は主任技術者	公益財団法人日本建設情報技術センター 吉田　六左エ門 東京都新宿区四谷1丁目4番地	公益財団法人日本建設情報技術センター 東京都新宿区四谷1丁目4番地	令和12年3月31日
令和8年2月27日	第403号	松保護士	公園施設（樹木）	点検	担当技術者	一般財団法人日本緑化センター 加來　正年 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビル2階	松保護士事務局 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビル2階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第404号	松保護士	公園施設（樹木）	診断	担当技術者	一般財団法人日本緑化センター 加來　正年 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビル2階	松保護士事務局 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビル2階	令和13年3月31日

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地	備　考（登録期間末）
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者			
令和8年2月27日	第405号	水道浄水施設管理技士3級	水道施設（水道管路施設を除く）	点検・診断	担当技術者	公益社団法人日本水道協会 青木　秀幸 東京都千代田区九段南4－8－9	水道施設管理技士認定センター 東京都千代田区九段南4－8－9	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第406号	水道管路施設管理技士3級	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）	点検・診断	担当技術者	公益社団法人日本水道協会 青木　秀幸 東京都千代田区九段南4－8－9	水道施設管理技士認定センター 東京都千代田区九段南4－8－9	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第407号	都市道路点検士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第408号	都市道路点検士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第409号	都市道路点検士	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第410号	都市道路点検士	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第411号	都市道路点検士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第412号	都市道路点検士	舗装	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第413号	都市道路点検士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第414号	地質リスク・エンジニア	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 田中　誠 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	一般社団法人全国地質調査業協会連合会　事務局 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第415号	環境騒音・振動測定士上級	建設環境	調査	管理技術者	一般社団法人日本環境測定分析協会 小野寺　明 東京都江戸川区東葛西2－3－4	試験センター 東京都江戸川区東葛西2－3－4	令和13年3月31日
令和8年2月27日	第416号	RCCM（建設情報）	全施設	建設情報システム整備・管理	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 大本　修 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地	令和13年3月31日

【別添３】

地方公共団体のみなさまへ

国土交通省登録資格を活用していただくために



国土交通省登録資格制度は、国や地方公共団体等が発注する公共工事に関する調査（点検・診断を含む）及び設計等の業務において、民間団体等が運営する資格の活用を図るものです。これにより、発注業務の品質向上と資格保有技術者の活躍の機会拡大等が期待されます。

INDEX

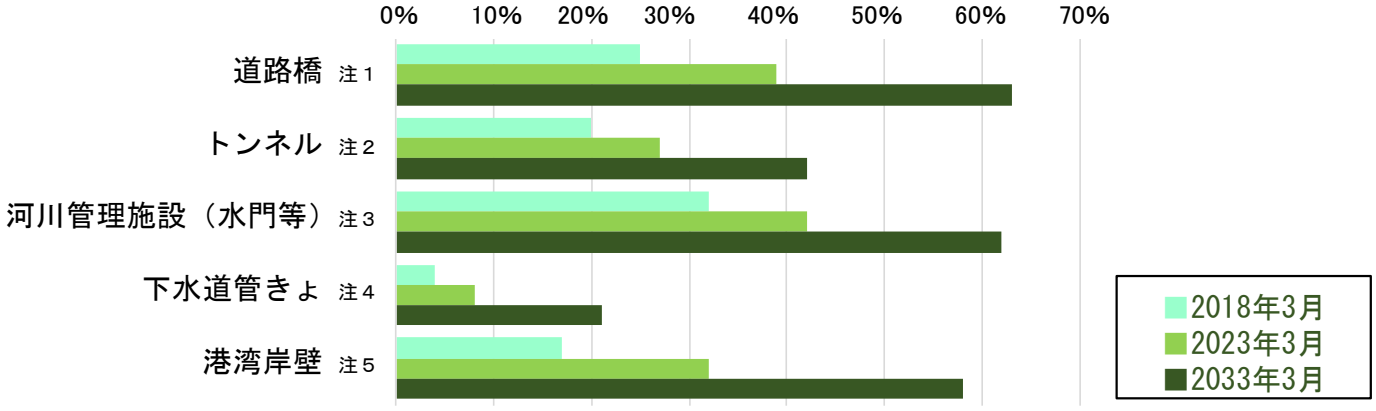
１．国土交通省登録資格制度の背景
２．計画・調査・設計業務、点検・診断等業務での活用
３．登録資格の資格数・資格保有者数
４．発注業務における登録資格の活用事例
５．国土交通省登録資格一覧

53

1 国土交通省登録資格制度の背景

我が国では、今後急速に老朽化する高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックの維持管理・更新や技術者の減少等、社会資本の品質の確保について大きな課題を抱えており、これに的確に対応していくためには、その担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保することが強く求められています。

社会資本の老朽化の現状と将来予測
（建設後50年以上経過する社会資本の割合）



出典）国土交通省ホームページ「インフラメンテナンス情報」（平成26年度情報）より作成

注１　約73万橋（橋長２ｍ以上の橋）。建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。
注２　約１万１千本。建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。
注３　約１万施設、国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。（50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。）
注４　総延長：約47万ｋｍ。建設年度が不明な約２万ｋｍを含む。（30年以内に布設された管きょについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。）
注５　約５千施設（水深－4.5m以深）。建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

このような状況を背景に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）を根拠に、国土交通省登録資格制度が創設されました。

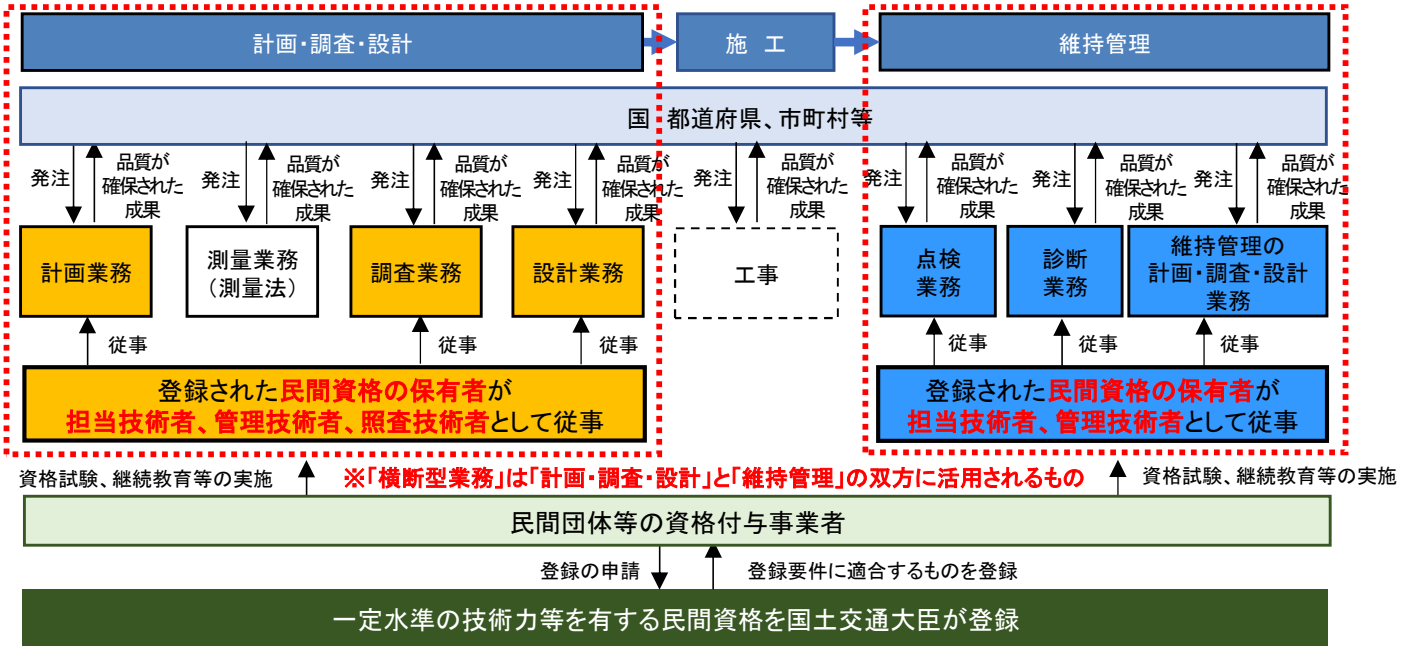
- 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会：「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」を取りまとめ
 ⇒社会資本の点検・診断に関する資格制度の確立について提言（平成25年12月）
- 平成26年６月法改正「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」
 ⇒公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討、必要な措置を講ずることを規定

国土交通省登録資格制度を創設（平成26年度）

⇒民間団体等が運営する資格を活用することで、社会資本の建設、維持管理を担える技術者を確保
⇒技術者の技術研鑽を促すことで、点検・診断及び設計の品質を確保

2 計画･調査･設計業務、点検･診断等業務での活用

民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格（「民間資格」という）について、申請に基づき審査を行い、国土交通大臣が「国土交通省登録資格」の登録簿に登録します。
国や地方公共団体等が発注する計画・調査・設計業務、点検・診断等業務、横断型業務において、担当技術者、管理技術者、照査技術者として登録された資格の保有者に従事していただくことにより、品質の確保が図られます。



各業務において、民間資格を活用できる施設分野が定められています。

【点検・診断等業務】　□ 管理技術者　■ 担当技術者　■ 管理技術者と担当技術者

部門	土木機械設備	都市公園		河川	水道		下水道	砂防			海岸	道路								港湾	空港
施設分野等 ＼ 業務	土木機械設備	公園施設（遊具）	公園施設（樹木）	堤防・河道	水道施設（水道管路施設を除く）	水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）	下水道管路施設	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	橋梁（鋼橋）	橋梁（コンクリート橋）	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	トンネル	道路土工構造物（土工）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	舗装	小規模附属物	港湾施設	空港施設
点　検		■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□
診　断	□	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□
設計（維持管理）																				□	□
計画策定（維持管理）																				□	

【計画・調査・設計業務】　□ 管理技術者又は主任技術者　■ 管理技術者又は主任技術者と担当技術者　◎ 管理技術者・照査技術者（両者に同様の知識・技術を求める）

部門	地質・土質		建設環境	地籍調査	建設電気通信	建設機械	土木機械設備	都市計画及び地方計画	造園	水道	下水道	河川、砂防及び海岸・海洋						道路				港湾及び空港	
施設分野等 ＼ 業務	地質・土質	宅地防災	建設環境	地籍調査	電気施設・通信施設・制御処理システム	建設機械	土木機械設備	都市計画及び地方計画	都市公園等	水道	下水道	河川・ダム	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	海岸		道路	橋梁	トンネル	舗装	港湾（※）	空港
計　画		◎			◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
調　査	□		□	■	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
設　計		◎			◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎

※潜水作業を伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

【横断型業務】　□ 管理技術者又は主任技術者

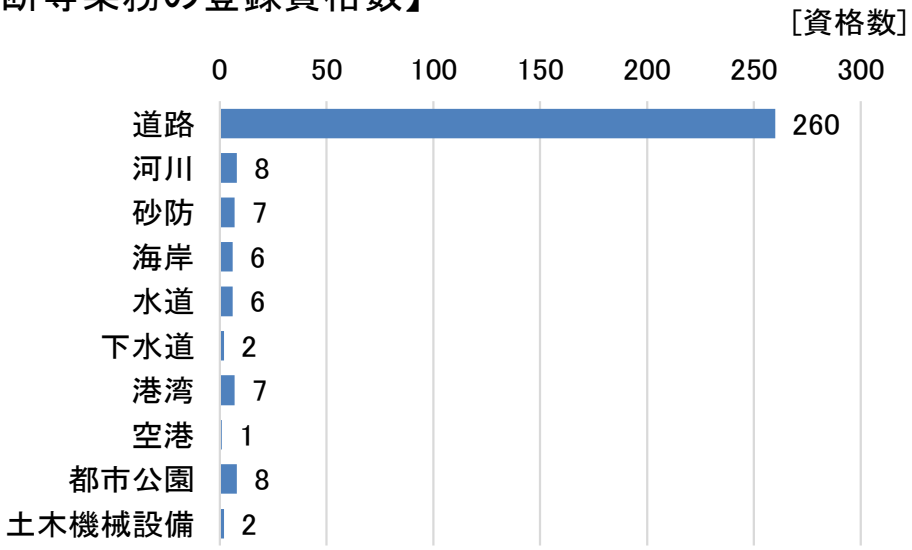
部門 ＼ 施設分野等 ＼ 業務	－ 全施設
データ管理（BIM/CIM）	□
建設情報システム整備・管理	□
測量（UAV測量）	□

3 登録資格の資格数・資格保有者数

国土交通省登録資格は、令和８年２月に、新たに１４資格を登録し、令和８年４月時点で延べ４１１※資格を登録しています。
具体的な資格付与事業者の団体名及び資格名は８～１５ページ、または国土交通省ホームページをご覧下さい。

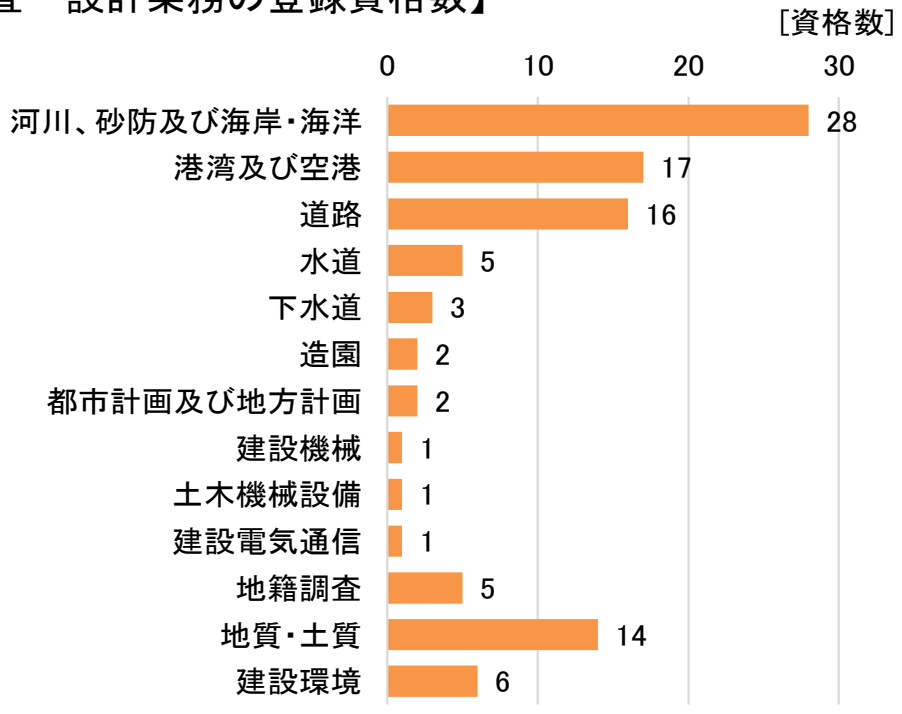
※令和8年3月31日が登録期間末の5資格を除く資格数

【点検・診断等業務の登録資格数】



延べ307資格を登録

【計画・調査・設計業務の登録資格数】



延べ101資格を登録

【横断型業務の登録資格数】

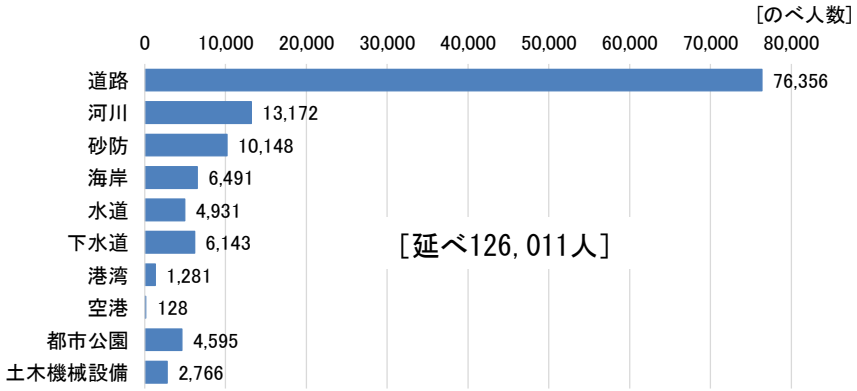


3資格を登録

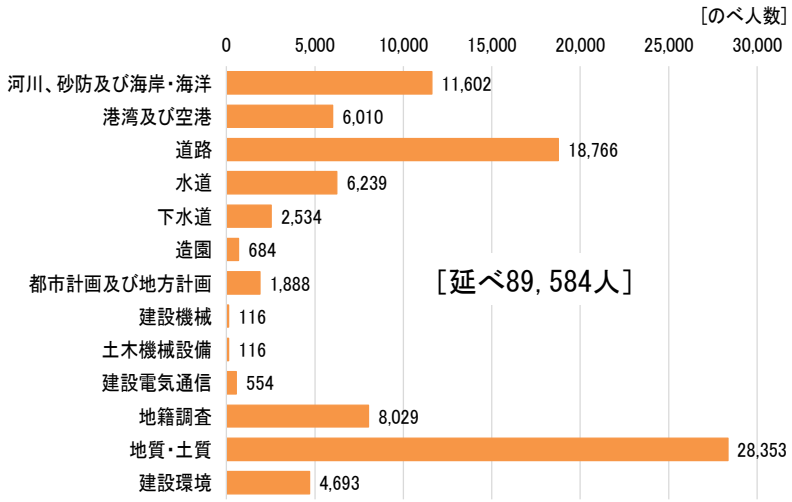
出典）国土交通省データ
備考）令和8年4月時点の登録状況。同一の資格名で複数登録しているものがあるため、重複を除いた資格名では54団体148資格名称となる。

令和６年度までに登録資格となった民間資格の資格保有者数は、点検・診断等業務で延べ約１２．６万人、計画・調査・設計業務で延べ約９万人、横断型業務で延べ約３００人となっており、合計延べ約２１．６万人の資格保有者が全国で活躍しています。

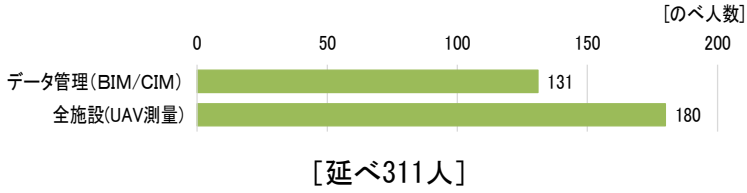
【点検・診断等業務の資格保有者数】



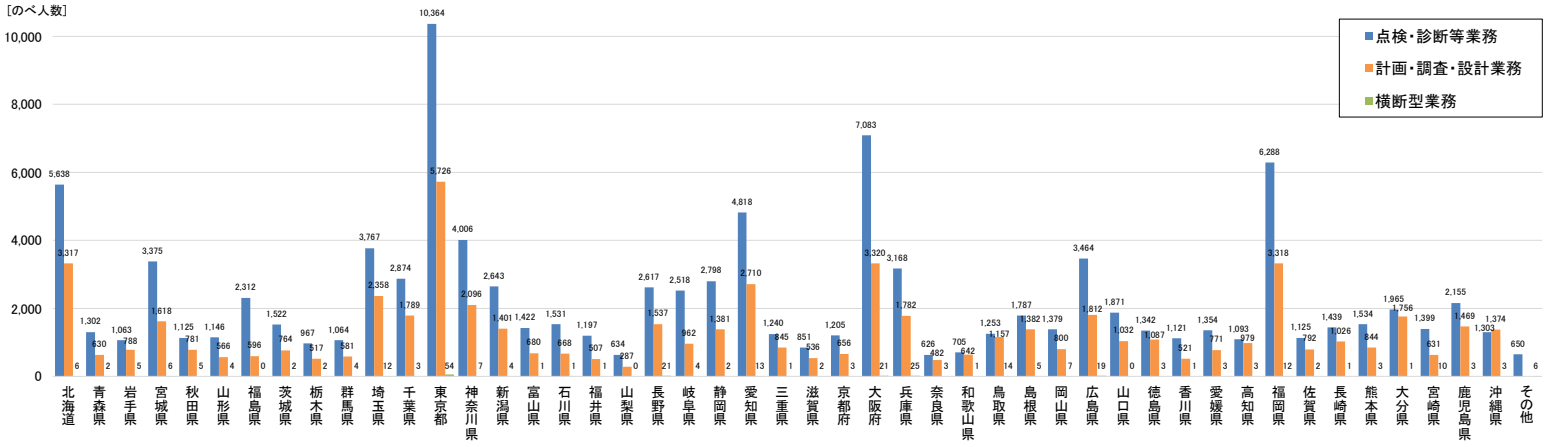
【計画・調査・設計業務の資格保有者数】



【横断型業務の資格保有者数】



【都道府県別の資格保有者数】



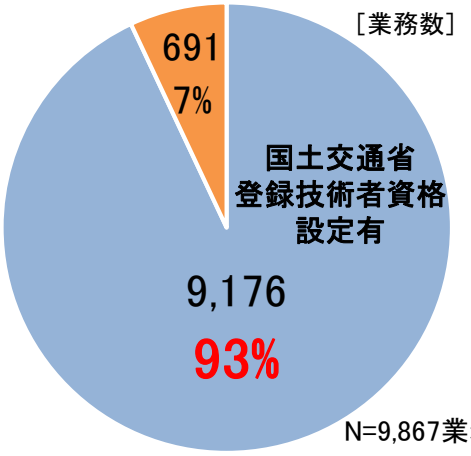
出典）国土交通省データ
資格付与事業者に対するアンケート調査結果（令和7年3月31日現在）
備考）令和6年度までに登録資格となった民間資格の資格付与事業者54団体144資格名を対象に調査し、回答のあったものを集計。
同一資格名で複数の部門や施設分野に登録している資格があるため、それぞれの登録者数は延べ人数となっている。
資格保有者数は、資格付与事業者が実施する資格付与試験に合格し、資格付与事業者が整理している有資格者名簿に記載している者数。

57

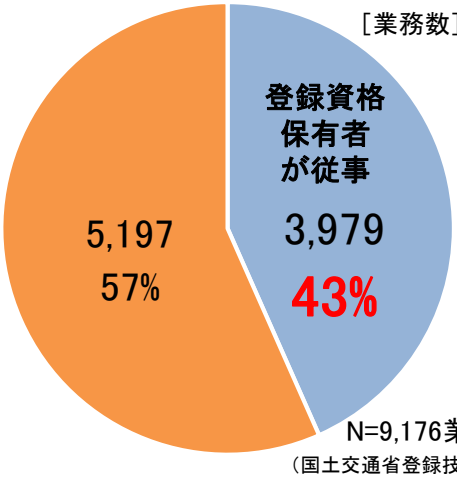
4 発注業務における登録資格の活用事例

国土交通省発注業務では、令和６年度に発注した調査設計業務のうち約９割の業務において、入札（総合評価落札方式等）時の予定技術者の評価項目に「国土交通省登録技術者資格」を設定して発注しており、そのうち、約４割の業務において、登録資格保有者が従事しています。

【国土交通省発注の調査設計業務における
入札時の予定技術者の評価項目の設定状況】



【国土交通省発注の調査設計業務における
登録資格保有者の従事状況】



（国土交通省登録技術者資格設定業務）

出典）国土交通省発注業務のテクリスデータ、テクリスの技術者データ
備考）「調査設計業務」は、テクリスに登録されている業務のうち、主な業務の内容が調査設計業務として登録されている業務を対象に集計。
「国土交通省登録技術者資格設定している業務」は、テクリスに登録されている業務のうち、国土交通省登録技術者資格対象業務として登録されている業務を対象に集計。
「登録資格保有者が従事している業務」は、登録資格が対象とする知識・技術を求める者（管理技術者、担当技術者等）が登録資格を保有している業務を対象に集計。
※登録資格が対象とする知識・技術を求める者が管理技術者の業務の場合は、該当する業務の管理技術者が登録資格を保有している場合に「従事している業務」として集計し、管理技術者以外の担当技術者のみが登録資格を保有している場合には「従事していない業務」として集計。

国土交通省発注業務の入札（総合評価落札方式等）では、予定管理技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。
発注業務の応募要件として、次のような記載例を参考に活用してください。

予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。
①技術士
博士（※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
②国土交通省登録技術者資格
③上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）

国土交通省発注業務の入札（総合評価落札方式等）では、技術力の評価において、登録資格を有する技術者を配置する場合に加点評価しています。
発注業務の応募者の技術力の評価にあたっては、次のような評価例を参考に活用してください。

○管理技術者の評価（例）

①国家資格・技術士	３点
②国土交通省登録資格	２点
③上記以外の民間資格	１点

○担当技術者の評価（例）

①国家資格・技術士 ②国土交通省登録資格	２点
③上記以外の民間資格	１点

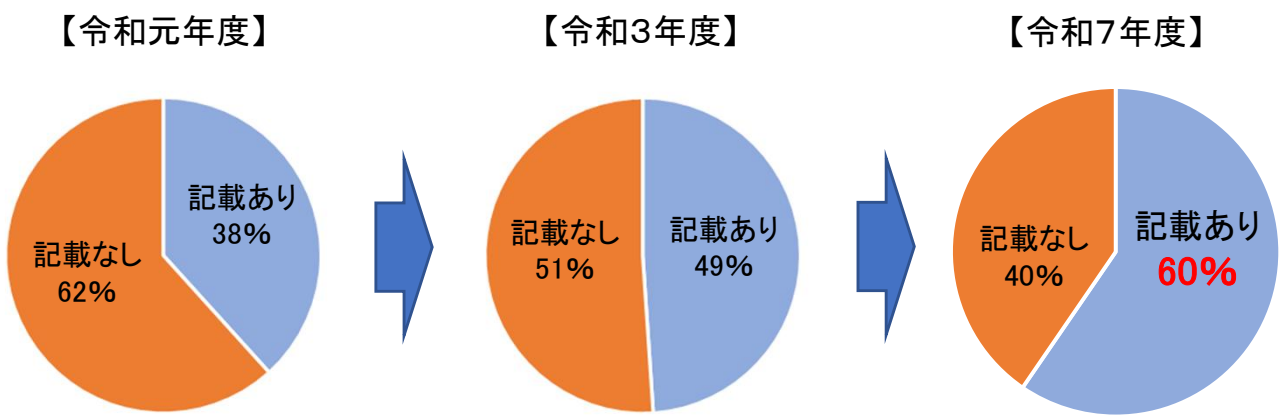
国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）においては、管理技術者、照査技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。

第1107条　管理技術者
１．（略）
２．（略）
３．管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下、ＲＣＣＭという）※ 、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、１級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

第1108 条 照査技術者及び照査の実施
１．（略）
２．設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
（１）受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
（２）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）、ＲＣＣＭ（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」が記載されている割合は全体の６割となっています。

＜都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」の記載の有無＞



出典）各都道府県のホームページに掲載されている資料より集計

5 国土交通省登録資格一覧

国や地方公共団体等が発注する業務において活用できる国土交通省登録資格は次のとおりとなっており、登録期間末に示す期間まで活用できます。

管理：管理技術者を対象に適用
担当：担当技術者を対象に適用
管理/主任：管理技術者又は主任技術者を対象に適用
管理・照査：管理技術者及び照査技術者を対象に適用
（第〇号）：登録番号（品確技資第〇号）
各施設分野での並び順は、資格付与事業者名の50音順

● 登録資格を適用できる業務

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その１）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		登録期間末
					点検	診断	
土木機械設備	土木機械設備	1	ＲＣＣＭ（機械）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理（第51号）	令和13年３月31日
		2	１級ポンプ施設管理技術者	一般社団法人 河川ポンプ施設技術協会		●管理（第52号）	令和13年３月31日
都市公園	公園施設（遊具）	1	公園施設点検管理士	一般社団法人 日本公園施設業協会	●管理（第53号）	●管理（第55号）	令和13年３月31日
		2	公園施設点検技士	一般社団法人 日本公園施設業協会	●担当（第54号）	●担当（第56号）	令和13年３月31日
	公園施設（樹木）	1	樹木医	一般財団法人 日本緑化センター	●担当（第390号）	●担当（第391号）	令和12年３月31日
		2	松保護士	一般財団法人 日本緑化センター	●担当（第403号）	●担当（第404号）	令和13年３月31日
河川	堤防・河道	1	河川技術者資格（河川維持管理技術者）	一般財団法人 河川技術者教育振興機構	●管理（第212号）		令和10年３月31日
		2	河川技術者資格（河川点検士）	一般財団法人 河川技術者教育振興機構	●担当（第214号）		令和10年３月31日
		3	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理（第213号）担当（第215号）		令和10年３月31日
		4	上級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理（第329号）		令和９年３月31日
		5	上級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理（第330号）		令和９年３月31日
		6	１級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第331号）		令和９年３月31日
		7	１級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第332号）		令和９年３月31日
水道	水道施設（水道管路施設を除く）	1	水道浄水施設管理技士１級	公益社団法人 日本水道協会	●管理（第392号）		令和12年３月31日
		2	水道浄水施設管理技士２級	公益社団法人 日本水道協会	●管理（第393号）		令和12年３月31日
		3	水道浄水施設管理技士３級	公益社団法人 日本水道協会	●担当（第405号）		令和13年３月31日
	水道施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）	1	水道管路施設管理技士１級	公益社団法人 日本水道協会	●管理（第394号）		令和12年３月31日
		2	水道管路施設管理技士２級	公益社団法人 日本水道協会	●管理（第395号）		令和12年３月31日
		3	水道管路施設管理技士３級	公益社団法人 日本水道協会	●担当（第406号）		令和13年３月31日
下水道	下水道管路施設	1	下水道管路管理専門技士調査部門	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	●担当（第57号）		令和13年３月31日
		2	下水道管路管理主任技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	●管理（第162号）		令和９年３月31日
砂防	砂防設備	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理（第1号）		令和12年３月31日
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	●管理（第58号）		令和13年３月31日
	地すべり防止施設	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理（第2号）		令和12年３月31日
		2	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	●管理（第3号）		令和12年３月31日
	急傾斜地崩壊防止施設	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理（第4号）		令和12年３月31日
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	●管理（第60号）		令和13年３月31日
		3	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	●管理（第59号）		令和13年３月31日
海岸	海岸堤防等	1	海洋・港湾構造物維持管理士	一般財団法人 沿岸技術研究センター	●管理（第5号）		令和12年３月31日
		2	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理（第6号）		令和12年３月31日
		3	上級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理（第7号）		令和12年３月31日
		4	上級土木技術者（海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理（第8号）		令和12年３月31日
		5	１級土木技術者（海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理（第163号）		令和９年３月31日
		6	１級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理（第164号）		令和９年３月31日

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その２）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		登録期間末
					点検	診断	
道路	橋梁（鋼橋）	1	橋梁ＡＭ点検士（道路部門）	公益財団法人 青森県建設技術センター	●担当（第321号）	●担当（第322号）	令和13年３月31日
		2	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 愛媛大学	●担当（第168号）	●担当（第175号）	令和９年３月31日
		3	道路橋点検士	一般財団法人 橋梁調査会	●担当（第9号）		令和12年３月31日
		4	道路橋点検士補	一般財団法人 橋梁調査会	●担当（第67号）		令和13年３月31日
		5	ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当（第10号）	●担当（第20号）	令和12年３月31日
		6	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当（第216号）		令和10年３月31日
		7	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当（第217号）	●担当（第219号）	令和10年３月31日
		8	橋梁点検技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構	●担当（第170号）		令和９年３月31日
		9	橋梁診断技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構		●担当（第336号）	令和９年３月31日
		10	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当（第171号）	●担当（第177号）	令和９年３月31日
		11	都市道路点検士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当（第407号）		令和13年３月31日
		12	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	●担当（第68号）		令和８年３月31日
		13	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	●担当（第66号）	●担当（第73号）	令和13年３月31日
		14	橋梁点検士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）	●担当（第64号）		令和13年３月31日
		15	橋梁診断士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）		●担当（第174号）	令和９年３月31日
		16	上級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第15号）	●担当（第22号）	令和12年３月31日
		17	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第165号）	●担当（第172号）	令和９年３月31日
		18	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第167号）	●担当（第173号）	令和９年３月31日
		19	上級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第333号）	●担当（第337号）	令和９年３月31日
		20	１級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第16号）		令和12年３月31日
		21	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第166号）		令和９年３月31日
		22	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第218号）		令和10年３月31日
		23	１級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第334号）		令和９年３月31日
		24	道守コース	国立大学法人 長崎大学	●担当（第18号）	●担当（第24号）	令和12年３月31日
		25	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学	●担当（第17号）		令和12年３月31日
		26	特定道守（鋼構造）コース	国立大学法人 長崎大学		●担当（第23号）	令和12年３月31日
		27	道守補コース	国立大学法人 長崎大学	●担当（第19号）		令和12年３月31日
		28	土木鋼構造診断士	一般社団法人 日本鋼構造協会	●担当（第13号）	●担当（第21号）	令和12年３月31日
		29	土木鋼構造診断士補	一般社団法人 日本鋼構造協会	●担当（第14号）		令和12年３月31日
		30	一級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	●担当（第11号）	●担当（第69号）	令和12年３月31日（第11号） 令和13年３月31日（第69号）
		31	二級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	●担当（第12号）		令和12年３月31日
		32	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	●担当（第61号）	●担当（第70号）	令和13年３月31日
		33	インフラ調査士 橋梁（鋼橋）	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	●担当（第65号）		令和13年３月31日
		34	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当（第62号）	●担当（第71号）	令和13年３月31日
		35	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当（第63号）	●担当（第72号）	令和13年３月31日
		36	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当（第252号）		令和11年３月31日
		37	ふくしまＭＥ（保全）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当（第289号）	●担当（第290号）	令和12年３月31日
		38	木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会	●担当（第335号）	●担当（第338号）	令和９年３月31日
		39	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人 山口大学	●担当（第169号）	●担当（第176号）	令和９年３月31日
		40	構造物の補修・補強技士	一般社団法人 リペア会	●担当（第253号）	●担当（第255号）	令和11年３月31日
		41	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター	●担当（第254号）		令和11年３月31日

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その３）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		登録期間末
					点検	診断	
道路	橋梁（コンクリート橋）	1	橋梁ＡＭ点検士（道路部門）	公益財団法人 青森県建設技術センター	●担当（第323号）	●担当（第324号）	令和13年３月31日
		2	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 愛媛大学	●担当（第181号）	●担当（第188号）	令和９年３月31日
		3	道路橋点検士	一般財団法人 橋梁調査会	●担当（第25号）		令和12年３月31日
		4	道路橋点検士補	一般財団法人 橋梁調査会	●担当（第79号）		令和13年３月31日
		5	ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当（第26号）	●担当（第37号）	令和12年３月31日
		6	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当（第220号）		令和10年３月31日
		7	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人　高速道路調査会	●担当（第221号）	●担当（第224号）	令和10年３月31日
		8	建造物保全技術者	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	●担当（第222号）		令和10年３月31日
		9	建造物保全上級技術者	一般社団法人 国際建造物保全技術協会		●担当（第225号）	令和10年３月31日
		10	橋梁点検技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構	●担当（第183号）		令和９年３月31日
		11	橋梁診断技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構		●担当（第342号）	令和９年３月31日
		12	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当（第184号）	●担当（第190号）	令和９年３月31日
		13	都市道路点検士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当（第408号）		令和13年３月31日
		14	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	●担当（第80号）		令和８年３月31日
		15	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	●担当（第78号）	●担当（第85号）	令和13年３月31日
		16	橋梁点検士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）	●担当（第76号）		令和13年３月31日
		17	橋梁診断士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）		●担当（第187号）	令和９年３月31日
		18	上級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第31号）	●担当（第39号）	令和12年３月31日
		19	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第178号）	●担当（第185号）	令和９年３月31日
		20	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第180号）	●担当（第186号）	令和９年３月31日
		21	上級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第339号）	●担当（第343号）	令和９年３月31日
		22	１級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第32号）		令和12年３月31日
		23	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第179号）		令和９年３月31日
		24	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第223号）		令和10年３月31日
		25	１級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第340号）		令和９年３月31日
		26	道守コース	国立大学法人 長崎大学	●担当（第35号）	●担当（第41号）	令和12年３月31日
		27	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学	●担当（第34号）		令和12年３月31日
		28	特定道守（コンクリート構造）コース	国立大学法人 長崎大学		●担当（第40号）	令和12年３月31日
		29	道守補コース	国立大学法人 長崎大学	●担当（第36号）		令和12年３月31日
		30	土木鋼構造診断士	一般社団法人 日本鋼構造協会	●担当（第259号）	●担当（第262号）	令和11年３月31日
		31	土木鋼構造診断士補	一般社団法人 日本鋼構造協会	●担当（第260号）		令和11年３月31日
		32	一級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	●担当（第27号）	●担当（第81号）	令和12年３月31日（第27号） 令和13年３月31日（第81号）
		33	二級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	●担当（第28号）		令和12年３月31日
		34	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	●担当（第33号）	●担当（第82号）	令和12年３月31日（第33号） 令和13年３月31日（第82号）
		35	インフラ調査士 橋梁（コンクリート橋）	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	●担当（第77号）		令和13年３月31日
		36	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当（第74号）	●担当（第83号）	令和13年３月31日
		37	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当（第75号）	●担当（第84号）	令和13年３月31日
		38	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当（第256号）		令和11年３月31日
		39	ふくしまＭＥ（保全）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当（第291号）	●担当（第292号）	令和12年３月31日
		40	コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	●担当（第29号）	●担当（第38号）	令和12年３月31日
		41	プレストレストコンクリート技士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	●担当（第30号）		令和12年３月31日
		42	木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会	●担当（第341号）	●担当（第344号）	令和９年３月31日
		43	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人 山口大学	●担当（第182号）	●担当（第189号）	令和９年３月31日
		44	構造物の補修・補強技士	一般社団法人 リペア会	●担当（第257号）	●担当（第261号）	令和11年３月31日
		45	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター	●担当（第258号）		令和11年３月31日
	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	1	木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会	●担当（第345号）	●担当（第346号）	令和９年３月31日
		2	木橋診断士	一般社団法人 木橋技術協会	●担当（第367号）	●担当（第368号）	令和11年３月31日

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その４）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		登録期間末
					点検	診断	
道路	トンネル	1	上級土木技術者（トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第86号）	●担当（第94号）	令和13年３月31日
		2	１級土木技術者（トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第87号）		令和13年３月31日
		3	上級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第347号）	●担当（第349号）	令和９年３月31日
		4	１級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第348号）		令和９年３月31日
		5	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 愛媛大学	●担当（第192号）	●担当（第196号）	令和９年３月31日
		6	ＲＣＣＭ（トンネル）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当（第42号）	●担当（第46号）	令和12年３月31日
		7	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当（第226号）		令和10年３月31日
		8	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当（第227号）	●担当（第228号）	令和10年３月31日
		9	建造物保全技術者（トンネル）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	●担当（第354号）		令和10年３月31日
		10	建造物保全上級技術者（トンネル）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会		●担当（第355号）	令和10年３月31日
		11	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当（第194号）	●担当（第198号）	令和９年３月31日
		12	都市道路点検士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当（第409号）		令和13年３月31日
		13	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	●担当（第93号）		令和８年３月31日
		14	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	●担当（第92号）	●担当（第98号）	令和13年３月31日
		15	道守コース	国立大学法人 長崎大学	●担当（第44号）		令和12年３月31日
		16	道守（トンネル）	国立大学法人 長崎大学		●担当（第326号）	令和13年３月31日
		17	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学	●担当（第43号）		令和12年３月31日
		18	特定道守（トンネル）	国立大学法人 長崎大学		●担当（第325号）	令和13年３月31日
		19	道守補コース	国立大学法人 長崎大学	●担当（第45号）		令和12年３月31日
		20	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	●担当（第88号）	●担当（第95号）	令和13年３月31日
		21	インフラ調査士 トンネル	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	●担当（第91号）		令和13年３月31日
		22	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当（第89号）	●担当（第96号）	令和13年３月31日
		23	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当（第90号）	●担当（第97号）	令和13年３月31日
		24	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当（第263号）		令和11年３月31日
		25	ふくしまＭＥ（防災）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当（第293号）	●担当（第294号）	令和12年３月31日
		26	コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	●担当（第191号）	●担当（第195号）	令和９年３月31日
		27	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人 山口大学	●担当（第193号）	●担当（第197号）	令和９年３月31日
	道路土工構造物（土工）	1	ＲＣＣＭ（道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当（第268号）	●担当（第275号）	令和11年３月31日
		2	ＲＣＣＭ（地質）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当（第269号）	●担当（第276号）	令和11年３月31日
		3	ＲＣＣＭ（土質及び基礎）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当（第270号）	●担当（第277号）	令和11年３月31日
		4	ＲＣＣＭ（施工計画、施工設備及び積算）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当（第271号）		令和11年３月31日
		5	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当（第369号）		令和11年３月31日
		6	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当（第370号）	●担当（第371号）	令和11年３月31日
		7	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当（第356号）	●担当（第357号）	令和10年３月31日
		8	都市道路点検士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当（第410号）		令和13年３月31日
		9	のり面施工管理技術者資格	一般社団法人 全国特定法面保護協会	●担当（第264号）	●担当（第272号）	令和11年３月31日
		10	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	●担当（第295号）	●担当（第302号）	令和12年３月31日
		11	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第296号）	●担当（第303号）	令和12年３月31日
		12	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当（第297号）	●担当（第304号）	令和12年３月31日
		13	１級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当（第298号）		令和12年３月31日
		14	１級土木技術者（地盤・基礎）コースB	公益社団法人 土木学会	●担当（第299号）		令和12年３月31日
		15	グラウンドアンカー施工士	一般社団法人 日本アンカー協会	●担当（第300号）	●担当（第305号）	令和12年３月31日
		16	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当（第266号）	●担当（第273号）	令和11年３月31日
		17	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当（第267号）	●担当（第274号）	令和11年３月31日
		18	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当（第265号）		令和11年３月31日
		19	ふくしまＭＥ（防災）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当（第301号）	●担当（第306号）	令和12年３月31日

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その５）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		登録期間末
					点検	診断	
道路	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	1	ＲＣＣＭ（道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当（第280号）	● 担当（第284号）	令和11年３月31日
		2	ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当（第281号）	● 担当（第285号）	令和11年３月31日
		3	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当（第358号）	● 担当（第359号）	令和10年３月31日
		4	都市道路点検士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当（第411号）		令和13年３月31日
		5	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当（第372号）		令和11年３月31日
		6	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当（第373号）	● 担当（第374号）	令和11年３月31日
		7	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当（第307号）	● 担当（第312号）	令和12年３月31日
		8	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当（第308号）	● 担当（第313号）	令和12年３月31日
		9	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当（第309号）		令和12年３月31日
		10	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	公益社団法人 土木学会	● 担当（第310号）		令和12年３月31日
		11	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	● 担当（第279号）	● 担当（第283号）	令和11年３月31日
		12	ふくしまＭＥ（防災）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当（第311号）	● 担当（第314号）	令和12年３月31日
		13	コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	● 担当（第278号）	● 担当（第282号）	令和11年３月31日
	舗装	1	ＲＣＣＭ（道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当（第233号）	● 担当（第237号）	令和10年３月31日
		2	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当（第360号）	● 担当（第361号）	令和10年３月31日
		3	都市道路点検士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当（第412号）		令和13年３月31日
		4	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当（第375号）		令和11年３月31日
		5	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当（第376号）	● 担当（第377号）	令和11年３月31日
		6	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	● 担当（第315号）	● 担当（第317号）	令和12年３月31日
		7	舗装診断士	一般社団法人 日本道路建設業協会	● 担当（第232号）	● 担当（第236号）	令和10年３月31日
		8	インフラ調査士付帯施設	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	● 担当（第229号）		令和10年３月31日
		9	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当（第230号）	● 担当（第234号）	令和10年３月31日
		10	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当（第231号）	● 担当（第235号）	令和10年３月31日
		11	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当（第286号）		令和11年３月31日
		12	ふくしまＭＥ（保全）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当（第316号）	● 担当（第318号）	令和12年３月31日
	小規模附属物	1	ＲＣＣＭ（施工計画、施工設備及び積算）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当（第241号）	● 担当（第244号）	令和10年３月31日
		2	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当（第362号）	● 担当（第363号）	令和10年３月31日
		3	都市道路点検士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当（第413号）		令和13年３月31日
		4	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当（第378号）		令和11年３月31日
		5	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当（第379号）	● 担当（第382号）	令和11年３月31日
		6	高速道路点検士（施設）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当（第380号）		令和11年３月31日
		7	高速道路点検診断士（施設）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当（第381号）	● 担当（第383号）	令和11年３月31日
		8	道路標識点検診断士	一般社団法人 全国道路標識・標示業協会	● 担当（第287号）	● 担当（第288号）	令和11年３月31日
		9	インフラ調査士付帯施設	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	● 担当（第238号）		令和10年３月31日
		10	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当（第239号）	● 担当（第242号）	令和10年３月31日
		11	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当（第240号）	● 担当（第243号）	令和10年３月31日

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者				登録期間末
					点検	診断	計画策定（維持管理）	設計（維持管理）	
港湾	港湾施設	1	海洋・港湾構造物維持管理士	一般財団法人 沿岸技術研究センター	● 管理（第48号）		● 管理（第47号）	● 管理（第49号）	令和12年３月31日
		2	海洋・港湾構造物設計士	一般財団法人 沿岸技術研究センター				● 管理（第50号）	令和12年３月31日
		3	ＲＣＣＭ（港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理（第245号）		● 管理（第246号）	● 管理（第247号）	令和10年３月31日

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		登録期間末
					点検	診断	
空港	空港施設	1	空港土木施設点検評価技士	一般財団法人 港湾空港総合技術センター	● 管理（第99号）		令和13年３月31日

（二）計画・調査・設計業務に活用できる登録資格（その１）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者			登録期間末
					計画	調査	設計	
地質・土質	地質・土質	1	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		●管理/主任（第107号）		令和13年３月31日
		2	ＲＣＣＭ（地質）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理/主任（第105号）		令和13年３月31日
		3	ＲＣＣＭ（土質及び基礎）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理/主任（第106号）		令和13年３月31日
		4	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会		●管理/主任（第108号）		令和13年３月31日
		5	地質調査技士資格（現場技術・管理部門）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任（第100号）		令和13年３月31日
		6	地質調査技士資格（現場調査部門）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任（第101号）		令和13年３月31日
		7	地質調査技士資格（土壌・地下水汚染部門）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任（第102号）		令和８年３月31日
		8	応用地形判読士資格（応用地形判読士）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任（第103号）		令和13年３月31日
		9	応用地形判読士資格（応用地形判読士補）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任（第104号）		令和８年３月31日
		10	地質リスク・エンジニア	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任（第414号）		令和13年３月31日
		11	土壌環境監理士	一般社団法人 土壌環境センター		●管理/主任（第350号）		令和９年３月31日
		12	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任（第199号）		令和９年３月31日
		13	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＢ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任（第201号）		令和９年３月31日
		14	１級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任（第200号）		令和９年３月31日
		15	１級土木技術者（地盤・基礎）コースＢ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任（第248号）		令和10年３月31日
	宅地防災	1	地盤品質判定士	地盤品質判定士協議会		●管理・照査（第249号）		令和10年３月31日
建設環境	建設環境	1	ＲＣＣＭ（建設環境）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理（第109号）		令和13年３月31日
		2	環境アセスメント士認定資格	一般社団法人 日本環境アセスメント協会		●管理（第110号）		令和13年３月31日
		3	環境騒音・振動測定士上級	一般社団法人 日本環境測定分析協会		●管理（第415号）		令和13年３月31日
		4	１級ビオトープ施工管理士	公益財団法人 日本生態系協会		●管理（第250号）		令和10年３月31日
		5	１級ビオトープ計画管理士	公益財団法人 日本生態系協会		●管理（第251号）		令和10年３月31日
		6	自然再生士	一般財団法人 日本緑化センター		●管理（第319号）		令和12年３月31日
地籍調査	地籍調査	1	地籍総合技術監理者資格	一般社団法人 日本国土調査測量協会		●管理/主任（第384号）		令和11年３月31日
		2	地籍調査管理技術者資格	一般社団法人 日本国土調査測量協会		●管理/主任（第385号）		令和11年３月31日
		3	地籍工程管理士資格（地籍調査部門）	公益社団法人 全国国土調査協会		●管理/主任（第386号）		令和11年３月31日
		4	地籍主任調査員資格（地籍調査部門）	公益社団法人 全国国土調査協会		●担当（第387号）		令和11年３月31日
		5	地籍調査担い手技術者資格	一般社団法人 日本国土調査測量協会		●担当（第396号）		令和12年３月31日
建設電気通信	電気施設・通信施設・制御処理システム	1	ＲＣＣＭ（電気電子）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理・照査（第111号）		令和13年３月31日
機械設備	建設機械	1	ＲＣＣＭ（機械）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理・照査（第112号）		令和13年３月31日
土木機械設備	土木機械設備	1	ＲＣＣＭ（機械）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理・照査（第113号）		令和13年３月31日
都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画	1	ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理・照査（第114号）		令和13年３月31日
		2	認定都市プランナー	一般社団法人 都市計画コンサルタント協会		●管理・照査（第327号）		令和13年３月31日
造園	都市公園等	1	ＲＣＣＭ（造園）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理・照査（第116号）		令和13年３月31日
		2	登録ランドスケープアーキテクト	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会		●管理・照査（第115号）		令和13年３月31日
水道	水道	1	ＲＣＣＭ（上水道及び工業用水道）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理/主任（第397号）		令和12年３月31日
		2	水道浄水施設管理技士１級	公益社団法人 日本水道協会		●管理/主任（第398号）		令和12年３月31日
		3	水道浄水施設管理技士２級	公益社団法人 日本水道協会		●管理/主任（第399号）		令和12年３月31日
		4	水道管路施設管理技士１級	公益社団法人 日本水道協会		●管理/主任（第400号）		令和12年３月31日
		5	水道管路施設管理技士２級	公益社団法人 日本水道協会		●管理/主任（第401号）		令和12年３月31日

（二）計画・調査・設計業務に活用できる登録資格（その２）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者			登録期間末
					計画	調査	設計	
河川	河川・ダム	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(第117号)			令和13年３月31日
		2	上級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第351号)			令和９年３月31日
		3	上級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第118号)			令和13年３月31日
		4	１級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第352号)			令和９年３月31日
		5	１級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第202号)			令和９年３月31日
砂防	砂防	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(第120号)			令和13年３月31日
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	● 管理・照査(第121号)			令和13年３月31日
	地すべり対策	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(第122号)			令和13年３月31日
		2	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	● 管理・照査(第123号)			令和13年３月31日
	急傾斜地崩壊等対策	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(第124号)			令和13年３月31日
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	● 管理・照査(第126号)			令和13年３月31日
		3	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	● 管理・照査(第125号)			令和13年３月31日
下水道	下水道	1	ＲＣＣＭ（下水道）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理(第119号)			令和13年３月31日
		2	管更生技士（下水道）	一般社団法人 日本管更生技術協会	● 管理(第353号)			令和９年３月31日
		3	下水道管路管理総合技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	● 管理(第364号)			令和10年３月31日
海岸	海岸	1	海洋・港湾構造物設計士	一般財団法人 沿岸技術研究センター	● 管理・照査(第130号)			令和13年３月31日
		2	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(第127号)			令和13年３月31日
						● 管理・照査(第131号)		
		3	上級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第128号)			令和13年３月31日
						● 管理・照査(第132号)		
		4	上級土木技術者（海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第129号)			令和13年３月31日
						● 管理・照査(第133号)		
		5	１級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第203号)			令和９年３月31日
						● 管理・照査(第205号)		
		6	１級土木技術者（海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第204号)			令和９年３月31日
						● 管理・照査(第206号)		
		7	港湾海洋調査士（深浅測量部門）	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(第134号)		令和13年３月31日
		8	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(第135号)		令和13年３月31日
		9	港湾海洋調査士（気象・海象調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(第136号)		令和13年３月31日
		10	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(第137号)		令和13年３月31日
		11	港湾海洋調査士（環境調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(第138号)		令和13年３月31日
道路	道路	1	ＲＣＣＭ（道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(第139号)			令和13年３月31日
		2	交通工学研究会認定TOE	一般社団法人 交通工学研究会	● 管理・照査(第141号)			令和13年３月31日
		3	上級土木技術者（交通）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第140号)			令和13年３月31日
		4	上級土木技術者（交通）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第208号)			令和９年３月31日
		5	１級土木技術者（交通）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第207号)			令和９年３月31日
		6	１級土木技術者（交通）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第209号)			令和９年３月31日
	橋梁	1	ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(第142号)			令和13年３月31日
		2	ＲＣＣＭ（土質及び基礎）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(第143号)			令和13年３月31日
		3	建造物保全監理士（橋梁）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	● 管理・照査(第365号)			令和10年３月31日
		4	上級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第144号)			令和13年３月31日
		5	１級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第210号)			令和９年３月31日
	トンネル	1	ＲＣＣＭ（トンネル）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(第145号)			令和13年３月31日
		2	建造物保全監理士（トンネル）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	● 管理・照査(第366号)			令和10年３月31日
		3	上級土木技術者（トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第146号)			令和13年３月31日
		4	１級土木技術者（トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(第211号)			令和９年３月31日
	舗装	1	舗装診断士	一般社団法人 日本道路建設業協会	● 管理・照査(第388号)			令和11年３月31日

（二）計画・調査・設計業務に活用できる登録資格（その３）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者			登録期間末
					計画	調査	設計	
港湾	港湾（計画・調査全般）	1	港湾海洋調査士（総合部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●全般 管理・照査（第328号）			令和13年３月31日
		2	ＲＣＣＭ（港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●全般 管理・照査（第147号）			令和13年３月31日
	港湾（深浅測量・水路測量）	1	１級水路測量技術（沿岸）	一般財団法人 日本水路協会	●深浅測量・水路測量 管理・照査（第148号）			令和13年３月31日
		2	１級水路測量技術（港湾）	一般財団法人 日本水路協会	●深浅測量・水路測量 管理・照査（第149号）			令和13年３月31日
		3	港湾海洋調査士（深浅測量部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●深浅測量・水路測量 管理・照査（第150号）			令和13年３月31日
	港湾（磁気探査）	1	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●磁気探査 管理・照査（第151号）			令和13年３月31日
	港湾（潜水探査）	1	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●潜水探査 管理・照査（第152号）			令和13年３月31日
	港湾（気象・海象調査）	1	港湾海洋調査士（気象・海象調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●気象・海象調査 管理・照査（第153号）			令和13年３月31日
	港湾（海洋地質・土質調査）	1	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●海洋地質・土質調査 管理・照査（第154号）			令和13年３月31日
	港湾（海洋環境調査）	1	港湾海洋調査士（環境調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●海洋環境調査 管理・照査（第155号）			令和13年３月31日
	港湾（潜水）	1	特別港湾潜水技士	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当（第320号）		令和12年３月31日
		2	港湾潜水技士１級	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当（第156号）		令和13年３月31日
		3	港湾潜水技士２級	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当（第157号）		令和13年３月31日
		4	港湾潜水技士３級	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当（第158号）		令和13年３月31日
	港湾（設計）	1	海洋・港湾構造物設計士	一般財団法人 沿岸技術研究センター			● 管理・照査（第160号）	令和13年３月31日
		2	ＲＣＣＭ（港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会			● 管理・照査（第159号）	令和13年３月31日
空港	空港	1	ＲＣＣＭ（港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査（第161号）			令和13年３月31日

（三）横断型業務に活用できる登録資格

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		登録期間末
－	全施設	1	ＢＩＭ/ＣＩＭ管理技士	公益財団法人 日本建設情報技術センター	データ管理（BIM/CIM）	● 管理/主任（第402号）	令和12年３月31日
－	全施設	1	ＲＣＣＭ（建設情報）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	建設情報システム整備・管理	● 管理（第416号）	令和13年３月31日
－	全施設	1	ドローン測量管理士	一般社団法人 ドローン測量教育研究機構	測量（UAV測量）	● 管理/主任（第389号）	令和11年３月31日

国土交通省登録資格制度については、国土交通省ホームページをご覧下さい。

URL https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

国交省　登録資格　検索

問合せ先

国土交通省　大臣官房　技術調査課
TEL：０３－５２５３－８２２０（直通）
国土交通省　大臣官房　公共事業調査室
TEL：０３－５２５３－８２５８（直通）

2026.2 版

点検技術者の質の確保

国土交通省
資料５

背景

① 定期点検要領の改定

省令（道路法施行規則）

点検は（中略）知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とする。

道路橋定期点検要領（平成31年2月）

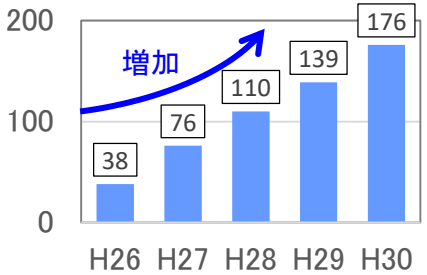
4. 状態の把握
健全性の診断の根拠となる状態の把握は、近接目視により行うことを基本とする。

（法令運用上の留意事項）
定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると判断した方法により把握しなければならない。

（付録：定期点検の実施にあたっての一般的な留意点）
自らが近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると定期点検を行う者が判断した場合には、その他の方法についても、近接目視を基本とする範囲と考えてよい。

活用是非の判断など、一巡目に比べて点検技術者の裁量が拡大

② 民間登録資格（点検・診断）



〈登録資格の累積（道路関係）〉

資格	実務経験	技術研修	点検関係の設問数
A	点検実務7年	○	5/50問
B	その他実務4年	○	6/40問
C	その他実務7年	×	8/30問
D	その他実務3年	○（点検実務1年）	14/20問

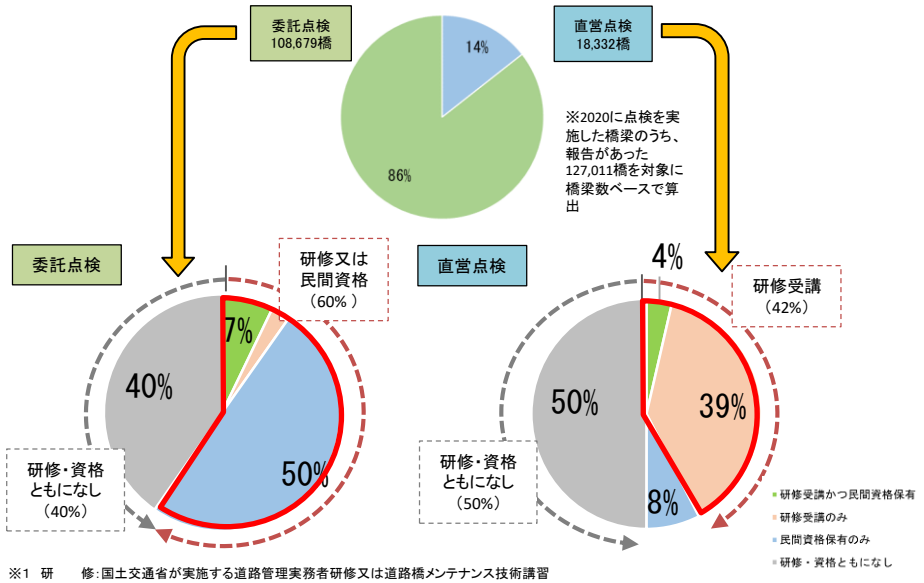
〈登録資格の例〉

資格取得に必要な実務経験等にバラツキがある

点検技術者の保有資格の現状

① 点検実施者の保有資格・研修受講歴

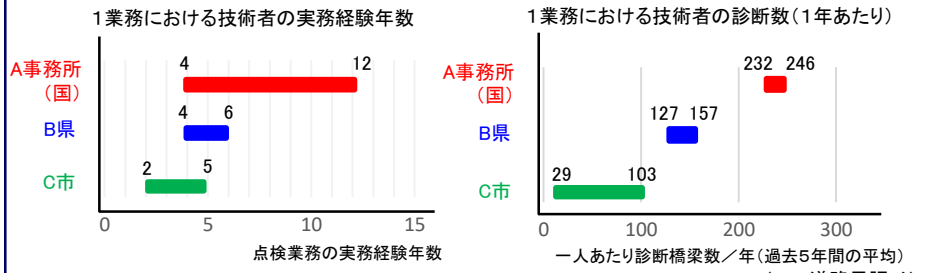
2020点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※1 研　修：国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習
※2 民間資格：国土交通省登録技術資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づく国土交通省登録資格）

（令和3.3末時点道路局調べ）

② 委託点検(橋梁)の技術者における経験



（R1.7道路局調べ）

点検技術者が備えるべき知識や技術を明確にし、適切な措置に必要な診断を確実に実施できる体制を整備

直轄管理橋梁での点検資格等の取得義務化

(抜粋)令和4年3月22日　社会資本整備審議会
道路技術小委員会資料

○ 直轄管理施設の点検・診断業務においても、担当技術者に資格等の取得を求めないケースがある
○ 令和5年度以降、直轄管理橋梁の点検・診断業務については、担当技術者にも一定の資格等の要件を定め、全ての橋梁において、資格の取得又は講習を受講した者が点検・診断を行う事とする
○ 直轄管理橋梁での義務化を通じ、資格等を有する技術者の裾野を拡大し、自治体管理橋梁でも有資格者により点検されるよう、環境整備を図る

発注者　（国道事務所等）

点検業務を委託

受注者（建設コンサルタント）

管理技術者
（点検業務の統括を行う者）

担当技術者
（点検業務の従事者）





管理技術者・担当技術者が点検・診断を実施

管理技術者には下記の資格を要件としている

【管理技術者資格の例】
技術士（建設部門）
博士号
土木学会認定技術者　　等

担当技術者の資格は総合評価で加点評価

令和5年度から、以下の資格等を担当技術者の要件とする

【担当技術者資格】
管理技術者に要求される資格
国土交通省登録資格
道路橋メンテナンス技術講習

資格等を有する点検技術者の裾野の拡大
自治体管理橋梁にも普及・拡大

点検受注者の知識や技能の確認について（情報提供）

国土交通省

「トンネル等の定期点検に当たっての留意事項」抜粋

（H31.3.29付け事務連絡　国道技術課課長補佐から各地整道管課長、地道課長あて）

4．受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級Ⅰ研修」と同等である「道路橋メンテナンス技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。

具体的な仕様書記載例

【直轄の例】
橋梁診断業務の標準特記仕様書（案）　抜粋

2．担当技術者

1）本業務に従事する「担当技術者」は、次の何れかの資格等を満たさなければならない。なお、担当技術者は、次項3．で示す「橋梁診断員」を兼ねることができる。

①.技術士(総合技術監理部門－建設、又は、建設部門)

②.博士（工学）（専門分野：橋梁に関する研究）

③.国土交通省登録技術者資格（※1）（施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：診断）、又は、（施設分野：橋梁（コンクリート橋）－業務：診断）

※1：「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL：ttp://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

【地方自治体の事例】
地方自治体における橋梁点検業務の特記仕様書から抜粋

（1）橋梁点検員

橋梁点検員は、点検作業班を総括し、安全管理に留意して、各作業員の行動を把握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施する。橋梁点検員は損傷状況の把握を行うのに必要な以下の能力と実務経験を有するものとする。

（略）

オ　「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」に基づき技術者資格登録された資格のうち、橋梁（鋼橋）の点検業務及び橋梁（コンクリート橋）の点検業務を対象とした資格を有するものであること。

定期点検に係る法令及び関係資料の位置づけ

国土交通省
資料６

法令上の記載

- トンネル等の点検は、点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により5年に1回の頻度で行うことを基本
- 健全性の診断を行い、結果を分類する（区分Ⅰ～Ⅳ ※告示）
- 措置を講じたときは、その内容を記録・保存する

（道路法施行規則第４条の５の６）

点検要領（技術的助言） ［R6.3改正］

分野

●道路橋　●道路トンネル　●シェッド、大型カルバート等　●横断歩道橋
●門型標識等　○舗装　○小規模附属物　○道路土工構造物

●：5年に1回の定期点検を実施することを基本とする分野

本文

1. 適用範囲
2. 定期点検の頻度
3. 定期点検の体制
4. 状態の把握
5. 健全性の診断
6. 記録
7. 措置

（点検支援技術に関する記載）

定期点検を行う者は、（略）近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。

付録

- 定期点検の実施に当たっての一般的な注意点
- 一般的な構造と主な着目点
- 判定の手引き
- コンクリート片の落下等第三者被害につながる損傷の事例 ※道路橋のみ

参考資料（R2.6時点）

（点検支援技術の活用に関し、参考となる資料）

- モニタリング技術も含めた定期点検の支援技術の使用について（令和2年6月）
- 監視計画の策定とモニタリング技術の活用について（令和2年6月）
- トンネル定期点検における本体工（覆工）の状態把握の留意点（令和2年6月）
- トンネル定期点検における附属物の状態把握の留意点（令和2年6月）
- 特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成31年2月）
- 水中部の状態把握に関する参考資料（平成31年2月）
- 引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料（平成31年2月）

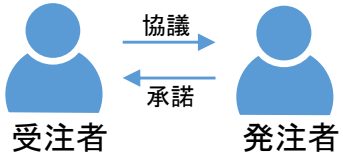
- 記録様式作成にあたっての参考資料（道路橋定期点検版）（平成31年2月）
- 記録様式作成にあたっての参考資料（道路トンネル定期点検版）（平成31年2月）
- 記録様式作成にあたっての参考資料（シェッド、大型カルバート等定期点検版）（平成31年2月）

点検に関する「新技術利用のガイドライン」

［H31.2策定］

- 定期点検業務の中で使用する技術を受発注者が確認するプロセスを明示
- 技術の性能値の確認に用いる標準項目を明示

技術の選定・確認
調査計画の立案



性能カタログ、技術マニュアル、
点検要領の参考資料の活用

点検支援技術性能カタログ 407技術（R8.4時点）

画像計測
- ・橋梁　：91技術
- ・トンネル　：40技術
- ・土工　：10技術

非破壊検査
- ・橋梁　：48技術
- ・トンネル　：25技術
- ・土工　：2 技術

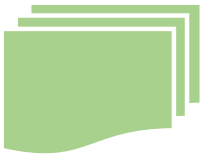
計測・モニタリング
- ・橋梁　：76技術
- ・トンネル　：22技術
- ・土工　：1 技術

データ収集・通信
（5技術）

（今後、拡充予定）

開発者が作成する「技術マニュアル」

- 性能カタログに掲載する技術ごとに、開発者が作成
- 現場で機器等を適切に活用するために必要な情報を整理



点検支援技術 性能カタログ

国土交通省

○ 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。（令和8年4月に新たに54技術を追加）

＜主な掲載技術＞

【橋梁・トンネル】（H31．2 ～） 【土工】（R5．11 ～）

画像計測

- ・橋梁　：91(11)技術
- ・トンネル：40 (2)技術
- ・土工　：10 (3)技術



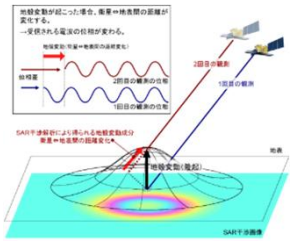
ﾄﾞﾛｰﾝによる損傷把握



ﾚｰｻﾞｰｽｷｬﾝによる変状把握



MMS※1を活用した
斜面・のり面点検



衛星SAR等を活用した
道路土工点検及び防災点検※2

非破壊検査

- ・橋梁　：48(4)技術
- ・トンネル：25(2)技術
- ・土工　： 2 (−)技術



AEｾﾝｻを利用した
PCｸﾞﾗｳﾄ充填把握



レーダーを利用した
トンネル覆工の変状把握

計測・モニタリング

- ・橋梁　：76(5)技術
- ・トンネル：22(3)技術
- ・土工　： 1(1)技術



光ﾌｧｲﾊﾞｰｾﾝｻｰよる
橋梁モニタリング



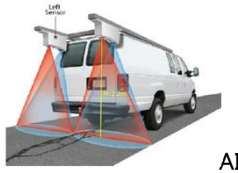
トンネル内附属物の
異常監視センサー

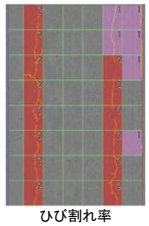
データ収集・通信　・5(1)技術

【　舗　装　】（R4．9 ～）

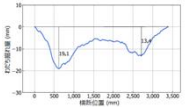
ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI

・55(15)技術

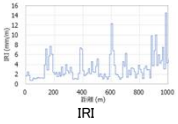




ひび割れ率



わだち掘れ量



IRI

AIによる自動判定



スマートフォンで取得した画像
と加速度による路面性状測定

【 道 路 巡 視 】（R5．3 ～）

ポットホール・区画線の摩耗・建築限界の超過・標識隠れ

・32(7)技術



スマートフォンで取得した画像
によるポットホール検知



ドライブレコーダーで取得した
画像による区画線の摩耗判定

※（）内は今回新たに追加された技術数

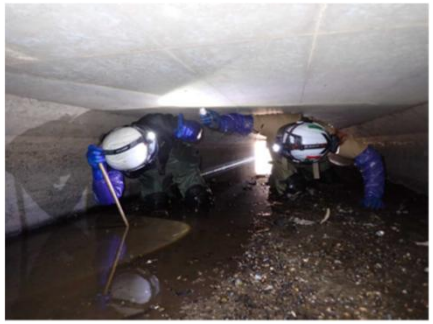
※1　MMS(モービルマッピングシステム)
※2　国土地理院ウェブサイトより引用

令和8年度　新規掲載技術の例＜橋梁・共通（橋梁・トンネル・土工）＞

国土交通省

○ 令和8年度は、橋梁の点検に活用できる技術を新たに20技術、トンネル等と共通の技術を1技術追加。
○ 狭い空間や水があって進入できない箇所を水陸両用狭あい部点検ロボットにより点検する画像計測技術、ドローンに搭載した赤外線カメラ画像から床版劣化を検知する非破壊検査技術、マルチビーム・LiDAR複合計測により橋脚部の洗掘状況を測定する計測・モニタリング技術等を新たに掲載。

従来点検



進入困難箇所の近接目視



手作業による損傷の検出



手作業による
下部工洗掘状況の計測

点検支援技術

画像計測技術（11技術）



水深170mm まで



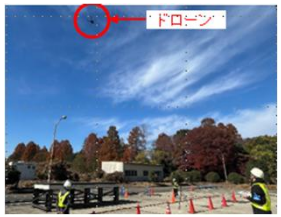
水深170mm 以上
（フロート使用）

狭隘空間、水のある箇所に進入して画像を取得

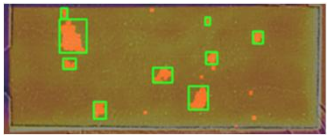
＜掲載技術名＞
水陸両用狭あい部点検ロボットを使用した点検支援技術

（検出項目：ひびわれ）

非破壊検査技術（4技術）



測定の状況



赤外線画像の解析結果
（緑枠内が検出した損傷）

ドローンに搭載した赤外線カメラ画像を解析
表面温度分布の違いから損傷を検知

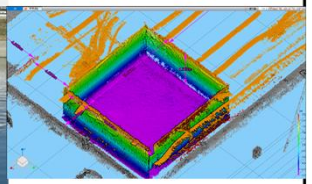
＜掲載技術名＞
ドローンと赤外線カメラを用いて、舗装表面温度から床版劣化を特定する技術

（検出項目：床版劣化）

計測・モニタリング技術（5技術）



測定の状況



計測結果による3D図

マルチビーム・LiDAR複合計測による
橋梁の水陸一体3D点群化技術（洗掘）

＜掲載技術名＞
マルチビーム・LiDAR複合計測による橋梁の水陸一体3D点群化技術（洗掘）

（検出項目：洗掘）

令和8年度　新規掲載技術の例＜トンネル＞

国土交通省

○ 令和8年度は、道路トンネルの点検に活用できる技術を、新たに7技術追加。
○ 手押し式台車型の覆工画像撮影システムにより半断面分の覆工画像を同時撮影する技術、レーザにより覆工内部のうきを検出する技術、計測機器を搭載した車両で走行することにより、トンネル内のデータを取得し三次元画像・点群データ等を表示する技術等を追加。

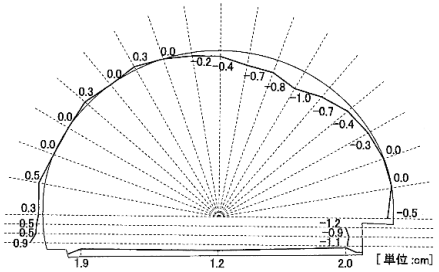
従来点検



近接目視により、覆工の
ひび割れ等の有無を確認



打音検査により、うき等による
打音異常の有無を確認



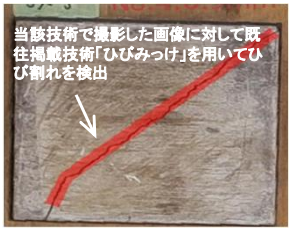
断面計測結果のとりまとめ

点検支援技術

画像計測技術（2技術）



半断面分の覆工画像
を同時撮影



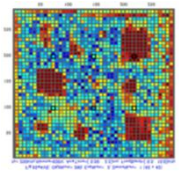
手押し式台車型の覆工画像撮影システムにより半断面分の覆工画像を同時撮影

＜掲載技術名＞
台車型トンネル覆工画像同時撮影システム
（検出項目※：ひび割れ、漏水等）
※取得画像の目視確認又は変状抽出ソフトウェア技術等の併用による

非破壊検査技術（2技術）



レーザにより
覆工内部のうきを計測



技術による計測結果
（赤色に着色された箇所
が変状と判定される）

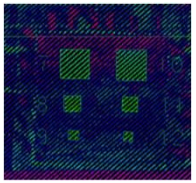
レーザにより、覆工内部のうきを検出

＜掲載技術名＞
うき検出小型レーザ点検装置
（検出項目：うき）

計測・モニタリング技術（3技術）



全方位画像を取得可能な
カメラ及びレーザ等により
覆工表面を計測



点群データから、覆工表面の
うき箇所を着色(緑色)表示

計測機器を搭載した車両で走行することにより、トンネル内のデータを取得し、三次元画像・点群データ等を表示する

＜掲載技術名＞
可搬型計測システムによるトンネル形状計測
（検出項目：変形、うき・はく離(変位をともなうもの)等）

令和8年度　新規掲載技術の例＜舗装＞

国土交通省

○ 性能評価項目（ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI）の全て、またはいずれかの評価項目を、すべての区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）で判定できる技術であり、かつ、一定以上の精度が確保されていた技術を、新たに15技術追加。

従来点検



目視により路面性状を確認







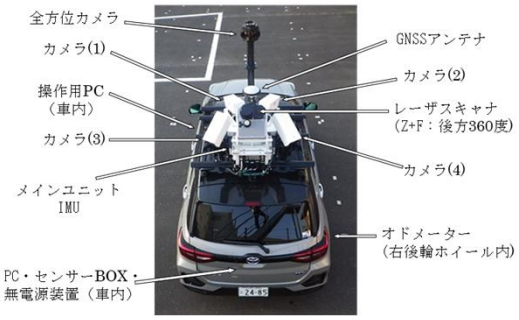


施設	分類	対象	状況	処置	処置状況
道路	法面	防草シート	シート剥がれ	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	路肩	縁石	損傷	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	法面	自然のり面	倒木	状況を確認	●確認済
道路	車道	アスファルト舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	アスファルト舗装	クラック	応急復旧	○応急済
道路	路肩	路面	塵埃	復旧完了	●処置済
道路	車道	アスファルト舗装	剥離	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	歩道平板	破損	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	路面	その他	復旧完了	●処置済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	境界ブロック	がたつき	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	路肩	路面	塵埃	復旧完了	●処置済
道路	法面	盛土のり面	はらみ出し	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済

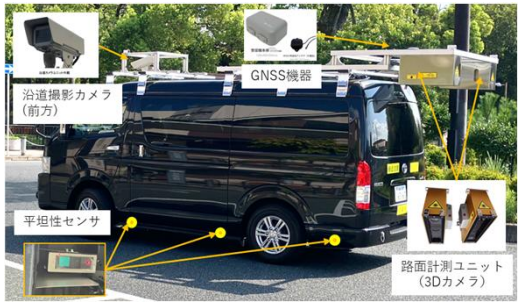
手入力による路面性状の記録

点検支援技術

ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI判定技術（15技術）



＜掲載技術名＞MMSを活用した路面性状調査
（検出項目：ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI）
※検出項目以外は精度未確認



＜掲載技術名＞移動体計測による路面性状調査
（検出項目：ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI）



＜掲載技術名＞ロメンキャッチャースーパーMWD
（検出項目：ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI）
※検出項目以外は精度未確認

令和8年度　新規掲載技術の例＜道路巡視＞

国土交通省

○ ポットホール（10～20cm及び20cm以上）の位置を特定できる技術、区画線の摩耗（剥離度40%以上）を判定できる技術、建築限界の超過を判定できる技術、標識隠れを判定できる技術であり、かつ、一定以上の精度が確保されていた技術を、新たに7技術追加。

従来道路巡視

【パトロール車からの目視確認項目の一例 】



パトロール車からの目視確認

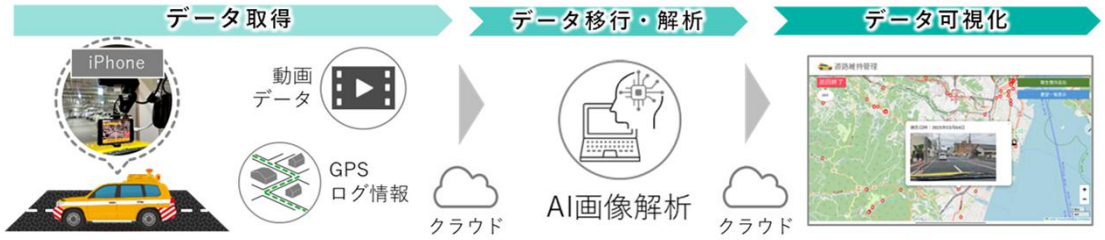

ポットホール


区画線の摩耗


建築限界の超過

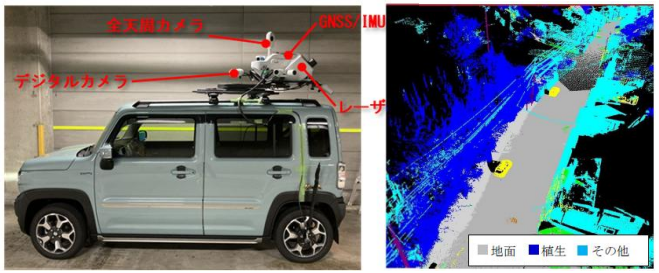
道路巡視支援技術

ポットホール（7技術）、区画線の摩耗（5技術）、建築限界の超過（3技術）、標識隠れ（5技術） [7技術 ※重複有り]



＜掲載技術名＞Draw-AI with テレマティクスサービス(Diagnose roads with AI)

（検出項目：ポットホール、区画線の摩耗、標識隠れ）



＜掲載技術名＞ GeoMasterNeo®

（検出項目：区画線の摩耗、建築限界の超過、標識隠れ）

点検支援技術性能カタログの閲覧サイト

国土交通省

ホームページURL ： https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/

＜使用方法＞

国土交通省

ホーム | 国土交通省について | 報道・広報 | 政策・法令・予算 | 白書・オープンデータ | お問い合わせ・申請

道路

道路トップ › ご意見・ご要望 › English

ホーム > 政策・仕事 > 道路 > 道路に関する新技術の活用 > 点検支援技術性能カタログ

点検支援技術性能カタログ

点検支援技術性能カタログ（橋梁・トンネル）　令和6年4月

- 点検支援技術性能カタログ全文
- 点検支援技術性能カタログの掲載技術一覧
- 状態の把握の標準的な方法及び点検支援技術
- 道路行政の技術開発ニーズとの対応表

使用方法

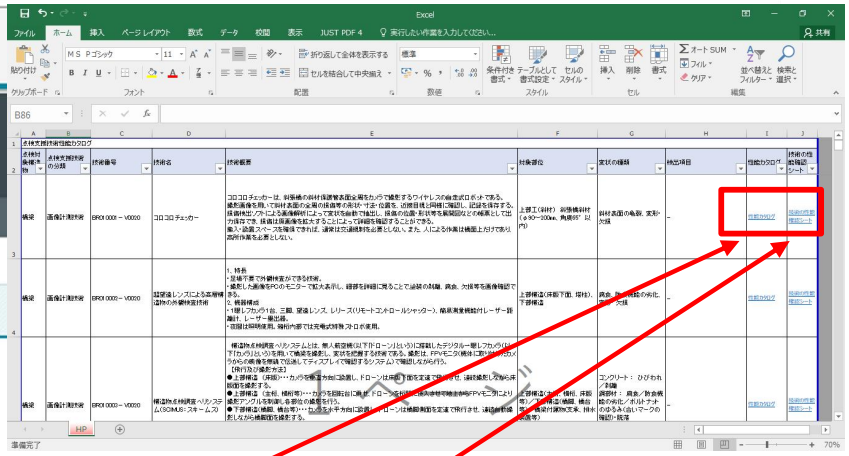
- 上記のリンクからエクセルファイルをダウンロードしてください。
- エクセルファイルのフィルター機能にて技術の検索が可能です。
- セルの右端に記載されている「性能カタログ」、「技術の性能確認シート」をクリックすると、該当する技術のページへ移動します。
- 点検支援技術性能カタログの活用にあたっては、「第１章　性能カタログの活用にあたって」をご一読ください。

- 点検支援技術性能カタログに関する問い合わせ先
 - hqt-tenkencatalog@gxb.mlit.go.jp
 ※送信時は@を半角にして送信下さい。
 - 問い合わせ窓口一覧
 - ホームページへのリンクについて
 - 点検支援技術性能カタログのページ（本ページ）へのリンクを希望される場合は、以下のバナーをご活用ください。



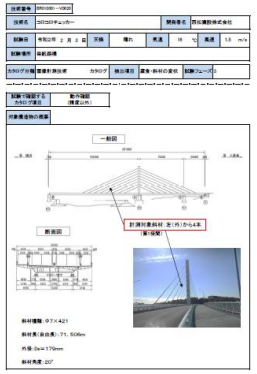
①掲載技術一覧をクリック

②エクセルファイルをダウンロードし、
フィルター機能にて技術を検索



③「性能カタログ」「性能確認シート」を
クリックすると掲載ページへ移動





直轄国道における点検支援技術の活用原則化

国土交通省

資料７

○ 直轄国道における橋梁・トンネル・舗装の定期点検業務及び道路巡視の一部項目について、点検支援技術の活用を原則化し、定期点検の高度化・効率化を推進。
○ 本取組により、地方公共団体など他の道路管理者における新技術活用を促すとともに、民間企業の技術開発の促進を期待。

活用を原則とする項目

【橋梁】
- 人による外観性状の記録が困難な場所での写真撮影・記録
- 点検支援技術を用いた3次元写真記録
- 機器等による損傷図作成
- 水中部の河床、基礎、護床工等の位置計測
- 斜面上に築造された下部構造本体及び斜面の点群データ取得（形状把握）
- コンクリート構造の鋼材位置のコンクリート中に含まれる塩化物イオン量計測、又はかぶりコンクリート内の塩化物イオン量の深さ方向の把握（塩害の影響地域に位置する橋梁）

【トンネル】
- トンネル内面の覆工等の変状（ひび割れ等）を画像計測技術等で計測・記録
- うき、はく離等の位置や規模を計測・記録（画像計測技術以外の技術）

【舗装】
- 舗装の変状（ひび割れ、わだち等）を画像等で計測・判定

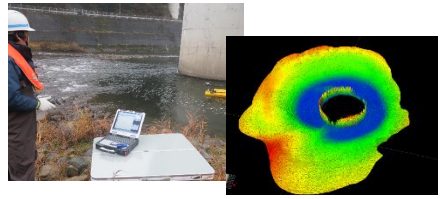
【道路巡視】
- ポットホールの特定
- 区画線の摩耗の判定

活用例

【橋梁】



潜水調査による河床洗掘の把握



マルチビーム搭載ボートによる測量

【トンネル】



近接目視による変状の把握

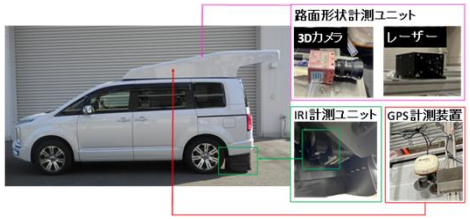


画像計測技術による変状の把握

【舗装】



目視により路面性状を確認



計測ユニットにより路面性状を確認

【道路巡視】



パトロール車から目視確認



ドライブレコーダー画像を用いてAIで解析

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要（道路事業）

事業開始：H29～
現行期間：R4～R8

制度概要

地方公共団体において、道路の適正な管理を推進するために実施される地方単独事業について、地方財政措置を講じるもの

対象となる道路事業

インフラ長寿命化計画等を踏まえて、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される以下の事業

①舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）　※簡易アスファルト舗装（全層）を含む

②小規模構造物の補修・更新

（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝・暗渠管、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）

③法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工、法枠工等）


<舗装のオーバーレイ>


<防護柵の取替>

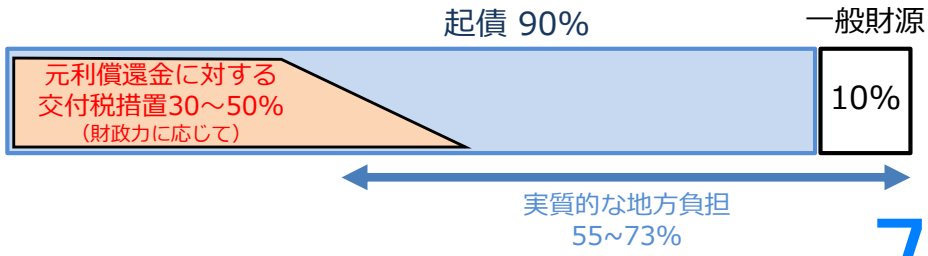

<落石防止柵の取替>

地方財政措置

充当率90%

元利償還金に対する交付税措置率30~50%

（財政力に応じて）



※事業費は、一体的に実施する補助事業等と概ね同程度まで

小規模附属物（標識・照明）の老朽化（事故、施設の把握状況等）

資料９

○ 道路標識について、地方自治体は、約6割が全数を把握しておらず、点検は約7割が未実施。
○ 小規模附属物（標識・照明）の老朽化による事故発生の防止のため、小規模附属物点検要領に基づく適切な点検、対策が必要。

【小規模附属物の老朽化による事故事例】

○事故事例①　※R5.11発生



（概要）
信号機に取り付けていた交差点名標識が落下。横断中の女性にぶつかり、頭部を裂傷。

（原因）
取付金具2か所の破断

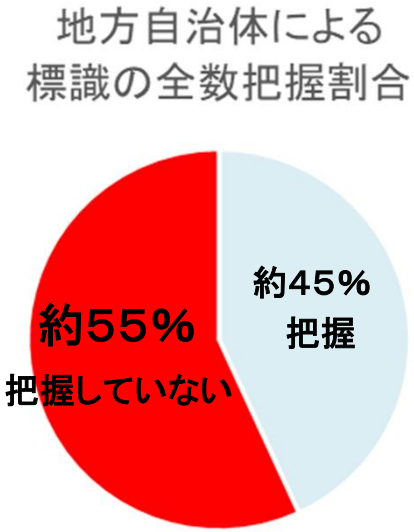
○事故事例②　※R7.1発生

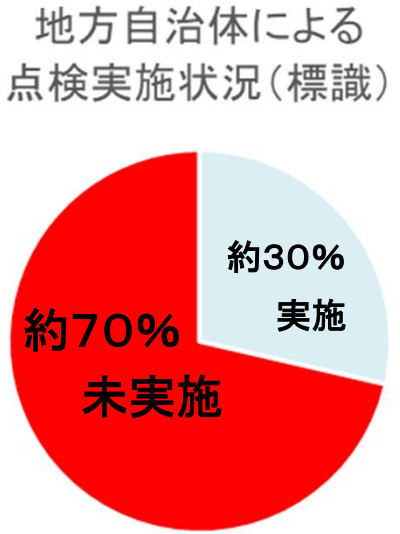


（概要）
道路照明灯が根元から折れ、集団登校中の小学生児童に当たり骨折。

（原因）
強風および支柱根元の腐食

【地方公共団体の施設把握や点検実施の状況】





R6道路メンテナンス年報バックデータより作成

【小規模附属物点検要領（掲載URL）】
https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/yobo7_12.pdf

（問い合わせ先）
最寄りの地方整備局等の道路メンテナンスに関する総合窓口

小規模附属物（標識・照明）の老朽化対策への支援

○ **地方公共団体が小規模附属物（標識・照明）の整備を実施する際に**、「防災・安全交付金」、「交通安全対策補助制度（地区内連携）」による**財政的支援が可能**。

	防災・安全交付金	交通安全対策補助制度（地区内連携）
補助対象 （要綱より）	道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業等）	一定の区域において、関係行政機関等や関係住民の代表者との合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策（速度低下、進入抑制等を促す面的対策や歩道の設置等）
補助率	1/2等 5.5/10等 ＜重点配分＞ ①通学路交通安全プログラムに交通安全対策 ②未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策	5.5/10等

【対策事業の例】

- 道路標識の取替え
- 小規模附属物（標識・照明）の腐食対策
- 道路照明のLED化
- 部分補修板による補修　等

【老朽化した小規模附属物（標識・照明）のイメージ】



柱脚部の腐食



標識板の変形



標識の視認性低下

直轄国道における道路標識の視認性点検の試行

○道路標識の視認性の判定区分や健全性の診断区分などを盛り込んだ点検要領案を作成し、全国の地方整備局等の直轄国道において、視認性点検の試行を開始（R7.6～）。
○直轄国道での試行結果等を踏まえ、点検要領案の見直しを行い、道路標識の視認性点検の改善に取り組む予定。

○適用の範囲 ： 国土交通省が管理する道路標識
○点検方法 ： 車上（遠望）目視
○判定区分 ： 4段階で区分

変状の種類	判定区分			
	AA	A1	B	OK
視認性不良（汚損）	輝度不足や汚れにより、判読ができない。	輝度不足や汚れにより、判読が困難である。	不良であるが、軽微で判読は可能である。	輝度不足や汚れがなく、判読は可能である。
視認性不良（劣化）	輝度不足や白亜化により、判読ができない。	輝度不足や白亜化により、判読が困難である。	不良であるが、軽微で判読は可能である。	輝度不足や白亜化がなく、判読は可能である。
視認性不良（植生）	植生の影響により、判読ができない。	植生の影響により、判読が困難である。	不良であるが、軽微で判読は可能である。	植生の影響がなく、判読は可能である。
	（判読できない）	（判読困難）	（不良軽微で判読可能）	（判読可能）

○健全性診断区分 ： 3段階で区分

健全性診断区分			個別判定区分	
区分		状態	判定区分	定義
Ⅲ	早期措置段階	標識板の視認性の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	AA	変状が著しく、速やかな措置が必要な状態
			A1	変状があり、早期に措置が必要な状態
Ⅱ	予防保全段階	標識板の視認性の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	B	変状があり、変状の進行状態を継続的に監視する必要がある状態
Ⅰ	健全	標識板の視認性の機能に支障が生じていない状態	OK	変状がない又は措置を必要としない変状がある状態

＜視認性不良の標識のイメージ＞


汚損



劣化



劣化


植生

資料１０

道路緊急ダイヤル（#9910）LINE アプリについて

1. ポイント

- 自治体の費用負担なし
- 道路管理者から利用者に向けた情報発信（雪寒等）も可能

2. システム

- 道路利用者が LINE お友達登録により通報可能
- 異状等に関する写真・位置情報を添付可能
- 位置情報や道路区分に基づき、該当する道路管理者へ自動でメール送信

留意事項

- 位置情報のずれ等が原因で、稀に近接する道路の管理者へ情報が転送されてしまうことがあります。
 適宜、該当の道路管理者へ通報内容を転送いただくようご協力をお願いします。

3. 運用状況

- 令和6年3月より全国運用を開始。
 - 友だち登録者数　約 27.7 万人（5/12 時点）
 ※前年同時期:18.5万人（5/8 時点）
 - LINE 通報件数　2,340 件（5/6 0:00～5/12 23:59）
 ※前年同時期:2,008件（5/2 0:00～5/12 23:59）

（1日あたり通報件数 約 334 件）

※前年同時期:約287件

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和６年３月２２日
道 路 局 企 画 課

日本全国の道路異状の通報がLINEアプリから可能となります

～全国の道路を対象にLINEによる道路緊急ダイヤル（＃９９１０）の運用を開始します～

道路利用者が道路の異状等を発見した場合に、直接道路管理者に通報することができる道路緊急ダイヤル（＃９９１０）について、令和６年３月２９日から、全国の道路を対象にLINEアプリによる通報を開始します。

道路緊急ダイヤル（＃９９１０）では、道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなどの道路異状を２４時間受け付けています。

令和５年１１月より関東甲信地方において、LINEによる道路緊急ダイヤル（＃９９１０）の運用をしていましたが、この度、令和６年３月２９日から、全国の道路を対象にした運用を開始します。

聴覚や発話に障がいがあり、音声による通報が困難な方であっても、LINEによる通報が可能となります。通報の流れは、別紙を参照してください。

１．開始日時

令和６年３月２９日（金）正午

２．使用方法

スマートフォンアプリケーション「LINE」に「国土交通省道路緊急ダイヤル（＃９９１０）」の友だち追加をしてご利用ください。
（友だち追加は右記の二次元コード読み取りからも可能です。）

３．対象エリア

全国の道路（高速道路、国道、都道府県道、市町村道など）
※道路以外の通報や、私道など私有地の通報は対象外です。

４．その他

・電話による道路緊急ダイヤル（＃９９１０）も引き続きご利用できます。
・アプリの利用は無料です。ただし、通信方法によっては、別途通信料がかかります。

＜問い合わせ先＞
道路局　企画課　評価室　課長補佐　宮本　（内線 37682）
係長　轟　（内線 37673）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8593

国土交通省
ＬＩＮＥ
通報アプリ
＃９９１０

別紙１

友だち追加は
二次元コードから

道路の異状を発見したら
LINEで通報＃9910

全国の道路で令和6年3月29日から開始！

路面の汚れ



落下物



落石･土砂流入等

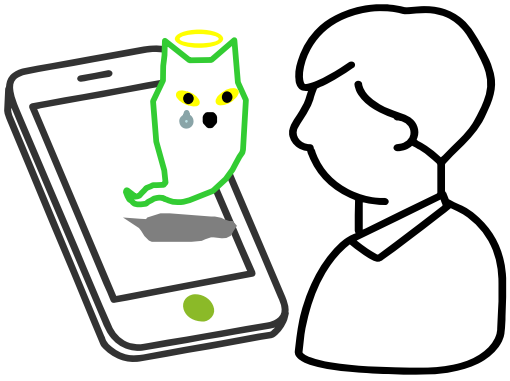




ガードレール･
標識等の損傷



路面の穴ぼこ･
段差



動物の死骸

■簡単５ステップで通報完了（LINEトークから道路異状の状態・写真・位置を通報）

① 異状の種類を選ぶ
② できごとを選ぶ
③ 写真を送る
④ 道路の種類を選ぶ
⑤ 位置情報を送る

- 事故防止のため、運転中の携帯電話の操作はお止めください。
- 引き続き電話による通報も受け付けています。全国共通＃９９１０（２４時間受付・無料）
- 都道府県等が管理する道路について、夜間・土日・祝日は早急に対応できない場合があります。
- 道路以外の通報や、私道など私有地の通報は対象外です。
- 事故情報は、警察（110番）へ連絡してください。

国土交通省　R6.3

LINEによる通報システム 通報の流れ①

1

二次元コードを読み込み、「トーク」ボタンを押して友だち登録をします

友だち登録用二次元コード

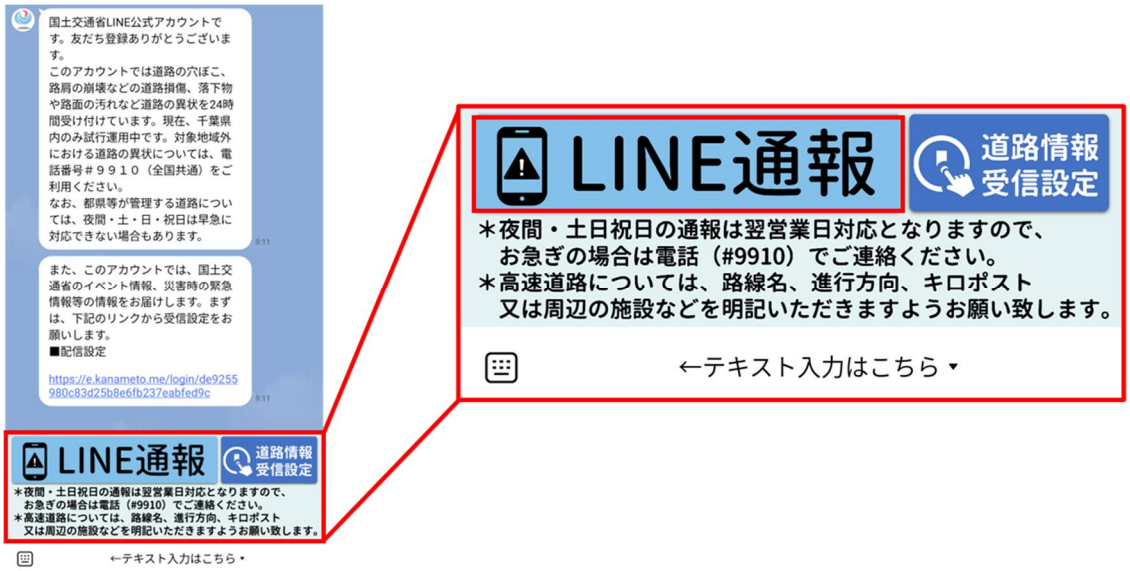


「トーク」ボタンをタップ



2

アカウントに関する説明文が表示され、「LINE通報」をタップします



3

通報種別(路面の穴ぼこ・段差、落下物等)をスライドし選択し、通報を開始します

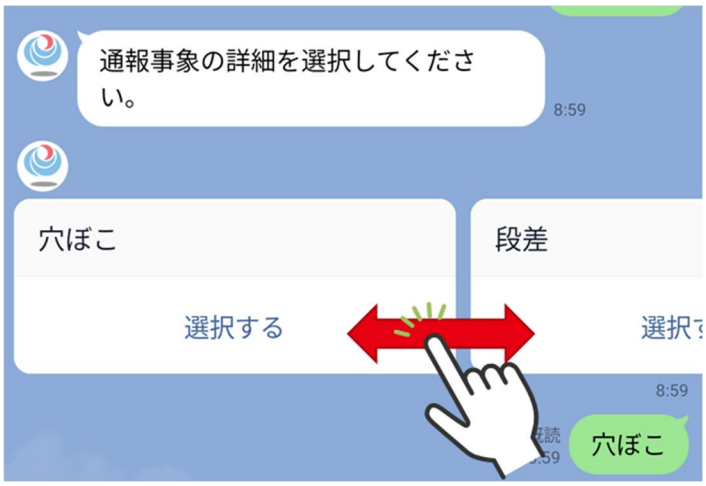


■通報種別：路面の穴ぼこ・段差、落下物（落石などの自然物以外）、動物の死骸、ガードレール・標識等の損傷、路面の汚れ、落石・土砂流入等の災害

LINEによる通報システム 通報の流れ②

4

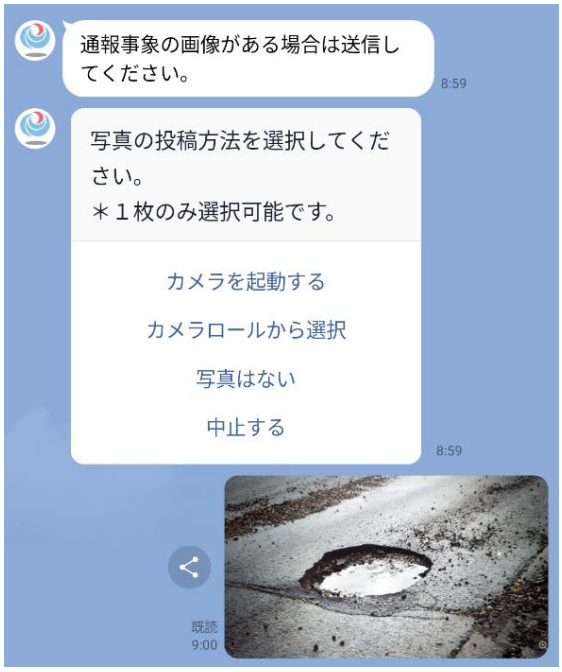
損傷状況の詳細を選択します



■通報事象の詳細を選択肢で選択
（落下物の場合の詳細選択肢：段ボール、ゴミ袋、木材、鉄類、衣料品、倒木など）

5

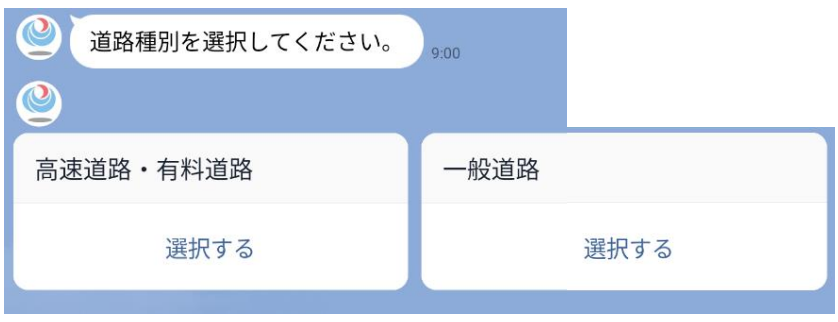
写真を投稿します



■写真の投稿方法を選択（カメラを起動、カメラロールから選択）
■写真を投稿しない選択も可能

6

道路種別を選択します

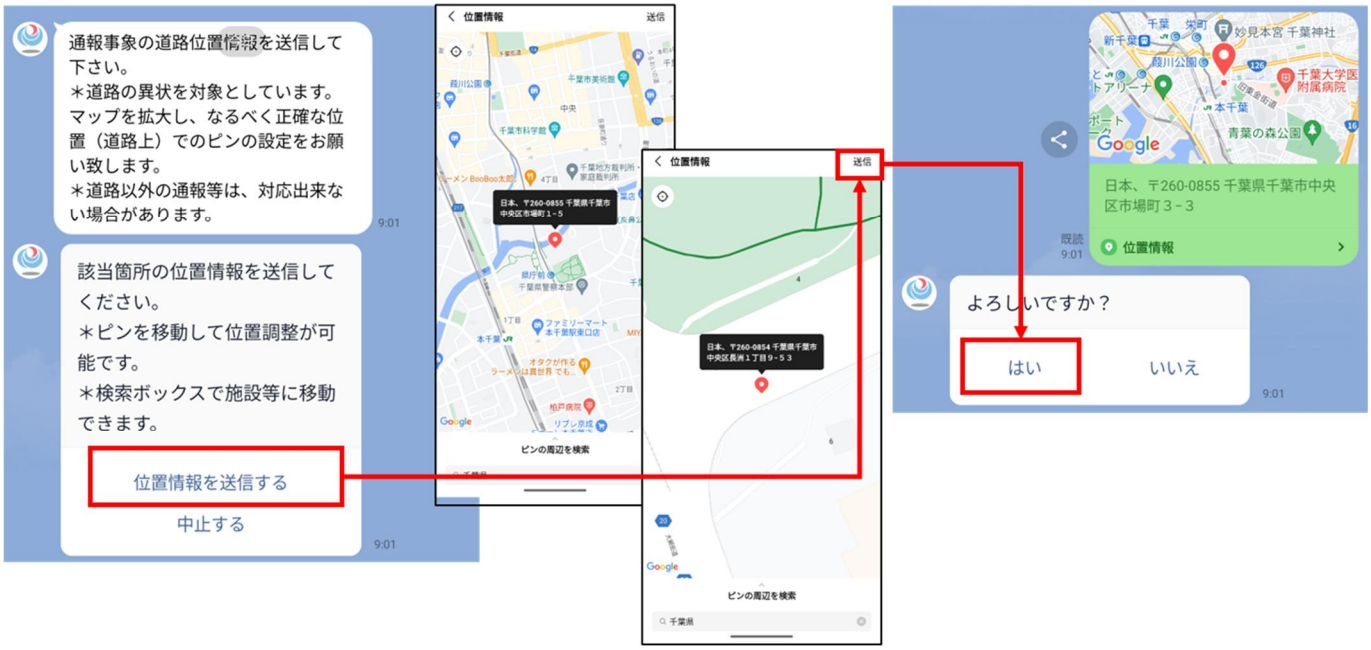


■「高速道路・有料道路」「一般道路」から選択します。

LINEによる通報システム 通報の流れ③

7

位置情報を送信します



■現在位置から調整可能
■位置情報は自動・手動の両方から選択可能

8

テキストにより詳細の情報を送信することも可能です



■URLをタップして項目を入力
■テキスト入力はスキップ可能

通報完了です

道路メンテナンス事業補助制度

※令和９年度より、集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、全ての長寿命化修繕計画に記載すること

資料１１

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの
※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

追加要件（令和8年度）

長寿命化修繕計画に集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を記載

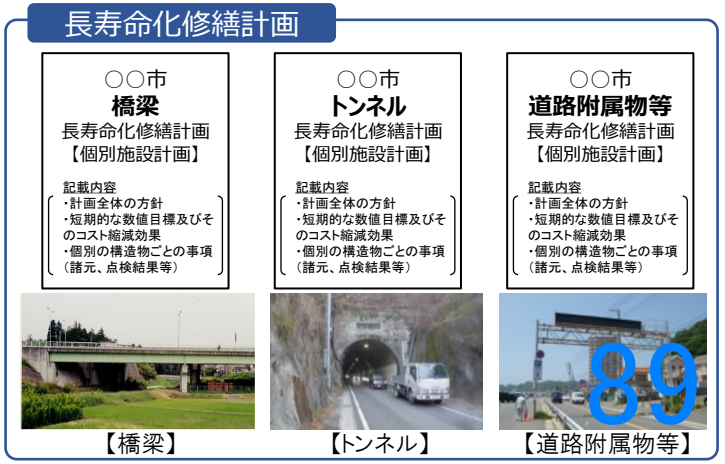
優先支援事業（令和8年度）

・新技術等を活用する事業※1
・『地域インフラ群再生戦略マネジメント』（広域連携・多分野連携）や包括的民間委託により実施する事業※2

※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
※2 公表された実施方針に基づき実施する事業

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援



国費率

国費：５．５／１０×δ　（δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援

国土交通省

□ 背景・概要　今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用、地域インフラ群再生戦略マネジメント※や包括的民間委託など効率的なメンテナンス事業の促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援①「新技術等の活用促進」

優先支援対象

コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

従来　近接・野帳の記入が**必要**

ボートによる近接目視



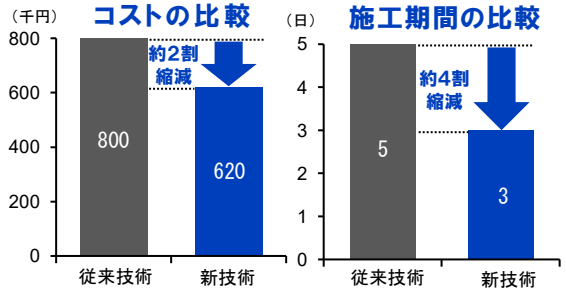
新技術　近接・野帳の記入が**不要**

点検ロボットカメラによる写真撮影



※「点検支援技術性能カタログ」に掲載されている技術等の活用

効果の試算



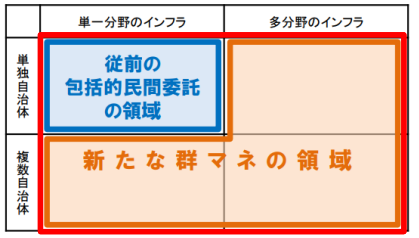
溝橋10橋での試算

・点検ロボットカメラによる写真撮影と画像処理による損傷図作成
・橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係るコストや施工期間の縮減、安全性の向上が図られる

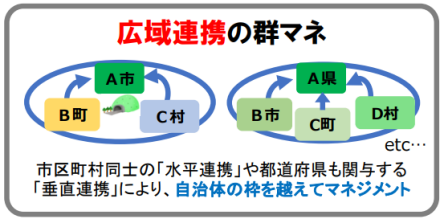
優先支援②「群マネ※や包括的民間委託の促進」

優先支援対象

公表された実施方針に基づき、群マネ（広域連携・多分野連携）や包括的民間委託（道路分野・単独自治体）により実施する事業



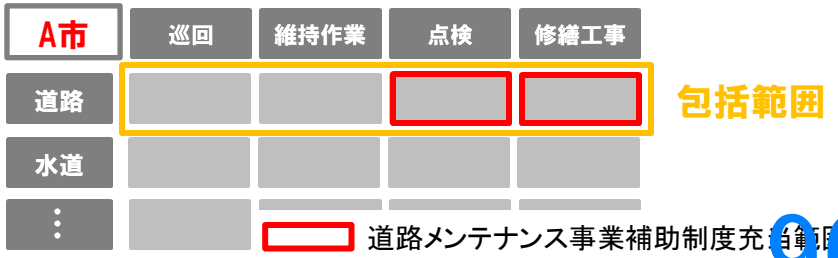
群マネ（広域連携・多分野連携）イメージ





（注）道路メンテナンス事業補助制度充当範囲は補助対象事業のみ

包括的民間委託（道路分野・単独自治体）イメージ

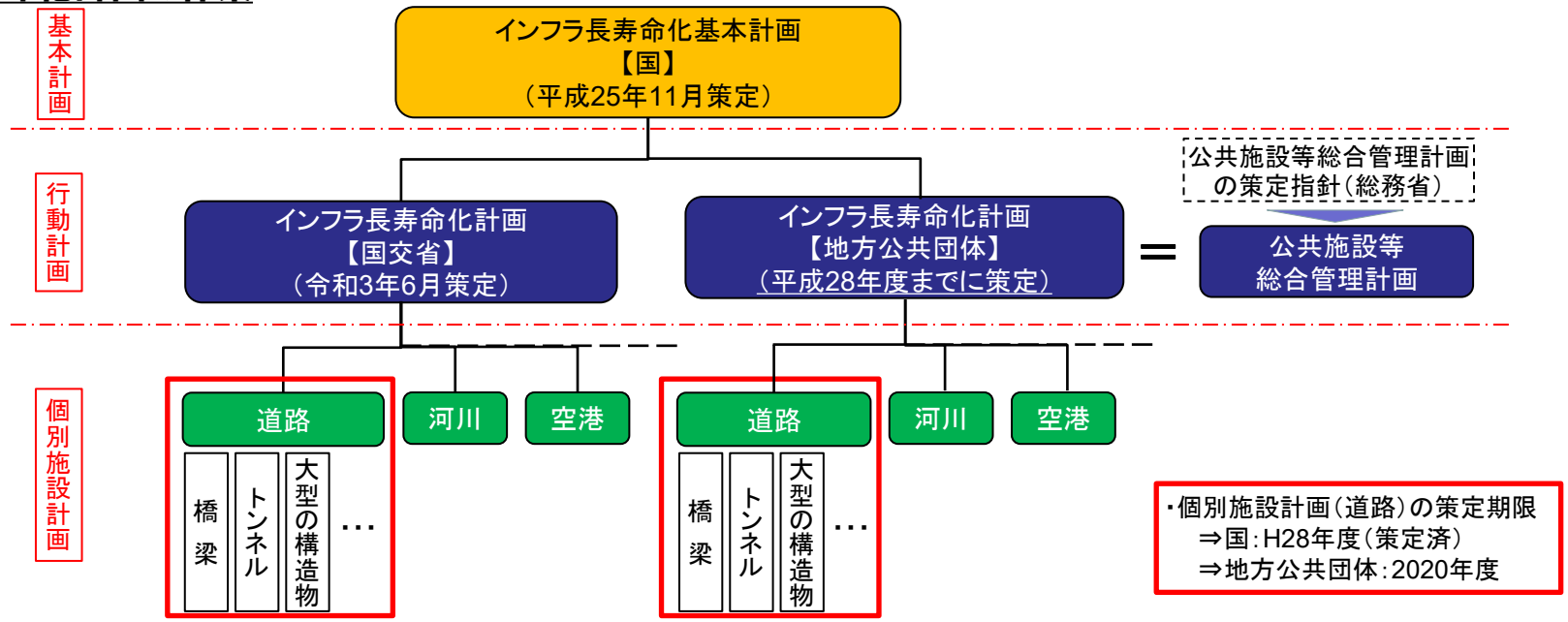


※『地域インフラ群再生戦略マネジメント』（通称 群マネ）とは、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントを行う考え方

長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定状況

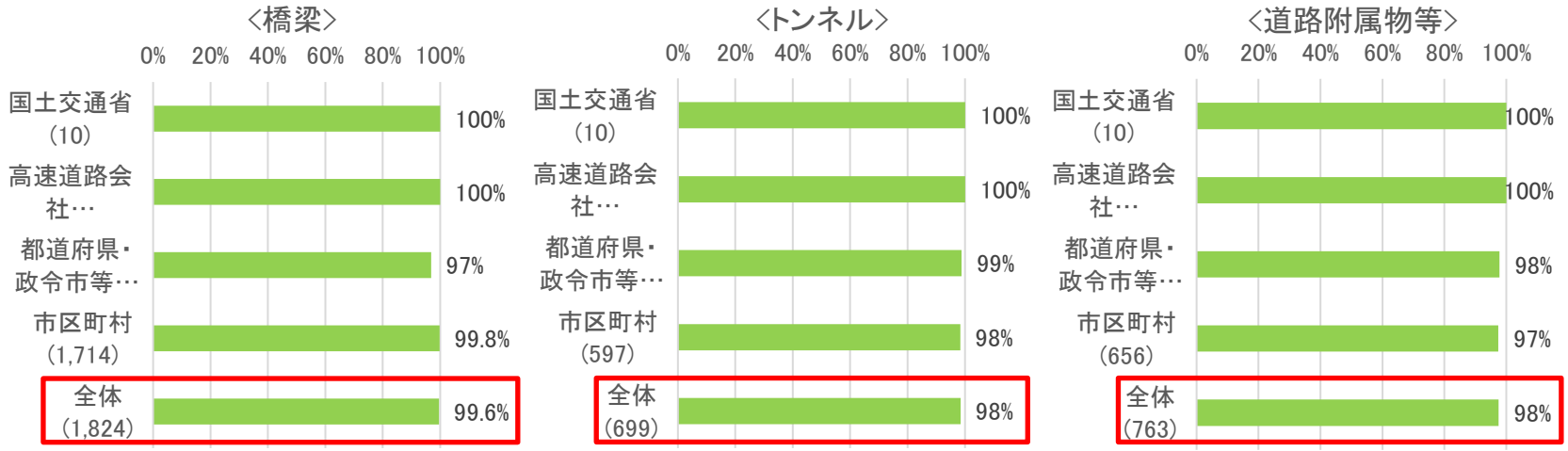
国土交通省

■インフラ長寿命化計画の体系



・個別施設計画（道路）の策定期限
⇒国：H28年度（策定済）
⇒地方公共団体：2020年度

■長寿命化修繕計画（個別施設計画）策定状況 （令和6年度末時点）



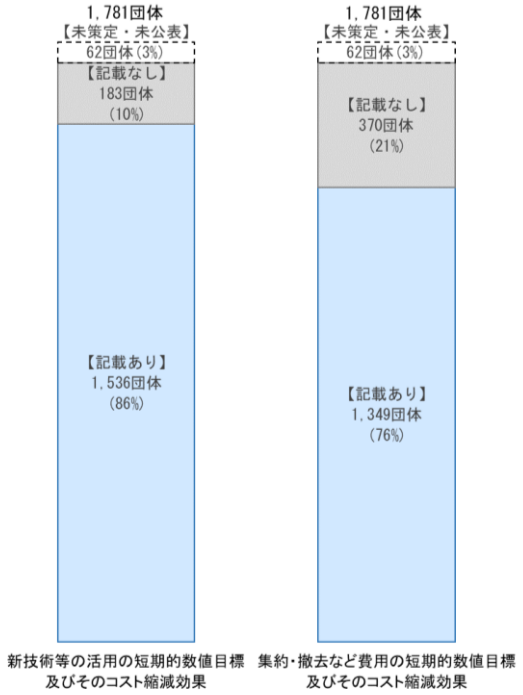
※市町村は特別区を含む
※割合は個別施設計画策定対象の施設を管理する団体数により算出
※大型の構造物は横断歩道橋、門型標識、シェッド、大型カルバートであり、いずれかの施設の個別施設計画が策定されていれば策定済みとしている

長寿命化修繕計画（個別施設計画）の記載状況

○集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果の個別施設計画への記載は、令和8年度より道路メンテナンス事業補助制度の要件となった。
○令和9年度には、全ての個別施設計画への記載が必要。

■短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果の記載状況

「短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果」を記載していない地方公共団体は、「新技術等の活用」で183団体（10%）、「集約・撤去」で370団体（21%）



※2025年3月31日時点（国土交通省道路局調べ）
※地方公共団体（1,781団体）の内訳は、都道府県：47団体、政令市：20団体、市区町村：1,714団体（特別区含む）
※橋梁（2m以上）の長寿命化修繕計画

■短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果の記載イメージと事例

【記載イメージ】

○○市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）

【集約化・撤去】
（例）
以下の取組を実施することで、令和8年度までに○○千万円のコスト縮減を目指す
- 令和6年度までに、迂回路が存在し交通量の少ない○橋の集約化・撤去を目指す

【新技術等の活用】
（例）
令和8年度までに、管理する橋梁の内○○橋で新技術を活用し、従来技術を活用した場合と比較して○千万円のコスト縮減を目指す。

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

【記載事例】

集約化・撤去	令和3年度点検の結果、迂回路が存在し集約が可能と考えられる3橋のうち判定区分Ⅲとなった1橋について、今後、周辺状況や利用調査を基に、令和8年度までの集約化・撤去を目指すことで、更新時期を迎える令和18年度までに必要となる費用を約6割程度縮減することを目指します。
新技術等の活用	2026年（令和8年）までの5年間に、定期点検を実施する橋梁3橋については、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷確認で、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術（あるいは新技術に類する技術）を活用し、200万円のコスト縮減を目指します。

事　務　連　絡
令和８年４月１日

北海道開発局　　地域事業管理官　殿
地方整備局　　地域道路課長　殿
沖縄総合事務局　道路建設課長　殿

道路局　国道・技術課
道路メンテナンス企画室　課長補佐

道路メンテナンス事業補助における会計検査の指摘について

この度、道路メンテナンス事業補助を対象とした会計検査において、下記に示す補助対象外事業への充当が見受けられるとの指摘を受けているところです。今後の対応について会計検査院と協議中ではありますが、道路メンテナンス事業補助の適切な執行がなされるよう、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局においては、貴管内の都道府県及び政令指定市、市区町村に対しても周知されるようお願いします。

記

１．会計検査指摘事項

① 耐震補強事業

・下部工のコンクリート巻き立て
・落橋防止構造の新設
・水平力分担構造の新設
・Ⅰ判定の鋼製支承をゴム支承に交換

※修繕事業と一体的に実施する場合においても、耐震補強にかかる費用には道路メンテナンス事業補助を充当しないこと。

② 道路照明設備の LED 更新（会計検査ではトンネル照明の LED 化について指摘）

※修繕事業と一体的に実施する場合においても、道路照明設備の LED 更新にかかる費用には道路メンテナンス事業補助を充当しないこと。

③ 長寿命化修繕計画に位置付けられていない事業

・修繕事業を実施しているにも関わらず長寿命化修繕計画に対策内容や修繕時期などが未記載

２．問い合わせ

道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室　道路メンテナンス企画係

道路施設の集約・撤去ガイドラインの概要

□ガイドラインの公表目的と位置付け

- 今後、道路橋等の維持管理・更新費の増加が懸念される中、持続可能な道路管理を実現するためには、老朽化対策の一つとして、地域の実情や利用状況などに応じ、集約・撤去を選択肢として検討していくことが重要。
- 地方公共団体に対する「集約・撤去に関するアンケート」では、**「地元や利用者の理解が得られない」が約6割**、**「集約・撤去を進める順序・作業内容がわからない」が約2割**を占める。
- そのため、**地方公共団体における取組の一助となることを目的**に、令和4年3月に作成した「道路橋等の集約・撤去事例集（以下、事例集）」をもとに、**検討の進め方や検討にあたってのポイント等を追記**し、本ガイドラインをとりまとめて公表。

□目次構成及び各章における主な記載事項

目次構成	記載事項
1. はじめに	• 本ガイドラインを作成した背景等を記載
2. ガイドラインの概要	• ガイドラインの目的と役割、適用対象を記載
3. 道路施設の集約・撤去	• 道路施設の集約・撤去の基本事項として、集約・撤去に取り組むメリットや集約・撤去の概念（種類）を整理
4. 集約・撤去に向けた検討事項	• 集約・撤去の検討事項として、検討プロセスのフローを整理し、フローに沿って検討項目ごとにポイントと事例を紹介
5. 道路橋における集約・撤去事例	• 道路橋の取組事例として、対象橋梁の概要、位置図、事業内容、集約・撤去の経緯、担当課等を紹介
6. 横断歩道橋における集約・撤去事例	• 横断歩道橋の取組事例として、対象橋梁の概要、位置図、事業内容、集約・撤去の経緯、担当課等を紹介

道路施設の集約・撤去ガイドラインの概要（各章の記載内容）

国土交通省

3章：道路施設の集約・撤去（メリット、概念（種類））

道路施設の集約・撤去の基本事項として、集約・撤去に取り組むメリットや集約・撤去の概念（種類）を整理。

＜集約・撤去に取り組むメリット＞

○管理者としてのメリット

- 維持管理・更新費等の縮減
- 管理瑕疵リスクの除去
- 管理負担の軽減（点検や補修等の実施に伴う手続き・調整・管理等）
- 河積阻害の解消（治水効果の向上）

○利用者・周辺住民にとってのメリット

- 落橋による事故の危険性の排除
- 集約・撤去による付加的なメリット（人道橋へのダウンサイジングにより通行安全性が向上等）（図1参照）

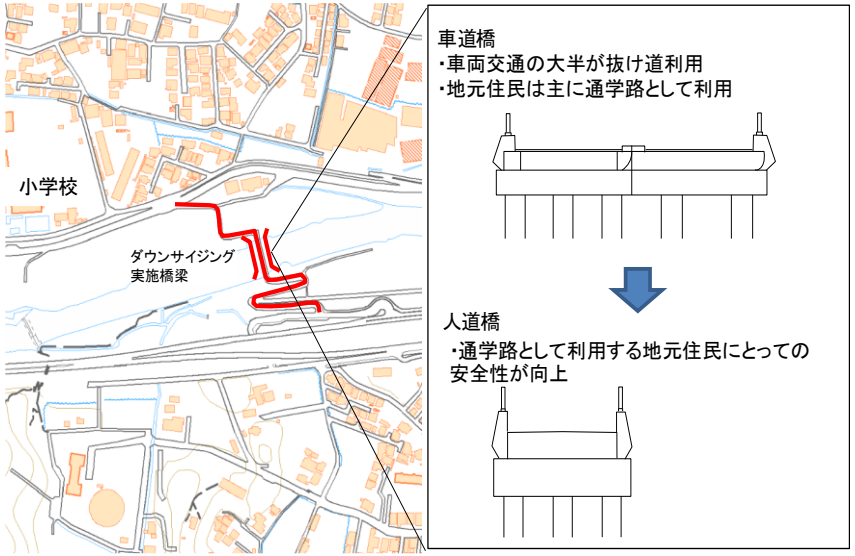


図1　集約・撤去による付加的なメリット事例

＜集約・撤去の概念（種類）＞

事業内容		概要	イメージ図 Before	イメージ図 After	財政支援※ 補助	財政支援※ 地方債
単純撤去		迂回路整備を伴わない、橋梁の撤去			△ 詳細は巻末資料へ	△ 詳細は巻末資料へ
撤去＋迂回路整備		撤去に加え、撤去する橋梁の迂回路となる経路に対する整備を実施		【迂回路】道路拡幅 安全対策 等	○	
				【隣接橋梁】補修、架替 等	○	
				付替道路の新設	○	
ダウンサイジング	既設縮小化	既設の車道橋を活用し人道橋等にリニューアル	車道橋	人道橋	○	
	新設縮小化	既設の車道橋を撤去し、人道橋として架替を実施	車道橋	人道橋（架替）	○	
複数橋梁の集約		隣接する複数橋梁を撤去し、機能を集約した橋梁を新設		新設橋	○	

道路施設の集約・撤去ガイドラインの概要（各章の記載内容）

国土交通省

4章：集約・撤去に向けた検討事項

集約・撤去の検討事項として、検討プロセスのフローを整理し、フローに沿って検討項目ごとにポイントと事例を紹介。

＜集約・撤去の検討フロー＞

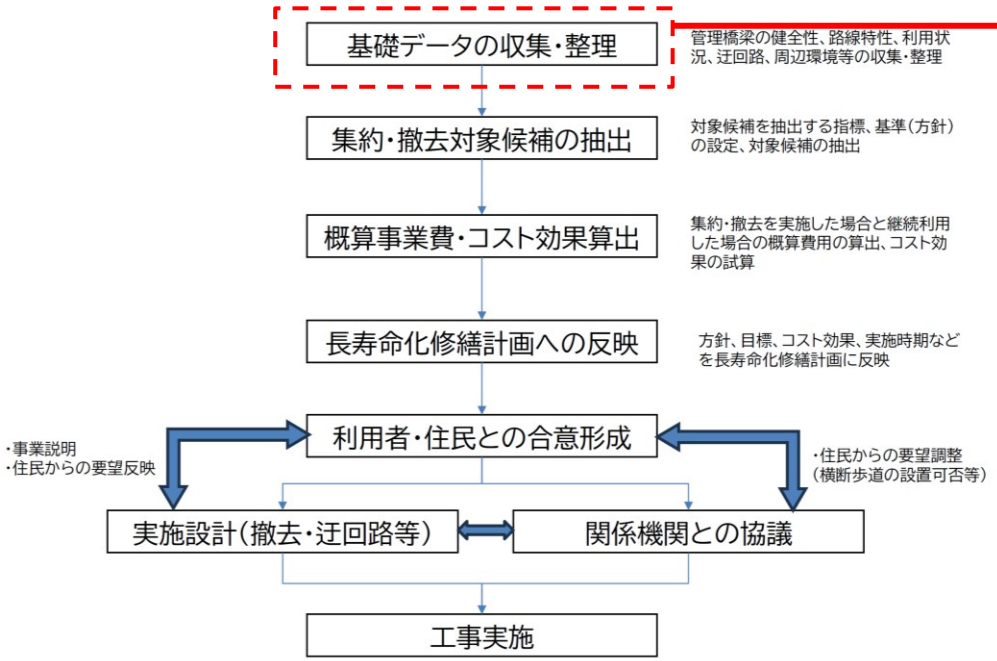


図2　集約・撤去の検討フロー

＜検討項目ごとのポイントと参考事例の記載例＞

4.2 基礎データの収集・整理　　フローで示した検討項目

4.2.1 ポイント　　検討するうえでのポイントを記載

- 集約・撤去の検討のために必要な基礎データとして、管理橋梁の健全性（点検結果）、路線特性、利用状況、迂回路、周辺環境等の情報を収集・整理する。
- 利用状況の整理にあたっては、全管理橋梁に対して定量的に把握することが困難であることが想定されることから、路線の位置づけ等を踏まえて、定性的な評価を実施したうえで、対象を限定して把握することも有効である。
- 横断歩道橋の利用状況の把握にあたっては、利用者数を大人と児童に区分して計測することや、乱横断数も併せて計測することも有効である。
- 迂回距離（隣接橋梁との距離等）の把握にあたっては、GIS 機能を利用して詳細な状況把握を行う対象を選別して実施することも考えられる。

4.2.2 参考事例　　参考事例を記載

（1）基礎データの収集・整理事例（道路橋における利用状況の評価・整理事例）

- 管理橋梁の利用状況について、全管理橋梁に対して定量的な交通量を把握することは困難であるため、下表に示すように路線の位置付け等を踏まえ「多い」、「比較的多い」、「比較的少ない」、「少ない」等、定性的な評価を実施している。

表 4-1　利用状況の評価・整理事例

交通量区分	定義内容	細別方法
交通量が多い	・利用者が非常に多い道路（農業用道路除く）	・○○地域内の市街地エリアに該当する 1 級・2 級市道の橋梁
交通量が比較的多い	・生活道路および物流道路として利用が比較的多い道路	・○○市の各地域拠点の市街地エリアに該当する 1 級・2 級市道の橋梁 ・都市内連携軸（広域農道等）上の橋梁 ・○○スマート IC ランプ上の橋梁
交通量がある程度見込まれるもしくは地域上の重要橋梁	・地域住民のための生活道路 ・地域連携または交流上の重要道路	・地域内交流軸上の橋梁 ・上記以外の 1 級・2 級市道上の橋梁 ・○○地域内の市街地エリアのその他市道の橋梁（農業用道路除く）
交通量が比較的少ない	・上記以外で生活道路として使われている道路	・1・2 級市道以外で生活道路として使われている道路上の橋梁
交通量が少ない（林業用・農業用道路）	・農耕地もしくは森林に行くための道路	・農耕地もしくは森林に行くための道路上の橋梁

96

道路施設の集約・撤去ガイドラインの概要（各章の記載内容）

国土交通省

5章：道路橋における集約・撤去事例、6章：横断歩道橋における集約・撤去事例

取組事例として、対象施設の概要、位置図、事業内容、集約・撤去の経緯、担当課を紹介。

事業内容		橋梁名（管理者名）	橋長	供用年	交差物件	健全度	主な実施理由（きっかけ）	道路メンテナンス事業補助制度活用事例
単純撤去		新那珂橋（栃木県）	302.0m	1935 年	河川	Ⅳ	老朽化・被災	
		掛渕橋（山口県長門市）	78.4m	1948 年	河川	Ⅳ	老朽化	
		小国 2 号橋（山形県鶴岡市）	5.0m	1968 年	河川	Ⅳ	老朽化	
		月夜の平橋・溝上橋（山梨県西桂町）	40.9m 40.1m	1966 年 1969 年	高速道路	Ⅱ	利用者なし	
		東名千福橋（静岡県裾野市）	51.3m	1968 年	高速道路	Ⅱ	利用者なし	
		赤狩吊橋（群馬県高山村）	16.2m	不明	河川	Ⅱ	利用者なし	
撤去＋迂回路整備		新利根橋（茨城県稲敷市）	88.0m	1927 年	河川	Ⅳ	老朽化・被災	○
		黒川橋（山形県鶴岡市）	300.8m	1935 年	河川	Ⅲ	老朽化	○
		御庄橋（山口県岩国市）	215.6m	1953 年	河川	Ⅳ	老朽化	○
		向田橋（山形県鶴岡市）	8.5m	1962 年	河川	Ⅳ	老朽化	
		高崎橋（鹿児島県姶良市）	7.0m	1966 年	河川	Ⅲ	老朽化	
		上柴怒田大橋（静岡県御殿場市）	58.0m	1975 年	河川	Ⅱ	道路拡幅事業に伴う撤去	
		市道 141 号線 1 号橋（京都府城陽市）	13.4m	1970 年	河川	Ⅱ	河川改修事業に伴う撤去	
ダウンサイジング	既設縮小化	晒屋橋（徳島県徳島市）	37.8m	1970 年 1960 年	河川	Ⅳ	老朽化	
		下香春橋（福岡県香春町）	46.2m	1934 年	河川	Ⅲ	老朽化	
		鹿本橋（東京都江戸川区）	118.4m	1955 年 1969 年	河川	Ⅲ	老朽化	
	新設縮小化	西新開中道線 1 号橋（広島県呉市）	17.8m	不明	河川	Ⅲ	老朽化	
		竹重橋（勉脩橋）（佐賀県有田町）	12.4m	不明	河川	Ⅲ	老朽化	
		赤平橋（下り線）（北海道）	140.9m	1952 年	河川	Ⅲ	老朽化	
		和口橋（静岡県磐田市）	120.6m	1960 年頃	河川	Ⅲ	老朽化 河川改修事業	
複数橋梁の集約		尾藤橋、波美橋（京都府）	118.8m 131.7m	1955 年 1978 年	河川	—	老朽化 緊急水防災対策	
		川原橋、長興寺橋（愛知県豊田市）	9.0m 11.0m	1979 年 1979 年	河川	Ⅰ Ⅲ	河川改修事業に伴う集約	

事業内容ごとの取組事例を一覧表で示したうえで、個々の取組事例について対象橋梁の概要、位置図、事業内容、集約・撤去の経緯、担当課等を紹介



道路施設の集約・撤去ガイドラインの概要

国土交通省

○ 国土交通省HPにガイドライン本文を掲載。
（https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html）

道路局HP

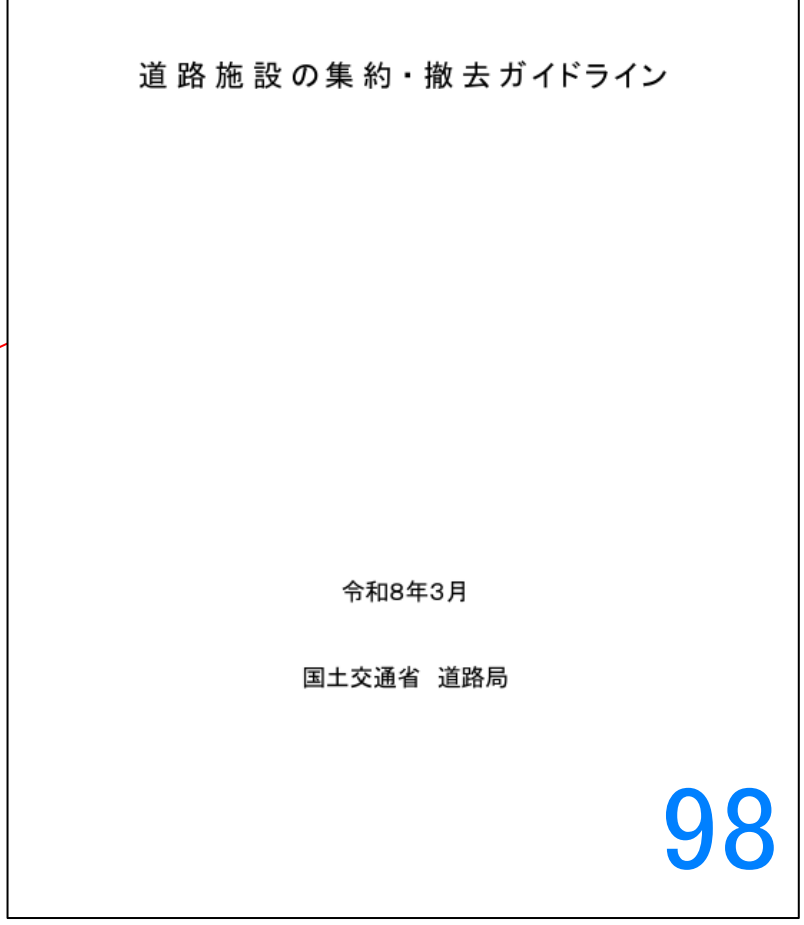
道路の老朽化対策

施策の概要

- 老朽化対策の取組み（PDF形式）
- 「道路メンテナンス年報」の公表について
 - 令和6年度道路メンテナンス年報（令和7年8月公表）
 - 令和5年度道路メンテナンス年報（令和6年8月公表）
 - 令和4年度道路メンテナンス年報（令和5年8月公表）
 - 令和3年度道路メンテナンス年報（令和4年8月公表）
 - 令和2年度道路メンテナンス年報（令和3年8月公表）
 - 令和元年度道路メンテナンス年報（令和2年9月公表）
 - 平成30年度道路メンテナンス年報（令和元年8月公表）
 - 平成29年度道路メンテナンス年報（平成30年8月公表）
 - 平成28年度道路メンテナンス年報（平成29年8月公表）
 - 平成27年度道路メンテナンス年報（平成28年9月公表）
 - 平成26年度道路メンテナンス年報（平成27年11月公表）
- 全国道路施設点検データベース
- 全国道路施設点検データベース（損傷マップ）
- 「道路メンテナンス事業補助制度」の要綱について（PDF形式）
- 「道路メンテナンス事業補助制度」の概要及び優先支援について（PDF形式）
- 老朽化対策に係る新技術活用事例（地方公共団体）（PDF形式）
- 道路施設の集約・撤去ガイドライン
- 老朽化対策の先進的な取組事例（R6.4）
- 連携協力道路制度ガイドライン／協定書（案）

（参考）群マネ特設HP／「群マネの手引きver.1」

↑該当ページはこちら



出典：R7.12.26総務省発表
令和8年度地方財政対策のポイント及び概要

緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の拡充・延長

資料１３

○　自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで５年間延長

１．緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

○　指定避難所における避難者の生活環境改善（厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等）

○　指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等及び防災コンテナの整備

○　庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備

※　指定避難所の（空調整備を伴わない）断熱性確保のための工事（文部科学省の交付金等を活用して空調整備を行う場合を含む）について令和7年度事業債から対象に追加

※　拠点避難地、避難路及び緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設については対象施設を明確化



［キッチンカー（厨房設備）］



［防災コンテナ］

２．緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充

○　橋梁について、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために実施する以下の事業

・　橋梁（道路、農道及び林道）の除却

※　健全性の判定区分が「Ⅲ早期措置段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁を対象

※　橋梁の除却に伴う付随する構造物の除却を含む

・　農道・林道橋梁の改修

３．地方財政措置

地方債充当率100%、交付税措置率70%

４．事業期間

令和８年度～令和12年度（５年間延長）

５．事業費

緊急防災・減災事業費：5,000億円
緊急自然災害防止対策事業費：4,000億円

地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の推進

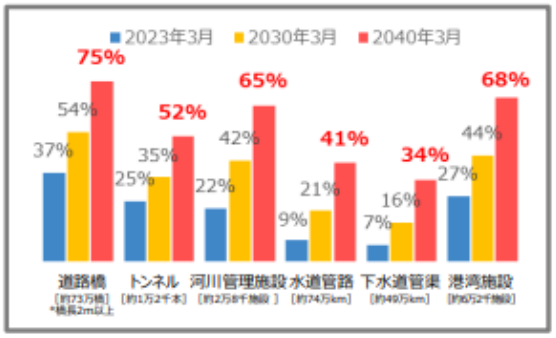
「群マネの手引き」公表の
記者発表資料（R7.10.14）

資料１４

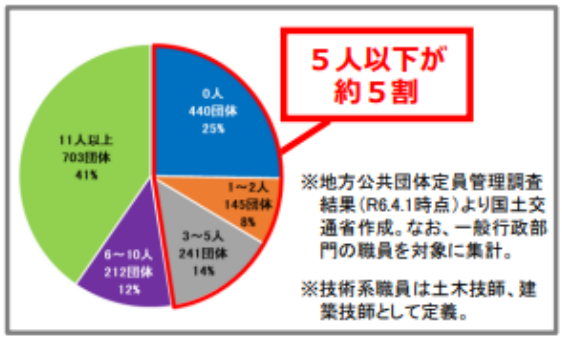
○ 技術系職員が限られる中でも、的確なインフラメンテナンスを確保するため、**複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え**、効率的・効果的にマネジメントしていく「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」を推進。

［インフラメンテナンスを巡る課題］

<建設後50年以上経過する社会資本の割合>



<市区町村における技術系職員数>



※地方公共団体定員管理調査結果（R6.4.1時点）より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を対象に集計。

※技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

［地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の概要］

広域連携の群マネ



市区町村同士の「水平連携」や都道府県も関与する「垂直連携」により、**自治体の枠を越えてマネジメント**

多分野連携の群マネ



道路や河川、公園、下水道など、**インフラ分野の枠を越えてマネジメント**

【３つの束】



発注者としての連携体制（自治体間、部署間）

人材育成、技術者連携のネットワーク化

受注者としての連携体制（JV、事業協同組合等）

【マネジメント戦略】

- 契約年数を束ねる
- プロセスを束ねる
- データを束ねる
- 性能規定等の導入

スケールメリットや創意工夫により、メンテナンス業務を効率化

［施策検討と全国展開の流れ］

- **R4.12** 国土交通大臣＊1への提言手交
- **R5.8** 群マネ検討会＊2の設置
- **R5.9** 群マネモデル地域の公募
- **R5.12** 群マネモデル地域の選定
- 群マネ検討会にて、先行事例調査やモデル地域における試行等をもとに議論
- **R7.10** 「群マネの手引きVer.1」の公表
- ●「群マネの手引きVer.1」を用いた普及活動（自治体説明会等）
- ●「群マネの手引きVer.2」の策定に向けて、既存事例が乏しいスキームを含めた更なる議論

＊1：社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会『総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」～インフラメンテナンス第2フェーズへ～』

＊2：「地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会」及び「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会」

地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の推進

「群マネの手引き」公表の記者発表資料（R7.10.14）を一部加工

○「群マネの手引きVer.1」では、群マネの概念や期待される効果を紹介した上で、群マネの類型や先行事例、実施プロセス、計画策定の考え方等を解説することで、導入検討から実践までサポート。



手引きの詳細や最新情報は
【群マネ特設HP】へ

目　次

1 インフラメンテナンスの「見える化」　全国や自分のまちはどういう状態？
- 全国の「見える化」
- 自治体毎の「見える化」

2 群マネのコンセプト　「群マネ」ってなに？
- インフラメンテナンスの現場の苦悩
- 群マネの概念と目指す姿
- 先行事例における効果の声
- 「群マネ」と「束」

3 群マネのメニュー　「群マネ」の具体例はある？
- 群マネの類型
- 先行事例（広域連携、多分野連携、プロセスの束）
- キーワード解説

4 群マネの実施プロセス　具体の一歩をどう踏み出せばよい？
- 標準的なステップ
- 各ステップのQ&A
- 群マネを進める上での心得
- 先行事例におけるエピソード（苦労話など）

5 群マネの計画策定　「群マネ」を進めるために何を決める？
- 群マネの計画策定で検討すべき項目
- 自治体計画への位置づけ方法

6 人の群マネ（技術者の束）　「群マネ」の素地はどのように作る？
- 「人の群マネ」について
- 全国や各地域の取組例

「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」について

○ インフラの維持管理・更新等における包括的民間委託の導入に当たり工夫・留意すべき基本的な事項を「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」として整理し、令和5年3月に公表。
○ 地方公共団体、特に人員・予算等に大きな課題を抱える市区町村において各種インフラの維持管理業務を担う職員を読者として想定。

手引きの記載と活用イメージ



○ インフラの維持管理・更新等における包括的民間委託の導入に当たり工夫・留意すべき基本的な事項を整理
○ 地域によりインフラの維持管理を取り巻く環境は大きく異なることから、**地域の実情に応じた形で進めることも必要**

包括的民間委託の必要性や効果について、関心はあるものの詳しく知らず、どのような形で検討を始めればよいかわからない

インフラ維持管理等の効率化について課題を認識しているものの、包括的民間委託の導入について、具体的な進め方がわからない、又は庁内での合意形成が難しい

包括的民間委託導入について、他地方公共団体等の事例を知りたい

1. はじめに
2. 手引きの活用方法
3. 包括的民間委託導入の必要性等
 （1）市区町村が抱えるインフラの維持管理に関する課題等
 （2）包括的民間委託の概要
 （3）包括的民間委託の効果
 （4）包括的民間委託の導入状況等
4. 導入プロセス
 （1）導入プロセスの概要
 （2）導入可能性調査段階
 （3）業務発注段階
 （4）業務実施段階
5. 参考事例
 （1）国内事例
 （2）海外事例
6. あとがき
7. 巻末資料

道路メンテナンスに関する「総合相談窓口」について

●平成26年度に、関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、各都道府県毎に「道路メンテナンス会議」を設置しています。

●また、地方公共団体からの様々な要請およびご相談に対応するため、平成31年度より、順次、全国各地に「道路メンテナンスセンター」を設置していますので、従来の道路メンテナンス会議の活用に加え、地方公共団体向けの道路メンテナンスに関する「総合相談窓口」としてご利用ください。

＜道路メンテナンスに関する「総合相談窓口」一覧＞

地方整備局等	部署	電話番号
北海道開発局	建設部　道路維持課　（保全担当） 建設部　地方整備課	011-709-2311
東北地方整備局	道路部　道路管理課　（保全担当） 東北道路メンテナンスセンター	022-225-2171 022-352-3811
関東地方整備局	道路部　道路管理課　道路保全企画室 関東道路メンテナンスセンター	048-601-3151 048-729-7780
北陸地方整備局	道路部　道路管理課　（保全担当）	025-370-6744
中部地方整備局	道路部　道路管理課　（保全担当） 中部道路メンテナンスセンター	052-953-8176 052-722-7108
近畿地方整備局	道路部　道路管理課　（保全担当） 近畿道路メンテナンスセンター	06-6942-1141 072-800-6222
中国地方整備局	道路部　道路管理課　（保全担当） 中国道路メンテナンスセンター	082-221-9231 082-824-3460
四国地方整備局	道路部　道路管理課　（保全担当）	087-811-8325
九州地方整備局	道路部　道路管理課　（保全担当） 九州道路メンテナンスセンター	092-476-3533 092-409-1508
沖縄総合事務局 開発建設部	道路管理課　（保全担当）	098-866-1915

※管轄エリアの地方整備局等にお問い合わせください

＜相談内容の例＞

- 地方公共団体職員等を対象とした研修・講習会
- 道路構造物保全に関する技術相談
 （技術的助言、直轄診断・修繕代行など）
- 道路メンテナンスに関する技術基準等の紹介
- 点検支援技術性能カタログ等の新技術のご案内
- 包括的民間委託を導入している先進事例の紹介


（研修実施状況）


（現地点検の技術支援）


（直轄診断状況）


（直轄診断後自治体に説明する様子）

連携協力道路制度の創設

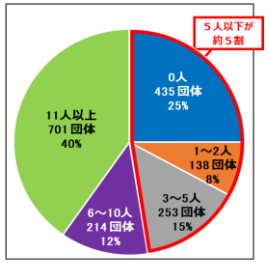
資料１５

○　市町村における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他自治体が代行できる制度（連携協力道路制度）を創設

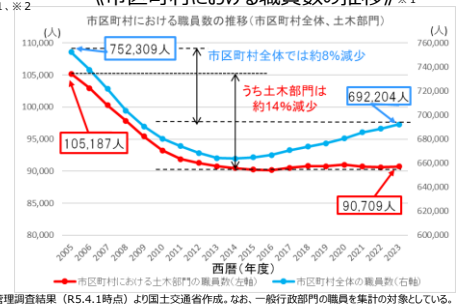
背景・必要性

○　建設後50年以上を経過する道路橋やトンネルの割合は加速度的に増加
○　**市区町村の技術系職員の減少が顕在化**
○　道路が災害発生時も含めて機能を発揮するための持続的なインフラ管理が課題

《市区町村における技術系職員数》※1、※2



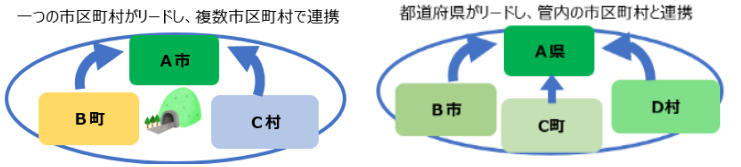
《市区町村における職員数の推移》※1



※1：地方公共団体定員管理調査結果（R5.4.1時点）より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。
※2：技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

○　広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、戦略的にマネジメントする
「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の取組が進められている
・令和５年12月には11地域40自治体が群マネモデル地域として選定
・338自治体が包括的民間委託の導入の意向等がある

【群マネのイメージ】



○　複数市区町村で効率的な維持管理や修繕等を進めるにあたっては、
足場の占用、巡回での落下物の処理、放置車両の移動等において、
別途、本来道路管理者の意思決定が必要


足場の占用


巡回における落下物処理

改正概要

連携協力道路制度の創設

・隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路について、関係する複数の道路管理者が協議して別にその管理の方法を定めることにより、当該道路の道路管理者以外の道路管理者が維持、修繕その他の管理を行うことができることとする
・当該協議により分担すべき費用の額及び分担方法を定めることができることとする

連携協力道路制度ガイドラインの策定

○　連携協力道路制度ガイドラインでは、主にメンテナンス業務を対象に手続きの方法や内容等、本制度の具体的な運用について解説し、他自治体が本制度を活用して道路の点検や修繕等を円滑に代行できるようにサポート



目　次

連携協力道路制度とは	3	どんな制度？
連携協力道路制度の活用メリット	4	制度を使うメリットは？
連携協力道路制度の主な活用場面	5	制度を使う場面は？
活用場面の具体例	6	
連携協力道路制度の実施プロセス	10	制度を使うには何をしたらいい？
権限代行範囲の決定	11	他の自治体にどこまで任せる？
協定書の作成	14	自治体間の協定はどう結ぶ？
連携協力道路制度の運用	15	制度を実務でどう運用する？
連携協力道路制度　Q&A	17	
付録	19	道路法の関係条項や協定書の小な型は？

105

ガイドラインおよび協定書ひな形

○　ガイドラインと合わせて、協定書のひな形を道路局HPに公開し、制度活用の推進を図る。

道路局HP

道路の老朽化対策

施策の概要

- 老朽化対策の取組み（PDF形式）
- 「道路メンテナンス年報」の公表について
 - 令和6年度道路メンテナンス年報（令和7年8月公表）
 - 令和5年度道路メンテナンス年報（令和6年8月公表）
 - 令和4年度道路メンテナンス年報（令和5年8月公表）
 - 令和3年度道路メンテナンス年報（令和4年8月公表）
 - 令和2年度道路メンテナンス年報（令和3年8月公表）
 - 令和元年度道路メンテナンス年報（令和2年9月公表）
 - 平成30年度道路メンテナンス年報（令和元年8月公表）
 - 平成29年度道路メンテナンス年報（平成30年8月公表）
 - 平成28年度道路メンテナンス年報（平成29年8月公表）
 - 平成27年度道路メンテナンス年報（平成28年9月公表）
 - 平成26年度道路メンテナンス年報（平成27年11月公表）
- 全国道路施設点検データベース
- 全国道路施設点検データベース（損傷マップ）
- 「道路メンテナンス事業補助制度」の要綱について（PDF形式）
- 「道路メンテナンス事業補助制度」の概要及び優先支援について（PDF形式）
- 老朽化対策に係る新技術活用事例（地方公共団体）（PDF形式）
- 道路施設の集約・撤去ガイドライン
- 老朽化対策の先進的な取組事例（R6.4）
- 連携協力道路制度ガイドライン／協定書（案）

（参考）群マネ特設HP／「群マネの手引きver.1」

↑該当ページはこちら

協定書ひな形

●●に関する協定書

●●市（以下、「甲」という）と●●町（以下、「乙」という）は、●●町が管理する●●について、道路法第二十条の二（連携協力道路の管理）及び第五十五条の二（連携協力道路制度の管理に要する費用）に基づき、次のとおり協定を締結する。

第１条（目的）
本協定は、●●の管理に対する取組として、甲が乙に委託する●●業務（以下、「業務」という）について、その対象施設、実施方法及び費用負担等を定め、適切な維持管理の実現を目指すことを目的とする。

第２条（基本方針）
甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

第３条（対象施設）
本協定において対象とする施設は、別表１のとおりとする。

別表１

第４条（権限代行）
権限代行の範囲は、道路法第二十七条第五項および施行令第五条の規定に基づくものとする。
ただし、以下については権限代行の範囲から除外する。
・道路法第●条…
・道路法第●条…

第５条（業務内容）
本協定において対象とする業務の実施範囲は別表２のとおりとする。

別表２

第６条（役割分担）
本協定における事務の役割分担は、別表３のとおりとする。

別表３

第７条（期間）
協定期間は、協定締結日から●年●月●日までとする。

第８条（費用負担）
甲が実施する本協定に必要な費用は、乙が負担する。事務費は委託費の●%とする。

第９条（損害賠償等）
本協定に基づき実施する業務の実施に起因した第三者への損害及び第三者からの苦情については、甲の責によりこれを処理する。

第 10 条（連絡会議）
甲及び乙は、協定の円滑な運営及び事業の適正な実施を図るため、関係自治体で構成する連絡会議を設置する。
連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。
・●●…
・●●…

106

連携協力道路制度ガイドライン



国土交通省道路局（令和８年３月）

はじめに

建設後50年以上を経過する道路橋（橋長2m以上）やトンネルは、2025年時点で全体の約42%であるのに対し、10年後には約65%になり、今後、施設の老朽化は加速度的に進むことが見込まれます※1。

市区町村が管理する道路橋は、約48万橋と全体の約65%を占めています。しかし、一方で、全国の市区町村のうち、技術系職員数が5人以下の市区町村は約50%、技術系職員がいない市区町村は約25%に上るなど、技術系職員の減少が顕在化しています※2。

これらの課題を踏まえ、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉えることで、効率的・効果的にマネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」（以下、群マネ）の取組が進められています。2023年にはモデル地域として11件40地方公共団体が選定され、さらに2025年10月には「群マネ入門超百科」（群マネの手引き）が策定されました。

モデル地域への聞き取りでは、技術系職員が減少する中で、道路管理に関する地域からの要望に十分に対応するため、群マネの取組により技術者の相互補完やメンテナンス人材の育成を図りたいという声が挙がっています。

しかし、複数市町村による維持、修繕の包括的な実施のうち、業務の発注手続きについては、運用として、本来管理者に代わって、代行管理者が行う事例がありますが、巡回時の落下物の処理や点検・修繕時の足場設置等を行うなどといった公権力行使については、代行管理者がそれぞれの本来管理者に協議する必要があるなど、市区町村間の調整が都度必要になっており、群マネの本格的な事業実施の支障となるおそれがあります。

こうした課題を解消し、複数の道路管理者の連携及び協力により効率的かつ効果的な道路管理を実現するため、国土交通省道路局では令和7年に道路法を改正し、道路管理者間の協議により他の道路管理者が本来の道路管理者に代わって道路の点検や修繕等をできる「連携協力道路制度」を定めました。

本ガイドラインは、主にメンテナンス業務を対象に手続きの方法や内容等、連携協力道路制度の活用における具体的な運用を示したものです。本ガイドラインにより、地方公共団体に「連携協力道路制度」が広く周知され、群マネの取組における制度の円滑な活用が進むことが期待されます。

※1 道路メンテナンス年報（2025年8月）
※2 総務省「地方公共団体定員管理調査結果」（2024年4月1日時点）

目　次

連携協力道路制度とは …… 3

連携協力道路制度の活用メリット …… 4

連携協力道路制度の主な活用場面 …… 5

活用場面の具体例 …… 6

連携協力道路制度の実施プロセス …… 10

権限代行範囲の決定 …… 11

協定書の作成 …… 14

連携協力道路制度の運用 …… 15

連携協力道路制度　Q&A …… 17

付録 …… 19

109

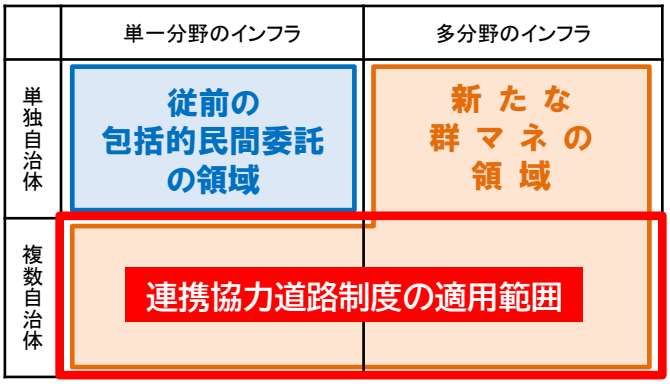
連携協力道路制度とは

- 連携協力道路制度は、道路法第二十条の二（連携協力道路の管理）の規定により、道路管理者間で協定を結ぶことで**道路の維持管理等に必要な手続きの一部を本来管理者に代わって他自治体が代行**できる制度です。
- 本制度は、隣接または近接する市町村の区域に存する道路について、**都道府県と市町村、または市町村同士の連携**に適用できます。補助国道、都道府県道、市町村道および道路上の施設が対象となります。
- 本ガイドラインでは、道路の維持管理等（日常の維持、点検、修繕など）の場面において、**他自治体が代行できるメニュー**を示し、群マネの取組を推進することを目的としています。

制度の位置づけ

- 連携協力道路制度は、複数の自治体が広域的に道路の維持管理を進めるにあたり活用できる制度です。

群マネと連携協力道路制度の関係



道路法第二十条の二（連携協力道路の管理）

隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）のうち、その維持、修繕その他の管理を関係道路管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（第二十七条第五項及び第五十五条の二において「連携協力道路」という。）については、関係道路管理者は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2　前項の規定による協議が成立した場合においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

制度を適用できる連携パターン

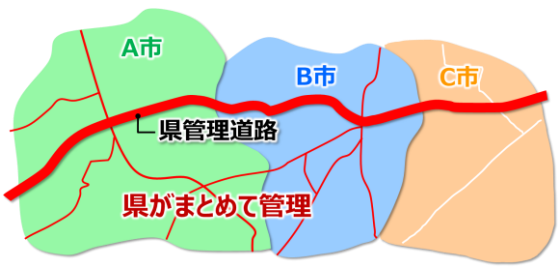
1 A市・B市の道路を<u>A市</u>がまとめて管理



2 県・A市の道路を<u>県</u>がまとめて管理



3 県・ A市・B市の道路を<u>県</u>がまとめて管理



※隣接または近接する区域が対象となります。
※直轄国道、農道、林道、臨港道路などは本ガイドラインの対象外です。

110

連携協力道路制度の活用メリット

- 連携協力道路制度を活用すると、**公権力行使を含めた権限の代行が可能になる**ため、道路の維持管理等で必要な手続きの一部を他自治体が代行管理者として直接実施できるようになり、**本来管理者に都度、承認を得るプロセスを省略**できます。

制度活用のメリット

- **「違法放置物件等の除去」（道路法第四十四条の三）代行時**における、連携協力道路制度未活用時と活用時の比較

＜民法上の委託による広域連携＞
（連携協力道路制度未活用時）

民法上の委託
本来管理者 ⇔ 代行管理者
代行管理者による一括発注など

■代行フロー

請負業者	巡回時、道路上に落下物を発見
請負業者	委託契約先の管理者に連絡
代行管理者	本来管理者に連絡・協議
本来管理者	代行管理者と協議・代行承認
代行管理者	請負業者に落下物の除去を委任
請負業者	落下物の除去

＜連携協力道路制度＞

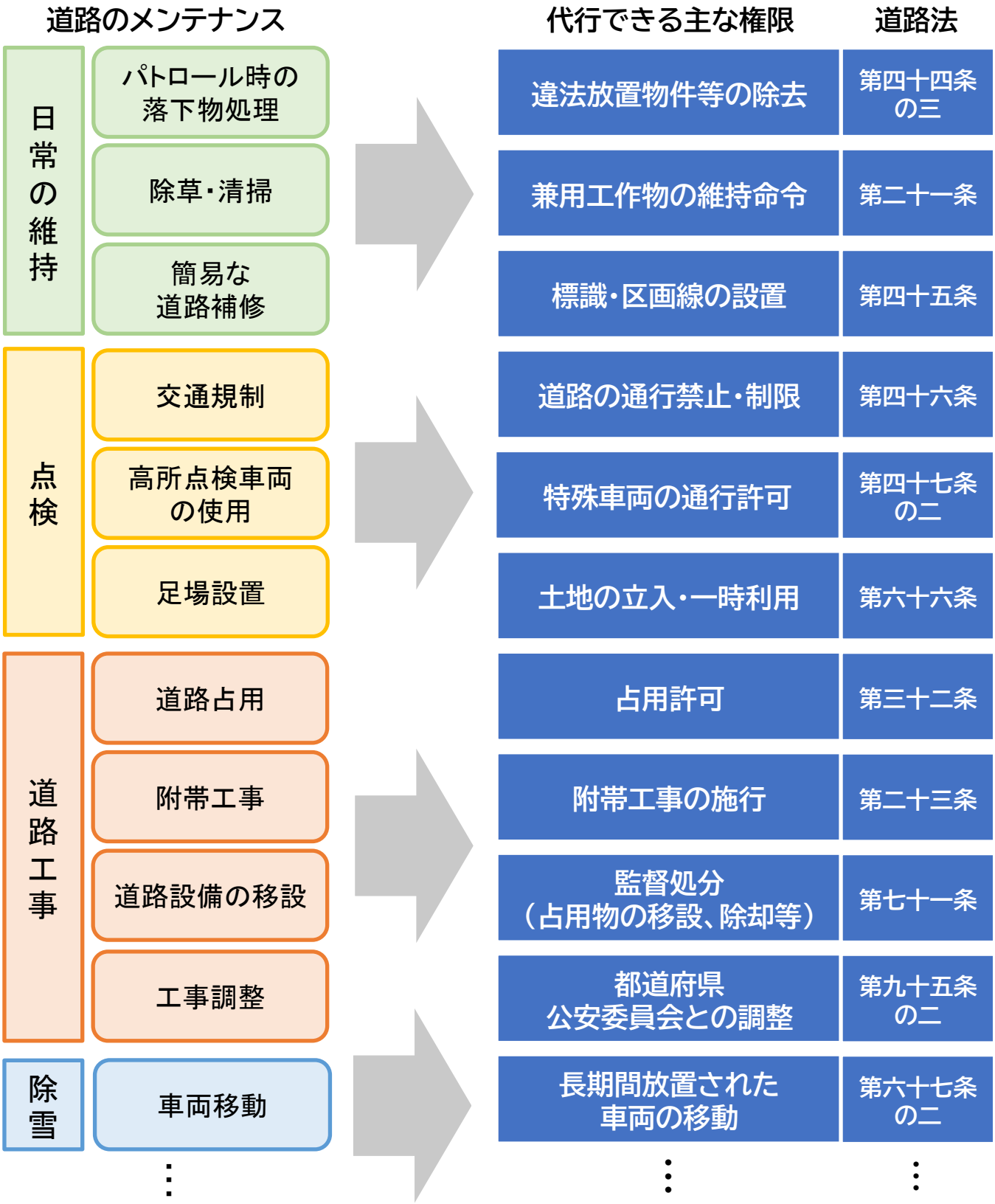
協定の締結
本来管理者 ⇔ 代行管理者
道路法第二十条の二（連携協力道路の管理）に基づく自治体間の協定

■代行フロー

請負業者	巡回時、道路上に落下物を発見
請負業者	委託契約先の管理者に連絡
	本来管理者への**承認不要**
代行管理者	請負業者に落下物の除去を委任
請負業者	落下物の除去

連携協力道路制度の主な活用場面

- 道路のメンテナンス（日常の維持、点検、道路工事）の場面において、代行管理者として他自治体が代行できる主な権限には、以下のようなものがあります。



※本ガイドラインでは、道路の維持管理等のうち平時のメンテナンスを対象に説明しています。

活用場面の具体例

違法放置物件等の除去（道路法 第四十四条の三）



巡回時に発見した鋼材、土砂、木材等、道路に落下した車両積載物、または沿道や上空から道路上に転落・落下した物件の除去



ワイヤーやロープ等で固定されたのぼり旗、信号柱や道路照明柱に無許可で設置されている看板など、正当な権限なく道路に設置された物件の除去

兼用工作物の維持命令 （道路法 第二十一条）



道路と効用を兼ねる工作物（堤防、護岸、ダム、鉄道、都市公園、駅前広場等）の管理者に道路の維持作業（草刈り、清掃、軽微な補修等）を命令

標識・区画線の設置（道路法 第四十五条）



道路標識の設置



区画線の設置

活用場面の具体例

道路の通行禁止・制限（道路法 第四十六条）



台風、異常気象による道路破損等
緊急時の通行禁止



道路工事時の交通規制

特殊車両の通行許可（道路法 第四十七条の二）



車両制限を超える大型トレーラに対し、
徐行を条件に通行を許可



車両制限を超える工事用大型機械に対し、通行経路および通行時間を深夜帯に限定して通行を許可

土地の立入・一時利用（道路法 第六十六条）







道路の調査、測量、工事、維持
対応のために土地の占有者に
通知のうえ立入

土地の占有者および所有者に通知のうえ、
点検足場や工事足場、資材置場として一時使用

活用場面の具体例

占用許可（道路法 第三十二条）

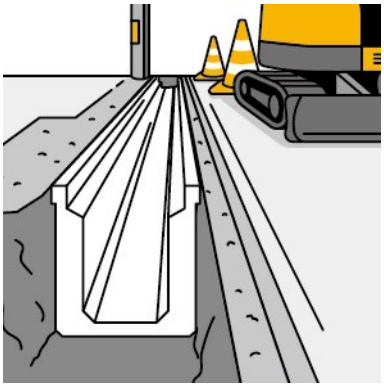


電柱、電線など道路占用物件の
設置許可



水道管、下水管、ガス管など附帯設備の
道路構造物への設置許可

附帯工事の施行（道路法 第二十三条）



道路の拡幅工事のために必要が生じた
用水路の付替工事の施行



道路の拡幅工事のために必要が生じた
電柱や地下埋設物の移転工事の施行

監督処分（道路法 第七十一条）



- 交通量の激増・通行車両の大型化に伴い、道路の構造を保全し、円滑な交通を確保するため、占用物件の移転を命令

活用場面の具体例

都道府県公安委員会との調整（道路法 第九十五条の二）



- 区画線の設置にあたり、管轄の公安委員会に意見聴取
- 道路工事などで通行の禁止・制限を行う場合に、管轄の公安委員会に意見聴取

長期間放置された車両の移動等（道路法 第六十七条の二）



- 除雪、修繕工事、その他道路維持のためやむを得ない場合に長時間放置された車両を移動・保管
- 長時間放置された車両の移動に係る警察署長に対する意見聴取

連携協力道路制度の実施プロセス

- 本制度の標準的な実施プロセスは、①協議による権限代行範囲の決定、②協定書の作成、③協定の公示、④運用となります。
- 広域連携による群マネの取組の中で進める場合、群マネの実施方針に加えて本制度における権限代行範囲を協議し、協定書を締結する流れが考えられます。

群マネの取組

広域連携による群マネの検討

群マネ入門超百科を参照ください

- 連携の目的、期間、対象施設、対象業務、役割分担、費用負担、責任分担などを決定します。

連携協力道路制度

① 協議による権限代行範囲の決定

本ガイドライン P.11

- <u>自治体間の協議により権限代行範囲を決定</u>し、本来管理者と代行管理者双方の認識の一致を図ります。
- 権限代行範囲の決定については、本ガイドラインの**P.11**、代行できる主な権限については**P.5**～を参照してください。

② 協定書の作成

本ガイドライン P.14

- <u>協議で決定した内容を明記した協定書を作成</u>し、本来管理者と代行管理者双方の認識の一致を図ります。
- 協定書の作成方法については、本ガイドラインの**P. 14**を参照してください。

③ 協定の公示

- 協議が成立した場合、関係道路管理者は<u>成立した内容を公示</u>しなければなりません。
- 公示の方法として、<u>公報やホームページへの協定書の掲載</u>があります。

④ 運用

本ガイドライン P.15

- 他自治体が協定で定めた権限を代行できるようになります。
- 連携している道路事業（日常管理、点検、修繕）において、他自治体が直接権限を行使できます。
- 運用については、本ガイドラインの**P.15**～を参照してください。

事業実施

117

※群マネの実施プロセスについてはP.21を参照

権限代行範囲の決定

- 道路法で定められている代行可能な権限は下表のとおりです（P.19 付録 道路法の関係条項 参照）。**通常はこれらの権限がすべて代行可能**となりますが、**代行範囲に含めない権限がある場合は、別途検討し協定書に明記**する必要があります。

権限代行の対象となる道路法条項（1/3）

具体例は
本ガイドラインP.6～9

	道路法条項		道路法条項の内容
1	第十八条	第1項	道路の区域決定・変更※ （道路の区域を公示することは、道路法施行令第五条一により権限代行の対象外となります。道路法施行令第五条については本ガイドラインP.19を参照してください。）
2	第十九条の二	第1項	共用管理施設に係る管理協議
3	第二十条	第1項	兼用工作物に係る管理協議
4	第二十一条		他の工作物の管理者に対する工事・維持施行命令
5	第二十二条	第1項	原因者に対する工事・維持施行命令
6	第二十二条の二		維持修繕協定の締結 ※
7	第二十三条	第1項	附帯工事の施行
8	第二十四条		本来管理者以外の者による工事・維持の承認
9	第二十四条の二		自動車駐車場等の駐車料金・割増金の徴収
10	第二十八条の二	第1項	協議会の組織　※
11	第三十二条	第1項	道路の占用に係る許可　※
12	第三十二条	第3項	道路の占用に係る変更許可 ※
13	第三十二条	第5項	道路占用許可に係る警察署長協議
14	第三十三条	第2項	利便増進誘導区域の指定 ※
15	第三十三条	第3項	利便増進誘導区域の指定に係る警察署長協議
16	第三十三条	第5項	利便増進誘導区域の指定の変更・解除に係る警察署長協議
17	第三十四条		占用工事の調整のための条件の付与
18	第三十五条		国が行う道路占用に係る協議・同意 ※
19	第三十六条	第1項	占用工事に係る工事計画書の受理
20	第三十八条	第1項	道路の占用に関する工事の施行
21	第三十九条		占用料の徴収
22	第三十九条の二	第1項	入札占用指針の策定 ※
23	第三十九条の二	第6項	入札占用指針に係る市町村長の意見聴取
24	第三十九条の四	第1項	入札参加の可否に係る通知
25	第三十九条の四	第2項	入札参加の可否に係る通知に係る警察署長協議
26	第三十九条の四	第3項	占用入札の実施
27	第三十九条の四	第4項	落札者の決定
28	第三十九条の四	第5項	落札者の決定に係る通知
29	第三十九条の五	第1項	入札占用計画の認定等
30	第三十九条の六	第1項	認定入札占用計画の変更の認定
31	第三十九条の六	第2項	認定入札占用計画の変更の認定に係る警察署長協議
32	第三十九条の九		占用物件の管理に係る措置命令
33	第四十条	第2項	道路占用者に対する原状回復の指示

- 青色の行は道路のメンテナンスに関連の深い条項
- ※は本来管理者に事後通知が必要

権限代行範囲の決定

権限代行の対象となる道路法条項（2/3）

具体例は
本ガイドラインP.6～9

	道路法条項		道路法条項の内容
34	第四十三条の二		車両の積載物の落下の予防等の措置命令
35	第四十四条の三	第1項	違法放置等物件の除去
36	第四十四条の三	第2項	違法放置等物件の保管
37	第四十四条の三	第3項	違法放置等物件の保管の公示
38	第四十四条の三	第4項	違法放置等物件の売却・売却代金の保管
39	第四十四条の三	第5項	違法放置等物件の廃棄
40	第四十四条の三	第7項	違法放置等物件の除去等にかかる費用の徴収
41	第四十五条	第1項	道路標識又は区画線の設置
42	第四十六条	第1項	道路の通行の禁止又は制限
43	第四十七条	第3項	トンネル等の通行の禁止又は制限
44	第四十七条の二	第1項	特殊車両の通行許可
45	第四十七条の二	第2項前段	二以上の道路に係る特殊車両の通行許可
46	第四十七条の二	第2項後段	他の道路管理者への協議・同意
47	第四十七条の二	第5項	特殊車両の通行許可証の交付
48	第四十七条の十四	第1項	車両制限違反の者に対する措置命令
49	第四十七条の十四	第2項	路線を定めて自動車運送事業を実施しようとする者等に対する必要な措置の命令
50	第四十七条の十五		通行の禁止等に係る道路標識の設置
51	第四十七条の十八	第1項	道路一体建物に関する協定に係る協議・締結、道路一体建物の管理 ※
52	第四十八条の二十三	第1項	公募占用指針の策定 ※
53	第四十八条の二十三	第5項	公募占用指針に係る市町村等の意見聴取
54	第四十八条の二十五	第1項	歩行者利便増進計画の審査
55	第四十八条の二十五	第2項	歩行者利便増進計画の評価
56	第四十八条の二十五	第3項	歩行者利便増進計画の評価に係る警察署長協議
57	第四十八条の二十五	第4項	歩行者利便増進計画に係る占用予定者の選定
58	第四十八条の二十五	第5項	占用予定者の選定に係る学識経験者の意見聴取
59	第四十八条の二十五	第6項	歩行者利便増進計画に係る占用予定者の選定後の通知
60	第四十八条の二十六	第1項	歩行者利便増進計画の認定等
61	第四十八条の二十七	第1項	歩行者利便増進計画の変更の認定
62	第四十八条の二十九		歩行者利便増進計画に基づく地位の承継の承認
63	第四十八条の二十九の三		防災拠点自動車駐車場の利用の制限・禁止
64	第四十八条の二十九の四		防災拠点自動車駐車場の利用の制限・禁止を示す標識の設置
65	第四十八条の二十九の六	第1項	災害応急対策施設管理協定の締結・管理 ※
66	第四十八条の三十二	第1項	特定車両停留施設への停留の許可
67	第四十八条の三十二	第3項	特定車両停留施設の停留に係る変更許可

- 青色の行は道路のメンテナンスに関連の深い条項
- ※は本来管理者に事後通知が必要

権限代行範囲の決定

権限代行の対象となる道路法条項（3/3）

具体例は
本ガイドラインP.6～9

	道路法条項		道路法条項の内容
68	第四十八条の三十七	第1項	利便施設協定の締結及び道路外利便施設の管理 ※
69	第四十八条の四十五		自動車駐車場等運営権者との協議 ※
70	第四十八条の六十	第1項	道路協力団体の指定
71	第四十八条の六十	第3項	道路協力団体の名称等の変更に係る届出の受理
72	第四十八条の六十二	第1項	道路協力団体からの業務に係る報告徴収
73	第四十八条の六十二	第2項	道路協力団体への業務改善命令
74	第四十八条の六十二	第3項	道路協力団体の指定取消し
75	第四十八条の六十三		道路協力団体への情報提供等
76	第四十八条の六十四		占用許可に係る道路協力団体との協議 ※
77	第四十八条の六十四		工事の承認又は維持の承認に係る道路協力団体との協議
78	第四十八条の六十七	第1･4項	道路脱炭素化推進計画の策定･公表
79	第五十四条の二	第1項	共用管理施設の費用分担の方法等に係る協議
79	第五十八条		原因者負担金の徴収
80	第五十九条	第3項	附帯工事に要する費用に係る負担金の徴収
81	第六十条		他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用に係る負担金の徴収
82	第六十一条		受益者負担金の徴収
83	第六十二条		道路の占用に関する工事の費用に係る負担金の徴収
84	第六十六条	第1項	他人の土地の立入又は一時使用等
85	第六十七条の二	第1項	長時間放置された車両の移動等
86	第六十七条の二	第2項	長時間放置された車両の移動に係る警察署長に対する意見聴取
87	第六十七条の二	第3項	長時間放置された車両の保管
88	第六十七条の二	第4項	長時間放置された車両の保管の告知･返還措置･公示
89	第六十七条の二	第5項	長時間放置された車両の移動
90	第六十八条	第1項	災害現場における土地の一時使用等
91	第六十八条	第2項	災害現場に在る者等に対する防御従事命令
92	第六十九条		他人の土地の立入等により生じた損失の補償等
93	第七十条		道路の新設又は改築に伴う損失の補償等
94	第七十一条	第1･2項	監督処分 ※
95	第七十一条	第3項前段	命ずべき者を確知できないときの必要な措置の実施
96	第七十二条の二	第1項	報告聴取･立入検査の実施
97	第七十二条の二	第2項	限度超過車両に係る報告聴取･立入検査の実施
98	第七十三条		駐車料金等の納付督促･駐車料金等の徴収
99	第八十七条	第1項	工事･維持･停留許可の承認･許可に係る条件の付与
100	第九十一条	第1項	権原取得前道路予定区域における土地形質変更等に係る許可
101	第九十二条	第4項	不用物件の交換
102	第九十三条		不用物件の使用の申出等
103	第九十五条の二	第1･2項	都道府県公安委員会との調整

- 青色の行は道路のメンテナンスに関連の深い条項
- ※は本来管理者に事後通知が必要

120

協定書の作成

- 協定書には、自治体間の協議で合意した権限代行の内容を記載します。
- 広域連携による群マネの取組を進める際には、自治体間で合意した実施方針に加え、**権限代行の内容を明記した協定書を作成しておくことで、協定締結後にその効力が発生**します。
- ここでは標準的な協定書の作成例を示しています。連携内容にあわせて、記載項目を増減してください。

協定書の作成例

道路法第二十条の二（連携協力道路の管理）に基づく協定であることを明記します。

対象とする道路施設（市道、橋梁、トンネルなど）を記載します。

●●に関する協定書

●●市（以下、「甲」という）と●●町（以下、「乙」という）は、●●町が管理する●●について、道路法第二十条の二（連携協力道路の管理）及び第五十五条の二（連携協力道路制度の管理に要する費用）に基づき、次のとおり協定を締結する。

第１条（目的）
本協定は、●●の管理に対する取組として、甲が乙に委託する●●業務（以下、「業務」という）について、その対象施設、実施方法及び費用負担等を定め、適切な維持管理の実現を目指すことを目的とする。

第２条（基本方針）
甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

第３条（対象施設）
本協定において対象とする施設は、別表１のとおりとする。
別表１

権限代行の範囲を明示します。
道路法で規定される権限の一部に絞る場合は、対象または対象外とする道路法の条名・項番号や内容を示し、範囲を明確化する必要があります。

第４条（権限代行）
例１）権限代行の範囲は、道路法第●条～第●条とする。
例２）権限代行の範囲は、道路法第二十七条第五項および施行令第五条の規定に基づくものとする。
ただし、以下については権限代行の範囲から除外する。
・道路法第●条…
・道路法第●条…

第５条（業務内容）
本協定において対象とする業務の実施範囲は別表２のとおりとする。
別表２

第６条（役割分担）
本協定における事務の役割分担は、別表３のとおりとする。
別表３

日常管理、点検、修繕などの広域連携の協定と同時に本制度の協定を締結する場合は、実施する業務内容を記載します。

第７条（期間）
協定期間は、協定締結日から●年●月●日までとする。

協定で期間を定めないケースもあります。

第８条（費用負担）
例１）甲が実施する本協定に必要な費用は、乙が負担する。事務費は委託費の●%とする。
例２）事務に係る経費の負担割合は、二者協議により定める。

第９条（損害賠償等）
例１）本協定に基づき実施する業務の実施に起因した第三者への損害及び第三者からの苦情については、甲の責によりこれを処理する。
例２）業務の実施に伴い生じた苦情等の処理・損害の負担は、二者が誠意を持って協議し対応する。

第 10 条（連絡会議）
例１）甲及び乙は、協定の円滑な運営及び事業の適正な実施を図るため、関係自治体で構成する連絡会議を設置する。
連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。
・●●…
・●●…
例２）甲及び乙は、事務に係る連絡調整を図るため定期的に会議を開くものとする。本協定に定めのない事項や本協定に対して疑義が生じたときは甲乙が協議を行う。

連絡会議の協議項目として、協定の変更内容についてなどが考えられます。

121

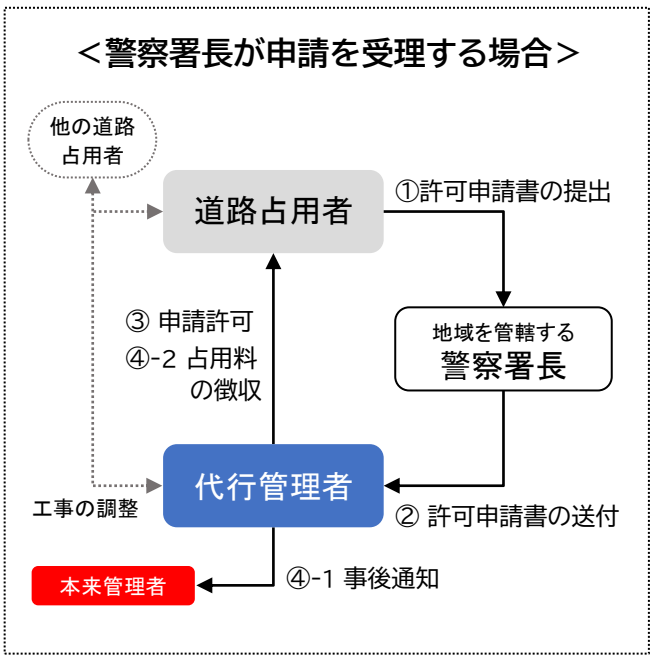
連携協力道路制度の運用

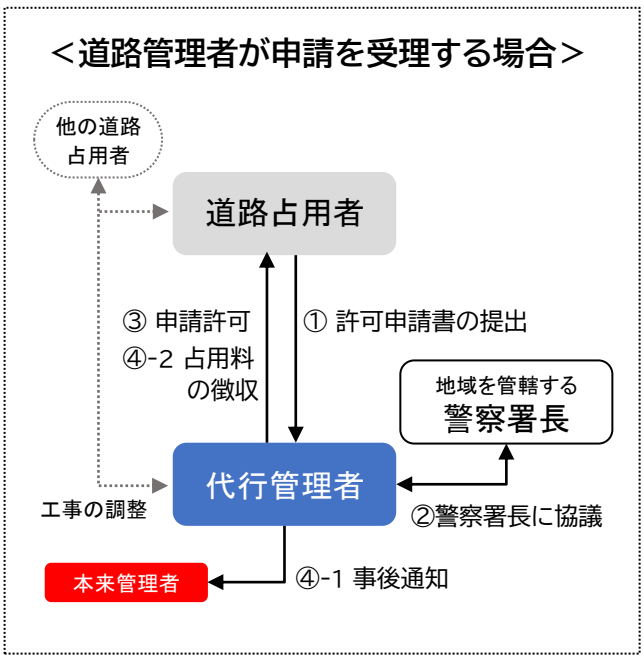
- 協定の公示後、協定で定めた権限について、代行管理者として他自治体が代行できるようになります。
- 代行管理者が権限を代行した場合の運用の流れについて、代表的な事例を以下に示します。

道路占用

■ 道路の占用/占用変更に係る許可・警察署長協議　道路法 第三十二条
占用工事の調整のための条件の付与　道路法 第三十四条
占用料の徴収　道路法 第三十九条

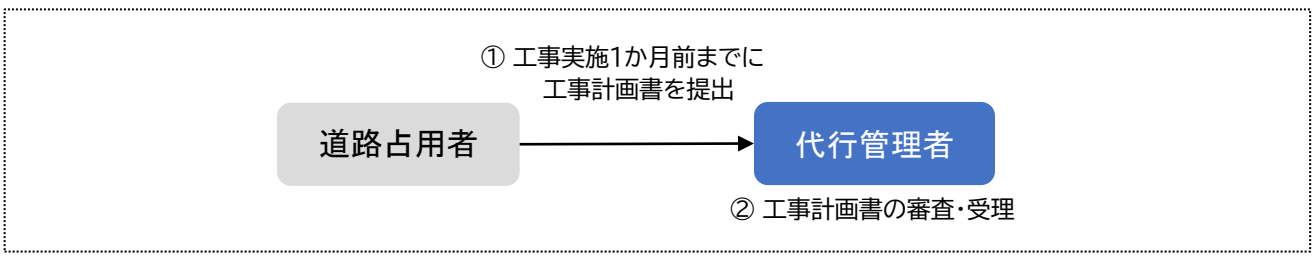
- 道路交通法第七十七条第一項の規定が適用される占用である場合、占用許可申請書を警察署長または道路管理者に提出します。本制度により、代行管理者による許可申請書の受理・許可、警察署長協議の代行が可能です。
 ※ 但し、事後通知が必要。





■ 占用工事に係る工事計画書の受理　道路法 第三十六条
（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）

- 道路法第三十六条の規定による水道管、下水管、ガス管、電柱、電線等の道路の占用許可を受ける場合、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ道路管理者に工事計画書を提出する必要があります。本制度により、代行管理者による工事計画書の審査・受理が可能です。



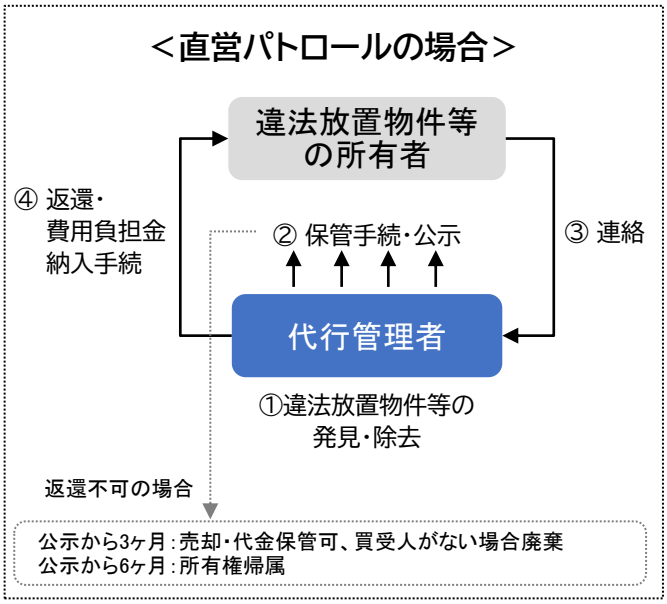
※ 占用許可を代行する場合、許可の審査や占用物件に関する各種報告の受理も代行管理者が行うこととなりますので、それらの基準について、道路管理者と代行管理者の間で適切に協議することが必要です。

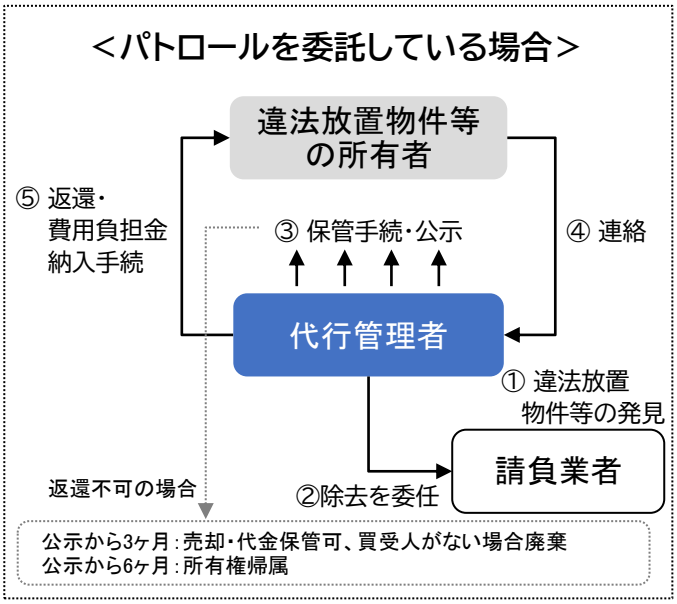
連携協力道路制度の運用

パトロール時の落下物処理

■ 違法放置物件等に対する処置　道路法 第四十四条の三

- 道路上の落下物処理に関して、除去、保管、公示、返還、費用負担金の納入手続、返還できない場合の売却・廃棄など、一連の手続きを代行することができます。

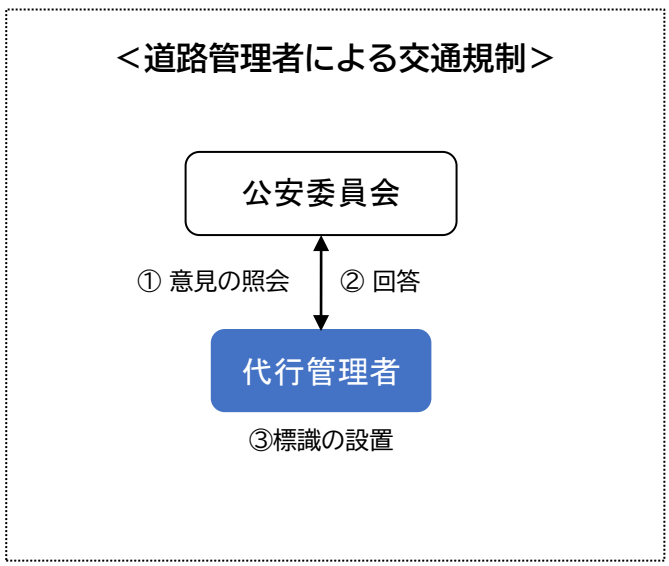


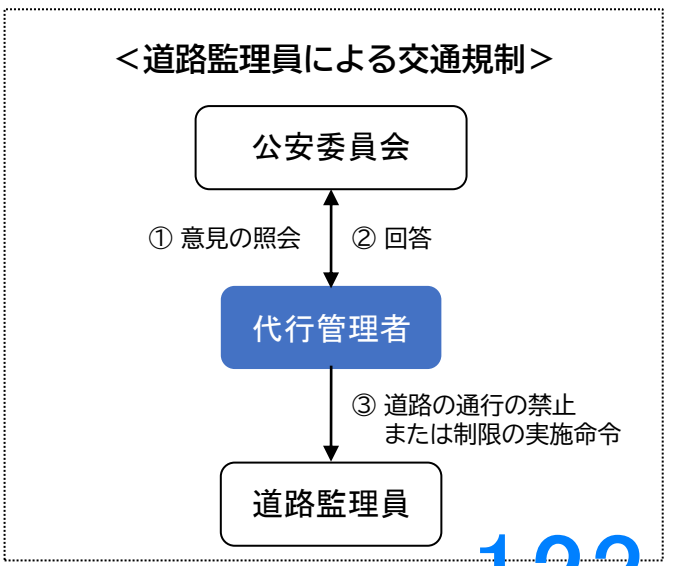


交通規制

■ 道路の通行の禁止又は制限　道路法 第四十六条
通行の禁止等に係る道路標識の設置　道路法 第四十七条の十五
都道府県公安委員会との調整　道路法 第九十五条の二

- 点検や修繕工事で交通規制を実施する際に必要となる、公安委員会への意見の照会、標識の設置、道路監理員への実施命令など、一連の手続きを代行することができます。





123

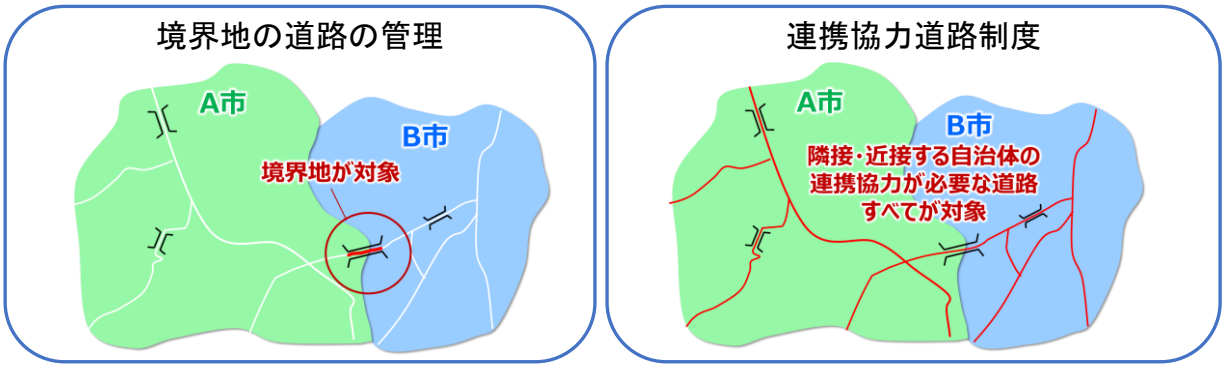
連携協力道路制度　Q&A

Q0-1

Q 境界地の道路の管理と、連携協力道路制度の違いは？

A

- 境界地の道路の管理（道路法第十九条）は地方公共団体の区域の境界に係る道路のみが対象となりますが、連携協力道路制度（第二十条の二）は、<u>境界地の道路に限らず、隣接または近接する地方公共団体の区域に存する道路のうち連携協力が必要な道路すべてが対象</u>になります。
- なお、代行可能な権限（道路法条項）は、境界地の道路の管理と、連携協力制度で同一となります。



Q0-2

Q 災害時や緊急時も代行することになる？

A

- 協定で定めた代行範囲については、災害時や緊急時も代行の対象となります。
- <u>災害時や緊急時に本来管理者の権限を行使するには、協定書に「災害協定の行使を妨げない」「災害時は別途協議する」などの規定を定めておく</u>必要があります。

Q0-3

Q 協定締結後に本来管理者が違法放置物件等を見つけた場合、処置権限を行使できる？

A

- 協定により代行範囲として定められた権限は、代行管理者に帰属し、本来管理者は当該権限を同時に行使することはできません。
- <u>協定締結後も本来管理者が行使したい権限については、あらかじめ協定書に明記しておく</u>ことが有効です（P.14 協定書の作成 参照）。
- 協定締結後に、<u>本来管理者が代行管理者から委託を受け、「委託主」として権限を実行することも可能</u>です。

124

連携協力道路制度　Q&A

Q0-4

Q　連携協力道路制度を使用する際の留意点は？

A

1. 外部委託時の単年度業務への適用について
外部に委託する業務が単年度契約の場合は、**基本協定を期限なしで締結し、詳細は別途の資料とすることで事務手続きの繁雑さが軽減**されます。

2. 住民説明について
住民説明は、道路法における規定はなく、代行の対象外となります。なお、周辺住民への周知は、地域の事情をよく知る自治体が関与する方が円滑に進むことが想定されます。

3. 対象となる道路について
本制度の対象は道路法に定められた道路のみとなります。**農林道、臨港道路は対象外**です。

付録

道路法の関係条項

道路法

（連携協力道路の管理）

第二十条の二　隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）のうち、その維持、修繕その他の管理を関係道路管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（第二十七条第五項及び第五十五条の二において「連携協力道路」という。）については、関係道路管理者は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2　前項の規定による協議が成立した場合においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（道路管理者の権限の代行）

第二十七条（略）

2～4（略）

5　第十九条の規定による協議に基づき一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合又は第二十条の二第一項の規定による協議に基づき道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

（連携協力道路の管理に要する費用）

第五十五条の二　第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で連携協力道路に関するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

道路法施行令

（道路管理者の権限の代行）

第五条　一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合、他の工作物の管理者が道路を管理する場合又は道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第五項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一　法第十八条第一項の規定により道路の区域を公示すること。
二　法第二十八条第一項の規定により道路台帳を調製し、及びこれを保管すること。
三　法第四十四条第一項及び第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。
四　法第四十四条の二第一項及び第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出対象区域を指定し、及びこれを公示すること。
五　法第四十七条の十八第二項、第四十八条の二十九の七第三項又は第四十八条の三十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。
六　法第四十七条の二十一（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。
七　法第五十二条第一項の規定により市町村に対し、工事又は維持に要する費用の一部を負担させること。

付録

協定書(案)

●●に関する協定書（案）

●●市（以下、「甲」という）と●●町（以下、「乙」という）は、●●町が管理する●●について、道路法第二十条の二（連携協力道路の管理）及び第五十五条の二（連携協力道路制度の管理に要する費用）に基づき、次のとおり協定を締結する。

第１条（目的）
本協定は、●●の管理に対する取組として、甲が乙に委託する●●業務（以下、「業務」という）について、その対象施設、実施方法及び費用負担等を定め、適切な維持管理の実現を目指すことを目的とする。

第２条（基本方針）
甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

第３条（対象施設）
本協定において対象とする施設は、別表１のとおりとする。

別表１

第４条（権限代行）
権限代行の範囲は、道路法第二十七条第五項および施行令第五条の規定に基づくものとする。
ただし、以下については権限代行の範囲から除外する。
・道路法第●条…
・道路法第●条…

第５条（業務内容）
本協定において対象とする業務の実施範囲は別表２のとおりとする。

別表２

第６条（役割分担）
本協定における事務の役割分担は、別表３のとおりとする。

別表３

第７条（期間）
協定期間は、協定締結日から●年●月●日までとする。

第８条（費用負担）
甲が実施する本協定に必要な費用は、乙が負担する。事務費は委託費の●%とする。

第９条（損害賠償等）
本協定に基づき実施する業務の実施に起因した第三者への損害及び第三者からの苦情については、甲の責によりこれを処理する。

第 10 条（連絡会議）
甲及び乙は、協定の円滑な運営及び事業の適正な実施を図るため、関係自治体で構成する連絡会議を設置する。
連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。
・●●…
・●●…

付録

協定書(別表)(案)

別表１（路線区間を示す場合）

	路線名	区間	延長	合計
●●市	●●線	○○～○○	…km	
	●●線	○○～○○	…km	
				計…km
●●町	●●線	○○～○○	…km	
	●●線	○○～○○	…km	
				計…km

別表１（施設名を示す場合）

	施設名	路線名	延長	合計
●●市	●●橋/トンネル	●●線	…km	
	●●橋/トンネル	●●線	…km	
				計…橋/トンネル（…km）
●●町	●●橋/トンネル	●●線	…km	
	●●橋/トンネル	●●線	…km	
				計…橋/トンネル（…km）

別表２

業務名	業務項目	業務内容
●●業務	・ ・	… …
●●業務	・ ・ ・	… … …

別表３

業務内容	甲（本来管理者）	乙（代行管理者）
・		
・		
・		
・		
・		
・		

役割を担う側に
「○」印をつけるなどして
明示する

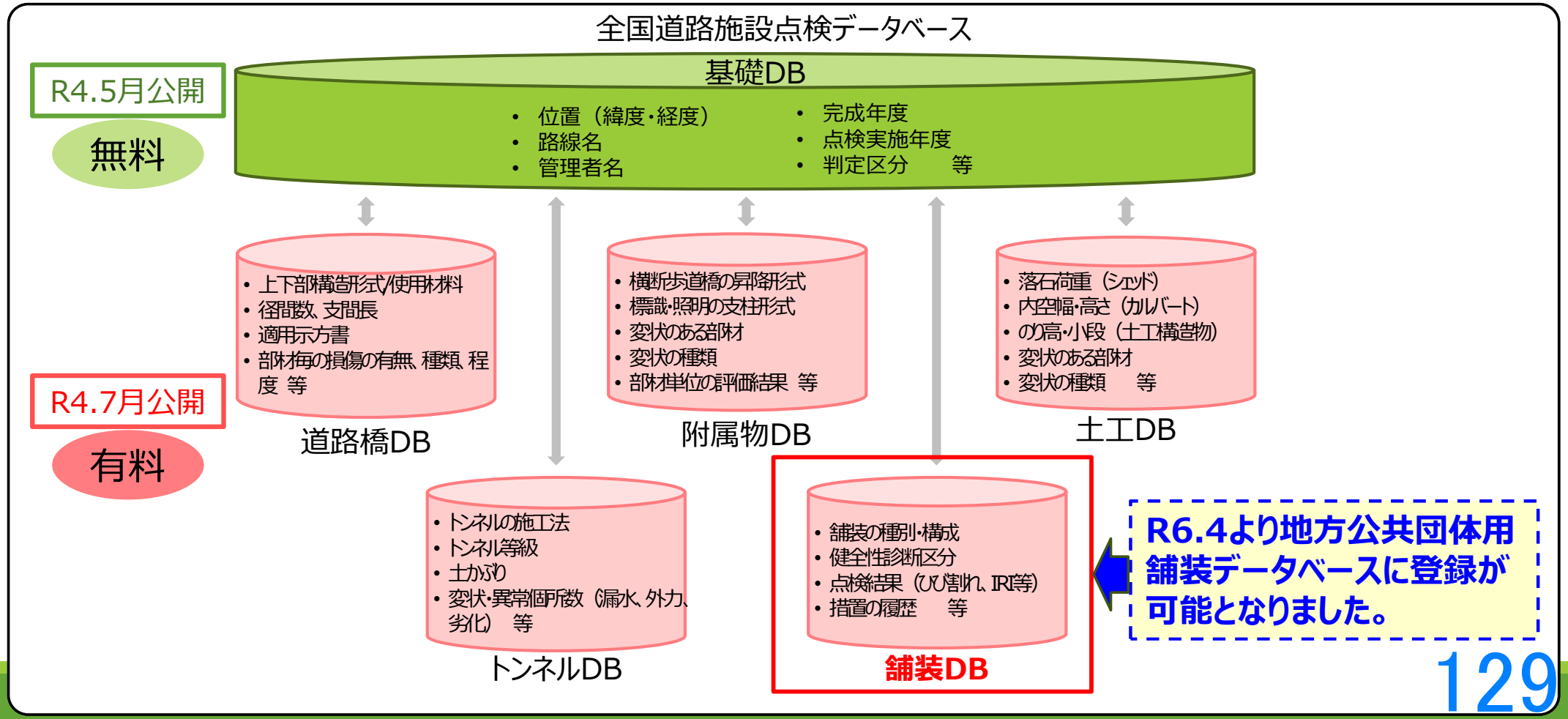
全国道路施設点検データベースを使った登録について

資料１６

- 全国道路施設点検データベースを活用した、77条調査の登録方法になります。
 登録にあたってはマニュアル等を参照し入力をお願いします。

【参　考】

- 全国道路施設点検データベースは、基礎的なデータを格納する基礎データベース(基礎DB)及び道路施設毎のより詳細なデータを格納するデータベース群（詳細DB）で構成。
- 基礎DBは令和4年5月に、詳細データベースは同年7月に公開開始：webブラウザからの閲覧等が可能。加えてAPI（Application Programming Interface）を公開



地方公共団体用
舗装データベース

操作マニュアル

2026/1/21　V3

一般財団法人　国土技術研究センター

前回調査からの改定点

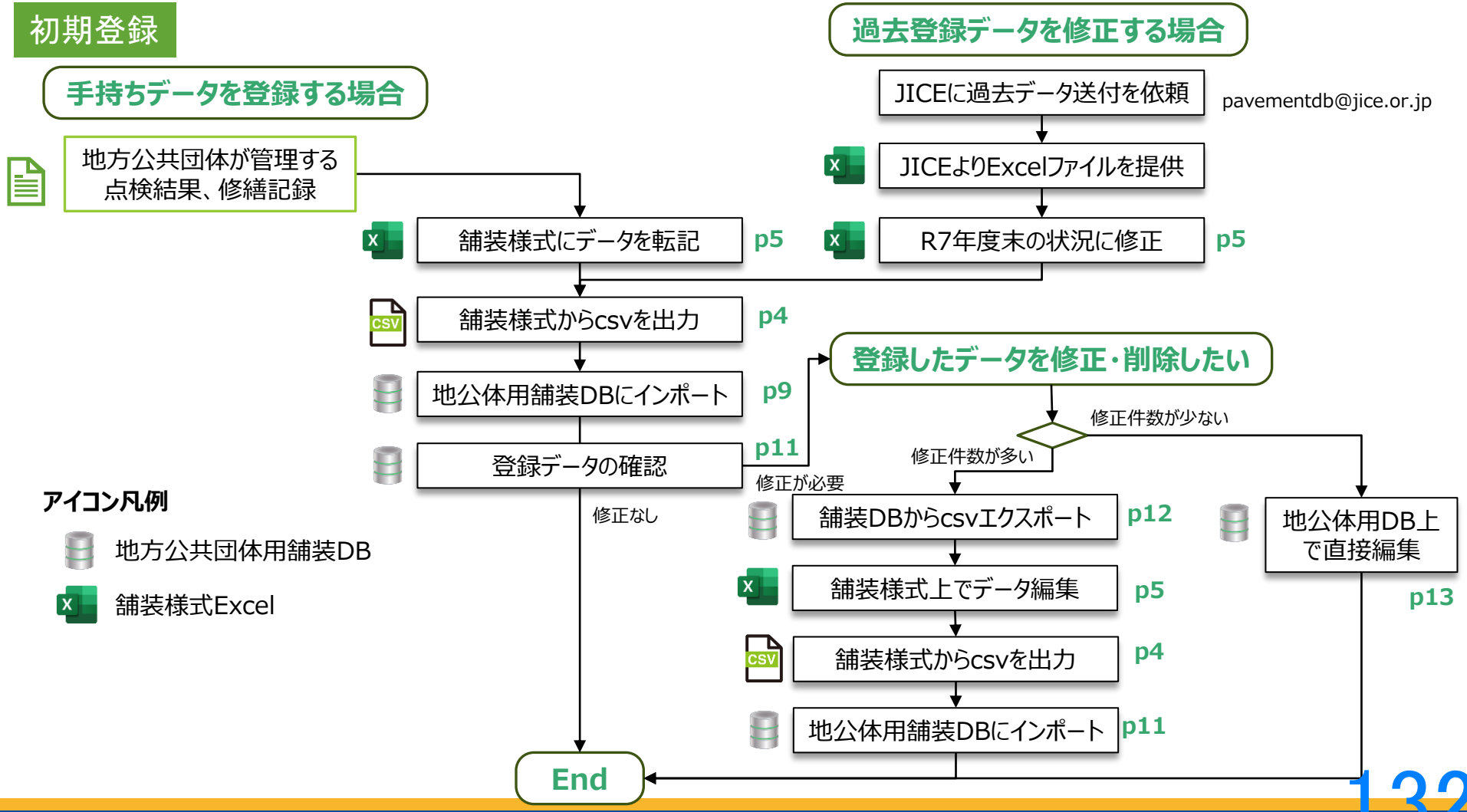
- ✓ 個別の点検結果を非公開としたい団体を含む地方公共団体から77条相当データを効率的に収集するため、地方公共団体用の舗装DBを別途構築し、R4年度点検結果より登録開始
- ✓ R6年度年報集計時には、過去登録データと同区間の重複登録が多くの団体で発生したため、前回集計結果からの変動の大きい団体に確認・修正を実施

- ✓ DBに残ったままの過去データとの重複登録を避けるため、地公体用DBの内容は調査依頼時に全て消去し、毎回調査対象年度末時点の全データを登録することとする
（消去前の登録データはDB管理者が別途保管し、地方公共団体の求めに応じて提供）

不明な点等ありましたら以下まで問合せください
一般財団法人国土技術研究センター　道路政策グループ
pavementdb@jice.or.jp

操作のながれ

- 過去データとの重複登録を避けるため、地公体用DBの内容は調査依頼時にリセットします。
- 手持ちのデータや過去データ(メールで提供)を舗装様式に転記・読込み、修正後にDB登録してください。



データ入力時の留意事項

一般財団法人 国土技術研究センター
Japan Innovation Center of Civil Engineering

各団体さまがお持ちの舗装点検結果等のリストを転記するかたちで、以下に留意して入力ください。
転記方法がわからない場合、手持ちのデータをDB事務局に送付頂ければ加工いたします。

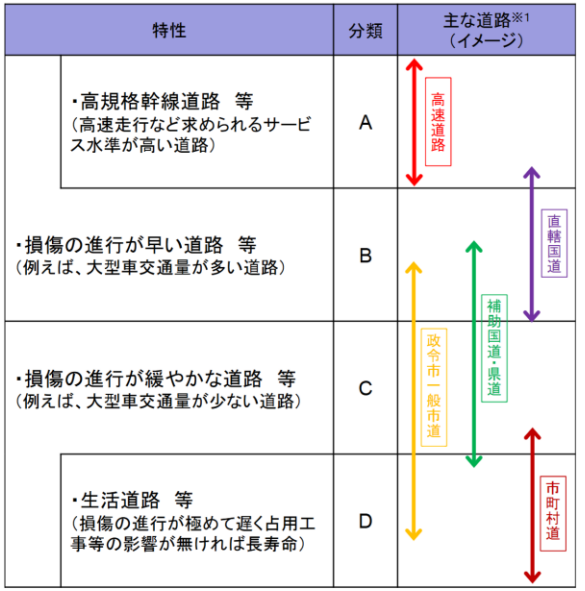
【点検結果の入力】

- 管理路線のうち分類A、B区間（右図）全線の最新の点検結果を入力。
 - ✓ 分類C、D区間は任意登録（「分類」列を正しく入力したか要確認）
 - ✓ 区間ごとに最新の点検結果のみ入力
 - ✓ 現状の健全性推定をする前の、点検時点の健全性や計測結果を入力
- 延長は「車線延長」を入力。
 - ✓ 多車線道路で代表車線のみ調査した場合、当該調査で代表する車線の数を区間延長に乗じた延長を入力
- 原則として区間別の健全性を入力。
 - ✓ 健全性Ⅰ、Ⅱ区間に限り、これまでどおり点検年度別、路面種別別、健全性別の集計値での入力も可
 - ✓ 健全性の判断基準や、判断のもととなるひび割れ等の計測結果は任意登録

【修繕記録の登録】

- 健全性Ⅲ（Ⅲ-1、Ⅲ-2を含む）の区間には修繕の着手、完了年度を入力。
 - ✓ 未着手の場合は空欄

■道路の分類（舗装点検要領より）



※ 分類毎の道路選定は各道路管理者が決定（あくまでイメージであり、例えば、市町村道であっても、道路管理者の判断により分類Bに区分しても差し支えない）

舗装様式Excelへのデータ転記・出力

- JICEホームページ(リンク) で提供する舗装様式（マクロ付きExcel）に、各団体が管理されているデータや過去登録データを転記・修正し、入力チェック後にDB登録用のcsvファイルを出力してください。

CSV読込	• 過去に登録したCSVファイル（JICEより提供）を読込み
入力チェック	• 不適切なコードや必須項目の未入力を赤く表示
チェック結果クリア	• 入力チェックで赤く表示された結果をクリア
CSV出力	**• DBにインポートするCSVファイルを出力**
データをクリア	• 入力やチェックの結果すべて消去し、白紙に戻す

舗装点検記録様式（点検結果）

CSV読込 | 入力チェック | チェック結果クリア | CSV出力 | データをクリア

	B	C	D	E	F	G	H	I
2	このボタンを押して入力		このボタンを押して入力	このボタンを押して入力	このボタンを押して入力		このボタンを押して入力	
3 必須/任意の別	必須	削除・更新の場合必須	必須	必須	必須	必須	任意	任意
4 入力規則	コードで入力 (空白)：更新または何もしない －：削除	－	1桁のコー		6桁のコード	「合計」または、任意の文字列。改行、半角カンマ使用禁止	1桁のコード	改行、半角カンマ使用禁止
5 入力例	－	－	2		812143	0041	1	000
6 チェック結果								
7	差分更新方法	点検結果ID	道路種別	管理区分	管理者コード	路線番号、路線名	現旧区分	路線枝番
8	(空白)	316091	9	4	111007	合計		
9		316090						
10		316089						
11		316088						
12		316087						
13		316086						
14		316085						
15		316084						
16		316083						
17	(空白)	316082	9	4	111007	合計		
18	(空白)	316081	9	4	111007	合計		
19			9	4	111007	合計		
20			9	4	111007	合計		
21	(空白)	316078	9	4	111007	合計		

ボタンを押すと
入力可能なコードを
選択できます

差分更新方法は以下の3種です
・追加の場合：+(半角)
・削除の場合：- (半角)
・修正の場合：空白

点検結果IDはシステムが付与する固有の値です
・削除、修正の場合：点検結果IDは変更しないでください
・追加の場合：行を追加後、点検結果IDは空欄のままにしてください

使い方の詳細が確認できます

バージョン | 使い方 | 入力シート | 確認用グラフ

舗装様式Excelのデータ項目（1/3）

必須	項目名	概要・備考
○	差分更新方法	インポート時の操作コマンドとなる半角記号。初期登録やデータ追加の場合＋(プラス)と入力。 登録後にデータを削除する場合は -(マイナス) 、登録データを修正する場合は 空欄 としてください。
	点検結果ＩＤ	初期登録やデータ追加の場合は空白にする。登録後にデータを削除、更新する場合、従前のIDを消さずに残して下さい。
○	道路種別	1:高速自動車国道、2:一般国道（指定区間）、3:一般国道（指定区間外）、4:都道府県道、5:市町村道、9：複数種別の混在
○	管理区分	1:国、2:都道府県、3:道路公社、4:政令市、5:市区町村、6:高速道路会社
○	管理者コード	総務省による地方公共団体コード（6桁数字）、道路公社も別途コード化。コードは地公体用DBのログインIDと同じ
○	路線番号・路線名	路線番号を基本としますが、路線名（和文）の入力や両方の併記も可能 ※点検年度別、健全性（Ⅰ、Ⅱ）別の点検延長合計を入力する場合は「合計」と記載
	現旧区分	1:現道、2:旧道、3:新道
	路線枝番	バイパス・現道のダブルウェイ区間や、路線を管理事務所やブロック等で区分している場合など、同一の路線番号でKPが重複する場合は枝番を設定し、路線番号・路線名と路線枝番、KPが重複しないようにしてください。
※	起点KP	km単位の小数表記
	終点KP	〃
	起点距離標	路線の起点側の最寄り距離標の値をkm単位の小数表記
	起点追加距離	上記距離標からの追加距離をm単位の整数表記
	起点ブレーキ情報	ブレーキ区間に該当する場合、1と記入
	終点距離標	（上記「起点距離標」に同じ）
	終点追加距離	（上記「起点追加距離」に同じ）
	終点ブレーキ情報	プラスのブレーキ区間に該当する場合、1と記入 マイナスのブレーキ(次の距離標と同位置)の場合、-1と記入
	起点緯度	十進表記（記入いただいた場合、損傷マップに表示可能）
	起点経度	〃
	終点緯度	十進表記（損傷マップでは起点に点表示するため、使用しない）
	終点経度	〃

※3パターンでの起終点情報のうちいずれか1種類以上で入力ください。

- ●基本はKP（km単位）で指定：黄色の項目を入力
 （例：1.25～1.27 (kp)）
- ●距離標と追加距離で指定する場合：水色の項目を入力
 （例：1.2 + 50 ～ 1.2 + 70 ※ﾌﾞﾚｰｷ情報は必要な場合）
- ●緯度経度で指定する場合：赤色の項目を入力
 （例：35.12345, 135.12345～35.12456,135.12456）
 ※起終点緯度経度は、わかる場合に記入ください

舗装様式Excelのデータ項目（2/3）

必須	項目名	概要・備考
○	車線延長	m単位（区間の延長ではなく車線延長を記入）。多車線道路での代表車線調査の結果を登録する場合、車線ごとに行を分けて同じ点検結果を登録するか、車線コードを91(車道全体)として区間中の車線延長を入力するかいずれかの方法で登録
○	上り下り	1:上り、2:下り、3:上下、9:その他　※3は上下区分のない（中央線のない）道路において適用。集計値を登録する場合は空欄
○	分類	「舗装点検要領」に基づく道路の分類。数字で記入　（A：1、B：2　C：3　D：4）
○	車線コード	第1車線を1、第2車線を2、右折車線を11とする舗装DBの車線コードを利用。代表車線調査の結果を登録する場合は車道部全体(91)、集計値を登録する場合は空欄（舗装DB入力コード：https://www.jice.or.jp/pavement_db/pavement_db03）
	その他位置内容	路線番号・現旧区分・枝番以外の区間情報（ランプ等）があれば自由に記入
○	舗装種別	1:アスファルト舗装(排水性以外または詳細不明)　2:排水性アスファルト舗装　3:コンクリート舗装　9:その他
○	点検年度	点検を実施した年度を記入。年度不明の場合や複数年度の集計値を登録する場合は”9999”と記入
○	健全性コード	路面種別別に以下の健全性をコードで記入　※修繕後も次回の点検まで健全性コードは更新しない アスファルト舗装：健全性Ⅰ：10、Ⅱ：20、Ⅲ-1：31、Ⅲ-2：32　未点検：99　※30は入力しない 「舗装点検要領」に基づき、修繕段階(健全性Ⅲ)の健全性は右のように区分　Ⅲ-1（表層等修繕）：路盤以下の層が健全であると想定される場合　Ⅲ-2（路盤打換等）：路盤以下の層が損傷していると想定される場合 コンクリート舗装：健全性Ⅰ：10、Ⅱ：20、Ⅲ：30　未点検：99　※31、32は入力しない
	判断基準コード	以下を参照し、健全性の判断のもととなった調査項目のコードを入力ください。 1:ひび割れ、2:わだち掘れ、3:IRI、4:(コンクリート舗装の)目地部破損、5:詳細調査、9:その他 11:ひび割れ+わだち掘れ、12:ひび割れ+IRI、13:わだち掘れ+IRI、14:ひび割れ+わだち掘れ+IRI ※上記以外の組合わせで健全性を判断した場合は主たる調査項目のコードを入力し、その他の調査項目の名称を「その他判断基準内容」に入力ください
	その他判断基準内容	健全性の判断に至った、上記「判断基準コード」以外の情報があれば自由に入力ください
	ひび割れ点検手法コード	1:路面性状測定車、3:ビデオカメラによる撮影映像の画像解析、4:目視(徒歩点検)、5:目視(車上点検)、6:目視(方法不明)、9:その他
	ひび割れ点検手法詳細	画像解析システムの名称等、点検手法として特に記録に残すべき情報があれば自由に入力ください
	ひび割れ区分	「舗装点検要領」の区分に基づくコードを入力（1:0~20%, 2:20~40%, 3:40%~）。不明の場合は空欄
	ひび割れ計測値	平均ひび割れ率を整数あるいは小数で入力ください。単位”%”は入力しないでください
	わだち掘れ点検手法コード	1:路面性状測定車、2:スマートフォンセンサデータの解析、3:ビデオカメラによる撮影映像の画像解析、4:目視(徒歩点検)、5:体感・目視(車上点検)、6:体感・目視(方法不明)、9:その他
	わだち掘れ点検手法詳細	スマホセンサーや画像解析等のシステム名称等、特に記録に残すべき情報があれば自由に入力ください

点検結果詳細は自由記入

136

舗装様式Excelのデータ項目（3/3）

点検結果詳細は自由記入

必須	項目名	概要・備考
	わだち掘れ区分	「舗装点検要領」の区分に基づくコードを入力（1:0~20mm, 2:20~40mm, 3:40mm~）。不明の場合は空欄
	わだち掘れ計測値	平均のわだち掘れ両をmm単位の整数あるいは小数で入力ください。単位”mm“は入力しないでください
	IRI点検手法コード	1:クラス 1(水準測量)、2:クラス 2(プロファイル測定装置)、3:クラス 3(RTRRMS)、4:クラス 4(体感・目視)、5:平坦性からの変換、8:不明、9:その他
	IRI点検手法詳細	測定装置やシステムの名称等、特に記録に残すべき事項があれば自由に入力ください
	IRI区分	「舗装点検要領」の区分に基づくコードを入力（1:0~3mm/m, 2:3~8mm/m, 3:8mm/m~）。不明の場合は空欄
	IRI計測値	調査区間の IRI を mm/m 単位（整数あるいは小数）で入力ください。単位”mm/m”は入力しないでください
	目地部健全性	コンクリート舗装区間で、目地部の損傷状況を入力（1:欠け等の損傷あり、2:損傷なし）
	目地部破損状況	目地部健全性が1：損傷あり だった場合、損傷状況を入力ください
	使用目標年数到達年度	使用目標年数（「舗装点検要領」参照）を設定している場合、当該区間の最終修繕年度に使用目標年数を加えた値を記入
	前回点検年度	（入力しない）
	前回健全性コード	（入力しない）
○	修繕着手年度	修繕設計に着手した年度を西暦4桁で記入 ※切削オーバーレイや舗装打換など1車線以上の幅に対しておこなう工事を記録対象とします ひび割れへのシール材注入やわだち部のオーバーレイなど、車線内の一部分のみに対する補修工事は対象としません ※既存リストの区間の一部のみ修繕設計に着手した場合は行を分けてください
○	修繕完了年度	修繕工事を完了した年度を西暦4桁で記入 ※既存リストの区間の一部のみ工事を実施した場合は行を分けてください
○	用いている技術基準	1：直轄版「舗装点検要領」、 2：「舗装点検要領」技術的助言版、 3：独自の点検要領、 9：不明
○	点検サイクル	何年ごとに点検する計画か、年数を整数で記載。**未記入の場合は 5年 とみなします。異なる場合は、正しい年数を入力願います**
	点検結果備考	自由記述
	データ登録者	担当者名などを記録する必要があれば記入
	担当組織～更新日時	（システムが自動入力するため、利用者は入力しない）

（参考）起終点情報について

- 起終点情報は、距離標値(KP)による登録を基本に、複数の入力方法に対応（p5表参照）
 - ●基本はKP（km単位）で指定：p5表中、黄色の項目を入力
 （例：1.25～1.27 (kp)）
 - ●距離標と追加距離で指定する場合：p5表中、水色の項目を入力
 （例：1.2 + 50 ～ 1.2 + 70 ※ブレーキ情報は必要な場合）
 - ●緯度経度で指定する場合：p5表中、赤色の項目を入力
 （例：35.12345 , 135.12345 ～ 35.12456 , 135.12456）

※いずれか1種類"**以上**"での入力をお願いします
※●●で入力した場合も、起終点緯度経度がわかれば、両方を入力ください

- 距離標を定めていない場合の起終点情報の入力方法
 - ●路線の起点からの延長により記録（km単位） **※上記KPと同じ**
 （例：市道○号 1.25～1.27 (kp)）
 - ●主要交差点等ごとに路線枝番を定め、各枝番の起点からの延長により記録
 （例：市道○号 枝番△ 0.00～0.02 (kp)）
 ※定めた路線枝番のリストは、別途メール等にて管理運営団体に提供ください。
 - ●起終点の緯度経度で指定
 （例：35.12345 , 135.12345 ～ 35.12456 , 135.12456）

□緯度経度座標の取得方法
- ✓google mapを開き、緯度経度座標を求めたい点で右クリック。
- ✓一番上の行に表示された数字（緯度, 経度）を左クリックするとコピー。
- ✓様式にペーストすると緯度, 経度が一つのセルにペーストされる
 緯度と経度とのセルを分けて完成



緯度経度座標の取得方法

地公体用舗装DBへのログイン

- 下記URLにアクセスし、「データ登録」→「点検結果」タブを開きます。

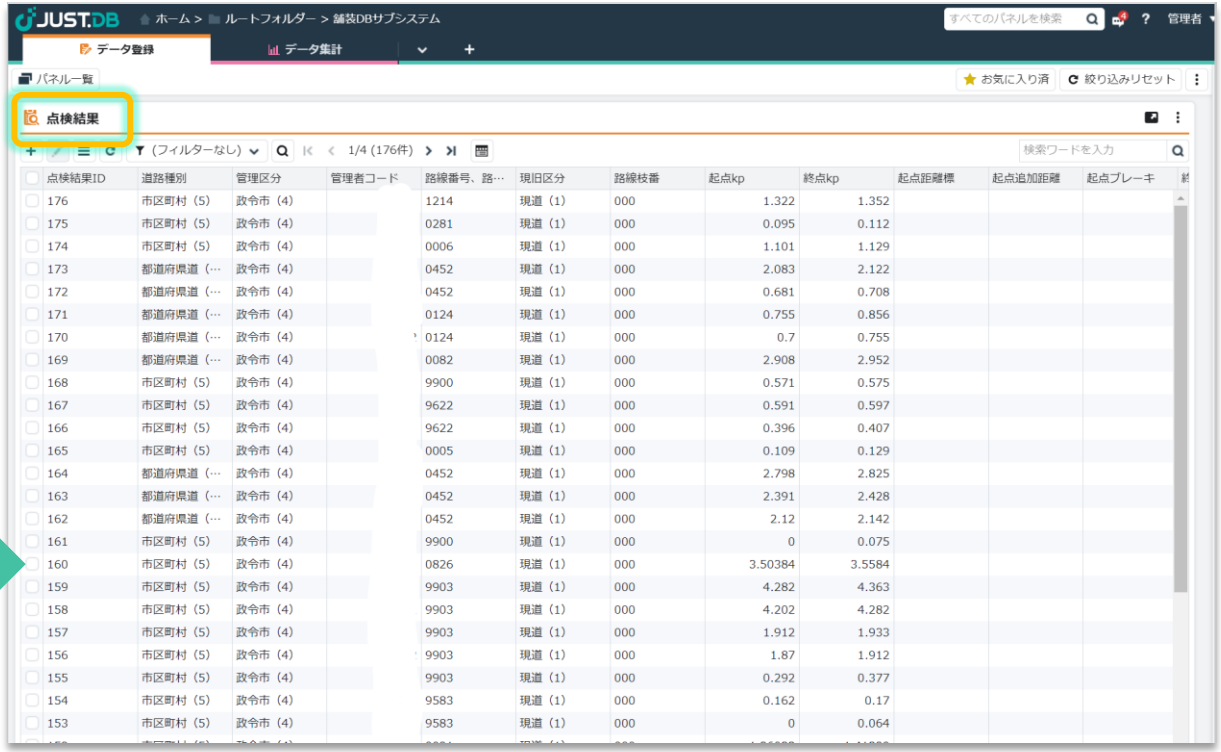
https://pavementdb.just-db.com/sites/login



①ID、パスワードを入力し、ログイン



②データ登録　をクリック



③「点検結果」タグを選ぶと、初期状態では全て空欄の表が表示されます
※上図は初期データ登録後のものです
※ログインした自治体以外のデータは表示されません

◆Tips

ホーム画面に上記アイコンが表示されない場合、
■ページ「プレートのお気に入り登録」を実施願います

点検データのインポート

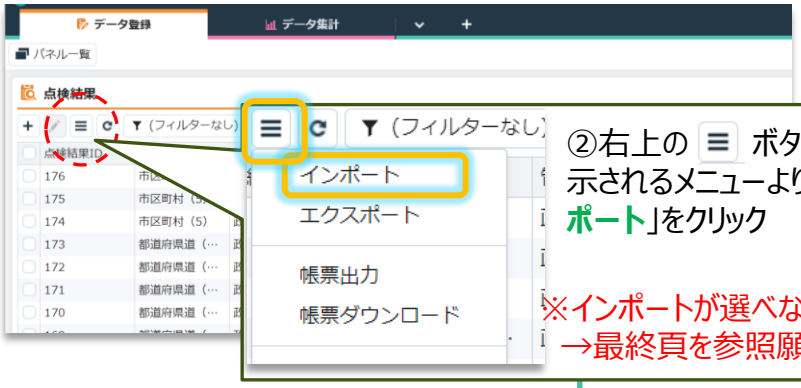
JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Innovation Center of Civil Engineering

- 舗装様式より出力したCSVファイルを、データベースにインポートしてください。

①様式Excelの「csv出力」ボタンを押し、
出力したCSVファイルを準備



登録データ（csv）

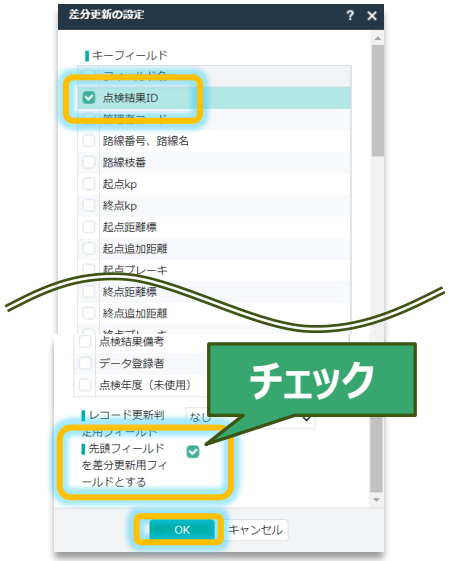


②右上の ≡ ボタンで表示されるメニューより「**インポート**」をクリック

※インポートが選べない場合
→最終頁を参照願います



③準備したcsvファイルを選択。
続いて「**フィールドの自動選択**」をクリック。
「**差分更新**」**をチェック**後、「**設定**」をクリック



④キー項目となる「**点検結果ID」を選択。**そのまま一番下までスクロールし、「**先頭フィールドを差分更新用とする」にチェックを入れた後、**「OK」



⑤前画面に戻るので「**インポート確認**」をクリック。
全件成功であれば、メッセージを閉じ、「**インポート**」クリック

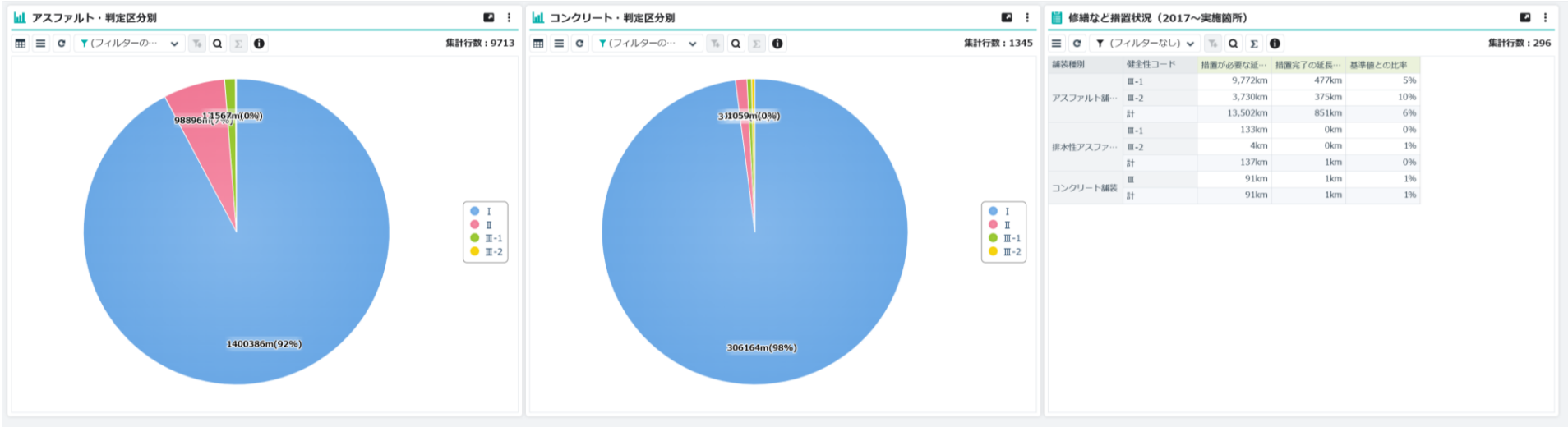
⑥インポート開始メッセージを閉じ、左上の　更新ボタンを押すと、最新状態が画面上に反映されます

登録データの確認（健全性別車線延長）

- 円グラフで健全性別、修繕実施状況別の割合を確認ください。



集計（割合）をクリック



- 各地方公共団体にて把握している延長と概ね一致できたことが確認できれば、登録完了です。

登録データの一括修正に向けたCSVエクスポート

- 登録したデータを修正・削除する場合、DBの情報を一旦舗装様式に取込み、操作に慣れたExcel（舗装様式）上で編集した後に、DBにインポートする方法が便利です。



①右上の ≡ ボタンで表示されるメニューより「**エクスポート**」をクリック

登録データ（csv）

②ダウンロードフォルダ内にcsvファイルが作成されます



③様式Excelの「csv読込」ボタンを押し、ダウンロードしたCSVファイルを読み込みます

DB画面上でのデータ修正

- 「詳細画面」にてデータを直接修正することが可能です。
- 修正箇所が少ない場合は、本手順にて修正します。



①修正対象の行をダブルクリック

◆Tips

＊ は必須入力項目です



②詳細画面にてデータを修正し、保存

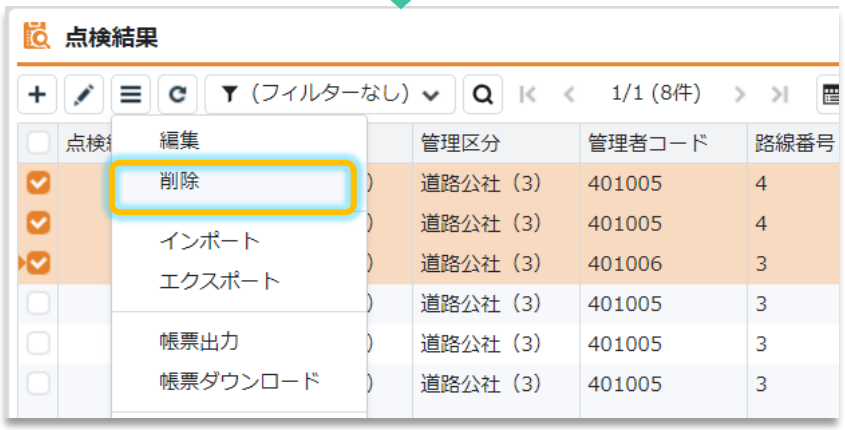
DB画面上でのデータ削除

- 画面上から削除対象データの削除が可能です。
- **削除したデータは復活できませんので、操作する前に必ずcsvファイルをエクスポート**してください。

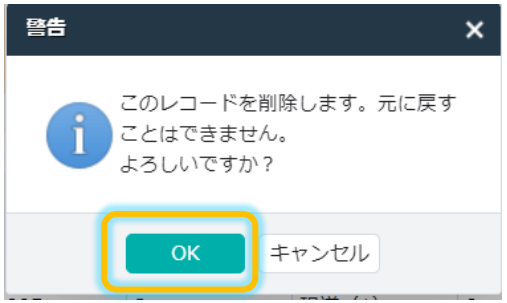
クリックすると
表示中の全行
を選択可能



①削除対象データを複数選択



②操作メニューから削除を選択



③確認画面にてOKクリック

資料１７

Ｒ８当初予算交付金執行予定における留意点

１．調査様式の記入について　ｐ１～5

１－１　様式の作成にあたって
１－２　様式１について
１－３　様式２について

２．防災・安全交付金に関する留意点　ｐ5～11

２－１　重点配分対象事業に関する留意点
２－２　国土強靱化地域計画に基づく事業について
２－３　交通安全対策事業について
２－４　地域インフラ群再生戦略マネジメントに基づく事業

３．社会資本整備総合交付金に関する留意点　ｐ１２～１６

３－１　重点配分対象事業に関する留意点
３－２　ストック効果を高めるアクセス道路(1 次)の整備について
３－３　歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業
３－４　道の駅関連事業について
３－５　公共交通・自動運転の走行環境整備
３－６　道路脱炭素化推進計画に基づく事業

４．その他　ｐ１７～１８

４－１　原則基幹事業として実施する事業
４－２　関連社会資本整備事業
４－３　効果促進事業
４－４　公共施設等適正管理推進事業債について
４－５　緊急自然災害防止対策事業債について

５．参考資料　ｐ１９

2.防災・安全交付金に関する留意点

●舗装の老朽化対策は、ライフサイクルコストの低減のため、定期点検等に基づく修繕を集中的に実施することとしていることから、Ｒ８当初予算の配分にあたって、以下の条件に該当する場合は一定程度配慮します。

アスファルト舗装：『①～⑤』

コンクリート舗装、コンポジット舗装：『①～④』

①舗装の点検を国の舗装点検要領に準拠※1 しているもの

②判定区分Ⅲ-２等を対象として、路盤打換等ライフサイクルの低減に資するもの

③舗装種別の選定に際してライフサイクルコストを含めて比較検討する方法を定めた「舗装種別選定の手引き※2（令和３年 12 月 公益社団法人日本道路協会 舗装委員会 舗装マネジメント小委員会）」（以下、「手引き」）を活用したもの

④全国道路施設点検データベース（R4.7 運用）に登録しているもの

⑤自動車専用道路の事業

※1　国の舗装点検要領は、平成 28 年 10 月に策定された点検要領を指します。また、点検にあたって、道路を分類Ａ～Ｄに区分し、分類Ａ・Ｂについては、診断区分Ⅰ～Ⅲ-2 に区分、分類Ｃ・Ｄについては、診断区分Ⅰ～Ⅲに区分しているものを準拠していることとします。

※２ 手引きの活用状況を確認するため、必要に応じて手引きの巻末２に掲載のある「舗装種別選定チェックシート」及び舗装種別を選定する際の比較表の提出を求めます。

コンクリート舗装の利用促進の取り組み

資料１８

○ 平成24年12月 「国土交通省技術基本計画」への位置づけ

・コンクリート舗装の採用によるLCC縮減を明記

○ 平成25年度　設計業務等共通仕様書の改訂　＜新設舗装＞

・道路詳細設計において、As舗装とCo舗装をLCCも含めて比較検討したうえで決定することを規定

＜設計業務等共通仕様書（抜粋）＞
受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

○ 平成28年3月 「コンクリート舗装ガイドブック2016」の発刊

・コンクリート舗装に関する知識の習得および技術力の向上を目的に、指針・便覧等をよりわかりやすく、かつ初心者でも理解できるよう、図・表や写真を多く使い解説

○ 平成28年10月　舗装点検要領の策定　＜舗装修繕＞

・点検結果に基づく修繕設計にあたって、コンクリート舗装等への変更も含め、LCC比較検討を行うことを明記した「舗装点検要領」を全道路管理者へ通達

○ 令和3年12月　舗装種別選定の手引きのとりまとめ

・道路管理者が道路や沿道の状況に応じて適切な舗装種別を選定する際の検討手順やポイントをわかりやすく解説

○ 令和4年3月　設計業務等共通仕様書および詳細設計照査要領の改定

・舗装種別選定の手引きに示されたチェックシートを用いて比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計すること。また、照査においてもチェックシートを用いて確認することを規定

○ 令和5年3月　アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧の発刊

・舗装修繕においてライフサイクルコストを考慮した上でコンクリート舗装を含む修繕工法の選定等の設計の手順を明記

「舗装種別選定の手引き」の概要

○「舗装種別選定の手引き」は、道路管理者が道路や沿道の状況に応じて適切な舗装種別を選定する際の検討手順やポイントをわかりやすく解説
○ 設計業務の参考図書として活用するよう各道路管理者に周知

■舗装選定種別の流れ

(1)舗装種別選定に必要な情報の収集

↓

(2)舗装種別選定実施区間の設定

↓

(3)実現可能な舗装種別の抽出（スクリーニング）

↓

舗装種別の抽出
例えば2～4種程度

↓

(4)舗装種別のLCC等評価の実施

↓

舗装種別の選定

↓

(5)選定結果・経過の記録

＜スクリーニングのイメージ事例＞

スクリーニング項目			アスファルト舗装		コンクリート舗装				備考（記載例）
大項目	中項目	小項目	密粒度	ポーラス	普通	連続鉄筋	転圧	コンポジット	
施工	施工条件	施工規模	○	○	○	○	○	○	当該箇所の区間長は 2km。暫定 2 車線。
		材料供給条件	○	○	○	○	○	○	道路舗装材料としての供給可能な、ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄのプラントは近傍に存在する。
		現場条件等	○	○	○	○	○	○	3 種 1 級で特例箇所は無く、特に厳しい線形ではない。 積雪寒冷地であるが秋期の施工を予定。
維持管理	維持管理との整合性	掘り返しの可能性	○	○	○	○	○	○	掘り返し可能性は現時点ではない。将来、付近の開発に伴い、インフラ横断等の需要が生じる可能性はあるが、架空・カルバートで対応可
スクリーニング判定			通過	通過	－	通過	－	通過	総合評価の際に留意すべき事項 ・アスファルト舗装の場合の改質材（改質Ⅱ型等）使用 ・コンクリート舗装の場合の不等沈下対策 ・騒音対策の内容

表中の凡例：◎：適している　○：問題ない　△：制限がある　×：不適

＜評価のイメージ例＞

スクリーニングにより抽出された舗装種別	アスファルト舗装		コンクリート舗装	
	密粒度	ポーラス	連続鉄筋	コンポジット
想定される舗装断面	表層（密粒度As（20）改質Ⅱ） 基層 上層路盤 下層路盤 路床	表層（PoAs（20）改質H） 基層 上層路盤 下層路盤 路床	コンクリート版 アスファルト中間層 上層路盤 下層路盤 路床	表層（PoAs（20）改質H） コンクリート版 アスファルト中間層 上層路盤 下層路盤 路床
経済性（LCC）	･･･億円/年	･･･億円/年	･･･億円/年 最小	･･･億円/年
総合評価			◎ 不等沈下対応および騒音振動への対応について課題はあるものの、経済性（LCCの額）は他と比較して明らかに優位であり、当該舗装種別を選定する	

表中の凡例：◎：適している　○：問題ない　△：制限がある

別添1

舗装種別選定の手引き

令和 3 年 12 月

公益社団法人　日本道路協会
舗装委員会　舗装マネジメント小委員会

目次

１．本手引きの目的 1
２．舗装種別選定の流れ 1
⑴舗装種別選定に必要な情報の収集 4
⑵舗装種別選定実施区間の設定 8
⑶実現可能な舗装種別の抽出（スクリーニング） 8
⑷舗装種別のＬＣＣ等評価の実施 14
⑸選定結果・経過の記録 15

巻末資料 16
巻末１．舗装種別の特徴 16
巻末２．舗装種別選定チェックシート 26
巻末３．舗装種別選定事例 27

１．本手引きの目的

舗装の新設・維持管理におけるライフサイクルコスト(以下「ＬＣＣ」という)を低減し、地域や交通に適合した道路とするためには、適切な舗装種別を選定することが有効である。

本手引きは、舗装技術者（道路管理者、設計コンサルタント等）が車道における適切な舗装種別を選定する際の技術的な支援となることを意図して策定したものである。舗装種別の選定においては、舗装種別を抽出した上で最終的には舗装種別の複数案についてＬＣＣ等による評価を行うこととなるが、本手引きは、そのための検討作業の流れ及び留意点等について記載している。

適用段階としては、道路設計段階、特に詳細設計での適用を想定しているが、それより前の予備設計等の段階や、供用後の修繕の段階で検討する場合においても参考となるよう配意している。

なお、一度舗装種別を検討した後、例えば道路詳細設計や修繕設計等で改めて舗装種別を検討する必要が生じた場合、従前の整理結果を引用することで、検討の一部分を省略することも可能である。その際、前回整理以降に得られる調査結果等、新たな情報が発生している場合は、それを加味して整理結果を吟味し、必要に応じ再検討を行うことが望ましい。新たな情報の例としては、地盤の沈下状況や周辺施設の立地計画、利用者・沿道住民のニーズ、有用な新技術・新工法等が挙げられる。

なお、本手引きにおいては、車道に採用される代表的な舗装種別として、アスファルト系とコンクリート系を取り上げているが、地域や交通の特性、技術の特性等に応じ、その他の舗装種別を取り上げ比較しても良い。

舗装種別選定にあたっては、本資料のほか、「舗装の構造に関する技術基準・同解説」「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」「舗装の維持修繕ガイドブック2013」「コンクリート舗装ガイドブック 2016」等が参考となるので適宜参照されたい。

２．舗装種別選定の流れ

舗装の構造に関する技術基準（平成 13 年 6 月 29 日　国土交通省都市・地域整備局長、道路局長通達）に従い、舗装構造は、道路の存する地域の地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対し安全であるとともに、安全かつ円滑な交通を確保する必要がある。

これら当該道路の舗装に求められる性能をふまえたうえで、舗装種別選定の流れとしては、

１）各種の舗装種別の特徴や、選定をする道路事業の特性等、舗装種別選定に必要な情報を収集
２）舗装種別選定実施区間を設定
３）実現可能な舗装種別を 2～4 種程度抽出
４）ＬＣＣ等の観点から評価を行い、舗装種別を選定
５）選定結果・経過を記録
のように行うことが基本となる。図１に選定作業の概略の流れを示す。

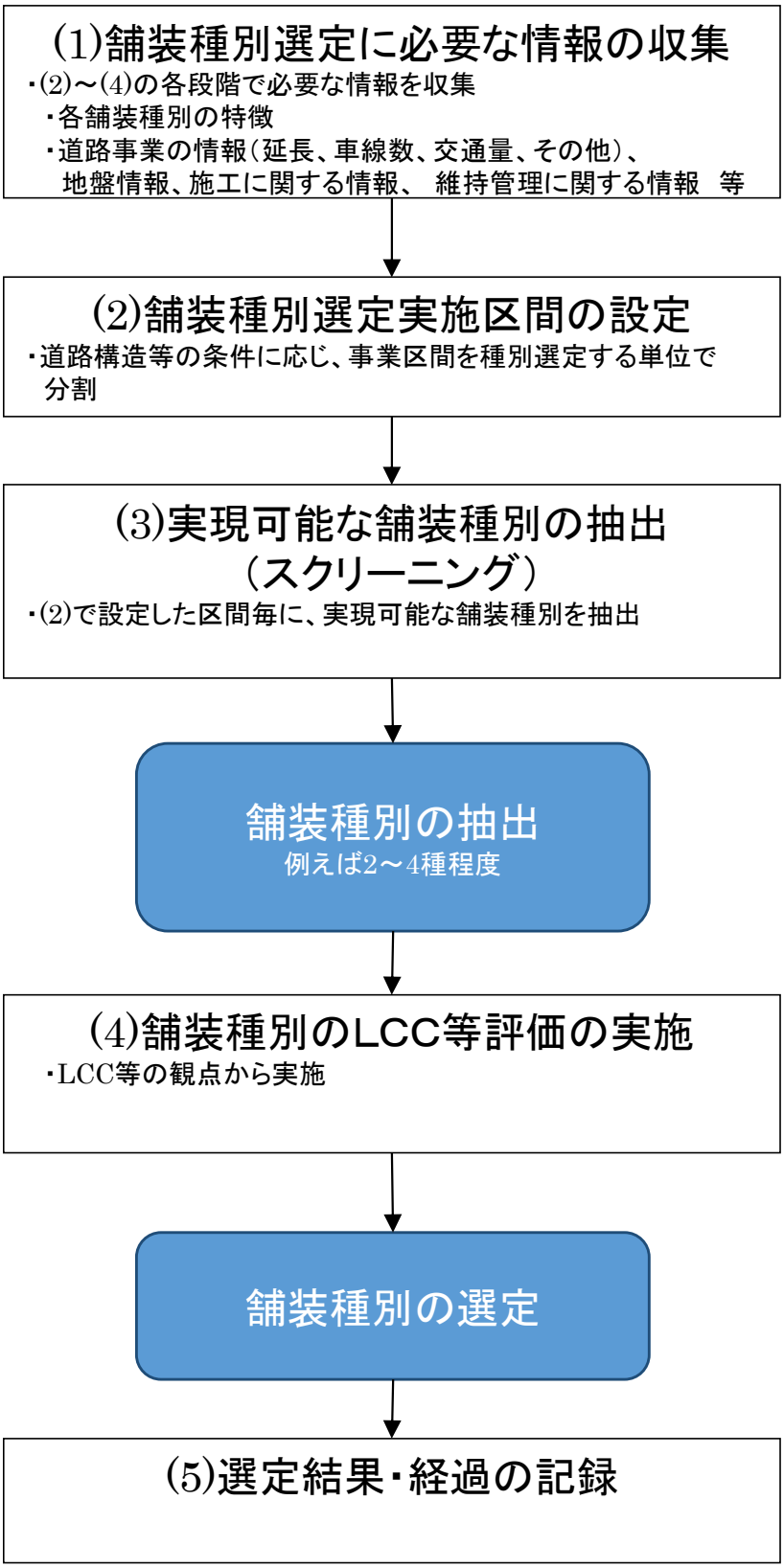


図１． 舗装種別選定の概略の流れ

(1)舗装種別選定に必要な情報の収集

舗装種別選定の作業に際し、各段階で必要となる情報の例を以下に示す。なお、検討の段階、対象事業の性質や維持管理戦略等により、必要な情報は異なってくることに注意が必要である。

1)舗装種別の選定作業を行う前提として必要な情報

舗装にはどのような種別のものがあり、それぞれどのような特徴を有しているのか、あらかじめ把握しておく必要がある。舗装種別とその特徴を「巻末資料１　舗装種別の特徴」に示す。

2)舗装種別選定区間設定に必要な情報　→(2)で使用

・交通条件に関する情報
　大型車交通量等
・地盤情報
　切土盛土状況、盛土高さ、軟弱地盤の有無・程度
・道路構造物等に関する情報
　トンネル区間、橋梁区間、ランプ部等
・騒音等に関わる情報
　走行速度（規制速度もしくは法定速度)、沿道の土地利用状況、各種環境に関する規程や要配慮事項等

3)実現可能な舗装種別の選定作業に必要な情報　→(3)で使用

・施工に関する情報
　施工機材が対応可能な現場か（施工規模、材料調達条件、現場条件、施工時期等)、基盤部（土工部）の施工方法（工法、施工時期等の、敷設条件に及ぼす影響)、規制に関する情報（規制区間長、車線規制の有無、規制時間、迂回路、交通量等）
・今後の維持管理に関する情報
　掘り返しの必要がなくなる共同溝、将来の掘り返しの必要が生じる占用物等の埋設予定あるいは埋設状況等、都市計画など沿線の土地利用に係る情報、隣接区間で採用されている（又は採用予定の）舗装種別、将来の修繕時の制約情報（規制車線数、工事規制時間、迂回路の有無等)
・地盤情報
　切土盛土状況、盛土高さ、軟弱地盤の有無・程度

・道路構造物等に関する情報
　橋梁、トンネル、土工、ランプ部等
・交通条件に関する情報
　大型車交通量、冬期交通環境（チェーン装着状況等）
・騒音等に関わる情報
　走行速度（規制速度もしくは法定速度）、沿道の土地利用状況、各種騒音に関する規制・規定や要配慮事項等

4)舗装種別のＬＣＣ等評価に際して必要な情報　→(4)で使用
・舗装条件に関する情報
　設計 CBR、舗装の設計期間、施工延長等
・施工（工事条件）に関する情報
　施工延長、施工幅員、工事規制区間長、規制車線数、工事規制時間等
・交通条件に関する情報
　舗装計画交通量（日大型車交通量もしくは 49kN 換算輪数でもよい）、その他必要に応じ、年平均日交通量、時間別交通量、走行速度（新設・改築の場合は設計速度）等
・維持管理に関する情報
　維持管理の方針、修繕の考え方等

以上に対応させて、具体事業での情報例を表形式（表１）でとりまとめたので、必要に応じ参考にされたい。

なお、これら舗装種別選定において用いる情報は、道路計画が具体化していくにつれ、新たに入手可能、あるいは精度が向上することがあるので留意しておく必要がある。

また、社会情勢の変化や技術開発等にともない、必要な情報やその収集方法が変化することもあるので、前例に倣うのみではなく、最新の知見に対応できるようにしておくことが必要である。

表１．舗装種別選定に必要な情報項目の例

項目	必要な情報		確認状況	備考
事業特性に関する情報	事業概要	道路区分	第 3 種第 1 級	
		事業延長	約 11km	
		事業目的	交通円滑化、交通安全	
交通条件に関する情報	大型車交通量	大型車交通量	1,500 台/日・方向	事業区間内で同一
	交通量	交通量	日交通量 12,000 台/日	
	走行速度	設計速度	80km/h	
	冬期交通環境	チェーン装着車両の通行	なし	スタッドレスタイヤが多数
地盤情報	切土盛土状況	盛土部延長	5km	切土部と盛土部とが交互に連担
		切土部延長	5km	切土部と盛土部とが交互に連担
	盛土高さ	盛土高さ	最大 4 段	
	軟弱地盤の有無・程度	N 値が 4 以下の箇所の有無	3 箇所	
		最小 N 値	2	
道路構造物等に関する情報	橋梁	橋梁の有無	3 橋	盛土部（谷筋）に橋長 40m、60m、150m
	トンネル	トンネルの有無	なし	
	ランプ等	ランプ等の有無	1 箇所	起点部に IC 構造（(暫定供用時）付加車線つき）
騒音等に関わる情報	沿道の土地利用状況	住宅地	あり	終点部付近に集落
		DID 地区	なし	
	騒音に関する条件	条例等の規定・規制	なし	
		要配慮事項	あり	終点部付近に、学校（要配慮施設）がある
		環境影響評価書の措置事項	あり	基準値を超過する箇所で環境保全措置として ・遮音壁の設置 ・排水性舗装の敷設 が記載
		規制速度	60km/h	
施工に関する情報	施工規模	区間長	2km	
		車線数	暫定 2 車線	
	材料調達条件	アスファルト合材プラントからの運搬時間	30 分	
		生コン工場からの運搬時間	50 分	同上

		施工時期等	雪寒区域だが冬季施工ではない	
	現場条件	最大縦断勾配	4%	
		最小曲線半径	280m	
	基盤部（土工部）の施工	施工方法	・軟弱地盤対策あり ・盛土が急速施工となる可能性有り	
		施工時期等	雪寒区域だが冬季施工ではない	（再掲項目）
	規制に関する情報	規制区間長	約 2km	今回は新設事業であり、LCC 計算において修繕工事の費用算出時に使用する
		路肩部の利用可否	可能	
		車線規制の有無、規制時間、迂回路、交通量等	新設時はなし	
今後の維持管理に関する情報	占用物等将来の掘り返しの可能性、および掘り返した場合の社会影響に関する情報	都市計画区域に属するか	属する	終点部付近のみ。準工業地域および 1 種住専
		共同溝の埋設（予定含む）の有無	なし	
		占用物の埋設（予定含む）の有無	今のところなし	
	将来の修繕時の制約情報	修繕時の交通形態の想定	橋梁部を除き、路肩部を利用しつつ対面通行	暫定 2 車線で中央部にコンクリートブロックが設置
	隣接区間で採用されている（又は採用予定の）舗装種別	起点側	普通コンクリート舗装	
		終点側	未事業化	
	維持管理・修繕の方針（アスファルト舗装）	使用目標年数	13 年	管理実績等をふまえ設定
		切削オーバーレイの間隔	13 年	管理実績等をふまえ設定
		舗装打換えまでの間隔	26 年	管理実績等をふまえ設定
	維持管理・修繕の方針（コンクリート舗装）	コンクリート版打換えまでの年数	65 年	管理実績等をふまえ設定
舗装条件に関する情報	舗装の設計期間		20 年	
	設計 CBR		6	
	施工延長、すりつけ高さ等		2km。新設なのですりつけは考慮不要	（一部再掲項目）

(2)舗装種別選定実施区間の設定

舗装種別選定に際して、事業区間全体で同一種別の舗装を選定することが合理的であるとは限らない。

例えば、交通条件、地盤条件や道路構造物条件（トンネル、橋梁等）、騒音等に関わる情報などをふまえ、複数の区間に分割して検討するとよい。ただ、区間の極端な細分化は、施工上の制約や維持管理上の制約等により非効率な事態を招く可能性があることに留意する必要がある。

(3)実現可能な舗装種別の抽出（スクリーニング）

(1)で収集した舗装種別選定に必要な情報をふまえ(2)で設定した舗装種別選定実施区間毎に、実現可能な舗装種別の抽出（スクリーニング）を行う。

検討項目の例を以下に示す。

1)施工の実施可能性

施工規模（施工面積、施工厚、施工幅員等）、材料調達条件、現場条件（最大縦断勾配、最小曲線半径、周辺状況等）、修繕の場合は交通規制に関する条件等の情報を勘案し、施工の実施が可能で、施工直後の平たん性等の管理基準を十分満足する施工が可能な種別を抽出する。

例えば材料の供給条件に関しては、プラントからの距離（時間）について、出荷から敷設までを一定時間以内に収めないと、十分な品質や施工性が得られなくなる。

2)舗装の合理的な維持管理の可能性（将来、維持管理が困難あるいは高コストとなるリスク）

2-1)維持管理との整合性

将来の掘り返しが物理上困難、あるいは高コストになる場面が想定されるか、掘り返しの可能性に係る情報（沿線の土地利用状況、都市計画、共同溝・除雪・融雪施設等の埋設物の状況・計画等）や、修繕工事や占用工事等を行った際の社会的影響に係る情報（交通量、ネットワーク情報、車線数、上下分離状況）、維持管理の容易さ（隣接区間の舗装種別との整合性、将来の事業展開（4 車化等））から検討する。

例えば沿道に住宅や商店が立ち並んでいるが、共同溝が未整備で、かつ車道に埋設せざるを得ないような区間は、占用埋設物の更新に伴

う頻繁な舗装打換えが想定される。よって、コンクリート舗装とする場合は、部分的な打換えが容易なプレキャストコンクリート版あるいは、養生時間が短い早期交通開放型コンクリート舗装の適用等について検討する必要がある。

2-2) 不等沈下発生リスク

供用後、不等沈下が発生した場合は、平たん性の低下等により、安全な交通の確保に支障をきたすおそれがある。不等沈下のリスクについて、地盤情報（地質調査結果、軟弱地盤関係の情報）、盛土高さ（およびその変化割合）、土工部の施工時期・施工方法（急速に施工するかどうか）、道路構造情報（橋・トンネル、切り盛り）等から検討する。

不等沈下が発生した場合、アスファルト混合物はたわみ性を有するため平たん性は低下していくものの、ある程度までは沈下に追従することが可能である。

一方、コンクリート舗装は、剛性が高く沈下に追従しないため、小規模な沈下であっても、段差が発生したり、路盤との間にずれや空洞が発生しコンクリート版が早期に破壊されたりすることがあるので注意が必要である。

いずれの舗装においても、盛土の急速施工等により沈下の程度が大きいと想定される場合は、局所的なひび割れが発生し路盤に雨水が侵入することで舗装の早期劣化の要因となるおそれがあるため、地盤改良等の対策を検討する必要がある。

なお、一般的には時間の経過に伴い圧密沈下は収束していくことから、新設時はアスファルト舗装を敷設した場合でも、その後の修繕はコンクリート舗装での対応を検討することが適切な場合もある。

3) 舗装ニーズへの対応

3-1) 流動わだちへの耐久性

N7 交通（大型車の計画交通量 3,000 台/日・方向以上）等の大型車交通量が特に多い路線においては、舗装表面に流動わだちが発生し、安全な交通の確保に影響する可能性が高い。

このような箇所においては、アスファルト舗装の場合は、表層や基層のバインダーに、より高品質の改質材を使用するなどして、流動わだちへの耐久性を確保する必要がある。一方で、コンクリート舗装の場合は、表層にコンクリート版を使用する場合は流動わだちの発生リスクはないが、コンポジット舗装ではアスファルト舗装同様に表層の

バインダーに、より高品質の改質材を使用する必要がある。

3-2)路面の透水機能の有無

沿道環境等により水はね防止を求められたり、より一層のすべり抵抗の確保を求められたりするなど、雨水を路面下に速やかに浸透させることが求められる区間では、表層材料をポーラス系の材料とするなどして、舗装内部へ水を浸透させ路側・路肩に排水する必要がある。

3-3)路面の耐久性の保持

供用後、車両の走行に伴い、舗装路面において、骨材の飛散/摩耗、ポットホール発生のリスクがあるか検討する。

大型車交通量のほか、特に雪寒・寒冷地については、凍結融解作用、凍上やチェーン装着等による影響について配意し、必要に応じコンクリート舗装としたり、表層部に改質材や硬質骨材、あるいはフィラーの配合比率を高めた混合物を使用したアスファルト舗装としたりするなど、これらへの耐久性のある材料とする必要がある。

3-4)騒音の抑制

騒音について、騒音規制や環境影響評価書、条例等の規定、要配慮事項（沿道状況、自動車交通量等）により、配慮の必要な箇所においては、騒音に配慮した舗装材料を採用する必要がある。

例えば、表層材料をポーラス系の材料にすることで、騒音が低減される。

以上の項目および道路管理者において必要に応じて追加した項目について、表 2 で示すような観点から検討し、舗装種別のスクリーニング作業を行う。なお、表 2 はアスファルト舗装とコンクリート舗装の一般的な性質を比較したものであり、具体の舗装種別により各性質は大きく異なることから、実際のスクリーニングにあたっては表 3 のように舗装種別毎に比較を行うとよい。

なお、検討したところ適用不可能までには至らないものの、次のＬＣＣ等評価の段階で留意すべき点がある項目については、その旨を留意事項としておき、(4)のＬＣＣ等評価の際に参考にできるようにしておくとよい。

抽出する舗装種別の数は、２～４種程度にすることが合理的である。

表 2. アスファルト舗装とコンクリート舗装の比較

	アスファルト舗装	コンクリート舗装
	高い路面性能が確保できるが使用材料の特性に起因して劣化の進行速度のバラツキが大きい ・表層に密粒度アスファルト混合物を使用したアスファルト舗装 ・表層にポーラスアスファルト混合物を使用したアスファルト舗装 など	目地部が構造的な弱点ではあるものの長期間供用し続けることが期待できる ・普通コンクリート舗装 ・連続鉄筋コンクリート舗装 ・転圧コンクリート舗装 ・コンポジット舗装 （注：表層はｱｽﾌｧﾙﾄ混合物だが、LCCの特徴をふまえｺﾝｸﾘｰﾄ舗装に分類） など
施工性	○一般に施工時間が短く養生が不要で早期の交通開放が可能である。 工事規模に応じ柔軟に対応可能で、高度な技術力が無くとも標準的な施工が可能である。 一方で温度管理に多大な配慮が必要である。	△養生時間が必要で、交通開放まで時間を要する。 機械の現場適用条件については、作業の可否・効率等の観点から、アスファルト舗装よりも厳しい場合がある。
維持管理	○部分補修や掘り返しが容易である。	△各種補修作業や掘り返しが困難である。
不等沈下への対応性	○小規模の不等沈下には追従可能。また、補修も容易である。	△アスファルト舗装と比較して、小規模の不等沈下には追従しにくく、空洞や段差が発生し、構造的弱点の原因となる。
流動わだちへの耐久性	△特に高温時は大型車交通量が多いと塑性変形による流動わだちが生じやすくなる。流動わだちへの耐久性を高めるためには、表層や基層に高品質な改質アスファルトを用いる必要がある。	○塑性変形による流動わだちが生じない。
路面の透水機能	○ポーラス構造のアスファルト舗装とすることで、路面下の透水により路外への排水が図られる。	△ポーラス構造のコンクリート舗装は施工実績が少なく、特殊な技術が必要である。

路面の耐久性	△コンクリート舗装と比較して、ポットホールや骨材飛散が生じやすい。　長期供用時には紫外線による劣化も生じやすい。	○目地部が弱点となりうるものの、構造特性上、高い耐久性を持つ。 骨材飛散抵抗性もアスファルト舗装に比べて高い。
騒音	ポーラスアスファルト混合物を表層に用いた場合は、騒音は施工後一定期間低減する。	普通コンクリート舗装は横目地による騒音が発生。連続鉄筋コンクリート舗装の場合は、横目地が存在しないため、改善される。 また、コンポジット舗装はアスファルト舗装とほぼ同等になる。
明色性	△トンネル内や夜間における視認性に劣る。	○路面反射率が高く、トンネル内や夜間における視認性が良好である。
熱環境負荷低減	△夏季や日照時は、コンクリート舗装に比べ路面温度が高い。 舗装表面等に光を反射する工夫を施した舗装（遮熱性舗装）を用いた場合は改善される。	○アスファルト舗装に比べ路面反射率が高いため、路面温度が低い。
走行性	○目地は存在せず、目地由来の振動はない。 ポーラスアスファルト舗装の場合は、路面排水機能が向上することにより雨天時の視認性は向上する。	△目地が存在するため、アスファルト舗装より一般に振動が大きい。ただし連続鉄筋コンクリート舗装の場合は、横目地が存在しないため、改善される。 また、コンポジット舗装はアスファルト舗装とほぼ同等になる。
材料の価格安定性	△アスファルト価格は原油価格に影響され不安定である。	○セメントは、ほとんどが国内で生産され、価格及び量ともに安定供給可能である。
初期コスト	○コンクリート舗装と比較して初期コストは安価な場合が多い。	△アスファルト舗装と比較して初期コストは高価な場合が多い。

※項目毎に比較を行い、一般的に優位な方を○、他方を△とした。
※なお、この表の比較内容については、あくまで一般的特徴を整理したものであり、地域条件等に応じて、また今後の社会情勢変化や技術開発等に応じて、個別に評価することが望ましい。

表 3.　スクリーニングのイメージ事例

スクリーニング項目			アスファルト舗装		コンクリート舗装				備考（記載例）
大項目	中項目	小項目	密粒度	ポーラス	普通	連続鉄筋	転圧	コンポジット	
施工	施工条件	施工規模	○	○	○	○	○	○	当該箇所の区間長は 2km。暫定 2 車線。
		材料供給条件	○	○	○	○	○	○	道路舗装材料としての供給可能な、ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄのプラントは近傍に存在する。
		現場条件等	○	○	○	○	○	○	3 種 1 級で特例箇所は無く、特に厳しい線形ではない。 積雪寒冷地であるが秋期の施工を予定。
維持管理	維持管理との整合性	掘り返しの可能性	○	○	○	○	○	○	掘り返し可能性は現時点ではない。将来、付近の開発に伴い、インフラ横断等の需要が生じる可能性はあるが、架空・カルバートで対応可能。
		修繕・占用工事の際の影響	○	○	○	○	○	○	掘り返しの可能性はないと考えており、現時点では検討しない
		維持管理の容易さ（隣接区間の舗装種別との整合性）	○	○	○	○	○	○	供用済の隣接区間は連続鉄筋、未供用の側は未事業化区間で舗装種別は未定であり、特段の制限はない。
	不等沈下への対応性	地盤情報・盛土高さ・道路構造情報	○	○	△	△	△	△	盛土区間は、軟弱地盤区間であり、供用予定を鑑みると土工が急速施工となる可能性もある。当該区間は最大 3 段盛土で、軟弱地盤箇所で地盤改良予定だが、不等沈下が発生する可能性はある。
		施工方法	○	○	△	△	△	△	
供用中のニーズ	流動わだちへの耐久性	大型車交通量が N7	○（改質Ⅱ型使用） ×（ストアス使用）	○（改質Ｈ型使用）	◎	◎	◎	○（改質Ⅱ型使用） ×（ストアス使用）	相当の大型車交通量（1,500 台/日/車線程度）が見込まれ、アスファルト舗装の場合、改質材（Ⅱ型以上）を混合させる必要
	路面の透水		○	○	○	○	○	○	歩行者交通量は多くなく水はね防止に特に配慮する必要は無い。またすべり抵抗に関しても、急カーブ・急勾配等の特別な事情はなく通常のすべり抵抗を有していれば良い。
	路面の耐久性		○	○	○	○	○	○	積雪寒冷地ではあるが、当該事業地域では凍結融解による路面損傷の実態は無い。また、当該事業地域では、冬期交通のほとんどがスタッドレスであり、チェーン走行の実態は少ない。
	騒音	環境影響評価書等、要配慮事項に対応可能か	○	◎	×	○	×	○（◎）	沿道に配慮施設があり、環境アセス評価書でも騒音対策実施について記載されている。なおコンポジット舗装の場合、表層にポーラスアスファルト混合物を用いれば評価は◎となる。

スクリーニング判定	通過	通過	－	通過	－	通過	総合評価の際に留意すべき事項 ・アスファルト舗装の場合の改質材（改質Ⅱ型等）使用 ・コンクリート舗装の場合の不等沈下対策 ・騒音対策の内容

表中の凡例：◎：適している　○：問題ない　△：制限がある　×：不適

※この後のＬＣＣ等評価の際に留意するべき特記事項は以下のとおり。

○コンクリート舗装においては、供用後の不等沈下をふまえた地盤改良等の対応が必要になる可能性がある。

○騒音への配慮については、他の対策（例えば遮音壁）との組み合わせを考慮する必要がある。

(4)舗装種別のＬＣＣ等評価の実施

(3)で抽出した適用可能な各舗装種別について、ＬＣＣ等評価を実施する。LCC のほか、(3)の検討において留意事項とした情報も加味し、LCC を含めた総合的な評価を実施する。

1) ＬＣＣ

LCC については、各舗装種別について、舗装構成や、維持管理戦略およびそれをふまえた建設・補修・維持管理の具体方法等を設定し、それら方法に応じた道路管理者費用（調査・工事等の道路建設に要する費用、道路の維持管理作業に要する費用等）を算出し、解析する期間を定めた上で、LCC を算定することが原則である。なお、道路管理者費用以外に、道路利用者費用（快適性、ガソリン代等）や、沿道及び地域社会の費用（騒音、大気汚染等の環境費用等）を考慮してもよい。

解析期間については、設計期間の２倍程度を１つの目安とする考え方がある（40 年としている事例が多い）。しかし、舗装の寿命は周辺環境や利用状況等に大きく影響されること、設計期間と実際に供用し続ける時間は異なることから、管内実績の実態データがある場合は、それを以て解析期間の根拠とすることが望ましい。

また、建設から再構築までの修繕費用を含めた舗装寿命１サイクルの総費用を期間で割った値で比較する手法も考えられる。ただこの場合、建設費用と修繕費用が異なることや、修繕費用についても一定でないこと（例：１回目の補修工事は表層切削オーバーレイ、２回目の補修（修繕）工事は路盤からの打ち替え）も想定されることに、留意が必要である。

なお例えば地盤条件の不確実性に起因する要素など、LCC 算出にあたって不確定要素が大きい場合は、額に幅を持って LCC を算出しておくことも考えられる。

LCC の算定に際しては、舗装設計施工指針（平成 18 年２月　日本道路協会）の付録-3 に記載されており，参考にするとよい。ただし、参照している資料類については最新のものを確認されたい。

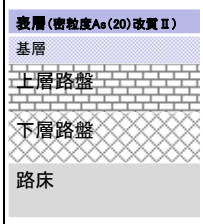
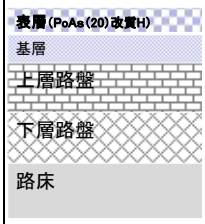
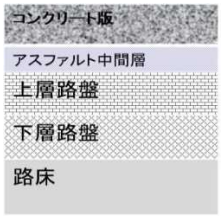
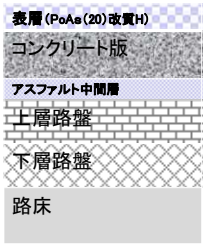
2) ＬＣＣ以外の項目

(3)で挙げた留意事項や、LCC に反映できない項目等の追加が考えられる。例えば、隣接区間の舗装種別との連続性や、実現性の観点からの予算条件、走行性等も、必要があれば考慮すると良い。

以上をふまえＬＣＣ等評価を行うが、評価のイメージ例（対象事業は表１および表２の具体例と同事業）を、表４に示す。

表 4. 評価イメージ例

対象事業：一般国道○号○○道路事業

スクリーニングにより抽出された舗装種別		アスファルト舗装		コンクリート舗装	
		密粒度	ポーラス	連続鉄筋	コンポジット
想定される舗装断面					
経済性（LCC）		･･･億円/年	･･･億円/年	･･･億円/年	･･･億円/年
スクリーニング項目(留意事項等のあるもの)	不等沈下への対応性	○	○	△	△
	流動わだちへの耐久性	△	△	○	△
	騒音	○	◎	○	◎
LCC に反映できない項目	特に該当無し				
総合評価				◎ 不等沈下対応および騒音振動への対応について課題はあるものの、経済性（LCC の額）は他と比較して明らかに優位であり、当該舗装種別を選定する	

表中の凡例：◎：適している　○：問題ない　△：制限がある

(5)選定結果・経過の記録

以上の経過・結論について、業務報告書等にとりまとめ、舗装データベースに入力するなどして記録し、以降の設計・施工へ反映させるとよい。将来の維持修繕の実施の際には、本記録を参照すれば、設計時にどのようなことが懸念されていたのかが分かるため、合理的な維持管理戦略立案の材料となる。

巻末資料

巻末１．舗装種別の特徴

以下、主な舗装種別およびその特徴を列挙する。

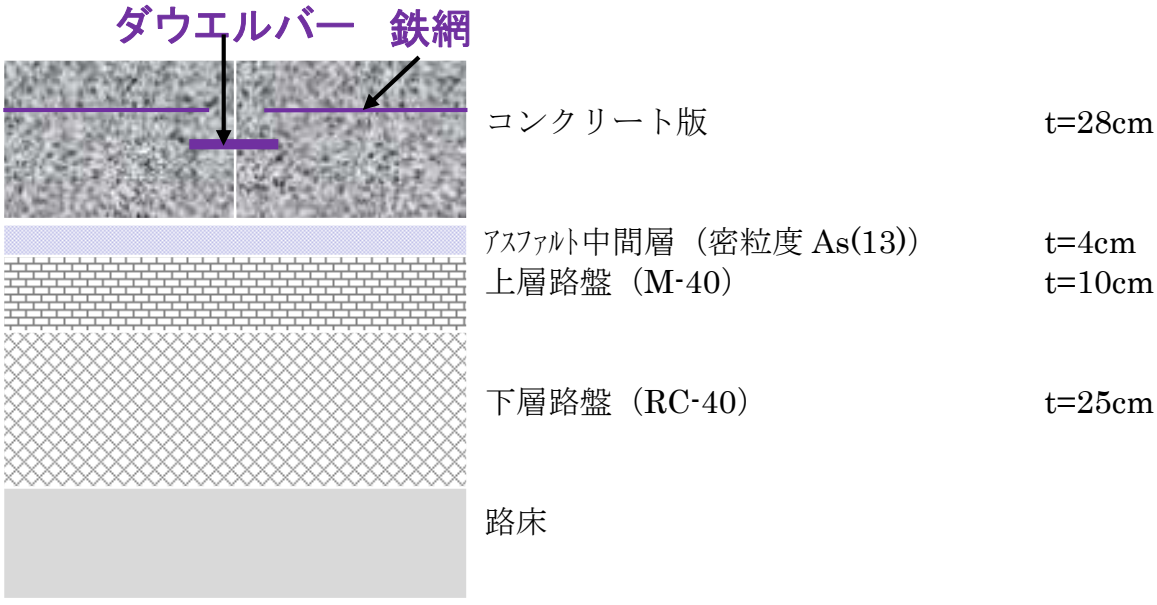
1. コンクリート舗装

コンクリート舗装は、疲労破壊や塑性変形に対して高い耐久性を有し、長期供用が可能な舗装種別である。

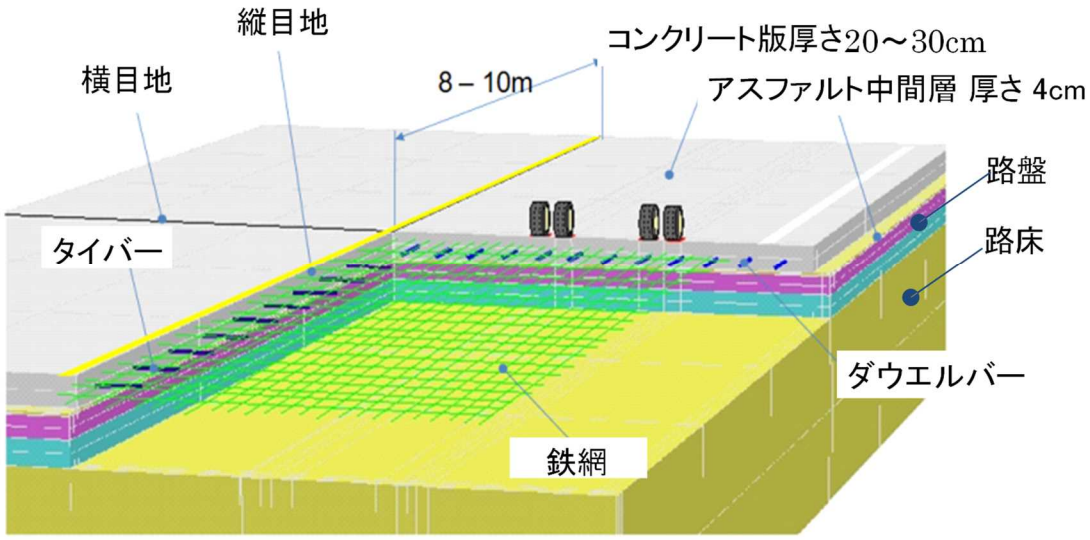
コンクリート舗装には様々な種別のものが存在する。近年で多く採用されているのは、１）普通コンクリート舗装、2)連続鉄筋コンクリート舗装、3)コンポジット舗装、4)転圧コンクリート舗装等があり、状況に応じ、その他の種別も検討してみるとよい。

1）普通コンクリート舗装

最も一般的なコンクリート舗装。一般的に 20～30cm の版厚で、5～10m の間隔で横収縮目地を有する。通常横目地にはダウエルバーを、縦目地にはタイバーを有する。



付図 1.1.1.1　普通コンクリート舗装の断面例（N6 交通，CBR=4）

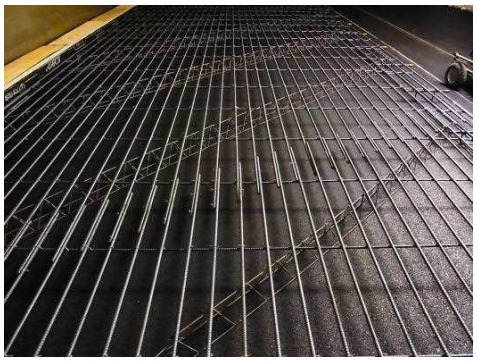


付図 1.1.1.2　普通コンクリート舗装の構造概要

2）連続鉄筋コンクリート舗装

縦方向に配置された鉄筋により、収縮ひび割れを分散させて発生させることで横収縮目地を省略した舗装。このひび割れのひび割れ幅はきわめて小さく、ひび割れにおける荷重伝達は十分に確保されている。

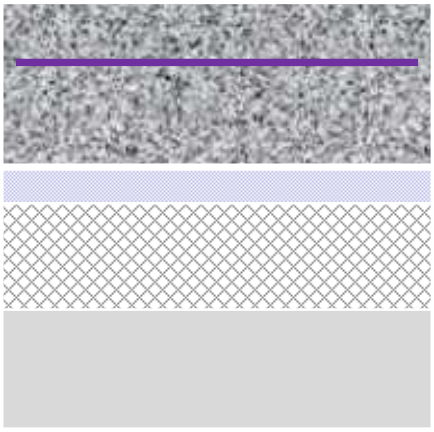
普通コンクリート舗装と比較して、横目地が無いため、目地部での騒音が抑制され、また構造的弱点が少なくなる。



付図 1.1.2.1
連続鉄筋コンクリートの配筋例



付図 1.1.2.2
供用中の連続鉄筋コンクリート舗装



付図 1.1.2.3　連続鉄筋コンクリート舗装の断面例（N6 交通，CBR=6）

3) コンポジット舗装

普通コンクリート舗装、転圧コンクリート舗装、連続鉄筋コンクリート舗装、半たわみ性舗装の上に機能層（アスファルト混合物による層）を設けたもの。構造的耐久性と良好な路面性能を確保することができる。

機能層を設けない場合と比較して、アスファルト混合物を敷設する分コストを要すること、コンクリート版に目地部が存在する場合は点検の際に目視できないなどして供用後の点検の精度が落ちることが欠点ではあるが、騒音の抑制や、コンクリート版の温度応力の軽減といった効果がある。



付図 1.1.3.1　コンポジット舗装の施工状況



表層（排水性 As13）　　t=4cm
基層（砕石ﾏｽﾁｯｸｱｽﾌｧﾙﾄ混合物）t=4cm

連続鉄筋コンクリート版　　t=25cm

ｱｽﾌｧﾙﾄ中間層（砕石ﾏｽﾁｯｸｱｽﾌｧﾙﾄ混合物）
t=4cm
セメント安定処理路盤　　t=16cm

付図 1.1.3.2　コンポジット舗装の断面例（高規格道路における事例）

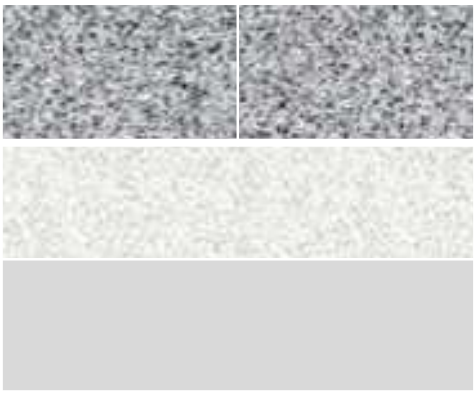
4）転圧コンクリート舗装

単位水量の少ないコンクリートをアスファルトフィニッシャで敷き均し、ローラで締め固めて施工する舗装。版厚は 25cm 以下、横収縮目地間隔は 5m を原則とする。普通コンクリート舗装と比較して、施工速度が速く、養生期間も短いため早期交通開放が可能である。またアスファルト舗装用の機械を使用するため、多くの舗装会社が施工可能である。

一方で、フィニッシャによる敷き均しを行う都合上、版厚を大きく出来ないため、大型車交通量の多い路線には適さない。また、ダウエルバーやタイバーを設けないため、版の沈下による段差や、隅角部におけるひび割れや角欠け等も生じやすい。



付図 1.1.4.1　施工中の転圧コンクリート舗装

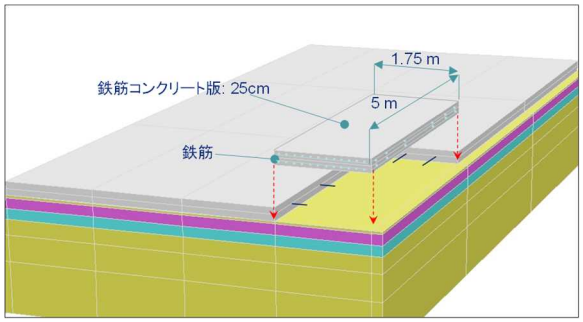


付図 1.1.4.2　転圧コンクリート舗装の断面例（N5 交通、CBR=4）

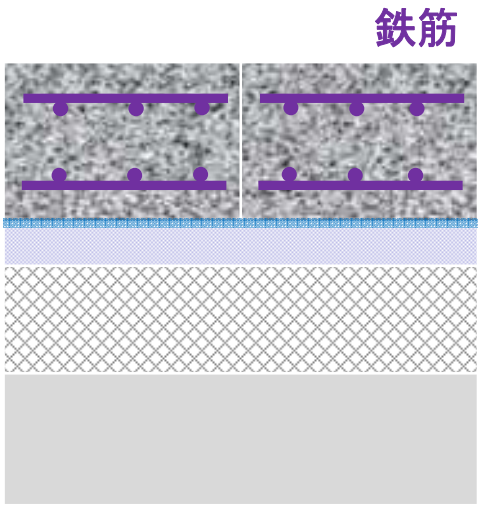
5) プレキャストコンクリート舗装

工場製作のプレキャスト鉄筋コンクリート版を敷き並べた舗装。普通コンクリート舗装と比較し、施工後即時の交通解放が可能。作業範囲が狭く車両通行帯の確保が容易である。また工場生産なので品質が安定している。ただし、他の舗装種別と比較して高価であること、施工後の版間にずれ・隙間や段差を生じさせないための高い技術力が必要なことに留意が必要である。





付図 1.1.5.1　プレキャストコンクリート版舗装の事例



付図 1.1.5.2　プレキャストコンクリート舗装の断面例（N6 交通，CBR=12）

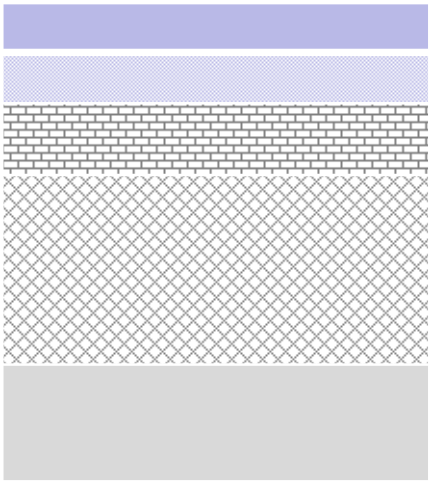
2.　アスファルト舗装

アスファルト舗装は、初期コストが安価である場合が多く、部分補修が容易で即日交通解放が可能である。さらに、敷設するアスファルト混合物の種類により舗装への様々な要求に応えることができる。

アスファルト舗装にも様々な種別があるが、ここでは代表的な種別およびその特徴について紹介する。

1) 表層に密粒度アスファルト混合物を使用したアスファルト舗装

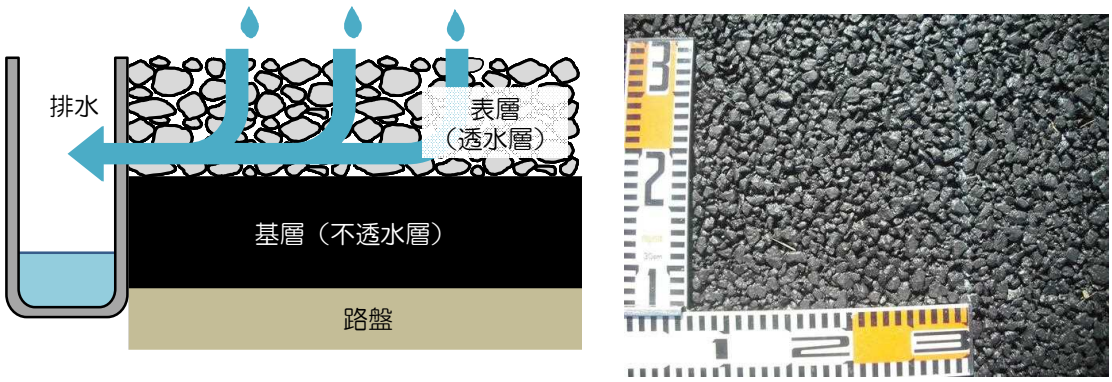
砂利や砂等の骨材をアスファルトと混合させ接着させたアスファルト混合物を使用した、一般に最もよく用いられている舗装である。



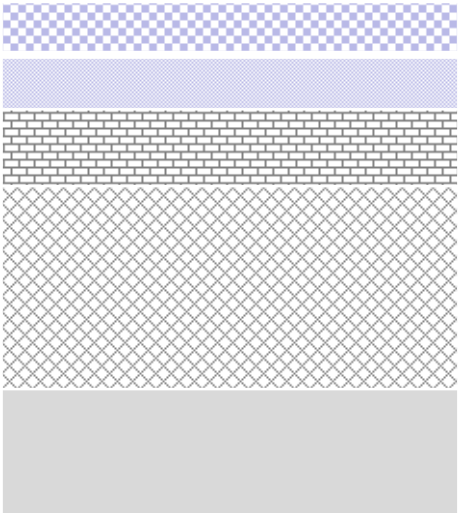
付図 1.2.1　舗装断面の事例（N6 交通，CBR=12）

2)表層にポーラスアスファルト混合物を使用したアスファルト舗装

粒径の大きな骨材の割合を高めるなどして、空隙率を高めた舗装。このうち表層下の不透水層により路肩方向へ排水する設計としているものを排水性舗装、舗装よりも地下に浸透させる設計としているものを透水性舗装という。このうち車道に使用されるのは排水性舗装となるが、通常のアスファルト舗装と比較して、排水性能は優れる一方で、飛散への耐久性やコストの点では劣る。



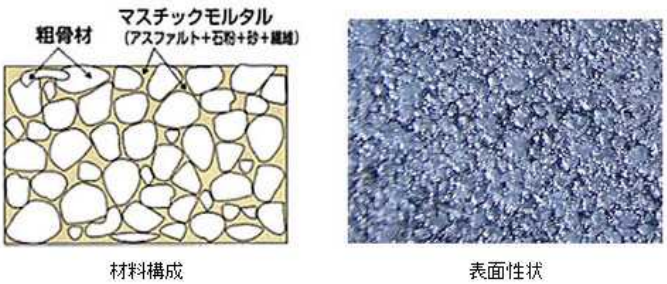
付図 1.2.2.1　排水性舗装の概念図及び写真



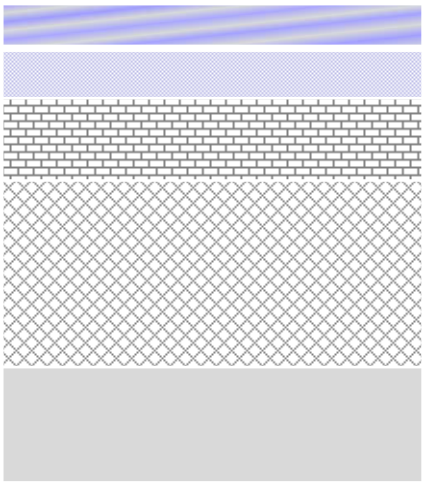
付図 1.2.2.2　舗装断面の事例（N6 交通，CBR=12）

3)表層にＳＭＡ（砕石マスチックアスファルト混合物）を使用したアスファルト舗装

粗骨材量が多く（７０～８０％)、細骨材に対するフィラー量が多い（８～１３％程度）アスファルトモルタルで粗骨材間隙を充填したアスファルト混合物を用いた舗装である。材料の配合を工夫するなどして、アスファルトモルタルの充填効果や粗骨材のかみ合わせ効果により、耐流動性、耐摩耗性、水密性、すべり抵抗性、疲労破壊抵抗性、たわみ追従性等を付加させることが可能である。



付図 1.2.3.1　SMA 舗装の材料



付図 1.2.3.2　舗装断面の事例（N6 交通，CBR=12）

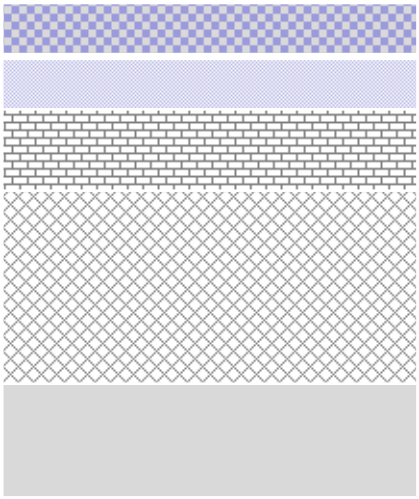
4) 半たわみ性舗装

耐流動性を高めるため、開粒度アスファルト混合物の空隙にセメントミルクを浸透させ、通常のアスファルト舗装用の機材で締め固めを行った舗装である。

コンクリート舗装と似た性質を有し、表層に密粒度アスファルト混合物を使用したアスファルト舗装と比較して、耐わだち性、耐油性等で優れる一方で、柔軟性・追随性については劣る。また養生に時間を要し、温度変化による収縮ひび割れも生じやすい。



付図 1.2.4.1　半たわみ性舗装のコアの事例



表層（半たわみ性）	t=5cm
基層（密粒度 As20）	t=5cm
上層路盤（瀝青安定処理）	t=8cm
下層路盤（C-40）	t=30cm
路床	

付図 1.2.4.2　舗装断面の事例（N6 交通，CBR=12）

巻末２．舗装種別選定チェックシート

区間設定、スクリーニング、ＬＣＣ等評価の各段階における必要検討事項を漏れなく実施するため、例えば下記のようなシートを作成し、確認をすると良い。

項目	必要な情報		確認結果	備考	確認状況		
					区間設定時	スクリーニング時	総合評価時
事業特性に関する情報	事業概要	道路種別			□	□	□
		事業延長			□	□	□
		事業目的			□	□	□
交通条件に関する情報	大型車交通量	大型車交通量			□	□	□
	交通量	交通量				□	□
	走行速度	走行速度（新設・改築の場合は設計速度）					□
	冬期交通環境	チェーン装着車両の通行				□	□
地盤情報	切土盛土状況	盛土部延長			□	□	□
		切土部延長			□	□	□
	盛土高さ	盛土高さ			□	□	□
	軟弱地盤の有無・程度	N値が4以下の箇所の有無			□	□	□
		最小N値			□	□	□
道路構造物等に関する情報	橋梁	橋梁の有無			□	□	
	トンネル	トンネルの有無			□	□	
	ランプ等	ランプ等の有無			□	□	
騒音等に関わる情報	沿道の土地利用状況	住宅地			□	□	□
		DID地区			□	□	□
	騒音に関する条件	条例等の規定・規制			□	□	□
		要配慮事項			□	□	□
		環境影響評価書の措置事項			□	□	□
		規制速度（もしくは法定速度）			□	□	□
施工に関する情報	施工規模	区間長			□	□	□
		車線数			□	□	□
	材料調達条件	アスファルト合材プラントからの運搬時間				□	□
		生コン工場からの運搬時間				□	□
		施工時期				□	□
	現場条件	最大縦断勾配				□	□
		最小曲線半径				□	□
	基盤部（土工部）の施工	施工方法				□	□
		施工時期等				□	□
	規制に関する情報（修繕時のみ）	規制区間長				□	□
		路肩部の利用				□	□
		車線規制の有無、規制時間、迂回路				□	□
今後の維持管理に関する情報	占用物等将来の掘り返しの可能性、および掘り返した場合の社会影響に関する情報	都市計画区域に属するか			□	□	□
		共同溝の埋設（予定含む）の有無			□	□	□
		占用物の埋設（予定含む）の有無			□	□	□
	将来の修繕時の制約情報	修繕時の交通形態の想定			□	□	□
	隣接区間で採用されている（又は採用予定の）舗装種別	起点側				□	□
		終点側				□	□
	維持管理・修繕の方針（アスファルト舗装）	使用目標年数					□
		切削オーバーレイの間隔					□
		舗装打換えまでの間隔					□
	維持管理・修繕の方針（コンクリート舗装）	コンクリート版打換えまでの年数					□
舗装条件に関する情報	舗装の設計期間	設計期間					□
	設計CBR	設計CBRの値					□
	環境条件	すりつけ高さ、凍結深等					□

注１）確認結果には、当該事業の情報や「有無」を記載の上、備考欄には補足情報を入れること。
　　例：大型車交通量「１，５００台／日・方向」とし、備考欄には「事業区間内で一定」等の情報を備考欄に追記
注２）情報項目の中には、必ず確認すべき情報、必要に応じ確認すべき情報（灰色掛）があることを心まえ確認のこと。
注３）確認状況については、それぞれの段階での検討で考慮した事実をもってレ点を付与すること。なお、それぞれの段階での検討熟度に応じて、考慮する必要がない項目もあり得るが、その場合も事前の段階で考慮した事実や念頭において検討した事実をもってレ点を付してよい。

巻末３．舗装種別選定事例

今後、実際の現場における試行をふまえ作成予定

■舗装種別選定チェックシート

別添2

項目	必要な情報		確認結果	備考	確認状況		
					区間設定時	スクリーニング時	総合評価時
事業特性に関する情報	事業概要	道路種別			□	□	□
		事業延長			□	□	□
		事業目的			□	□	□
交通条件に関する情報	大型車交通量	大型車交通量			□	□	□
	交通量	交通量				□	□
	走行速度	走行速度（新設・改築の場合は設計速度）					□
	冬期交通環境	チェーン装着車両の通行				□	□
地盤情報	切土盛土状況	盛土部延長			□	□	□
		切土部延長			□	□	□
	盛土高さ	盛土高さ			□	□	□
	軟弱地盤の有無・程度	N値が4以下の箇所の有無			□	□	□
		最小N値			□	□	□
道路構造物等に関する情報	橋梁	橋梁の有無			□	□	
	トンネル	トンネルの有無			□	□	
	ランプ等	ランプ等の有無			□	□	
騒音等に関わる情報	沿道の土地利用状況	住宅地			□	□	□
		DID地区			□	□	□
	騒音に関する条件	条例等の規定・規制			□	□	□
		要配慮事項			□	□	□
		環境影響評価書の措置事項			□	□	□
		規制速度（もしくは法定速度）			□	□	□
施工に関する情報	施工規模	区間長			□	□	□
		車線数			□	□	□
	材料調達条件	アスファルト合材プラントからの運搬時間				□	□
		生コン工場からの運搬時間				□	□
		施工時期				□	□
	現場条件	最大縦断勾配				□	□
		最小曲線半径				□	□
	基盤部（土工部）の施工	施工方法				□	□
		施工時期等				□	□
	規制に関する情報（修繕時のみ）	規制区間長				□	□
		路肩部の利用				□	□
		車線規制の有無、規制時間、迂回路				□	□
今後の維持管理に関する情報	占用物等将来の掘り返しの可能性、および掘り返した場合の社会影響に関する情報	都市計画区域に属するか			□	□	□
		共同溝の埋設（予定含む）の有無			□	□	□
		占用物の埋設（予定含む）の有無			□	□	□
	将来の修繕時の制約情報	修繕時の交通形態の想定			□	□	□
	隣接区間で採用されている（又は採用予定の）舗装種別	起点側				□	□
		終点側				□	□
	維持管理・修繕の方針（アスファルト舗装）	使用目標年数					□
		切削オーバーレイの間隔					□
		舗装打換えまでの間隔					□
	維持管理・修繕の方針（コンクリート舗装）	コンクリート版打換えまでの年数					□
舗装条件に関する情報	舗装の設計期間	設計期間					□
	設計CBR	設計CBRの値					□
	環境条件	すりつけ高さ、凍結深等					□

注１）確認結果には、当該事業の情報や「有無」を記載の上、備考欄には補足情報を入れること。
例：大型車交通量「１，５００台／日・方向」とし、備考欄には「事業区間内で一定」等の情報を備考欄に追記
注２）情報項目の中には、必ず確認すべき情報、必要に応じ確認すべき情報（灰色掛）があることをふまえ確認のこと。
注３）確認状況については、それぞれの段階での検討で考慮した事実をもってレ点を付与すること。なお、それぞれの段階での検討熟度に応じて、考慮する必要がない項目もあり得るが、その場合も事前の段階で考慮した事実や念頭において検討した事実をもってレ点を付してよい。



より永くコンクリート舗装を使うためのポイント集～「コンクリート舗装ガイドブック2016」補足資料～

背景

コンクリート舗装は，表層にコンクリート版を用いた高耐久な舗装で，長期的に見ればライフサイクルコストの観点において優れていると考えられています。一方で，コンクリート版の養生のため交通開放まで一定期間を要することや，車道の路面下にライフライン等が収容され占用工事対応が求められる区間である場合など，適用に際して十分な検討を必要とする場合もあります。このためコンクリート舗装を適材適所で有効に活用することが求められています。

国土交通省では，平成24年の第3期技術基本計画にて，「コンクリート舗装等耐久性の高い素材の採用等によるライフサイクルコストの縮減を目指す」ことを掲げており，これを受け平成25年以降の設計業務等共通仕様書では，「基盤条件，環境条件，走行性，維持管理，経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し，舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ，舗装の種類・構成を決定し，設計する」旨が示されています。

このような状況に鑑み，コンクリート舗装に関する知識の習得および技術力の向上を目的に，指針・便覧等をよりわかりやすく，かつ初心者でも理解できるよう，図・表や写真を多く使った図書として，平成28年3月に「コンクリート舗装ガイドブック2016」が発刊されました。

一方，アスファルト舗装に比べてコンクリート舗装は施工実績が少ないため，コンクリート舗装に携わった道路管理者や技術者は一部に限られています。そのため，コンクリート舗装についての十分な知識が無く、本来長寿命が期待できるにもかかわらず、早期にひび割れが発生するなどの不具合がまれに発生し、そのことがコンクリート舗装の誤ったイメージを与えていることが懸念されています。

そこで，「コンクリート舗装ガイドブック2016」の参考資料として，当時ガイドブックを執筆したメンバーが中心となり，不具合の要因や不具合を未然に防ぐ方策，また不具合が生じてしまった場合の対処法について知見をとりまとめた技術資料として、本技術資料を作成することとなりました。

令和3年12月には、舗装種別選定の具体の検討作業の流れや留意事項についてとりまとめた「舗装種別選定の手引き」をHPにて公表するとともに，令和4年3月には設計業務等共通仕様書の参考図書にこの手引きが追加されました。コンクリート舗装の誤ったイメージをお持ちの方も本補足資料を参考に、適切な舗装種別選定を行われることを期待しています。

本資料について

本資料では，コンクリート舗装の設計，材料・施工，維持修繕の各段階において生じる可能性のある不具合について実例を挙げて紹介すると共に，

- 設計，材料・施工，維持修繕のどの段階においてどのような原因で生じたのか。
- 発生させないためには，どのような点に留意しなければならなかったのか。
- 起こってしまった場合に，どのような措置を施す必要があるか。

について分かりやすくまとめました。ただし，各事例の原因については，必ずしも起こり得る原因を全て示したものではなく，その事例の現場における主な要因を示しています。

各事例には「コンクリート舗装ガイドブック2016」の参考となる箇所が示されており，同図書と本技術資料を併用することでコンクリート舗装についてより深い知識を習得することができるようになっています。特に，設計に携わる方は設計に関する事例を，材料や施工に携わる方は材料・施工に関する事例を，維持修繕に携わる方は維持修繕に関する事例をそれぞれ熟読していただくことが重要です。

また，現場において，本技術資料でとりあげた事例に類似した不具合が生じた場合の対応を検討する際の参考としていただくことも可能です。類似した事例の内容で検索可能な一覧表も，技術資料と併せて公開していますのでご活用ください。

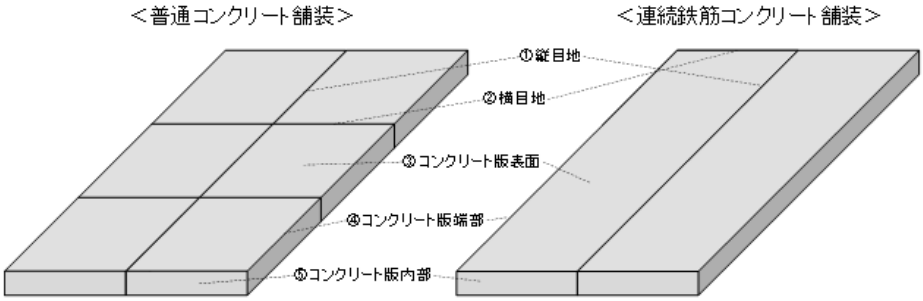
ただし，本技術資料に記載されている発生防止策や発生した場合の対応策についてはあくまで一例であり，実際の対応については，想定メカニズムに対応しつつ個々に置かれている現場条件を踏まえ，受発注者間で協議して総合的な判断のもと，適切に決める必要があります。また，本技術資料で取り上げている不具合は本来の設計では想定していないものであるため，対応した際はその結果を記録するとともに，その後の経過について継続して観察することが重要です。

なお，各事例の発生箇所については，以下の図に示すとおり，

- 縦目地
- 横目地
- コンクリート版表面
- コンクリート版端部

- コンクリート版内部

の5箇所に分類し，整理しています。



図： 不具合発生箇所の分類

事例のダウンロード

事例一覧（XLSX 18KB）・・・留意すべき段階や発生箇所，不具合の種類による事例の絞り込みができます。

すべての事例のダウンロードはこちら（PDF 7066KB）から

設計に関する事例

＋　クリックで展開 / 折りたたみ

材料・施工に関する事例

＋　クリックで展開 / 折りたたみ

維持修繕に関する事例

＋　クリックで展開 / 折りたたみ

追加・更新状況

●R4.7.19　技術資料を公開しました。

ご意見、ご質問、情報提供などはこちらから

意見や参考となる情報の提供をお願いします。

Get ADOBE READER
別ウィンドウで開きます。

2014 Copyright © Japan Road Association. All Rights Reserved.

コンクリート舗装に関する講習会　実施要領（案）

1．目的

本講習会では、コンクリート舗装が適切に活用され、その技術が次世代に継承されることを目的に、コンクリート舗装を活用する意義や利点について説明し、コンクリート舗装の現状や、適用事例、設計から維持管理に関する基礎的知識を、日本道路協会発刊の「コンクリート舗装ガイドブック 2016」や「より永くコンクリート舗装を使うためのポイント集」などの内容も交えながら解説します。

2．主催

一般社団法人セメント協会

3．後援

公益社団法人日本道路協会（予定）

4．期日

令和８年度

5．会場

北海道開発局、８地方整備局、沖縄総合事務局

6．対象

道路計画・舗装工事に携わる可能性のある、すべての地方整備局職員及び管内地方自治体職員

7．講習内容

1）コンクリート舗装の適材適所での積極的活用について（仮題）　13:30～14:00
（土木研究所・国土技術政策総合研究所より調整）

2）コンクリート舗装の基礎知識　14:00～15:50
（小梁川雅　東京農業大学　名誉教授）
（吉武勇　山口大学　教授）
（上野敦　東京都立大学　准教授）
（前島拓　日本大学　助教）
上記４名のいずれかが講演

3）1DAY PAVE の概要　16:00～16:30
（セメント協会　コンクリート舗装推進 WG 委員）

4）質疑応答　16:30～

以上

（一社）セメント協会主催　コンクリート舗装に関する講習会

○ 令和7年度についても、コンクリート舗装の普及促進に向けて、全国各地でWEBも含めた講習会を整備局職員や自治体職員に対して広く募集。
○ 地方整備局や地方公共団体の職員が900名以上参加。

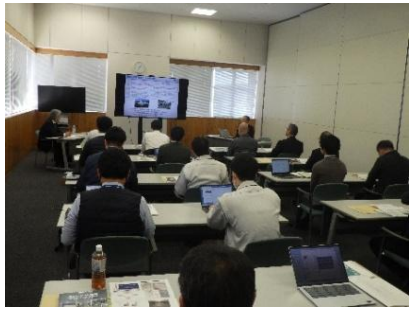
■開催状況

（R8.2.28時点）

地整等	開催日	開催場所	参加人数	うち国	うち地方公共団体
北海道開発局	令和7年9月24日	北海道開発局内会議室	47名	29名	18名
関東地方整備局	令和7年10月15日	関東地方整備局内会議室	65名	60名	5名
東北地方整備局	令和7年10月21日	東京エレクトロンホール宮城	60名	33名	27名
近畿地方整備局	令和7年10月28日	近畿地方整備局内会議室	151名	106名	45名
中国地方整備局	令和7年11月4日	中国地方整備局内会議室	74名	31名	43名
四国地方整備局	令和7年12月19日	四国地方整備局内会議室	245名	203名	42名
北陸地方整備局	令和8年1月20日	北陸地方整備局内会議室	33名	27名	6名
沖縄総合事務局	令和8年1月15日	沖縄総合事務局内会議室	22名	8名	14名
九州地方整備局	令和8年1月29日	九州地方整備局内会議室	114名	66名	48名
中部地方整備局	令和8年2月25日	中部地方整備局内会議室	98名	58名	40名
合計			909名	621名	288名
参考（R6実績）			855名	529名	326名


開催状況写真（東北地方整備局）


開催状況写真（近畿地方整備局）


開催状況写真（四国地方整備局）


開催状況写真（中部地方整備局）

資料１９

道路脱炭素化基本方針（概要版）

国土交通省（令和7年10月）

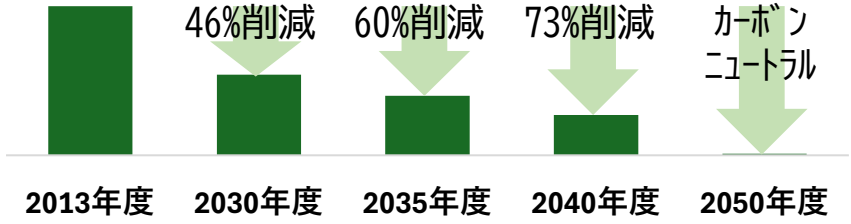
一　道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項

1 道路の脱炭素化の推進の意義

- 地球温暖化に伴う気候変動の影響により、自然災害の激甚化・頻発化等が懸念
- 我が国全体の目標や対策が強化（地球温暖化対策計画）
- **道路は国内CO_2排出量の約18%**を占めており、道路施策の目標設定の具体化や施策内容の拡充など取組強化が必要

2 道路の脱炭素化の推進の目標

道路全体のCO_2排出量の削減目標
（我が国全体の削減目標と同一に設定）



道路管理分野【Scope1,2】
分野全体に関わる**定量的な削減目標**を設定（2040年度73%削減等）



道路整備分野・道路利用分野【Scope3】
個別の施策内容や目標を可能な限り設定し、道路全体の削減目標に貢献
（今後、各分野全体の定量的な削減目標を設定）



二　道路の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 政府が実施する施策の基本的な方向性

(1) 道路のライフサイクル全体の低炭素化

道路建設から管理までのCO_2排出量について、新技術を積極的に取り入れながら削減を推進
（道路照明のLED化、低炭素材料の開発・導入促進等）



(2) 道路交通のグリーン化を支える道路空間の創出

次世代自動車の開発・普及や再生可能エネルギーの活用・収容等を促進するため、災害時の対応強化の取組も併せながら、道路空間における発電・送電・給電等・蓄電の取組を推進
（太陽光発電設備の導入、EV急速充電器の設置促進等）



(3) 低炭素な人流・物流への転換

自転車等の低炭素な移動手段への転換や、低炭素な物流システムの構築を促進
（自転車利用環境の改善などによる自転車の利用促進、ダブル連結トラックの利用環境の整備等）



(4) 道路交通の適正化

ボトルネック箇所や局所的な渋滞箇所における対策を行い、道路交通を適正化
（主要渋滞箇所の渋滞対策、「ゾーン30プラス」による幹線道路と生活空間の適切な機能分化等）



2 重点的に推進する施策（今後5か年）

CO_2排出削減に併せて**コスト縮減や地域活性化**などの効果が高い施策について「**重点プロジェクト**」として推進

道路照明のLED化、再生可能エネルギーの活用、低炭素な材料の導入促進、自転車の利用促進、渋滞対策の推進、ダブル連結トラックの導入促進

183

道路脱炭素化基本方針（概要版）

国土交通省（令和7年10月）

三　道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項、その他の道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項

1 道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項

(1) 計画期間：2040年度まで

(2) 目標設定の考え方

道路管理分野【Scope1,2】

- 分野全体及び個別施策毎に**2040年度削減目標を設定**
- 短期的な目標として2030年度削減目標の設定が望ましい
- 主要な施策の目標については、以下に留意して設定

✓ 国が管理する道路：
道路照明LED化・道路関係車両電動車化 100%（2030年度）
再生エネルギー活用 60%(2030年度)

✓ 高速道路株式会社が管理する道路：
国が管理する道路と同様の対応が望ましい

✓ 地方公共団体等が管理する道路：
国が管理する道路における進捗状況を踏まえ、**計画期間内のできる限り早い段階で同様の対応**を目指すことが望ましい

道路整備分野・道路利用分野【Scope3】

- 対象とする道路・地域の状況を踏まえて**個別施策毎に**、CO_2排出の削減量、もしくは整備指標などの**目標を設定**

※　各施策の目標設定に際し、**「道路分野の脱炭素化政策集」を参考**



2 その他の道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項

(1) 目標達成のための施策

- 「道路管理分野」、「道路整備分野」、「道路利用分野」に大別し、各分野の**具体的な施策内容**や**ロードマップを記載**
- 政府は、地方公共団体の道路管理者向けの**「計画策定マニュアル」を作成**し、計画の策定を支援



(2) 脱炭素化施設等の設置

- 道路区域内へ脱炭素化施設等(太陽光発電設備、サイクルポート等)を設置させる場合は、計画に施設内容や用途等を記載
- 道路利用者等の**安全性に留意**し、各道路管理者の**脱炭素化に関わる施策に資するものを優先**

(3) 道路協力団体の協力

- 脱炭素化の施策の推進に際して、公益性の観点から地域貢献活動を行う**道路協力団体を積極的に活用**することが望ましい
- 道路協力団体の協力を得て施策を実施する場合は具体的な業務内容を計画に記載

(4) 計画の公表と報告

- 計画を策定・変更したときは、**国土交通大臣である道路管理者は公表**、**国土交通大臣以外の道路管理者は国土交通大臣に報告**（公表に努める）
- 複数の道路管理者で**共同して計画策定も可能**（その場合における計画の公表・報告は連名で行う）
- 目標等の達成状況について、各道路管理者において**定期的なフォローアップと公表**を行うことが望ましい

道路脱炭素化基本方針（概要版）

国土交通省（令和7年10月）

四　その他の道路の脱炭素化の推進のために必要な事項

1 政府による道路脱炭素化推進計画のフォローアップ

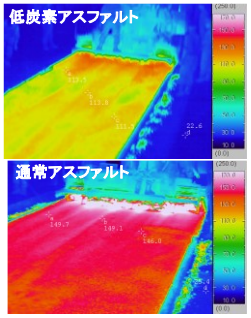
道路脱炭素化推進**計画の策定状況**や各道路管理者の**取組進捗状況**について、政府がフォローアップ調査を実施・公表

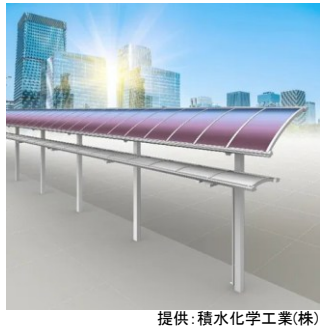
2 道路脱炭素化基本方針及び道路脱炭素化推進計画の見直し

地球温暖化対策計画や気候変動に関する国際的枠組みの見直し、脱炭素化の新技術の開発状況等を踏まえて、**道路脱炭素化基本方針及び道路脱炭素化推進計画を定期的に見直し**

3 新技術の活用

低炭素アスファルト 、ペロブスカイト太陽電池 、走行中給電等の新技術について、**政府が先導して現地実証**等を行い、**技術基準の策定など活用環境を整備**





提供：積水化学工業(株)



提供：(株)三菱総合研究所

その他の新技術：路面太陽光発電、路上EVカーシェア等

4 意識の醸成

道路管理者の取組やエコドライブの推進等について、道路利用者や関係業団体など**幅広いステークホルダーへの広報**に努め、道路の脱炭素化の必要性に対する理解や協働を促進

5 多様な主体との連携

関係行政機関、民間企業、大学、**日本風景街道**のパートナーシップ、**道路協力団体**等との連携した取組の実施



6 その他の環境政策との調和

ネイチャーポジティブ

生態系に影響を及ぼすロードキルの対策等の推進



サーキュラーエコノミー

再生アスファルト等の**リサイクル建設材料の利用**、道路に設置された**使用済太陽光パネルのリサイクル**等の推進



（参考） 道路脱炭素化推進計画における主な施策例 （地方公共団体）

道路管理分野



【道路照明のLED化】



【道路関係車両の電動車化】



【再生可能エネルギーの活用】

道路整備分野



【低炭素材料の開発・導入促進】



【低炭素な建設機械の導入】

道路利用分野



【道の駅等でのEV急速充電器の設置】



【自転車の利用促進（シェアサイクルの導入）】



【渋滞対策の推進】



Our Road to Carbon Neutrality

国土交通省

道路分野の脱炭素化政策集

Ver. 2.0

187

1 はじめに

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、自然災害の激甚化・頻発化等が懸念されています。気候変動対策の推進は、我が国のみならず地球規模での対応が求められる喫緊の課題となっています。

道路は、我が国の経済成長を支え安全安心な暮らしを確保する重要な社会基盤である一方、国内CO_2排出量の約18%を占めており、脱炭素に関わる役割と責任を積極的に果たしていく必要があります。

このような背景のもと、2025年4月に道路法が改正され、道路管理者による脱炭素化の新たな枠組みが法的に位置づけられました。

今後、WISENET2050※等も踏まえながら、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、次のことに留意しつつ、道路の脱炭素化政策を展開します。

1 **ハード整備とソフト施策を両輪**とした道路空間利活用の適正化、電動車の普及環境の整備など、低炭素で持続可能な道路交通を実現

2 **ビッグデータやAIを利活用**した合理的な政策立案を行うとともに、日々進化する**新技術を研究し、積極的に活用**することで、施策の効果最大化を追求

3 **道路管理者間の連携**を強化するとともに、関係行政機関、民間企業、大学など、多様な主体と共創し、**分野横断的な取組を推進**

4 電動車や自動運転車の普及など新たなモビリティ社会の進展を見据えた、**災害時における道路管理者としての新たな対策**の導入を推進

具体的には、以下に掲げる、施策の基本的な方向性に沿って施策を構築し、2040年度までの削減目標の設定やフォローアップを行うとともに、道路管理者の協働や関係者の連携により取組を推進する「協働による重点プロジェクト」を実施し、脱炭素化の取組を積極的に推進します。

施策の基本的な方向性

1 
道路のライフサイクル全体の低炭素化

2 
道路交通のグリーン化を支える道路空間の創出

3 

低炭素な人流・物流への転換

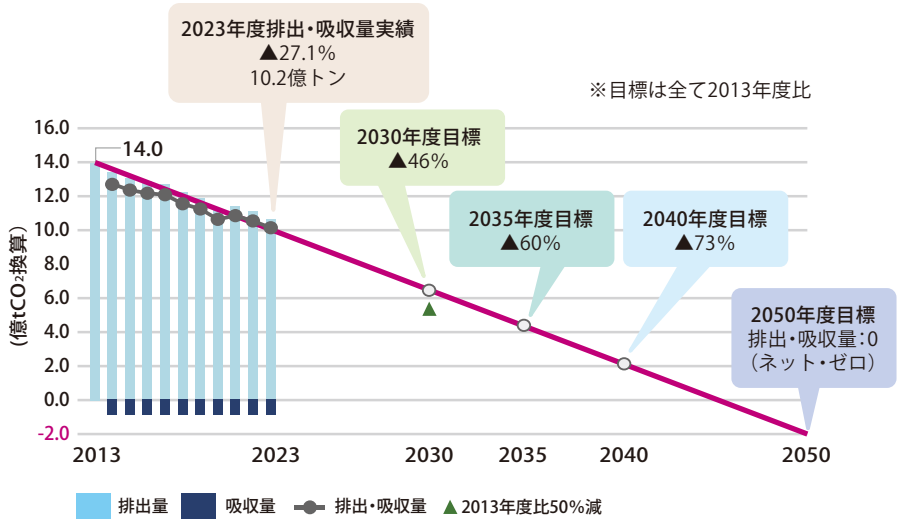
4 
道路交通の適正化

※国土幹線道路部会中間とりまとめ「高規格道路 ネットワークのあり方（令和5年10月31日）」を受け、その内容やデータ・事例を紹介するとともに、関連する政策について、国土交通省道路局としてまとめた政策集

2. 現状　道路分野の「CO_2排出量」

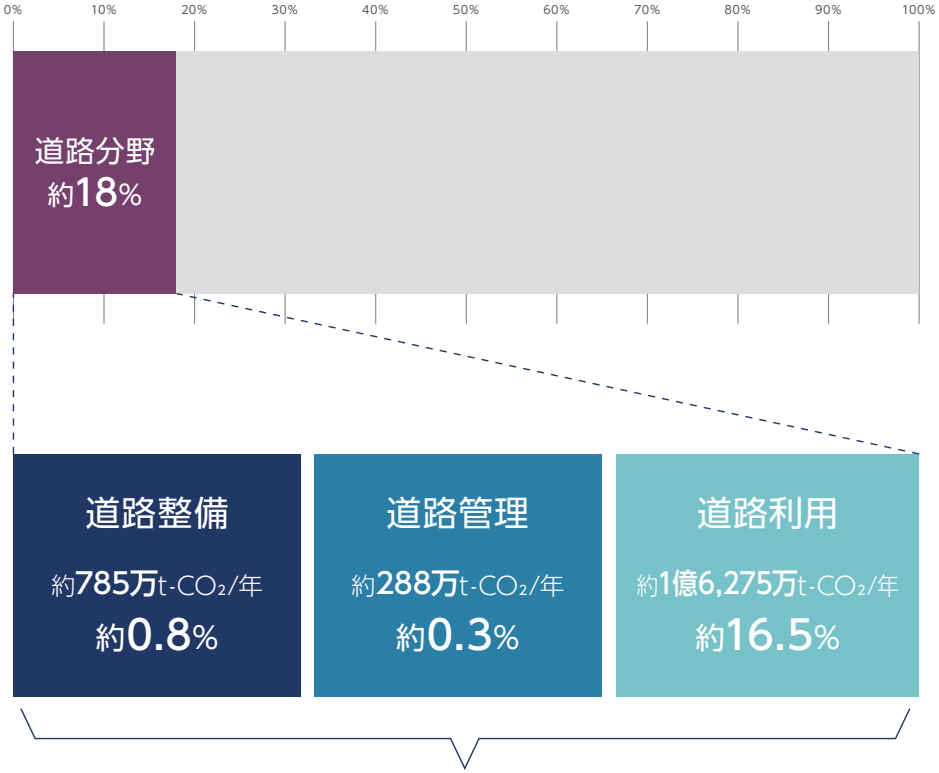
我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、2023年度に約10億1,700万t-CO_2/年となり、2013年度比で27.1%減少（▲約3億7,810万t-CO_2）しており、2050年ネット・ゼロに向けた順調な減少傾向を継続しています。

このうち、道路分野については、道路整備、道路利用、道路管理を合わせて約1.7億t-CO_2/年（2023年度）を排出し、CO_2総排出量の約18%を占めています。特に、自動車からの排出が含まれる道路利用が、9割以上を占めています。



我が国のCO_2排出量と道路分野の関係（2023年度）

我が国の温室効果ガス排出・吸収量：約10.17億t-CO_2/年
（うち、CO_2排出量は約9.89億t-CO_2/年）



道路分野のCO_2排出量 ：約1.7億t-CO_2/年 **（全体の約18%）** [1] p.27参照

4 協働による重点プロジェクト③　（国+高速道路会社+地方自治体+民間企業）

低炭素な材料の導入促進
施策の基本的な方向性1　Scope 3上流

アスファルト混合物の製造温度を30℃低減し、CO_2排出量を7～18%削減可能※1な「低炭素アスファルト」の導入を推進します。

2030年度に、高速道路会社や自治体と協働し、道路工事における低炭素アスファルト合材の出荷量について全体の6%を目指します。国直轄道路では、製造プラントの整った地域から、早期開放が求められる修繕工事等で導入を推進します。

セメントの代替材料としての産業副産物（高炉スラグ等）利用や「CO_2固定化コンクリート」の活用にも取り組みます。

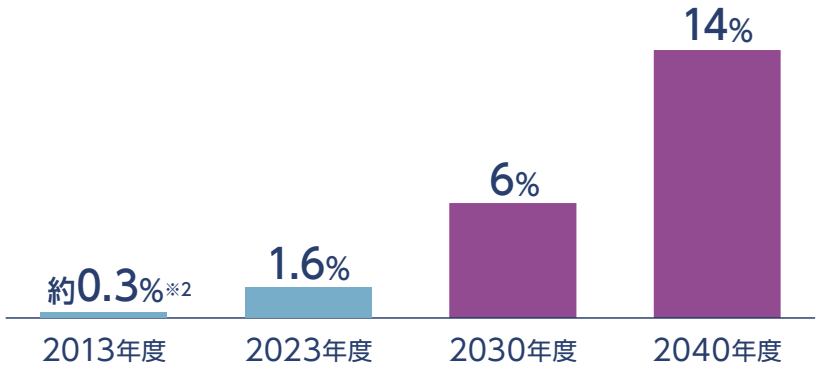
＋ CO_2以外

施工時の温度低減が可能となるため、高温での**労働環境の改善**や、**交通開放までの時間短縮**、冬季の**舗装品質の確保**などに貢献します。



低炭素アスファルトの目標

＜道路工事における低炭素アスファルトの合材出荷率＞



■先進事例

- **東京都：**
 中温化混合物の事前審査制度を導入し、道路舗装工事全般に適用
- **首都高：**
 トンネル部の舗装に中温化技術を標準採用
- **各地方整備局にて中温化アスファルト工事を実施**

※1　「舗装の環境負荷低減に関する算定ガイドブック」（日本道路協会、2014.1）に基づき、製造温度を30℃低減した際の新規密粒度アスファルトに対する新規中温化密粒度アスファルト、再生中温化密粒度アスファルト（R40、R60）の排出削減量。

※2　2013年度は、アスファルト合材出荷量全体に対する低炭素アスファルトの合材出荷量

xROADを活用した次世代の舗装マネジメント

【目　的】

- 舗装の長寿命化を図り予防保全を実現するためには、定期点検結果に基づき、適切に舗装の状態を診断し、ライフサイクルコストを考慮した最適な設計による修繕を実施していくことが必要である。
- このような舗装マネジメントの効率的な実現には、点検、計画、設計、施工から品質管理までのあらゆる場面において、デジタル技術(DX)を積極的に活用することや、必要な技術力を有する技術者を官民ともに育成・活用していくことが求められる。
- 特に、xROADにより入手したデータを分析・活用し、舗装マネジメントを効率的に 推進するとともに、舗装技術のさらなる進展につなげていくことが必要である。
- また、予防保全の実現や新技術・新材料の活用を通じ、2050年カーボンニュートラルにも貢献することから、技術基準類の改定を含めた制度整備を進めるものとする。
- 以上の方針を「xROADを活用した次世代の舗装マネジメント1.0」として示し、当面、直轄国道において進めていくこととしつつ、マネジメントの進捗や技術の進展等に合わせ、逐次バージョンアップを図るものとする。

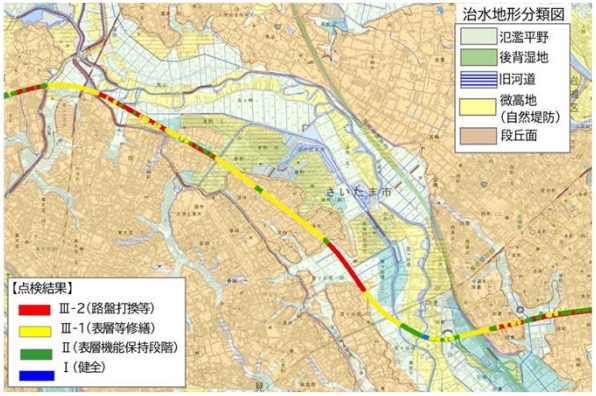
xROADデータの見える化によって早期に予防保全型のメンテナンスへ移行

国土交通省

- xROADの道路基盤地図等に点検結果を重ね合わせることで、舗装の状態把握や修繕の優先順位の抽出が容易となる。
- 次世代の舗装マネジメントの一環として、国ではこれらが可能となる「見える化アプリ」を開発。令和6年度より直轄で運用開始。
- 修繕が必要な箇所に絞って対策が行われていることのチェックを実施していくほか、修繕の年次計画、予算配分、毎月の工事進捗管理にも同アプリを活用し、できるだけ早期に予防保全型のメンテナンスに移行することを目指す。

≪データによる舗装マネジメントの最適化≫

① 舗装状態や修繕履歴等の見える化 要調査箇所の抽出、調査の実施





②適切な診断による修繕工法の選定



FWDによる健全度診断

③ データに基づく修繕箇所・優先順位の精緻化、予算配分の最適化





集約



192

xROADデータの分析によって得られた知見を対策に活かす

国土交通省

- xROADのデータを用いて、舗装が特に早期劣化する箇所を分析した結果、土地の成り立ち（軟弱地盤など）との関係性が高いことが判明してきており、路盤の下の路床の支持力を適切に評価して、舗装設計を行うことの重要性が確認された。

 （参考）国道357号（湾岸道路）の路床は１ｍの厚さで地盤改良されており、東日本大震災の液状化時にも舗装の損傷は確認されていない。

- 今後とも、xROADのデータ分析を通じて得られた知見を対策に活かすことによって、次世代の舗装マネジメントを確立する。

■ xROADで提供される「舗装DB(点検結果)」と「地理院地図(土地の成り立ち・土地利用)」などの重畳表示で平易にデータ分析が可能

地理院地図「明治期の低湿地」との重畳表示



早期劣化と土地の成り立ちの関係性の事例（国道16号 大宮～岩槻間）

国道16号全線では、早期劣化箇所(約50km)のうち原地盤(路床以下)が脆弱※1と推察される箇所が約3割有り

※1 明治期の低湿地や旧河川、現在の氾濫平野、後背湿地など

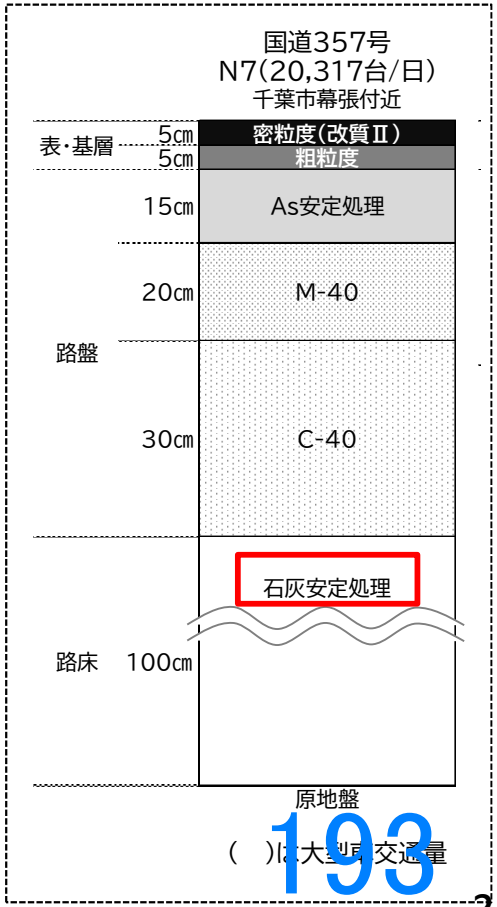
道路舗装の保全に関する重要なファクターとして、***新たに土地の成り立ちにも着目***し、下記の3要素を踏まえた調査・設計に基づく舗装修繕のマネジメントを検討

①外力(大型車)による表層等の損傷

②雨水浸透などによる路盤の損傷

③原地盤(路床以下)の支持力不足による損傷

■ 東日本大震災において液状化被害が生じなかった舗装構成の例



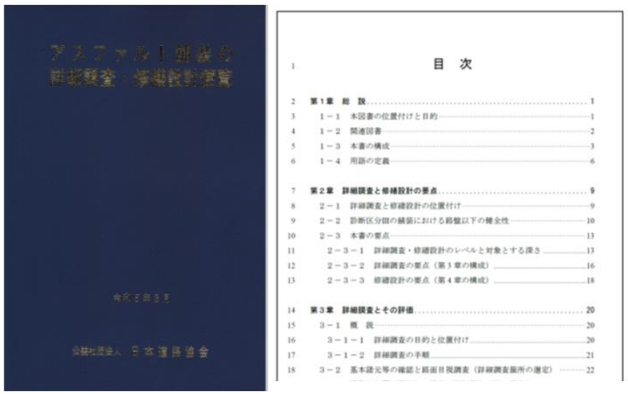
舗装の修繕設計段階での検討の充実

国土交通省

- xROADで得られた知見を対策に活かすためには、修繕設計段階での検討の充実が必要であり、段階的にコンサルタントへ発注やECI等の活用を増やしていく。
- これまで、舗装の修繕に関する体系的な手引書がなかったことから、R5.3に日本道路協会から「アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧」が発刊されたところであり、今後は本手引書に沿って十分な修繕設計を行ったうえで対策工事を実施していくこととする。
- また、「アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧」においては、舗装修繕設計段階でのFWD等による詳細調査により、一定水準以下の支持力不足が確認され、かつ路床に問題がある場合は路床の改良が手法として位置づけられており、その一環として、当面、直轄においては、定期点検でIII判定とされた箇所について、土地の成り立ちが軟弱地盤等であり、かつ過去の修繕間隔が短い（例えば、使用目標年数の半分以下で繰り返し修繕）箇所については、路床の状態を確認し、路床改良などそれに応じた措置を講ずる。
- このほか、修繕設計段階において、新技術・新材料の採用、Co舗装・As舗装の選択などの検討を行い、ライフサイクルコストを最小化するような舗装設計を実施していくことが重要。
- こうした最適な舗装修繕設計を積み重ねていくことで、舗装の使用目標年数の長期化を目指す。

（現在は、IIIの平均年：17.4年、通常の修繕サイクル(III-1)：21.4年、早期劣化区間(III-2)：8.6年）

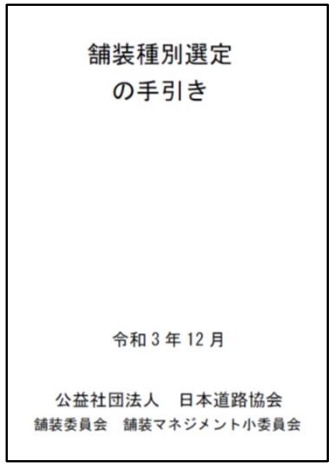
【アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧】



目　次

第1章　総　説
1－1　本図書の位置付けと目的
1－2　関連図書
1－3　本書の構成
1－4　用語の定義
第2章　詳細調査と修繕設計の要点
2－1　詳細調査と修繕設計の位置付け
2－2　診断区分間の舗装における路盤以下の健全性
2－3　本書の要点
2－3－1　詳細調査・修繕設計のレベルと対象とする課題
2－3－2　詳細調査の要点（第3章の構成）
2－3－3　修繕設計の要点（第4章の構成）
第3章　詳細調査とその評価
3－1　概　説
3－1－1　詳細調査の目的と位置付け
3－1－2　詳細調査の手順
3－2　基本諸元等の確認と路面非破壊調査（詳細調査箇所の選定）

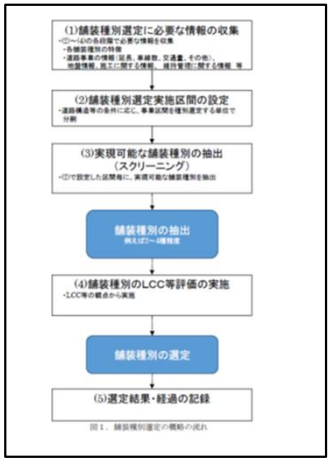
【舗装種別選定の手引き】



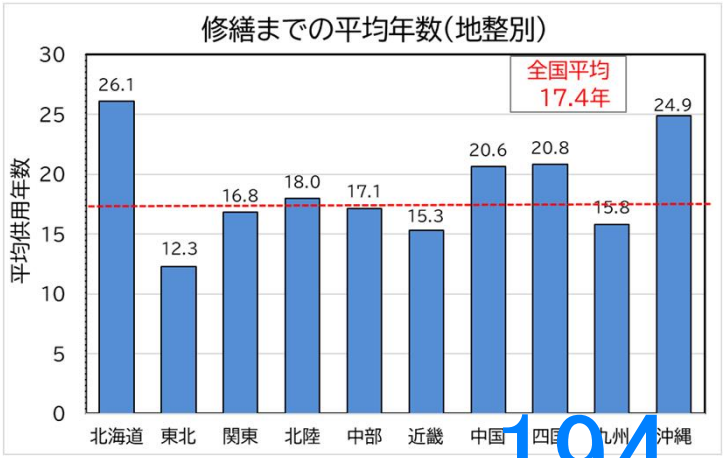
舗装種別選定
の手引き

令和３年12月

公益社団法人　日本道路協会
舗装委員会　舗装マネジメント小委員会



【地整別の平均供用年数】



※ 平均供用年数は、道路舗装DBの登録データより算出

資料２１

事　務　連　絡
令和８年４月２１日

北海道開発局建設部　建設行政課長補佐 殿
地域事業管理官 殿
道路維持課課長補佐 殿
各地方整備局道路部　路政課長 殿
地域道路課長 殿
道路管理課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部　建設行政課長 殿
道路建設課長 殿
道路管理課長 殿

道路局 路政課
道路利用調整室　課長補佐
国道・技術課　課長補佐
道路メンテナンス企画室　企画専門官
環境安全・防災課　課長補佐

下水道事業者による下水道管路の全国特別重点調査への対応について（要請）

令和７年１月２８日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路が起因と考えられる道路陥没事案を受けて全国の下水道事業者が実施する全国特別重点調査が円滑に進むよう、令和７年３月１８日付「下水道事業者による下水道管路の全国特別重点調査への協力について（要請）」及び令和７年９月１２日付の事務連絡「下水道事業者による下水道管路の全国特別重点調査への協力等について（要請）」を通知したところです。

下水道事業者による全国調査では、令和８年２月時点で緊急度Ⅰ（１年以内の可能な限り早い時期での対策）と判定された要対策延長が約２０１ｋｍ確認され、現在、下水道事業者による補修等の作業が進められております。既に下水道事業者から道路管理者に個別に報告されていると思いますが、緊急度Ⅰと判定された管路が埋設される道路の管理者は別添１、別紙２の通りです。

つきましては本事案の重要性に鑑み、特に緊急度Ⅰと判定された箇所の補修状況を把握したうえで、補修に時間を要す場合などは下水道事業者に対し、継続的な路面下空洞調査の実施や地盤改良等の応急措置の実施を求めるようお願いします。また、下水道事業者による補修等の作業が円滑に進むよう協力するとともに、道路巡回時には対象箇所の路面異常等の把握に努め、異常が確認された場合には下水道事業者とも連携し速やかな対応をお願いします。

各地方整備局等においては、本事務連絡について管内の都道府県、政令指定都市へ情報提供するとともに、都道府県及び政令指定都市から所管する市区町村及び地方道路公社に対しても情報提供するよう依頼願います。また、「地下占用物連絡会議」の構成員となっている下水道以外の占用事業者に対して本事務連絡の内容を共有し、下水道事業者の作業に協力するよう依頼願います。

なお、本件に関しては別途、下水道事業者に対し別紙３のとおり事務連絡を通知していることを申し添えます。

別紙１

※緊急度
Ⅰ：原則1年以内に速やかな対策を実施
Ⅱ：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
・要対策延長とは、対策が必要と見込まれる推計延長

【下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所）の地方公共団体別の結果（令和８年２月末時点）】

地方公共団体名	全国特別重点調査の対象延長（優先実施箇所）	目視調査実施済み延長	打音調査等実施済み延長	目視調査・打音調査等の結果								空洞調査の結果		緊急度Ⅰと判定された管路が埋設される道路管理者の情報		
				緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長（目視調査・打音調査等において緊急度Ⅰと判定された延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長（目視調査・打音調査等において緊急度Ⅱと判定された延長）		異状なしまたは軽度の異状（目視調査・打音調査等において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長（打音調査等の未実施延長を含む）	未了延長	調査困難延長	空洞調査実施済み延長（空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）				
					緊急度Ⅰの要対策延長		緊急度Ⅱの要対策延長						空洞が確認された箇所数（空洞があることが確定した箇所数）			
	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[箇所]	国道	都道府県道	市区町村道
北海道流域	2.683	2.683	1.344	0.169	0.169	1.170	0.021	1.344	0.000	0.000	0.000	1.339	0	該当無し	該当無し	砂川市
北海道札幌市	3.191	3.191	3.191	0.117	0.117	0.593	0.006	2.480	0.000	0.000	0.000	0.710	0	該当無し	該当無し	札幌市
北海道室蘭市	0.104	0.104	0.000	0.018	0.018	0.086	0.086	0.000	0.000	0.000	0.000	0.104	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道釧路市	0.861	0.861	0.034	0.357	0.357	0.504	0.504	0.000	0.000	0.000	0.000	0.861	0	北海道開発局	該当無し	釧路市
北海道北見市	0.940	0.940	0.620	0.190	0.120	0.130	0.004	0.620	0.000	0.000	0.000	0.320	1	該当無し	該当無し	北見市
北海道苫小牧市	0.586	0.586	0.248	0.158	0.158	0.180	0.180	0.248	0.000	0.000	0.000	0.338	0	北海道開発局	該当無し	該当無し
青森県八戸市	0.574	0.574	0.000	0.574	0.397	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.574	0	該当無し	青森県	八戸市
岩手県流域	1.046	1.046	0.016	0.000	0.000	1.030	1.030	0.016	0.000	0.000	0.000	1.030	0	該当無し	該当無し	該当無し
宮城県流域	11.970	11.970	1.563	1.503	1.503	10.467	10.115	0.000	0.000	0.000	0.000	11.970	0	東北地方整備局	宮城県	岩沼市
宮城県気仙沼市	0.913	0.913	0.913	0.000	0.000	0.913	0.913	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
秋田県流域	1.532	1.532	0.513	0.000	0.000	1.019	1.019	0.513	0.000	0.000	0.000	1.019	0	該当無し	該当無し	該当無し
山形県流域	6.366	6.366	0.000	3.155	1.019	3.211	0.918	0.000	0.000	0.000	0.000	6.366	0	該当無し	山形県	天童市 山形市
福島県流域	2.521	2.521	0.951	0.259	0.259	1.311	0.500	0.951	0.000	0.000	0.000	1.570	0	該当無し	該当無し	郡山市
福島県いわき市	0.064	0.064	0.000	0.000	0.000	0.064	0.064	0.000	0.000	0.000	0.000	0.064	0	該当無し	該当無し	該当無し
茨城県流域等	31.210	31.210	0.246	18.687	2.052	12.277	5.300	0.246	0.000	0.000	0.000	30.964	0	該当無し	茨城県	土浦市 ひたちなか市
栃木県宇都宮市	0.384	0.384	0.020	0.364	0.179	0.000	0.000	0.020	0.000	0.000	0.000	0.364	0	該当無し	該当無し	宇都宮市
埼玉県流域	93.800	89.700	24.700	3.500	3.500	61.500	43.000	24.700	0.000	4.100	0.000	65.000	0	関東地方整備局	埼玉県	越谷市 戸田市
埼玉県川口市	3.460	3.460	1.110	0.890	0.180	1.460	0.290	1.110	0.000	0.000	0.000	2.350	0	該当無し	該当無し	川口市
埼玉県行田市	0.182	0.182	0.182	0.000	0.000	0.107	0.063	0.075	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県飯能市	0.036	0.036	0.036	0.000	0.000	0.000	0.000	0.036	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県戸田市	0.027	0.027	0.000	0.027	0.027	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.027	0	該当無し	該当無し	戸田市
埼玉県朝霞市	0.948	0.948	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.948	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県さいたま市	1.480	1.480	0.750	0.180	0.007	0.550	0.012	0.750	0.000	0.000	0.000	0.730	0	該当無し	該当無し	さいたま市
千葉県流域	73.242	70.446	12.607	3.335	1.455	54.507	38.117	5.113	7.491	1.107	1.689	57.842	0	該当無し	千葉県	我孫子市 佐倉市
千葉県船橋市	1.280	1.280	0.000	0.000	0.000	1.280	1.280	0.000	0.000	0.000	0.000	1.280	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県千葉市	9.360	9.360	8.740	0.000	0.000	0.620	0.620	8.740	0.000	0.000	0.000	0.620	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県銚子市	2.517	2.517	0.856	0.000	0.000	1.660	1.223	0.856	0.000	0.000	0.000	1.660	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県香取市	0.045	0.045	0.045	0.000	0.000	0.000	0.000	0.045	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都小金井市	0.703	0.703	0.703	0.000	0.000	0.000	0.000	0.703	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都流域	0.096	0.096	0.000	0.000	0.000	0.096	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.096	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都区部	18.600	17.500	1.000	1.400	0.200	10.300	1.100	1.000	4.800	1.100	0.000	0.000	0	関東地方整備局	東京都	世田谷区 大田区
東京都立川市	0.150	0.150	0.150	0.000	0.000	0.000	0.000	0.150	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都調布市	0.094	0.094	0.063	0.000	0.000	0.031	0.001	0.063	0.000	0.000	0.000	0.031	0	該当無し	東京都	該当無し
東京都町田市	0.075	0.075	0.000	0.000	0.000	0.075	0.075	0.000	0.000	0.000	0.000	0.075	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都狛江市	0.079	0.079	0.000	0.054	0.001	0.025	0.025	0.000	0.000	0.000	0.000	0.079	0	該当無し	東京都	狛江市
東京都多摩市	0.413	0.413	0.007	0.000	0.000	0.406	0.088	0.007	0.000	0.000	0.000	0.406	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都国分寺市	0.002	0.002	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
神奈川県流域	9.860	9.860	2.850	3.800	1.590	3.350	0.830	2.710	0.000	0.000	0.000	7.150	0	関東地方整備局	神奈川県	厚木市 平塚市
神奈川県横須賀市	0.142	0.142	0.142	0.000	0.000	0.000	0.000	0.142	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
神奈川県横浜市	52.600	52.600	0.000	3.300	0.900	32.200	0.200	0.000	17.100	0.000	0.000	1.400	0	関東地方整備局	該当無し	横浜市
神奈川県平塚市	0.853	0.853	0.270	0.413	0.374	0.170	0.170	0.270	0.000	0.000	0.000	0.583	1	該当無し	神奈川県	平塚市
神奈川県藤沢市	0.933	0.933	0.049	0.684	0.092	0.201	0.201	0.049	0.000	0.000	0.000	0.885	0	該当無し	該当無し	藤沢市
神奈川県厚木市	0.587	0.587	0.000	0.525	0.142	0.062	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.587	0	該当無し	該当無し	厚木市
神奈川県大和市	0.960	0.960	0.000	0.960	0.537	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.960	0	該当無し	神奈川県	大和市
神奈川県川崎市	0.612	0.612	0.596	0.016	0.016	0.000	0.000	0.596	0.000	0.000	0.000	0.016	0	該当無し	該当無し	該当無し
山梨県甲府市	0.617	0.617	0.617	0.000	0.000	0.617	0.617	0.000	0.000	0.000	0.000	0.617	0	該当無し	該当無し	該当無し
山梨県流域	1.721	1.721	0.012	0.000	0.000	0.212	0.212	1.509	0.000	0.000	0.000	0.212	0	該当無し	該当無し	該当無し
長野県流域	3.898	3.898	1.663	1.348	1.348	0.887	0.887	1.663	0.000	0.000	0.000	2.235	0	該当無し	長野県	諏訪市
新潟県流域	4.970	4.970	1.949	1.834	0.587	2.406	1.232	0.730	0.000	0.000	0.000	4.240	0	該当無し	該当無し	長岡市 新潟市
新潟県新潟市	0.818	0.818	0.142	0.145	0.145	0.620	0.186	0.000	0.054	0.000	0.000	0.764	2	該当無し	該当無し	新潟市
富山県富山市	5.071	5.071	5.071	0.000	0.000	2.201	0.073	2.870	0.000	0.000	0.000	2.201	0	該当無し	該当無し	該当無し
富山県流域	2.770	2.770	1.470	0.000	0.000	1.300	0.047	1.470	0.000	0.000	0.000	1.300	0	該当無し	該当無し	該当無し
石川県金沢市	0.164	0.164	0.000	0.059	0.004	0.105	0.008	0.000	0.000	0.000	0.000	0.164	0	該当無し	石川県	該当無し
石川県小松市	0.017	0.017	0.000	0.017	0.017	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.017	0	該当無し	該当無し	小松市
岐阜県流域	6.326	6.326	1.693	0.008	0.008	4.875	3.833	1.443	0.000	0.000	0.000	4.883	0	該当無し	該当無し	該当無し
岐阜県多治見市	0.758	0.758	0.000	0.758	0.070	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.758	0	岐阜県	岐阜県	多治見市
静岡県浜松市	1.622	1.622	0.832	0.487	0.054	0.304	0.070	0.831	0.000	0.000	0.000	0.791	0	該当無し	該当無し	浜松市
静岡県静岡市	0.491	0.491	0.081	0.410	0.410	0.000	0.000	0.081	0.000	0.000	0.000	0.410	0	中部地方整備局	静岡市	静岡市
愛知県流域	48.088	48.088	10.366	8.471	1.838	29.251	26.381	10.366	0.000	0.000	0.000	37.722	0	該当無し	愛知県	西尾市
愛知県名古屋市	44.374	44.374	38.178	2.664	1.227	3.532	2.213	38.178	0.000	0.000	0.000	6.196	0	該当無し	該当無し	名古屋市
愛知県豊橋市	4.780	4.780	0.920	1.373	1.370	2.605	2.240	0.802	0.000	0.000	0.000	3.978	0	該当無し	愛知県	豊橋市
愛知県蒲郡市	0.845	0.845	0.285	0.072	0.072	0.488	0.488	0.285	0.000	0.000	0.000	0.560	0	該当無し	該当無し	蒲郡市
愛知県高浜市	0.008	0.008	0.008	0.000	0.000	0.000	0.000	0.008	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
三重県流域	2.204	2.204	1.069	0.000	0.000	1.135	0.007	1.069	0.000	0.000	0.000	1.135	0	該当無し	該当無し	該当無し
三重県四日市市	0.229	0.229	0.000	0.128	0.128	0.101	0.101	0.000	0.000	0.000	0.000	0.229	0	該当無し	該当無し	四日市市
三重県伊勢市	1.427	1.427	0.000	0.434	0.016	0.550	0.010	0.443	0.000	0.000	0.000	0.984	0	該当無し	該当無し	伊勢市
滋賀県流域	12.200	12.200	11.553	0.320	0.015	5.889	5.889	5.344	0.647	0.000	0.000	11.553	0	該当無し	該当無し	守山市
京都府京都市	2.248	2.248	0.285	0.257	0.210	1.706	0.052	0.285	0.000	0.000	0.000	1.963	0	該当無し	該当無し	京都市
京都府流域	8.790	8.790	0.000	0.000	0.000	7.470	0.840	0.000	1.320	0.000	0.000	6.960	0	該当無し	該当無し	該当無し
京都府福知山市	0.276	0.276	0.000	0.000	0.000	0.276	0.276	0.000	0.000	0.000	0.000	0.276	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府大阪市	25.208	25.208	7.842	4.149	2.013	13.217	5.850	7.842	0.000	0.000	0.000	0.085	0	近畿地方整備局	該当無し	大阪市
大阪府流域	103.106	103.106	35.460	5.874	3.749	61.772	36.423	35.460	0.000	0.000	0.000	67.646	0	該当無し	大阪府	東大阪市 茨木市
大阪府堺市	6.243	5.221	2.779	0.613	0.159	1.829	1.039	2.779	0.000	0.000	1.022	2.442	1	該当無し	該当無し	堺市
大阪府岸和田市	0.857	0.857	0.857	0.000	0.000	0.000	0.000	0.857	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府豊中市	4.420	4.420	1.690	0.000	0.000	2.730	0.200	1.690	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府吹田市	0.065	0.065	0.010	0.000	0.000	0.055	0.055	0.010	0.000	0.000	0.000	0.055	0	該当無し	該当無し	該当無し

別紙１

※緊急度
Ⅰ：原則1年以内に速やかな対策を実施
Ⅱ：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
・要対策延長とは、対策が必要と見込まれる推計延長

【下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所）の地方公共団体別の結果（令和８年２月末時点）】

地方公共団体名	全国特別重点調査の対象延長（優先実施箇所）	目視調査実施済み延長	打音調査等実施済み延長	目視調査・打音調査等の結果								空洞調査の結果		緊急度Ⅰと判定された管路が埋設される道路管理者の情報		
				緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長（目視調査・打音調査等において緊急度Ⅰと判定された延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長（目視調査・打音調査等において緊急度Ⅱと判定された延長）		異状なしまたは軽度の異状（目視調査・打音調査等において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長（打音調査等の未実施延長を含む）	未了延長	調査困難延長	空洞調査実施済み延長（空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）				
					緊急度Ⅰの要対策延長		緊急度Ⅱの要対策延長						空洞が確認された箇所数（空洞があることが確定した箇所数）			
	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[箇所]	国道	都道府県道	市区町村道
大阪府高槻市	2.563	2.563	0.818	1.745	0.005	0.000	0.000	0.818	0.000	0.000	0.000	1.745	0	該当無し	大阪府	高槻市
大阪府八尾市	0.181	0.181	0.000	0.000	0.000	0.181	0.099	0.000	0.000	0.000	0.000	0.181	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府大東市	3.386	3.386	1.932	0.000	0.000	1.454	0.170	1.932	0.000	0.000	0.000	1.454	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府摂津市	0.499	0.499	0.499	0.000	0.000	0.000	0.000	0.499	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府東大阪市	1.343	1.343	0.000	0.340	0.340	1.003	0.069	0.000	0.000	0.000	0.000	1.343	0	該当無し	大阪府	東大阪市
大阪府枚方市	0.863	0.863	0.160	0.000	0.000	0.000	0.000	0.863	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府守口市	11.213	11.213	11.213	4.859	4.697	2.741	0.515	3.613	0.000	0.000	0.000	7.600	0	近畿地方整備局	大阪府	守口市
大阪府茨木市	0.167	0.167	0.000	0.000	0.000	0.167	0.040	0.000	0.000	0.000	0.000	0.167	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府四條畷市	0.161	0.161	0.161	0.000	0.000	0.000	0.000	0.161	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
兵庫県流域	16.237	16.237	0.000	1.426	0.258	10.617	10.617	4.194	0.000	0.000	0.000	7.936	0	該当無し	該当無し	尼崎市
兵庫県尼崎市	6.940	6.940	0.000	0.939	0.939	0.072	0.001	1.518	4.411	0.000	0.000	0.000	0	近畿地方整備局	兵庫県	尼崎市
兵庫県明石市	1.651	1.651	0.633	0.264	0.264	0.754	0.735	0.633	0.000	0.000	0.000	0.505	0	該当無し	兵庫県	明石市
兵庫県西宮市	2.519	2.519	0.000	2.136	0.023	0.383	0.225	0.000	0.000	0.000	0.000	2.519	0	該当無し	該当無し	西宮市
兵庫県芦屋市	0.613	0.613	0.000	0.000	0.000	0.613	0.613	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
兵庫県加古川市	1.324	1.324	0.000	0.298	0.065	0.986	0.445	0.040	0.000	0.000	0.000	1.284	0	該当無し	兵庫県	加古川市
兵庫県姫路市	0.198	0.198	0.198	0.000	0.000	0.000	0.000	0.198	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
奈良県流域	18.558	18.558	7.127	1.259	0.118	10.172	6.488	7.127	0.000	0.000	0.000	11.431	0	該当無し	奈良県	大和郡山市
和歌山県和歌山市	2.644	2.644	0.000	0.000	0.000	2.644	2.644	0.000	0.000	0.000	0.000	2.644	0	該当無し	該当無し	該当無し
和歌山県流域	0.844	0.844	0.000	0.166	0.166	0.678	0.678	0.000	0.000	0.000	0.000	0.844	0	該当無し	該当無し	かつらぎ町
鳥取県流域	0.943	0.943	0.000	0.000	0.000	0.943	0.943	0.000	0.000	0.000	0.000	0.943	0	該当無し	該当無し	該当無し
鳥取県米子市	2.140	2.140	2.140	0.386	0.386	1.663	1.663	0.091	0.000	0.000	0.000	2.049	2	中国地方整備局	鳥取県	米子市
島根県流域	4.197	4.197	0.000	0.000	0.000	4.197	1.098	0.000	0.000	0.000	0.000	4.197	0	該当無し	該当無し	該当無し
岡山県岡山市	8.966	8.966	0.000	3.183	0.138	5.783	0.388	0.000	0.000	0.000	0.000	8.966	0	中国地方整備局	該当無し	岡山市
岡山県流域	11.430	11.430	0.000	0.000	0.000	11.430	2.906	0.000	0.000	0.000	0.000	11.430	0	該当無し	該当無し	該当無し
岡山県倉敷市	4.368	4.368	1.015	0.193	0.187	3.160	1.113	1.015	0.000	0.000	0.000	3.354	0	該当無し	該当無し	倉敷市
岡山県笠岡市	0.584	0.584	0.584	0.000	0.000	0.000	0.000	0.584	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
広島県広島市	14.309	14.309	1.713	0.602	0.443	11.994	10.074	1.713	0.000	0.000	0.000	12.596	0	中国地方整備局	該当無し	広島市
広島県流域	15.392	15.392	0.000	3.779	2.445	11.612	9.376	0.000	0.000	0.000	0.000	15.392	0	該当無し	広島県	福山市
広島県福山市	2.462	2.462	0.326	0.824	0.766	1.312	1.312	0.326	0.000	0.000	0.000	2.136	0	該当無し	広島県	福山市
広島県大竹市	1.584	1.584	0.000	1.584	1.584	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.584	0	中国地方整備局	該当無し	大竹市
山口県宇部市	0.095	0.095	0.000	0.095	0.091	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.095	0	該当無し	該当無し	宇部市
山口県下松市	0.777	0.777	0.000	0.775	0.775	0.002	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.777	0	該当無し	山口県	下松市
徳島県徳島市	0.036	0.036	0.000	0.036	0.036	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.036	0	該当無し	該当無し	該当無し
香川県高松市	1.873	1.873	1.341	0.278	0.278	0.254	0.254	1.341	0.000	0.000	0.000	0.532	0	該当無し	香川県	高松市
香川県観音寺市	0.067	0.067	0.067	0.000	0.000	0.067	0.067	0.000	0.000	0.000	0.000	0.067	0	該当無し	該当無し	該当無し
香川県流域	0.678	0.678	0.000	0.000	0.000	0.678	0.678	0.000	0.000	0.000	0.000	0.678	0	該当無し	該当無し	該当無し
香川県丸亀市	0.692	0.692	0.619	0.000	0.000	0.073	0.002	0.619	0.000	0.000	0.000	0.073	1	該当無し	該当無し	該当無し
愛媛県今治市	1.091	1.091	1.091	0.000	0.000	0.000	0.000	1.091	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛媛県八幡浜市	2.106	2.106	0.252	0.000	0.000	2.106	1.123	0.000	0.000	0.000	0.000	2.106	0	該当無し	該当無し	該当無し
高知県高知市	4.932	4.932	0.490	0.824	0.551	3.618	2.651	0.490	0.000	0.000	0.000	3.020	0	四国地方整備局	高知県	高知市
福岡県流域	0.973	0.973	0.000	0.387	0.387	0.586	0.586	0.000	0.000	0.000	0.000	0.973	0	該当無し	該当無し	福岡市
福岡県北九州市	3.630	3.630	0.600	1.160	0.890	1.650	0.630	0.820	0.000	0.000	0.000	2.810	0	九州地方整備局	該当無し	北九州市
福岡県福岡市	0.612	0.612	0.000	0.000	0.000	0.612	0.420	0.000	0.000	0.000	0.000	0.612	0	該当無し	該当無し	該当無し
福岡県久留米市	0.579	0.579	0.579	0.000	0.000	0.000	0.000	0.579	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
福岡県大牟田市	0.558	0.558	0.558	0.000	0.000	0.000	0.000	0.558	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
長崎県長崎市	0.773	0.773	0.773	0.000	0.000	0.000	0.000	0.773	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
熊本県熊本市	0.610	0.610	0.610	0.000	0.000	0.000	0.000	0.610	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
熊本県玉名市	0.990	0.990	0.120	0.670	0.670	0.200	0.100	0.120	0.000	0.000	0.000	0.870	3	該当無し	該当無し	玉名市
熊本県山鹿市	0.149	0.149	0.000	0.149	0.149	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	山鹿市
宮崎県宮崎市	7.660	7.660	0.380	5.450	3.760	1.830	0.320	0.380	0.000	0.000	0.000	7.280	0	該当無し	宮崎県	宮崎市
鹿児島県鹿児島市	12.857	12.857	0.000	5.667	4.125	4.513	2.755	2.677	0.000	0.000	0.000	12.857	0	該当無し	鹿児島県	鹿児島市
沖縄県北谷町	0.068	0.068	0.000	0.068	0.068	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.016	0	該当無し	該当無し	該当無し

別紙２

※緊急度
Ⅰ：原則1年以内に速やかな対策を実施
Ⅱ：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
・要対策延長とは、対策が必要と見込まれる推計延長

【下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所以外）の地方公共団体別の結果（令和８年２月末時点）】

地方公共団体名	全国特別重点調査の対象延長（優先実施箇所以外）	目視調査実施済み延長	目視調査の結果							空洞調査の結果		緊急度Ⅰと判定された管路が埋設される道路管理者の情報		
			緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅰと判定された延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅱと判定された延長）		異状なしまたは軽度の異状（目視調査において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長	未了延長	空洞調査実施済み延長（空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）				
				緊急度Ⅰの要対策延長		緊急度Ⅱの要対策延長					空洞が確認された箇所数（空洞があることが確定した箇所数）	国道	都道府県道	市区町村道
	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[箇所]	例）関東地方整備局	例）東京都	例）千代田区
北海道流域	31.482	25.061	0.163	0.001	6.532	0.297	18.366	0.000	6.421	4.560	0	該当無し	該当無し	奈井江町
北海道札幌市	181.929	181.929	6.138	0.314	43.617	0.436	132.174	0.000	0.000	15.344	0	北海道開発局	札幌市	札幌市
北海道函館市	8.127	8.127	0.217	0.005	3.841	2.108	2.759	1.311	0.000	0.493	0	該当無し	該当無し	函館市
北海道小樽市	1.003	1.003	0.000	0.000	0.000	0.000	1.003	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道旭川市	26.166	26.166	0.000	0.000	2.720	2.086	23.446	0.000	0.000	2.536	0	該当無し	該当無し	旭川市
北海道室蘭市	4.644	4.644	0.460	0.379	1.843	0.747	2.341	0.000	0.000	2.303	0	該当無し	北海道	室蘭市
北海道釧路市	13.747	13.747	0.000	0.000	0.000	0.000	13.747	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道帯広市	14.071	14.071	0.000	0.000	0.000	0.000	14.071	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道北見市	17.496	17.496	0.513	0.079	3.281	0.166	13.703	0.000	0.000	3.793	0	該当無し	北海道	北見市
北海道岩見沢市	1.515	1.515	0.000	0.000	0.000	0.000	1.515	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道網走市	0.748	0.748	0.000	0.000	0.000	0.000	0.748	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道苫小牧市	9.663	9.663	0.000	0.000	0.041	0.041	9.622	0.000	0.000	0.041	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道稚内市	0.071	0.071	0.000	0.000	0.000	0.000	0.071	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道美唄市	3.226	3.226	0.000	0.000	2.993	0.023	0.233	0.000	0.000	2.993	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道芦別市	2.572	2.572	1.204	0.051	0.000	0.000	1.368	0.000	0.000	1.204	0	北海道開発局	該当無し	芦別市
北海道江別市	13.181	13.181	0.000	0.000	0.000	0.000	13.181	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道紋別市	0.734	0.734	0.060	0.001	0.000	0.000	0.675	0.000	0.000	0.060	0	該当無し	該当無し	紋別市
北海道士別市	2.647	2.647	0.000	0.000	0.887	0.083	1.760	0.000	0.000	0.887	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道名寄市	6.619	6.619	0.150	0.003	0.955	0.020	5.514	0.000	0.000	0.188	0	該当無し	該当無し	名寄市
北海道根室市	0.542	0.542	0.000	0.000	0.000	0.000	0.542	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道千歳市	5.497	5.497	0.000	0.000	0.000	0.000	5.497	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道滝川市	9.532	9.532	1.229	0.011	4.592	0.046	3.711	0.000	0.000	5.144	0	北海道開発局	該当無し	滝川市
北海道砂川市	0.422	0.422	0.000	0.000	0.000	0.000	0.422	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道深川市	1.340	1.340	0.000	0.000	0.512	0.011	0.828	0.000	0.000	0.512	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道富良野市	0.116	0.116	0.000	0.000	0.000	0.000	0.116	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道恵庭市	5.388	5.388	0.000	0.000	0.173	0.001	5.215	0.000	0.000	0.173	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道北広島市	2.510	2.510	0.000	0.000	0.000	0.000	2.510	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道石狩市	2.115	2.115	0.000	0.000	0.200	0.016	1.915	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	石狩市
北海道当別町	0.619	0.619	0.000	0.000	0.000	0.000	0.619	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道七飯町	0.064	0.064	0.000	0.000	0.000	0.000	0.064	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道倶知安町	0.337	0.337	0.000	0.000	0.300	0.055	0.037	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道南幌町	1.888	1.888	0.000	0.000	0.981	0.003	0.907	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道奈井江町	2.846	2.846	0.000	0.000	0.000	0.000	2.846	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道栗山町	0.419	0.419	0.000	0.000	0.000	0.000	0.419	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道東神楽町	1.208	1.208	0.000	0.000	0.000	0.000	1.208	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道美瑛町	1.292	1.292	0.000	0.000	0.000	0.000	1.292	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道羽幌町	0.022	0.022	0.022	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.022	0	北海道開発局	該当無し	該当無し
北海道美幌町	0.062	0.062	0.000	0.000	0.000	0.000	0.062	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道遠軽町	0.249	0.249	0.000	0.000	0.000	0.000	0.249	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道白老町	0.735	0.735	0.000	0.000	0.000	0.000	0.735	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道日高町	0.020	0.020	0.000	0.000	0.000	0.000	0.020	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道音更町	0.669	0.669	0.000	0.000	0.000	0.000	0.669	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道芽室町	1.523	1.523	0.000	0.000	0.000	0.000	1.523	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道広尾町	0.153	0.153	0.000	0.000	0.000	0.000	0.153	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道幕別町	0.301	0.301	0.000	0.000	0.000	0.000	0.301	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道釧路町	0.714	0.714	0.000	0.000	0.000	0.000	0.714	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
北海道厚岸町	0.085	0.085	0.000	0.000	0.085	0.002	0.000	0.000	0.000	0.085	0	該当無し	該当無し	該当無し
青森県八戸市	15.788	15.788	4.700	3.688	6.727	3.020	4.361	0.000	0.000	11.427	0	東北地方整備局	青森県	八戸市
青森県青森市	17.356	17.279	1.377	0.805	4.126	0.336	11.776	0.000	0.077	0.000	0	東北地方整備局	青森県	青森市
青森県弘前市	0.523	0.523	0.000	0.000	0.000	0.000	0.523	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
青森県五所川原市	0.426	0.426	0.000	0.000	0.000	0.000	0.426	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
青森県十和田市	0.798	0.798	0.000	0.000	0.000	0.000	0.798	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
青森県藤崎町	0.593	0.593	0.000	0.000	0.000	0.000	0.593	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
青森県大鰐町	0.475	0.475	0.124	0.025	0.300	0.040	0.051	0.000	0.000	0.424	0	該当無し	青森県	大鰐町
青森県板柳町	0.423	0.423	0.008	0.002	0.245	0.017	0.171	0.000	0.000	0.252	0	該当無し	該当無し	板柳町
青森県六戸町	0.352	0.352	0.000	0.000	0.035	0.009	0.317	0.000	0.000	0.035	0	該当無し	該当無し	該当無し
岩手県流域	14.264	14.264	0.000	0.000	0.964	0.002	13.300	0.000	0.000	0.964	0	該当無し	該当無し	該当無し
岩手県盛岡市	9.211	9.175	0.163	0.043	5.549	1.192	3.463	0.000	0.036	1.933	0	該当無し	該当無し	盛岡市
岩手県紫波町	1.117	1.117	0.000	0.000	0.000	0.000	1.117	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
岩手県矢巾町	4.474	4.474	0.000	0.000	1.356	0.020	3.118	0.000	0.000	1.356	0	該当無し	該当無し	該当無し
岩手県花巻市	0.057	0.057	0.000	0.000	0.000	0.000	0.057	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
岩手県久慈市	0.148	0.148	0.000	0.000	0.035	0.031	0.113	0.000	0.000	0.035	0	該当無し	該当無し	該当無し
宮城県流域	0.217	0.217	0.000	0.000	0.000	0.000	0.217	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
宮城県気仙沼市	0.045	0.045	0.000	0.000	0.000	0.000	0.045	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
宮城県仙台市	61.841	53.736	6.564	1.071	19.657	1.508	27.515	0.000	8.105	0.000	0	東北地方整備局	宮城県	仙台市
宮城県塩竈市	1.744	1.744	0.000	0.000	0.350	0.011	1.394	0.000	0.000	0.350	0	該当無し	該当無し	該当無し
宮城県角田市	0.093	0.093	0.093	0.093	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.093	0	該当無し	宮城県	角田市
宮城県多賀城市	3.027	3.027	0.143	0.143	2.485	2.485	0.399	0.000	0.000	2.628	0	該当無し	該当無し	多賀城市

別紙２

※緊急度
Ⅰ：原則1年以内に速やかな対策を実施
Ⅱ：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
・要対策延長とは、対策が必要と見込まれる推計延長

【下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所以外）の地方公共団体別の結果（令和８年２月末時点）】

地方公共団体名	全国特別重点調査の対象延長（優先実施箇所以外）	目視調査実施済み延長	目視調査の結果							空洞調査の結果		緊急度Ⅰと判定された管路が埋設される道路管理者の情報		
			緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅰと判定された延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅱと判定された延長）		異状なしまたは軽度の異状（目視調査において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長	未了延長	空洞調査実施済み延長（空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）				
				緊急度Ⅰの要対策延長		緊急度Ⅱの要対策延長					空洞が確認された箇所数（空洞があることが確定した箇所数）	国道	都道府県道	市区町村道
	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[箇所]	例）関東地方整備局	例）東京都	例）千代田区
宮城県岩沼市	0.885	0.885	0.000	0.000	0.000	0.000	0.885	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
宮城県大崎市	0.348	0.348	0.319	0.025	0.000	0.000	0.029	0.000	0.000	0.319	0	該当無し	該当無し	大崎市
宮城県大河原町	1.268	1.268	0.000	0.000	0.000	0.000	1.268	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
宮城県柴田町	3.439	3.439	0.000	0.000	0.000	0.000	3.439	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
宮城県利府町	0.100	0.100	0.000	0.000	0.000	0.000	0.100	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
宮城県大和町	1.656	1.656	0.000	0.000	0.160	0.160	1.496	0.000	0.000	0.160	0	該当無し	該当無し	該当無し
秋田県流域	3.406	3.406	0.422	0.422	0.161	0.161	2.823	0.000	0.000	0.583	0	該当無し	秋田県	該当無し
秋田県秋田市	15.574	14.277	1.071	0.118	9.104	2.300	4.102	0.000	1.297	0.000	0	該当無し	秋田県	秋田市
秋田県能代市	1.356	1.356	0.000	0.000	0.000	0.000	1.356	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
山形県流域	2.414	2.414	0.493	0.493	1.921	1.527	0.000	0.000	0.000	2.414	0	該当無し	山形県	天童市
山形県山形市	9.462	9.462	0.753	0.073	5.409	0.571	3.300	0.000	0.000	6.162	0	該当無し	山形県	山形市
山形県米沢市	0.428	0.428	0.383	0.112	0.039	0.039	0.006	0.000	0.000	0.422	1	該当無し	該当無し	米沢市
山形県鶴岡市	1.333	1.333	0.052	0.015	1.126	0.122	0.155	0.000	0.000	1.178	0	該当無し	該当無し	鶴岡市
山形県酒田市	4.703	4.703	0.000	0.000	0.000	0.000	4.703	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
山形県新庄市	1.058	1.058	0.000	0.000	0.000	0.000	1.058	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
山形県天童市	0.830	0.830	0.000	0.000	0.830	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
山形県東根市	2.504	2.504	0.000	0.000	0.970	0.023	1.534	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
山形県南陽市	1.230	1.230	0.000	0.000	0.043	0.001	1.187	0.000	0.000	0.043	0	該当無し	該当無し	該当無し
山形県河北町	0.326	0.326	0.000	0.000	0.326	0.152	0.000	0.000	0.000	0.326	0	該当無し	該当無し	該当無し
福島県流域	7.735	7.735	0.000	0.000	5.601	3.683	2.134	0.000	0.000	5.601	0	該当無し	該当無し	該当無し
福島県福島市	5.795	5.795	3.507	0.308	1.531	0.020	0.757	0.000	0.000	5.038	0	該当無し	福島県	福島市
福島県会津若松市	2.627	2.627	2.456	0.266	0.024	0.001	0.148	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	福島県	会津若松市
福島県郡山市	0.016	0.016	0.000	0.000	0.000	0.000	0.016	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
福島県いわき市	7.554	7.554	1.514	0.414	3.437	0.390	2.603	0.000	0.000	4.951	0	該当無し	福島県	いわき市
福島県本宮市	0.100	0.100	0.000	0.000	0.000	0.000	0.100	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
福島県矢吹町	0.449	0.449	0.000	0.000	0.000	0.000	0.449	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
茨城県流域	7.214	7.214	4.889	0.024	1.144	0.073	1.181	0.000	0.000	6.033	0	該当無し	茨城県	土浦市 神栖市
茨城県水戸市	10.824	10.824	5.340	0.112	3.563	0.122	1.922	0.000	0.000	8.903	0	関東地方整備局	茨城県	水戸市
茨城県日立市	3.015	3.015	1.640	0.518	0.655	0.061	0.720	0.000	0.000	1.476	0	関東地方整備局	茨城県	日立市
茨城県土浦市	1.907	1.907	0.270	0.038	1.236	0.150	0.401	0.000	0.000	1.506	1	該当無し	該当無し	土浦市
茨城県結城市	1.150	1.150	0.000	0.000	0.383	0.232	0.767	0.000	0.000	0.383	0	該当無し	該当無し	該当無し
茨城県龍ケ崎市	6.378	6.378	1.732	0.178	0.508	0.135	4.138	0.000	0.000	2.240	0	該当無し	茨城県	龍ケ崎市
茨城県常総市	2.324	2.324	0.189	0.002	0.000	0.000	2.135	0.000	0.000	0.189	0	該当無し	茨城県	常総市
茨城県牛久市	1.415	1.415	0.000	0.000	0.000	0.000	1.415	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
茨城県つくば市	23.121	23.121	1.705	0.102	8.808	0.482	12.607	0.000	0.000	0.000	0	茨城県	茨城県	つくば市
茨城県ひたちなか市	2.794	2.794	0.075	0.001	0.348	0.006	2.371	0.000	0.000	0.423	0	該当無し	該当無し	ひたちなか市
茨城県鹿嶋市	7.453	7.084	1.841	0.755	1.275	0.169	3.968	0.000	0.369	0.000	0	該当無し	茨城県	鹿嶋市
茨城県守谷市	6.089	6.089	0.000	0.000	1.889	0.022	4.200	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
茨城県常陸大宮市	2.812	2.812	1.075	0.055	0.131	0.002	1.606	0.000	0.000	0.000	0	茨城県	茨城県	常陸大宮市
茨城県坂東市	0.084	0.084	0.000	0.000	0.000	0.000	0.084	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
茨城県神栖市	0.470	0.470	0.000	0.000	0.384	0.001	0.086	0.000	0.000	0.384	0	該当無し	該当無し	該当無し
茨城県つくばみらい市	0.821	0.821	0.000	0.000	0.000	0.000	0.821	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
茨城県東海村	0.092	0.092	0.000	0.000	0.000	0.000	0.092	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
茨城県五霞町	0.760	0.760	0.000	0.000	0.000	0.000	0.760	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
茨城県利根町	0.799	0.799	0.000	0.000	0.000	0.000	0.799	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
茨城県取手地方広域下水道組合	1.523	1.523	0.146	0.002	0.838	0.025	0.539	0.000	0.000	0.256	0	該当無し	該当無し	取手市
茨城県ひたちなか・東海広域事務組合	9.243	9.243	0.000	0.000	2.567	0.039	6.676	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
栃木県宇都宮市	22.160	22.160	7.881	7.554	4.905	1.324	9.375	0.000	0.000	12.786	0	該当無し	栃木県	宇都宮市
栃木県足利市	9.404	9.404	1.209	0.021	1.375	0.021	6.820	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	足利市
栃木県栃木市	0.430	0.430	0.156	0.042	0.212	0.004	0.062	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	栃木市
栃木県佐野市	4.717	4.717	0.455	0.306	2.133	0.079	2.130	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	栃木県	佐野市
栃木県鹿沼市	4.926	4.926	0.128	0.008	1.761	0.123	3.037	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
栃木県小山市	10.426	10.426	0.000	0.000	0.000	0.000	10.426	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
栃木県大田原市	2.739	2.739	1.060	0.007	1.236	0.013	0.443	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	栃木県	大田原市
栃木県矢板市	1.068	1.068	0.869	0.050	0.169	0.006	0.030	0.000	0.000	1.038	0	該当無し	該当無し	矢板市
栃木県那須塩原市	0.064	0.064	0.000	0.000	0.000	0.000	0.064	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
栃木県下野市	4.921	4.921	2.531	0.265	0.821	0.014	1.569	0.000	0.000	3.352	0	栃木県	栃木県	下野市
栃木県上三川町	6.423	6.423	0.000	0.000	0.000	0.000	6.423	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
栃木県野木町	3.026	3.026	0.000	0.000	1.020	0.153	2.005	0.000	0.000	1.020	0	該当無し	該当無し	該当無し
群馬県流域	2.200	2.200	0.000	0.000	0.000	0.000	2.200	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
群馬県前橋市	0.163	0.163	0.000	0.000	0.135	0.001	0.028	0.000	0.000	0.135	0	該当無し	該当無し	該当無し
群馬県高崎市	1.328	1.328	0.000	0.000	0.000	0.000	1.328	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
群馬県桐生市	10.434	10.434	0.000	0.000	0.000	0.000	10.434	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
群馬県伊勢崎市	4.115	4.115	0.000	0.000	1.587	0.037	2.528	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
群馬県太田市	1.612	1.612	0.048	0.003	1.197	0.013	0.367	0.000	0.000	1.245	1	該当無し	該当無し	太田市
群馬県沼田市	0.350	0.350	0.000	0.000	0.000	0.000	0.350	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
群馬県館林市	0.581	0.581	0.000	0.000	0.000	0.000	0.581	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
群馬県渋川市	1.297	1.297	0.000	0.000	0.000	0.000	1.297	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し

別紙２

※緊急度
Ⅰ：原則1年以内に速やかな対策を実施
Ⅱ：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
・要対策延長とは、対策が必要と見込まれる推計延長

【下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所以外）の地方公共団体別の結果（令和８年２月末時点）】

地方公共団体名	全国特別重点調査の対象延長（優先実施箇所以外）	目視調査実施済み延長	目視調査の結果							空洞調査の結果		緊急度Ⅰと判定された管路が埋設される道路管理者の情報		
			緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅰと判定された延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅱと判定された延長）		異状なしまたは軽度の異状（目視調査において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長	未了延長	空洞調査実施済み延長（空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）				
				緊急度Ⅰの要対策延長		緊急度Ⅱの要対策延長					空洞が確認された箇所数（空洞があることが確認した箇所数）	国道	都道府県道	市区町村道
	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[箇所]	例）関東地方整備局	例）東京都	例）千代田区
群馬県邑楽町	0.713	0.713	0.000	0.000	0.000	0.000	0.713	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県流域	61.200	58.200	0.500	0.390	23.600	7.930	34.100	0.000	3.000	24.100	0	埼玉県	該当無し	該当無し
埼玉県川越市	10.768	10.768	0.000	0.000	0.490	0.490	10.278	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県熊谷市	10.921	10.921	4.264	0.250	5.805	0.300	0.852	0.000	0.000	10.069	2	該当無し	該当無し	熊谷市
埼玉県川口市	3.443	3.443	1.154	0.230	0.135	0.030	2.154	0.000	0.000	1.289	0	該当無し	該当無し	川口市
埼玉県行田市	3.852	3.852	0.187	0.187	0.453	0.427	3.212	0.000	0.000	0.349	0	該当無し	該当無し	行田市
埼玉県所沢市	9.892	9.892	0.621	0.621	2.718	2.718	6.553	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	埼玉県	所沢市
埼玉県飯能市	0.874	0.874	0.049	0.002	0.137	0.034	0.688	0.000	0.000	0.186	0	該当無し	該当無し	飯能市
埼玉県本庄市	7.625	7.625	0.085	0.085	0.676	0.676	6.864	0.000	0.000	0.761	0	該当無し	埼玉県	該当無し
埼玉県東松山市	6.773	6.773	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	6.773	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県狭山市	8.576	8.576	0.297	0.297	3.442	0.037	4.837	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	狭山市
埼玉県春日部市	0.970	0.970	0.000	0.000	0.614	0.614	0.356	0.000	0.000	0.614	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県羽生市	0.900	0.900	0.323	0.323	0.458	0.458	0.119	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	羽生市
埼玉県鴻巣市	3.356	3.356	0.000	0.000	0.764	0.017	2.592	0.000	0.000	0.764	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県深谷市	10.754	10.754	0.000	0.000	0.000	0.000	10.754	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県上尾市	9.514	9.514	1.228	0.136	2.900	0.218	5.387	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	上尾市
埼玉県草加市	2.448	2.448	0.000	0.000	0.490	0.328	1.958	0.000	0.000	0.490	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県蕨市	2.100	2.100	0.401	0.022	0.377	0.013	1.322	0.000	0.000	0.778	0	該当無し	該当無し	蕨市
埼玉県戸田市	6.600	5.525	2.189	2.189	0.505	0.505	2.831	0.000	1.075	0.000	0	関東地方整備局	埼玉県	戸田市
埼玉県入間市	3.816	3.816	0.000	0.000	0.000	0.000	3.816	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県朝霞市	0.547	0.547	0.090	0.090	0.196	0.196	0.261	0.000	0.000	0.000	0	**埼玉県**	**該当無し**	朝霞市
埼玉県和光市	0.293	0.293	0.000	0.000	0.100	0.001	0.193	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県新座市	12.829	12.829	4.615	4.615	5.005	5.005	3.209	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	埼玉県	新座市
埼玉県桶川市	2.709	2.709	0.000	0.000	0.000	0.000	2.709	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県久喜市	1.074	1.074	0.214	0.013	0.000	0.000	0.860	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	久喜市
埼玉県富士見市	0.275	0.275	0.000	0.000	0.000	0.000	0.275	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県三郷市	0.557	0.557	0.005	0.005	0.552	0.552	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	三郷市
埼玉県蓮田市	0.603	0.603	0.102	0.102	0.096	0.001	0.405	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	埼玉県	該当無し
埼玉県ふじみ野市	0.796	0.796	0.000	0.000	0.704	0.704	0.092	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県白岡市	0.396	0.396	0.165	0.138	0.093	0.003	0.138	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	白岡市
埼玉県宮代町	0.191	0.191	0.157	0.141	0.018	0.018	0.016	0.000	0.000	0.175	0	該当無し	該当無し	宮代町
埼玉県松伏町	1.556	1.516	0.850	0.850	0.000	0.000	0.666	0.000	0.040	0.000	0	該当無し	埼玉県	松伏町
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	4.120	4.120	0.000	0.000	0.000	0.000	4.120	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
埼玉県さいたま市	38.478	38.478	9.664	1.090	9.985	0.610	18.829	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	さいたま市
千葉県流域	42.222	38.102	0.875	0.772	17.005	10.180	13.947	6.275	4.120	9.502	0	該当無し	千葉県	千葉市 佐倉市
千葉県君津富津広域下水道組合	11.593	11.593	1.497	0.359	4.164	1.003	5.932	0.000	0.000	0.000	0	関東地方整備局	千葉県	君津市 富津市
千葉県船橋市	12.113	12.113	6.113	3.869	3.099	1.013	2.901	0.000	0.000	6.400	0	NEXCO東日本 千葉県都市土	千葉県	船橋市
千葉県千葉市	32.984	32.984	0.000	0.000	0.512	0.512	32.472	0.000	0.000	0.512	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県銚子市	0.276	0.276	0.072	0.072	0.000	0.000	0.204	0.000	0.000	0.072	0	該当無し	千葉県	銚子市
千葉県市川市	0.470	0.470	0.157	0.157	0.285	0.285	0.028	0.000	0.000	0.442	0	該当無し	該当無し	市川市
千葉県木更津市	7.000	6.900	0.000	0.000	0.000	0.000	6.900	0.000	0.100	0.100	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県松戸市	9.604	9.604	0.024	0.001	2.330	0.024	7.250	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	松戸市
千葉県野田市	8.392	8.392	0.313	0.030	4.658	0.544	3.421	0.000	0.000	4.971	0	該当無し	該当無し	野田市
千葉県茂原市	1.269	1.269	0.000	0.000	0.000	0.000	1.269	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県成田市	1.125	1.125	0.000	0.000	0.229	0.059	0.896	0.000	0.000	0.229	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県佐倉市	7.093	7.093	3.310	1.254	0.032	0.006	3.750	0.000	0.000	2.795	0	該当無し	千葉県	佐倉市 八千代市
千葉県東金市	1.388	1.388	0.000	0.000	0.041	0.041	1.347	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県習志野市	20.897	19.465	1.686	1.549	8.534	8.464	4.077	5.168	1.432	0.000	0	千葉県	千葉県	習志野市
千葉県柏市	7.600	7.600	2.900	0.040	3.400	0.060	1.300	0.000	0.000	5.950	0	関東地方整備局	千葉県	柏市
千葉県市原市	11.893	11.893	0.414	0.015	0.074	0.002	11.405	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	市原市
千葉県流山市	3.691	1.255	0.000	0.000	0.000	0.000	1.255	0.000	2.436	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県八千代市	4.180	4.180	1.335	0.289	1.980	0.127	0.865	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	八千代市
千葉県我孫子市	2.786	2.786	0.321	0.114	2.109	0.151	0.356	0.000	0.000	2.430	4	該当無し	該当無し	我孫子市
千葉県浦安市	9.427	8.587	0.000	0.000	0.000	0.000	8.587	0.000	0.840	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県四街道市	5.873	5.873	1.404	0.032	3.382	0.054	1.087	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	四街道市
千葉県白井市	1.626	1.626	0.109	0.001	0.000	0.000	1.517	0.000	0.000	0.109	0	該当無し	該当無し	白井市
千葉県袖ケ浦市	1.529	1.529	0.000	0.000	0.466	0.010	1.063	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県印西市	12.446	12.446	0.168	0.003	5.719	0.061	6.559	0.000	0.000	5.887	0	千葉県	該当無し	印西市
千葉県富里市	1.655	1.655	0.000	0.000	0.000	0.000	1.655	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県香取市	1.833	1.833	0.000	0.000	0.066	0.040	1.767	0.000	0.000	0.066	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県大網白里市	0.432	0.432	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.432	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県酒々井町	0.307	0.307	0.307	0.307	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	酒々井町
千葉県栄町	2.480	2.480	0.000	0.000	0.000	0.000	2.480	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
千葉県一宮町	1.450	1.450	0.000	0.000	0.000	0.000	1.450	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都流域	69.962	69.573	0.000	0.000	16.023	0.751	40.853	12.697	0.389	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都区部	437.900	378.300	18.200	1.900	88.100	6.200	120.700	151.300	59.600	0.000	0	関東地方整備局	東京都	各区
東京都青梅市	5.458	5.458	0.695	0.000	0.180	0.000	4.583	0.000	0.000	0.875	0	該当無し	該当無し	青梅市
東京都府中市	38.343	38.343	9.342	1.499	8.974	1.241	20.027	0.000	0.000	11.694	0	該当無し	東京都	府中市

別紙２

※緊急度
Ⅰ：原則1年以内に速やかな対策を実施
Ⅱ：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
・要対策延長とは、対策が必要と見込まれる推計延長

【下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所以外）の地方公共団体別の結果（令和８年２月末時点）】

地方公共団体名	全国特別重点調査の対象延長（優先実施箇所以外）	目視調査実施済み延長	目視調査の結果							空洞調査の結果		緊急度Ⅰと判定された管路が埋設される道路管理者の情報		
			緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅰと判定された延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅱと判定された延長）		異状なしまたは軽度の異状（目視調査において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長	未了延長	空洞調査実施済み延長（空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）				
				緊急度Ⅰの要対策延長		緊急度Ⅱの要対策延長					空洞が確認された箇所数（空洞があることが確認した箇所数）	国道	都道府県道	市区町村道
	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[箇所]	例）関東地方整備局	例）東京都	例）千代田区
東京都昭島市	8.971	8.971	2.804	0.023	3.228	0.008	2.939	0.000	0.000	6.032	1	関東地方整備局	東京都	昭島市
東京都小金井市	6.212	6.212	0.111	0.006	4.032	0.031	2.069	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	小金井市
東京都小平市	10.574	10.574	0.543	0.380	1.740	0.198	8.291	0.000	0.000	2.283	0	該当無し	該当無し	小平市
東京都福生市	7.063	7.063	3.623	0.343	2.509	0.008	0.931	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	東京都	福生市
東京都八王子市	14.015	14.015	2.949	2.668	2.576	0.499	8.490	0.000	0.000	5.021	1	関東地方整備局	東京都	八王子市
東京都立川市	14.900	14.900	0.000	0.000	2.729	0.029	12.171	0.000	0.000	2.729	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都武蔵野市	7.141	7.141	2.047	0.045	1.526	0.274	3.568	0.000	0.000	3.573	0	該当無し	東京都	武蔵野市
東京都三鷹市	7.413	7.413	1.423	0.941	1.359	0.219	4.630	0.000	0.000	2.783	0	該当無し	該当無し	三鷹市
東京都調布市	18.849	18.849	4.538	1.332	3.788	1.221	10.523	0.000	0.000	7.947	0	該当無し	東京都	調布市
東京都町田市	12.790	12.790	4.458	0.706	2.381	0.226	5.952	0.000	0.000	6.761	0	該当無し	東京都	町田市
東京都日野市	0.350	0.350	0.000	0.000	0.000	0.000	0.350	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都東村山市	0.089	0.089	0.089	0.089	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.089	0	該当無し	該当無し	東村山市
東京都国分寺市	11.259	11.259	1.256	0.140	1.290	0.028	8.713	0.000	0.000	2.546	0	該当無し	東京都	国分寺市
東京都国立市	2.508	2.508	0.000	0.000	0.087	0.030	2.421	0.000	0.000	0.087	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都狛江市	6.769	6.769	2.254	0.851	2.170	0.337	2.345	0.000	0.000	4.424	0	該当無し	東京都	狛江市
東京都東久留米市	0.645	0.645	0.542	0.310	0.054	0.001	0.049	0.000	0.000	0.596	0	該当無し	東京都	東久留米市
東京都武蔵村山市	1.085	1.085	0.935	0.015	0.072	0.001	0.079	0.000	0.000	1.006	0	該当無し	東京都	武蔵村山市
東京都多摩市	9.905	9.905	0.000	0.000	0.585	0.171	9.320	0.000	0.000	0.585	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都稲城市	2.489	2.489	1.942	0.948	0.000	0.000	0.547	0.000	0.000	1.942	0	該当無し	東京都	稲城市
東京都羽村市	0.778	0.778	0.013	0.001	0.164	0.164	0.601	0.000	0.000	0.177	0	該当無し	該当無し	羽村市
東京都西東京市	1.321	1.321	0.000	0.000	0.000	0.000	1.321	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
東京都瑞穂町	4.030	4.030	0.000	0.000	0.641	0.006	3.389	0.000	0.000	0.641	0	該当無し	該当無し	該当無し
神奈川県流域	50.600	50.600	7.650	0.740	31.210	4.180	11.740	0.000	0.000	0.000	0	関東地方整備局	神奈川県	相模原市 平塚市
神奈川県横須賀市	25.379	25.379	0.643	0.443	0.423	0.423	24.313	0.000	0.000	1.066	0	関東地方整備局	該当無し	横須賀市
神奈川県横浜市	357.400	343.500	1.900	1.200	165.900	3.300	144.200	31.500	13.900	0.000	0	関東地方整備局	該当無し	横浜市
神奈川県相模原市	51.304	51.304	2.014	0.031	8.188	3.863	41.102	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	相模原市
神奈川県平塚市	20.752	20.752	5.789	1.511	6.211	0.529	8.752	0.000	0.000	12.000	0	神奈川県	該当無し	平塚市
神奈川県鎌倉市	0.401	0.401	0.308	0.001	0.093	0.000	0.000	0.000	0.000	0.401	0	該当無し	該当無し	鎌倉市
神奈川県藤沢市	15.799	15.799	9.509	9.509	3.606	3.606	2.684	0.000	0.000	1.781	0	関東地方整備局	神奈川県	藤沢市
神奈川県小田原市	9.700	9.700	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	9.700	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
神奈川県茅ヶ崎市	1.351	1.351	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.351	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
神奈川県逗子市	0.382	0.382	0.109	0.059	0.242	0.008	0.031	0.000	0.000	0.351	0	該当無し	該当無し	逗子市
神奈川県三浦市	1.094	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.094	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
神奈川県秦野市	7.698	7.698	0.000	0.000	0.000	0.000	7.698	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
神奈川県厚木市	12.227	12.205	5.987	1.913	3.652	0.480	1.212	1.353	0.022	1.572	0	関東地方整備局	神奈川県	厚木市
神奈川県大和市	9.674	9.539	1.630	0.409	0.121	0.050	7.788	0.000	0.135	0.000	0	関東地方整備局	該当無し	大和市道
神奈川県伊勢原市	0.965	0.965	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.965	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
神奈川県海老名市	4.736	4.736	1.837	0.330	0.697	0.104	2.202	0.000	0.000	2.534	2	該当無し	神奈川県	海老名市
神奈川県座間市	4.832	4.832	0.000	0.000	2.647	0.701	2.185	0.000	0.000	2.647	0	該当無し	該当無し	該当無し
神奈川県大磯町	0.344	0.344	0.000	0.000	0.000	0.000	0.344	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
神奈川県愛川町	2.822	2.822	0.000	0.000	2.081	1.879	0.741	0.000	0.000	2.081	0	該当無し	該当無し	該当無し
神奈川県川崎市	43.124	43.124	2.221	0.510	1.992	0.311	36.416	2.495	0.000	1.622	0	関東地方整備局	川崎市	川崎市
山梨県流域	0.006	0.006	0.000	0.000	0.000	0.000	0.006	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
山梨県甲府市	5.080	5.080	0.000	0.000	0.000	0.000	5.080	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
長野県流域	1.716	1.716	0.718	0.718	0.998	0.998	0.000	0.000	0.000	1.716	0	該当無し	長野県	諏訪市
長野県長野市	12.848	12.848	2.823	0.442	4.933	0.294	5.092	0.000	0.000	0.226	0	該当無し	長野県	長野市
長野県松本市	3.424	3.424	0.000	0.000	0.448	0.448	2.976	0.000	0.000	0.448	0	該当無し	該当無し	該当無し
長野県飯田市	0.667	0.667	0.000	0.000	0.667	0.643	0.000	0.000	0.000	0.667	0	該当無し	該当無し	該当無し
長野県飯山市	1.650	1.650	0.050	0.001	0.000	0.000	1.600	0.000	0.000	0.000	0	長野県	該当無し	該当無し
長野県塩尻市	2.558	2.558	0.000	0.000	0.839	0.001	1.719	0.000	0.000	0.839	0	該当無し	該当無し	該当無し
長野県千曲市	1.000	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
新潟県流域	3.402	3.402	1.664	0.044	0.000	0.000	1.738	0.000	0.000	1.664	0	該当無し	該当無し	新潟市
新潟県三条市	6.313	6.313	1.365	0.444	1.540	0.020	3.408	0.000	0.000	2.905	0	該当無し	該当無し	三条市
新潟県新潟市	33.399	33.399	3.316	0.625	12.842	1.097	11.793	5.448	0.000	9.590	0	該当無し	新潟市	新潟市
新潟県長岡市	13.622	13.622	0.000	0.000	0.061	0.061	13.561	0.000	0.000	0.061	0	該当無し	該当無し	該当無し
新潟県加茂市	1.998	1.998	0.077	0.002	1.373	0.014	0.548	0.000	0.000	1.450	0	該当無し	該当無し	加茂市
新潟県見附市	0.417	0.417	0.000	0.000	0.107	0.107	0.310	0.000	0.000	0.107	0	該当無し	該当無し	該当無し
新潟県村上市	1.695	1.695	0.090	0.001	1.092	0.173	0.513	0.000	0.000	1.182	2	該当無し	該当無し	村上市
新潟県燕市	0.010	0.010	0.010	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.010	0	該当無し	該当無し	燕市
新潟県糸魚川市	0.250	0.250	0.000	0.000	0.000	0.000	0.250	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
新潟県五泉市	0.757	0.757	0.000	0.000	0.111	0.082	0.646	0.000	0.000	0.111	0	該当無し	該当無し	該当無し
新潟県佐渡市	2.311	2.311	0.000	0.000	0.000	0.000	2.311	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
新潟県湯沢町	0.132	0.132	0.000	0.000	0.000	0.000	0.132	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
新潟県柏崎市	0.608	0.608	0.264	0.005	0.126	0.002	0.218	0.000	0.000	0.390	0	該当無し	該当無し	柏崎市
新潟県新発田市	2.937	2.937	0.000	0.000	0.000	0.000	2.937	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
富山県流域	0.610	0.050	0.000	0.000	0.000	0.000	0.050	0.000	0.560	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
富山県中新川広域行政事務組合	1.100	1.100	0.000	0.000	0.000	0.000	1.100	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
富山県富山市	10.766	10.766	1.597	0.057	3.841	0.754	5.328	0.000	0.000	5.438	0	該当無し	富山県	富山市

別紙２

※緊急度
Ⅰ：原則1年以内に速やかな対策を実施
Ⅱ：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
・要対策延長とは、対策が必要と見込まれる推計延長

【下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所以外）の地方公共団体別の結果（令和８年２月末時点）】

地方公共団体名	全国特別重点調査の対象延長（優先実施箇所以外）	目視調査実施済み延長	目視調査の結果							空洞調査の結果		緊急度Ⅰと判定された管路が埋設される道路管理者の情報		
			緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅰと判定された延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅱと判定された延長）		異状なしまたは軽度の異状（目視調査において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長	未了延長	空洞調査実施済み延長（空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）				
				緊急度Ⅰの要対策延長		緊急度Ⅱの要対策延長					空洞が確認された箇所数（空洞があることが確認した箇所数）	国道	都道府県道	市区町村道
	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[箇所]	例）関東地方整備局	例）東京都	例）千代田区
富山県高岡市	2.590	2.590	1.371	0.212	1.078	0.117	0.141	0.000	0.000	2.449	9	北陸地方整備局	富山県	高岡市
富山県南砺市	1.266	1.266	0.000	0.000	1.003	0.009	0.263	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
富山県射水市	1.026	1.026	0.339	0.184	0.484	0.030	0.203	0.000	0.000	0.823	1	該当無し	該当無し	射水市
石川県金沢市	18.768	18.768	0.308	0.034	8.234	0.367	10.226	0.000	0.000	8.542	1	北陸地方整備局	石川県	金沢市
石川県小松市	2.218	2.218	0.000	0.000	2.083	0.118	0.135	0.000	0.000	2.083	6	該当無し	該当無し	該当無し
石川県加賀市	0.014	0.014	0.000	0.000	0.000	0.000	0.014	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
石川県かほく市	1.899	1.899	0.388	0.008	0.910	0.013	0.601	0.000	0.000	1.298	0	該当無し	該当無し	かほく市
石川県白山市	1.331	1.331	0.000	0.000	0.000	0.000	1.331	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
石川県野々市市	1.372	1.372	0.000	0.000	0.000	0.000	1.372	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
石川県津幡町	1.366	1.366	0.000	0.000	0.000	0.000	1.366	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
石川県内灘町	0.030	0.030	0.000	0.000	0.000	0.000	0.030	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
岐阜県流域	6.136	6.136	0.000	0.000	4.051	4.051	2.085	0.000	0.000	4.051	0	該当無し	該当無し	該当無し
岐阜県多治見市	4.693	4.693	0.821	0.821	2.470	2.339	1.402	0.000	0.000	3.291	0	岐阜県	岐阜県	多治見市
岐阜県岐阜市	7.637	7.637	0.000	0.000	1.617	0.015	6.020	0.000	0.000	1.617	0	該当無し	該当無し	該当無し
岐阜県大垣市	1.596	1.596	0.000	0.000	0.309	0.309	1.287	0.000	0.000	0.309	0	該当無し	該当無し	該当無し
岐阜県美濃加茂市	2.558	2.558	0.000	0.000	0.572	0.001	1.986	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
岐阜県垂井町	0.327	0.327	0.000	0.000	0.148	0.001	0.179	0.000	0.000	0.148	0	該当無し	該当無し	該当無し
静岡県浜松市	16.028	16.028	0.894	0.009	6.911	4.456	8.223	0.000	0.000	7.805	0	該当無し	該当無し	浜松市
静岡県流域	0.443	0.443	0.000	0.000	0.000	0.000	0.443	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
静岡県静岡市	11.665	11.650	7.844	2.721	1.223	0.061	2.583	0.000	0.015	9.067	0	中部地方整備局	静岡市	静岡市
静岡県沼津市	1.590	1.590	0.286	0.131	0.215	0.004	1.089	0.000	0.000	0.501	0	該当無し	該当無し	沼津市
愛知県流域	7.104	7.104	1.723	0.341	2.678	1.013	2.703	0.000	0.000	4.401	0	該当無し	愛知県	該当無し
愛知県名古屋市	116.417	100.950	6.197	3.983	9.993	2.942	84.760	0.000	15.467	5.907	0	名古屋市	該当無し	名古屋市
愛知県岡崎市	15.075	15.075	2.422	0.350	3.187	0.313	9.466	0.000	0.000	5.609	0	愛知県	愛知県	岡崎市
愛知県半田市	5.859	5.859	0.356	0.303	2.150	0.833	3.353	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	半田市
愛知県豊田市	5.741	5.741	1.743	0.020	2.135	0.026	1.863	0.000	0.000	3.878	0	該当無し	該当無し	豊田市
愛知県豊橋市	25.735	25.470	6.166	4.723	13.429	6.604	5.875	0.000	0.265	19.457	0	該当無し	愛知県	豊橋市
愛知県一宮市	1.622	1.622	0.000	0.000	1.055	0.018	0.567	0.000	0.000	1.055	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県瀬戸市	0.707	0.707	0.000	0.000	0.000	0.000	0.707	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県春日井市	30.723	30.638	0.000	0.000	4.613	0.079	26.025	0.000	0.085	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県小牧市	4.054	4.054	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	4.054	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県豊川市	16.147	16.147	0.143	0.143	6.021	6.021	9.983	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	豊川市
愛知県津島市	1.900	1.900	0.000	0.000	0.000	0.000	1.900	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県碧南市	7.213	7.213	0.684	0.012	2.373	0.047	4.156	0.000	0.000	2.946	0	愛知県	愛知県	碧南市
愛知県刈谷市	9.440	9.440	1.225	0.275	3.903	0.175	4.312	0.000	0.000	4.559	0	該当無し	該当無し	刈谷市
愛知県安城市	7.126	7.126	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	7.126	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県西尾市	3.481	3.481	1.336	0.010	0.975	0.001	1.170	0.000	0.000	2.311	0	該当無し	該当無し	西尾市
愛知県蒲郡市	0.830	0.830	0.000	0.000	0.070	0.070	0.760	0.000	0.000	0.070	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県常滑市	4.480	4.254	0.208	0.103	0.656	0.024	3.390	0.000	0.226	0.864	0	愛知県	愛知県	常滑市
愛知県江南市	4.577	4.577	0.000	0.000	1.559	0.048	3.018	0.000	0.000	1.559	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県稲沢市	2.781	2.781	0.000	0.000	0.000	0.000	2.781	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県東海市	7.322	7.322	0.107	0.001	3.879	0.069	3.336	0.000	0.000	3.986	0	該当無し	該当無し	東海市
愛知県大府市	4.965	4.965	1.151	0.034	2.174	0.043	1.640	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	愛知県	大府市
愛知県知立市	0.819	0.819	0.000	0.000	0.000	0.000	0.819	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県尾張旭市	4.857	4.857	0.414	0.005	4.029	0.078	0.414	0.000	0.000	4.443	0	該当無し	該当無し	尾張旭市
愛知県高浜市	4.675	4.675	0.000	0.000	2.226	0.048	2.449	0.000	0.000	2.226	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県岩倉市	2.315	2.315	1.150	0.026	0.692	0.024	0.473	0.000	0.000	1.842	0	該当無し	該当無し	岩倉市
愛知県日進市	4.266	4.069	0.006	0.001	0.699	0.026	3.364	0.000	0.197	0.705	0	該当無し	愛知県	該当無し
愛知県田原市	1.761	1.761	0.127	0.036	0.791	0.046	0.843	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	愛知県	田原市
愛知県清須市	5.097	5.097	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	5.097	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県北名古屋市	4.241	4.241	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	4.241	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県みよし市	4.970	4.970	1.182	0.027	1.756	0.039	2.032	0.000	0.000	2.938	0	中部地方整備局	愛知県	みよし市
愛知県東浦町	1.266	1.266	0.000	0.000	0.577	0.064	0.689	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県長久手市	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛知県武豊町	2.954	2.954	1.263	0.099	1.161	0.042	0.530	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	愛知県	武豊町
愛知県幸田町	1.389	1.389	0.161	0.049	0.516	0.052	0.712	0.000	0.000	0.677	0	該当無し	該当無し	幸田町
三重県流域	5.295	5.295	0.000	0.000	3.547	1.819	1.748	0.000	0.000	3.547	0	該当無し	該当無し	該当無し
三重県津市	8.961	8.961	0.000	0.000	0.262	0.003	8.699	0.000	0.000	0.262	0	該当無し	該当無し	該当無し
三重県四日市市	25.326	25.326	4.531	3.894	9.258	2.252	9.209	2.328	0.000	13.789	0	中部地方整備局	三重県	四日市市
三重県伊勢市	1.129	1.129	0.000	0.000	0.000	0.000	1.129	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
三重県松阪市	2.141	2.141	0.000	0.000	1.078	0.129	1.063	0.000	0.000	1.078	0	該当無し	該当無し	該当無し
三重県桑名市	6.371	6.371	0.000	0.000	2.954	2.954	3.417	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
三重県伊賀市	0.070	0.070	0.000	0.000	0.000	0.000	0.070	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
三重県川越町	0.241	0.241	0.000	0.000	0.000	0.000	0.241	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
福井県福井市	9.889	9.889	0.616	0.570	4.519	2.509	4.754	0.000	0.000	5.135	0	該当無し	該当無し	福井市
福井県敦賀市	0.724	0.724	0.000	0.000	0.000	0.000	0.724	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
福井県越前市	1.171	1.171	0.000	0.000	1.003	0.129	0.168	0.000	0.000	1.003	0	該当無し	該当無し	該当無し
滋賀県流域	12.413	12.413	0.000	0.000	3.889	3.889	8.524	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し

別紙２

※緊急度
Ⅰ：原則1年以内に速やかな対策を実施
Ⅱ：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
・要対策延長とは、対策が必要と見込まれる推計延長

【下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所以外）の地方公共団体別の結果（令和８年２月末時点）】

地方公共団体名	全国特別重点調査の対象延長（優先実施箇所以外）	目視調査実施済み延長	目視調査の結果							空洞調査の結果		緊急度Ⅰと判定された管路が埋設される道路管理者の情報		
			緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅰと判定された延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅱと判定された延長）		異状なしまたは軽度の異状（目視調査において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長	未了延長	空洞調査実施済み延長（空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）	空洞が確認された箇所数（空洞があることが確定した箇所数）			
				緊急度Ⅰの要対策延長		緊急度Ⅱの要対策延長						国道	都道府県道	市区町村道
	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[箇所]	例）関東地方整備局	例）東京都	例）千代田区
滋賀県大津市	2.367	2.367	1.151	1.151	0.469	0.469	0.747	0.000	0.000	0.063	0	該当無し	該当無し	大津市
滋賀県近江八幡市	0.020	0.020	0.020	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.020	0	該当無し	滋賀県	該当無し
滋賀県草津市	0.997	0.997	0.192	0.004	0.423	0.013	0.382	0.000	0.000	0.615	0	該当無し	該当無し	草津市
滋賀県守山市	1.738	1.738	0.000	0.000	0.000	0.000	1.738	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
滋賀県栗東市	1.319	1.319	0.116	0.001	0.861	0.001	0.342	0.000	0.000	0.977	0	該当無し	該当無し	栗東市
滋賀県甲賀市	2.764	2.764	0.000	0.000	0.000	0.000	2.764	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
滋賀県日野町	0.168	0.168	0.024	0.001	0.000	0.000	0.144	0.000	0.000	0.024	0	滋賀県	該当無し	該当無し
京都府流域	5.247	4.740	0.000	0.000	1.678	0.046	2.940	0.122	0.507	1.678	0	該当無し	該当無し	該当無し
京都府京都市	105.690	104.718	16.462	1.473	23.749	2.003	64.507	0.000	0.972	41.183	0	近畿地方整備局	該当無し	京都市
京都府福知山市	2.134	2.134	0.000	0.000	0.285	0.056	1.849	0.000	0.000	0.285	0	該当無し	該当無し	該当無し
京都府城陽市	0.605	0.605	0.000	0.000	0.000	0.000	0.605	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
京都府八幡市	2.295	2.295	0.000	0.000	0.334	0.018	1.961	0.000	0.000	0.334	0	該当無し	該当無し	該当無し
京都府木津川市	0.482	0.482	0.000	0.000	0.000	0.000	0.482	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
京都府久御山町	0.554	0.554	0.038	0.000	0.291	0.000	0.225	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	久御山町
大阪府流域	32.115	32.115	0.820	0.015	22.423	0.976	8.872	0.000	0.000	23.243	0	該当無し	大阪府	高槻市
大阪府大阪市	202.952	149.872	9.842	3.851	44.779	41.607	95.251	0.000	53.080	0.000	0	近畿地方整備局	該当無し	大阪市
大阪府堺市	48.324	47.546	1.308	0.120	8.834	1.591	37.404	0.000	0.778	3.869	0	該当無し	該当無し	堺市
大阪府岸和田市	13.144	11.840	0.000	0.000	2.013	0.027	9.827	0.000	1.304	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府豊中市	19.135	18.951	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	18.951	0.184	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府吹田市	11.096	11.096	1.843	1.425	5.855	2.916	3.399	0.000	0.000	2.573	0	該当無し	大阪府	吹田市
大阪府泉大津市	3.735	3.735	0.000	0.000	0.000	0.000	3.735	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府高槻市	10.009	10.009	3.259	0.077	3.767	0.040	2.983	0.000	0.000	7.026	0	近畿地方整備局	大阪府	高槻市
大阪府八尾市	14.710	14.710	5.621	3.324	7.244	3.228	1.845	0.000	0.000	10.012	0	該当無し	大阪府	八尾市
大阪府大東市	2.044	2.044	0.000	0.000	0.696	0.005	1.348	0.000	0.000	0.696	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府摂津市	4.998	4.998	0.000	0.000	3.172	0.023	1.826	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府東大阪市	34.889	32.712	6.673	1.448	20.140	0.049	5.899	0.000	2.177	26.813	0	該当無し	大阪府	東大阪市
大阪府泉南市	8.365	4.668	0.076	0.003	0.841	0.002	3.751	0.000	3.697	0.015	0	該当無し	大阪府	該当無し
大阪府枚方市	12.620	12.620	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	12.620	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府池田市	2.130	2.130	0.000	0.000	0.273	0.273	1.857	0.000	0.000	0.273	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府貝塚市	1.669	1.669	0.037	0.001	0.879	0.009	0.753	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	大阪府	貝塚市
大阪府茨木市	12.065	12.065	0.321	0.182	6.946	3.983	4.798	0.000	0.000	1.019	0	該当無し	該当無し	茨木市
大阪府寝屋川市	3.535	3.535	0.039	0.000	1.343	0.000	2.153	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	寝屋川市
大阪府河内長野市	1.681	1.681	0.052	0.000	0.481	0.000	1.148	0.000	0.000	0.533	0	該当無し	該当無し	河内長野市
大阪府和泉市	12.860	12.860	0.240	0.140	2.360	0.130	10.260	0.000	0.000	1.450	1	該当無し	大阪府	和泉市
大阪府箕面市	1.338	1.338	0.000	0.000	1.087	1.087	0.251	0.000	0.000	1.087	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府柏原市	1.596	1.596	0.133	0.004	0.636	0.017	0.827	0.000	0.000	0.769	0	該当無し	大阪府	柏原市
大阪府羽曳野市	1.101	1.101	0.012	0.001	0.201	0.005	0.888	0.000	0.000	0.213	0	該当無し	該当無し	羽曳野市下水道総務課
大阪府門真市	4.105	4.105	0.000	0.000	0.601	0.003	3.504	0.000	0.000	0.601	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府高石市	4.139	4.139	0.000	0.000	0.159	0.002	3.980	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府四條畷市	1.244	1.244	0.000	0.000	0.000	0.000	1.244	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府阪南市	1.200	1.200	0.000	0.000	0.000	0.000	1.200	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府忠岡町	2.006	1.558	0.000	0.000	0.000	0.000	1.558	0.000	0.448	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府熊取町	0.369	0.369	0.000	0.000	0.000	0.000	0.369	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府田尻町	0.023	0.023	0.000	0.000	0.000	0.000	0.023	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府河南町	1.773	1.773	0.000	0.000	0.104	0.003	1.669	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府松原市	4.218	4.218	0.000	0.000	0.000	0.000	4.218	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大阪府富田林市	6.986	6.986	0.000	0.000	0.706	0.706	6.280	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
兵庫県流域	24.354	24.354	0.111	0.002	5.675	5.675	18.568	0.000	0.000	1.450	0	該当無し	該当無し	該当無し
兵庫県播磨高原広域事務組合	0.995	0.995	0.260	0.010	0.143	0.004	0.592	0.000	0.000	0.403	0	該当無し	兵庫県	該当無し
兵庫県神戸市	63.267	63.267	2.483	0.461	17.376	1.639	43.408	0.000	0.000	18.409	0	近畿地方整備局	該当無し	神戸市
兵庫県尼崎市	41.506	40.670	0.829	0.650	1.989	0.099	5.795	32.057	0.836	0.000	0	近畿地方整備局	兵庫県	尼崎市
兵庫県明石市	15.169	15.134	2.738	2.738	5.154	5.154	7.242	0.000	0.035	0.000	0	該当無し	兵庫県	明石市
兵庫県西宮市	19.993	19.566	4.060	1.765	7.664	1.056	4.650	3.192	0.427	11.686	0	近畿地方整備局	兵庫県	西宮市
兵庫県芦屋市	1.938	1.299	0.232	0.232	0.442	0.442	0.625	0.000	0.639	0.000	0	該当無し	兵庫県	芦屋市
兵庫県加古川市	15.115	15.115	0.349	0.037	5.299	0.499	9.467	0.000	0.000	0.464	0	該当無し	兵庫県	加古川市
兵庫県川西市	6.911	6.911	0.885	0.009	0.507	0.012	5.519	0.000	0.000	1.365	0	該当無し	兵庫県	川西市
兵庫県姫路市	11.396	4.721	0.050	0.002	1.333	0.015	3.338	0.000	6.675	0.303	0	近畿地方整備局	該当無し	姫路市
兵庫県伊丹市	7.275	7.275	2.898	1.087	2.652	1.107	1.725	0.000	0.000	5.550	0	該当無し	兵庫県	伊丹市
兵庫県西脇市	0.300	0.300	0.160	0.014	0.140	0.007	0.000	0.000	0.000	0.300	0	近畿地方整備局	該当無し	西脇市
兵庫県三木市	2.561	2.561	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	2.561	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
兵庫県三田市	6.173	6.173	0.897	0.029	2.959	0.054	2.317	0.000	0.000	3.856	0	該当無し	該当無し	三田市
兵庫県加東市	0.991	0.991	0.239	0.047	0.479	0.098	0.273	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
兵庫県播磨町	1.567	1.270	0.000	0.000	0.394	0.028	0.876	0.000	0.297	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
兵庫県赤穂市	2.420	2.420	2.129	0.298	0.076	0.006	0.215	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	兵庫県	赤穂市
兵庫県養父市	0.745	0.745	0.000	0.000	0.000	0.000	0.745	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
奈良県流域	9.428	9.428	0.798	0.378	5.908	1.632	2.722	0.000	0.000	6.706	0	該当無し	奈良県	大和郡山市
奈良県奈良市	1.551	1.551	0.000	0.000	0.734	0.000	0.817	0.000	0.000	0.734	0	該当無し	該当無し	該当無し
奈良県大和郡山市	1.406	1.406	0.000	0.000	0.903	0.020	0.503	0.000	0.000	0.903	0	該当無し	該当無し	該当無し

別紙２

※緊急度
Ⅰ：原則1年以内に速やかな対策を実施
Ⅱ：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
・要対策延長とは、対策が必要と見込まれる推計延長

【下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所以外）の地方公共団体別の結果（令和８年２月末時点）】

地方公共団体名	全国特別重点調査の対象延長（優先実施箇所以外）	目視調査実施済み延長	目視調査の結果							空洞調査の結果		緊急度Ⅰと判定された管路が埋設される道路管理者の情報		
			緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅰと判定された延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅱと判定された延長）		異状なしまたは軽度の異状（目視調査において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長	未了延長	空洞調査実施済み延長（空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）				
				緊急度Ⅰの要対策延長		緊急度Ⅱの要対策延長					空洞が確認された箇所数（空洞があることが確定した箇所数）	国道	都道府県道	市区町村道
	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[箇所]	例）関東地方整備局	例）東京都	例）千代田区
奈良県生駒市	1.994	1.994	0.101	0.066	0.346	0.183	1.547	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	生駒市
奈良県王寺町	0.240	0.240	0.000	0.000	0.000	0.000	0.240	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
奈良県橿原市	7.779	7.779	2.305	0.391	2.789	0.364	2.685	0.000	0.000	0.000	0	近畿地方整備局	奈良県	橿原市
奈良県宇陀市	0.056	0.056	0.000	0.000	0.000	0.000	0.056	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
和歌山県流域	0.115	0.115	0.000	0.000	0.115	0.115	0.000	0.000	0.000	0.115	0	該当無し	該当無し	該当無し
和歌山県和歌山市	14.326	14.326	2.948	1.385	4.793	1.357	6.585	0.000	0.000	7.741	0	該当無し	和歌山県	和歌山市
和歌山県海南市	0.222	0.222	0.000	0.000	0.000	0.000	0.222	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
和歌山県橋本市	1.229	1.229	0.000	0.000	0.101	0.034	1.128	0.000	0.000	0.101	0	該当無し	該当無し	該当無し
和歌山県有田市	2.630	2.630	0.206	0.206	1.398	1.306	1.026	0.000	0.000	1.604	0	該当無し	該当無し	有田市
和歌山県御坊市	0.294	0.294	0.000	0.000	0.042	0.042	0.252	0.000	0.000	0.042	0	該当無し	該当無し	御坊市
和歌山県田辺市	2.227	2.227	0.000	0.000	0.213	0.030	2.014	0.000	0.000	0.213	0	該当無し	該当無し	該当無し
和歌山県新宮市	0.850	0.850	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.850	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
和歌山県湯浅町	0.337	0.337	0.088	0.088	0.249	0.249	0.000	0.000	0.000	0.337	0	該当無し	和歌山県	湯浅町
鳥取県鳥取市	5.632	5.632	2.916	2.916	0.663	0.663	0.742	1.311	0.000	0.000	0	中国地方整備局	鳥取県	鳥取市
鳥取県米子市	0.047	0.047	0.000	0.000	0.023	0.023	0.024	0.000	0.000	0.023	0	該当無し	該当無し	該当無し
鳥取県倉吉市	1.415	1.415	0.000	0.000	1.415	0.010	0.000	0.000	0.000	1.415	0	該当無し	該当無し	該当無し
鳥取県境港市	1.240	1.240	0.046	0.046	0.000	0.000	1.194	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	鳥取県	境港市
島根県流域	1.669	1.669	0.000	0.000	1.669	1.123	0.000	0.000	0.000	1.669	0	該当無し	該当無し	該当無し
島根県浜田市	1.176	1.176	0.755	0.002	0.413	0.004	0.008	0.000	0.000	1.168	0	該当無し	島根県	浜田市
島根県江津市	1.858	1.858	0.118	0.014	0.912	0.015	0.828	0.000	0.000	1.030	0	中国地方整備局	島根県	江津市
岡山県岡山市	28.988	27.833	7.787	0.748	14.819	0.313	5.226	0.000	1.155	22.415	0	中国地方整備局	該当無し	岡山市
岡山県倉敷市	5.338	5.338	0.109	0.001	1.739	0.320	3.490	0.000	0.000	1.848	0	該当無し	該当無し	倉敷市
岡山県笠岡市	0.559	0.559	0.000	0.000	0.033	0.033	0.526	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
岡山県玉野市	0.728	0.728	0.007	0.007	0.579	0.194	0.142	0.000	0.000	0.586	1	該当無し	該当無し	玉野市
岡山県井原市	0.701	0.701	0.000	0.000	0.000	0.000	0.701	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
岡山県高梁市	1.216	1.216	0.000	0.000	0.321	0.004	0.895	0.000	0.000	0.321	0	該当無し	該当無し	該当無し
岡山県吉備中央町	0.165	0.165	0.000	0.000	0.000	0.000	0.165	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
広島県流域	3.083	3.083	1.085	0.960	0.971	0.174	1.027	0.000	0.000	2.056	0	中国地方整備局	該当無し	広島市
広島県広島市	38.224	37.096	1.121	0.257	24.533	15.745	11.443	0.000	1.127	25.654	0	該当無し	該当無し	広島市
広島県呉市	1.420	1.420	0.161	0.151	1.187	0.981	0.073	0.000	0.000	1.347	0	該当無し	広島県	呉市
広島県竹原市	0.030	0.030	0.000	0.000	0.030	0.009	0.000	0.000	0.000	0.030	0	該当無し	該当無し	該当無し
広島県福山市	0.509	0.509	0.000	0.000	0.236	0.236	0.272	0.000	0.000	0.236	0	該当無し	該当無し	該当無し
広島県府中市	2.795	2.795	1.202	0.185	0.866	0.125	0.727	0.000	0.000	2.068	0	広島県	該当無し	府中市
広島県海田町	0.709	0.709	0.000	0.000	0.000	0.000	0.709	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
広島県三原市	4.490	4.490	3.835	0.657	0.540	0.080	0.115	0.000	0.000	4.375	0	該当無し	広島県	三原市
広島県廿日市市	2.973	2.973	1.212	0.113	0.694	0.355	1.067	0.000	0.000	1.906	0	該当無し	広島県	廿日市市
広島県大竹市	0.054	0.054	0.000	0.000	0.054	0.005	0.000	0.000	0.000	0.054	0	該当無し	該当無し	該当無し
広島県府中町	2.613	2.613	0.812	0.812	0.896	0.896	0.905	0.000	0.000	1.708	0	該当無し	広島県	府中町
広島県江田島市	0.152	0.152	0.000	0.000	0.056	0.001	0.096	0.000	0.000	0.056	0	該当無し	該当無し	該当無し
山口県流域	2.932	2.932	0.000	0.000	2.932	0.004	0.000	0.000	0.000	2.932	0	該当無し	該当無し	該当無し
山口県宇部市	4.228	4.228	0.020	0.020	0.000	0.000	4.208	0.000	0.000	0.020	0	該当無し	該当無し	宇部市
山口県山口市	3.669	3.669	0.648	0.105	0.950	0.086	2.071	0.000	0.000	1.301	0	中国地方整備局	山口県	山口市
山口県萩市	0.102	0.102	0.102	0.102	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.102	0	該当無し	山口県	萩市
山口県防府市	3.247	3.247	0.517	0.049	1.425	0.316	1.306	0.000	0.000	1.942	0	該当無し	山口県	防府市
山口県下松市	2.075	2.075	0.725	0.033	0.218	0.001	1.132	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	下松市
山口県岩国市	4.613	4.613	0.000	0.000	3.193	1.316	1.420	0.000	0.000	0.906	0	該当無し	該当無し	該当無し
山口県周南市	1.810	1.810	0.171	0.085	0.190	0.016	1.450	0.000	0.000	0.360	0	該当無し	山口県	周南市
山口県山陽小野田市	1.007	1.007	0.000	0.000	1.007	0.059	0.000	0.000	0.000	1.007	0	該当無し	該当無し	該当無し
山口県和木町	1.045	1.045	0.299	0.031	0.605	0.109	0.141	0.000	0.000	0.328	0	該当無し	該当無し	和木町
徳島県徳島市	18.466	18.466	8.575	0.266	2.955	0.096	6.936	0.000	0.000	11.530	0	四国地方整備局	徳島県	徳島市
徳島県鳴門市	3.546	3.546	1.497	0.107	1.346	0.043	0.703	0.000	0.000	2.843	0	四国地方整備局	徳島県	鳴門市
徳島県阿南市	0.247	0.247	0.035	0.001	0.074	0.007	0.138	0.000	0.000	0.109	0	該当無し	該当無し	阿南市
徳島県吉野川市	1.743	1.743	1.631	0.196	0.000	0.000	0.112	0.000	0.000	1.631	0	該当無し	該当無し	吉野川市
徳島県美波町	0.370	0.370	0.000	0.000	0.000	0.000	0.370	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
徳島県松茂町	0.641	0.641	0.000	0.000	0.000	0.000	0.641	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
香川県高松市	15.075	13.651	0.580	0.580	5.558	4.623	7.513	0.000	1.424	4.169	0	四国地方整備局	該当無し	高松市
香川県坂出市	0.831	0.831	0.000	0.000	0.114	0.001	0.717	0.000	0.000	0.114	0	該当無し	該当無し	該当無し
香川県観音寺市	0.343	0.343	0.137	0.011	0.119	0.119	0.087	0.000	0.000	0.256	0	該当無し	香川県	該当無し
香川県丸亀市	2.311	2.311	0.000	0.000	1.503	0.019	0.808	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
香川県東かがわ市	0.856	0.856	0.223	0.001	0.069	0.002	0.564	0.000	0.000	0.292	0	該当無し	香川県	該当無し
香川県多度津町	0.280	0.280	0.000	0.000	0.000	0.000	0.280	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛媛県松山市	3.766	3.766	0.263	0.263	1.412	1.250	2.091	0.000	0.000	1.675	19	該当無し	愛媛県	松山市
愛媛県今治市	1.740	1.740	0.000	0.000	0.000	0.000	1.740	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛媛県宇和島市	0.145	0.145	0.000	0.000	0.000	0.000	0.145	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛媛県八幡浜市	0.790	0.790	0.090	0.010	0.441	0.025	0.259	0.000	0.000	0.531	0	該当無し	該当無し	八幡浜市
愛媛県新居浜市	7.628	7.628	0.305	0.145	2.782	0.372	4.541	0.000	0.000	3.087	0	該当無し	愛媛県	新居浜市
愛媛県西条市	0.095	0.095	0.000	0.000	0.000	0.000	0.095	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
愛媛県四国中央市	3.351	3.351	1.152	0.445	0.155	0.003	2.044	0.000	0.000	1.307	0	四国地方整備局	愛媛県	四国中央市

別紙２

※緊急度
Ⅰ：原則1年以内に速やかな対策を実施
Ⅱ：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
・要対策延長とは、対策が必要と見込まれる推計延長

【下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所以外）の地方公共団体別の結果（令和８年２月末時点）】

地方公共団体名	全国特別重点調査の対象延長（優先実施箇所以外）	目視調査実施済み延長	目視調査の結果							空洞調査の結果		緊急度Ⅰと判定された管路が埋設される道路管理者の情報		
			緊急度Ⅰと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅰと判定された延長）		緊急度Ⅱと判定されたマンホール間延長（目視調査において緊急度Ⅱと判定された延長）		異状なしまたは軽度の異状（目視調査において緊急度ⅠまたはⅡと判定されなかった延長）	判定未了延長	未了延長	空洞調査実施済み延長（空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な貫入試験、管路内からの空洞調査等）				
				緊急度Ⅰの要対策延長		緊急度Ⅱの要対策延長					空洞が確認された箇所数（空洞があることが確認した箇所数）	国道	都道府県道	市区町村道
	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[km]	[箇所]	例）関東地方整備局	例）東京都	例）千代田区
高知県高知市	15.825	15.825	0.041	0.009	7.542	3.449	8.242	0.000	0.000	3.690	2	該当無し	該当無し	高知市
高知県安芸市	0.395	0.395	0.395	0.163	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	安芸市
高知県須崎市	1.721	1.721	0.010	0.001	0.112	0.002	1.599	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	須崎市
高知県宿毛市	0.744	0.744	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.744	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
高知県四万十市	0.695	0.695	0.619	0.507	0.000	0.000	0.076	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	四万十市
高知県香美市	1.059	1.059	0.608	0.429	0.135	0.004	0.316	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	高知県	香美市
福岡県流域	1.120	1.120	1.029	0.045	0.058	0.058	0.033	0.000	0.000	1.087	0	該当無し	該当無し	福岡市
福岡県北九州市	45.563	43.538	15.044	2.830	6.699	1.207	8.467	13.328	2.025	21.743	0	九州地方整備局	該当無し	北九州市
福岡県福岡市	71.735	71.735	4.238	3.138	9.241	6.199	14.032	44.224	0.000	13.479	0	九州地方整備局	福岡市	福岡市
福岡県久留米市	1.382	1.382	0.592	0.106	0.335	0.015	0.455	0.000	0.000	0.927	0	該当無し	福岡県	久留米市
福岡県大牟田市	8.111	8.111	0.503	0.503	2.296	2.296	5.193	0.119	0.000	2.790	2	九州地方整備局	該当無し	大牟田市
福岡県飯塚市	2.410	2.410	0.000	0.000	0.000	0.000	2.410	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
福岡県行橋市	0.787	0.787	0.603	0.047	0.184	0.013	0.000	0.000	0.000	0.787	0	該当無し	福岡県	行橋市
福岡県筑紫野市	0.623	0.623	0.000	0.000	0.000	0.000	0.623	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
福岡県春日市	0.157	0.157	0.145	0.000	0.000	0.000	0.012	0.000	0.000	0.145	0	該当無し	該当無し	春日市
福岡県太宰府市	0.315	0.315	0.243	0.099	0.072	0.004	0.000	0.000	0.000	0.315	0	九州地方整備局	福岡県	太宰府市
福岡県糸島市	0.912	0.912	0.000	0.000	0.000	0.000	0.912	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
佐賀県武雄市	1.156	1.156	0.137	0.009	0.590	0.029	0.429	0.000	0.000	0.727	5	該当無し	該当無し	武雄市
佐賀県鹿島市	0.750	0.750	0.000	0.000	0.000	0.000	0.750	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
長崎県長崎市	0.477	0.477	0.000	0.000	0.000	0.000	0.477	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
長崎県佐世保市	4.430	4.430	1.407	0.225	2.211	0.385	0.812	0.000	0.000	0.000	0	九州地方整備局	長崎県	佐世保市
長崎県島原市	0.379	0.379	0.000	0.000	0.040	0.001	0.339	0.000	0.000	0.040	0	該当無し	該当無し	該当無し
長崎県諫早市	1.177	1.177	0.000	0.000	0.000	0.000	1.177	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
長崎県大村市	9.871	9.871	0.080	0.080	0.000	0.000	9.791	0.000	0.000	0.080	0	該当無し	該当無し	大村市
長崎県五島市	0.429	0.429	0.012	0.003	0.417	0.119	0.000	0.000	0.000	0.012	0	該当無し	該当無し	五島市
長崎県佐々町	0.415	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.415	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
長崎県新上五島町	0.572	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.572	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
熊本県熊本市	11.283	9.791	0.000	0.000	1.174	0.208	4.697	3.920	1.492	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
熊本県八代市	8.445	8.445	0.489	0.005	4.593	0.040	3.363	0.000	0.000	0.000	0	九州地方整備局	熊本県	八代市
熊本県人吉市	1.386	1.386	0.000	0.000	1.145	0.697	0.242	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
熊本県荒尾市	1.329	1.329	0.086	0.019	0.667	0.601	0.576	0.000	0.000	0.000	0	熊本県	該当無し	荒尾市
熊本県水俣市	2.193	2.193	0.486	0.013	1.516	0.386	0.191	0.000	0.000	0.000	0	九州地方整備局	熊本県	水俣市
熊本県玉名市	0.344	0.344	0.000	0.000	0.052	0.052	0.292	0.000	0.000	0.052	0	該当無し	該当無し	該当無し
熊本県山鹿市	1.347	1.347	0.923	0.834	0.338	0.179	0.086	0.000	0.000	1.036	3	熊本県	該当無し	山鹿市
熊本県菊池市	0.850	0.850	0.000	0.000	0.200	0.005	0.650	0.000	0.000	0.200	0	該当無し	該当無し	該当無し
熊本県宇土市	0.917	0.917	0.000	0.000	0.000	0.000	0.917	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
熊本県天草市	1.116	1.116	0.217	0.217	0.373	0.006	0.526	0.000	0.000	0.000	0	熊本県	該当無し	天草市
熊本県合志市	0.668	0.668	0.000	0.000	0.021	0.010	0.647	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大分県大分市	16.344	16.344	11.062	8.795	0.659	0.353	4.623	0.000	0.000	11.721	0	九州地方整備局	大分県	該当無し
大分県中津市	3.000	3.000	0.000	0.000	0.000	0.000	3.000	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
大分県日田市	0.809	0.809	0.000	0.000	0.000	0.000	0.809	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
宮崎県宮崎市	10.940	10.940	1.660	0.036	1.010	0.021	8.270	0.000	0.000	2.670	0	九州地方整備局	宮崎県	宮崎市
宮崎県都城市	6.060	6.060	0.000	0.000	0.000	0.000	6.060	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
宮崎県日向市	3.425	3.425	1.734	0.155	1.102	0.071	0.589	0.000	0.000	2.836	0	該当無し	宮崎県	日向市
鹿児島県鹿児島市	33.842	33.842	3.154	1.766	17.760	5.776	12.928	0.000	0.000	5.486	0	九州地方整備局	鹿児島県	鹿児島市
鹿児島県薩摩川内市	2.696	2.696	1.942	1.519	0.513	0.341	0.241	0.000	0.000	2.4553	6	該当無し	該当無し	薩摩川内市
鹿児島県日置市	0.734	0.734	0.734	0.734	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.734	0	該当無し	該当無し	日置市
鹿児島県南さつま市	0.958	0.958	0.931	0.907	0.027	0.003	0.000	0.000	0.000	0.958	0	該当無し	該当無し	南さつま市
沖縄県那覇市	7.530	7.530	1.157	0.751	3.457	3.457	2.916	0.000	0.000	4.614	14	該当無し	沖縄県	那覇市
沖縄県宜野湾市	6.981	6.981	0.000	0.000	0.113	0.000	6.868	0.000	0.000	0.113	0	該当無し	該当無し	該当無し
沖縄県浦添市	0.976	0.976	0.009	0.009	0.000	0.000	0.967	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	浦添市
沖縄県沖縄市	10.224	10.224	1.702	0.462	0.000	0.000	8.522	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	沖縄県	沖縄市
沖縄県豊見城市	0.953	0.953	0.572	0.024	0.345	0.078	0.036	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	該当無し	該当無し
沖縄県北谷町	0.244	0.244	0.043	0.021	0.060	0.054	0.141	0.000	0.000	0.053	0	該当無し	該当無し	北谷町
沖縄県糸満市	1.101	1.101	0.499	0.499	0.000	0.000	0.602	0.000	0.000	0.000	0	該当無し	沖縄県	糸満市

別紙３

事　務　連　絡
令和８年４月 21 日

都道府県下水道担当部長　　殿
政令指定都市下水道担当局長　殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長　　殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省　水管理・国土保全局
下水道事業課　事業マネジメント推進室長

下水道管路の全国特別重点調査の結果公表及び今後の対応について（要請）

国土交通省では、令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没を伴う下水道管路の破損事故を受け、３月 18 日付の事務連絡「下水道管路の全国特別重点調査について（依頼）」を通知し、対象となる下水道管理者にて全国特別重点調査を実施いただいているところですが、本日、２月末時点の実施状況や調査結果を別紙の通りとりまとめ、公表いたしました。

つきましては、今後の対応について下記のとおり速やかに実施いただきますようお願いいたします。

なお、本件に関して、別途、道路管理者に対し、事務連絡「下水道事業者による下水道管路の全国特別重点調査と補修等への協力について（要請）」を通知していることを申し添えいたします。

記

（１）未了箇所における速やかな調査や判定の実施

目視調査、打音調査、空洞調査等の実施やそれらの判定が未了の箇所については、引き続き安全確保に最大限留意しながら調査や判定を速やかに実施いただきますようお願いいたします。

（２）緊急度Ⅰと判定された箇所における速やかな対策の実施

緊急度Ⅰと判定された箇所については、１年以内の可能な限り早い時期において対策を実施いただく必要があるところ、道路管理者とも情報共有等の連携の上、迅速かつ適切に対策を実施いただきますようお願いします。

また、水位を下げることができない等の理由により、迅速な対策が実施できない場合には、道路陥没を防ぐために、巡視や空洞調査等の継続的な実施に加え、必要な地盤改良等を検討・実施いただきますようお願いします。

（３）異状箇所や空洞箇所における速やかな対策の実施

緊急度Ⅱと判定された箇所については、必要な応急措置を速やかに実施した上で５年以内に対策を実施いただく必要があるところ、その他、調査の結果、施設の異状を把握された箇所や空洞が確認された箇所を含めて、道路管理者とも情報共有等の連携の上、先送りすることなく、迅速かつ適切な対策を実施いただきますようお願いします。

（４）調査ができない箇所における速やかな対策の実施

水位を下げることができない等の理由により調査ができない場合には、道路管理者とも情報共有等の連携の上、道路陥没を防ぐために、巡視や空洞調査等の継続的な実施に加え、必要な地盤改良等を検討・実施いただきますようお願いします。

さらに、「下水道管路リダンダンシー確保計画の策定について」（令和８年３月３日付国水下第 90 号国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課長通知）を踏まえ、管路複線化や連絡管整備、貯留施設の増設、ポンプ設備の配置等、リダンダンシー確保に向けた対策を速やかに進めていただきますようお願いします。

防災・安全交付金を活用した路面下空洞調査

資料２２

○路面陥没リスクが高い空洞箇所の把握を目的とした路面下空洞調査については、防災・安全交付金の活用が可能です。

【参考：路面下空洞調査及び空洞箇所の補修実施事例 】

写真①空洞探査車による点検



写真③空洞確認状況



写真②ハンディ型探査機による点検



写真④空洞箇所の補修状況



※出典：沖縄県令和７年度第２回地下占用物連絡会議（R7.8）

資料２３

事　務　連　絡
令和７年７月９日

北海道開発局建設部　建設行政課長補佐 殿
道路維持課課長補佐 殿
各地方整備局道路部　路政課長 殿
道路管理課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部　建設行政課長 殿
道路管理課長 殿

道路局　路政課
道路利用調整室　専門調査官
国道・技術課
道路メンテナンス企画室　課長補佐

水道事業者等による鋳鉄管の更新計画の策定について（共有）

令和７年４月３０日に京都府京都市の国道１号で発生した水道管路（鋳鉄管）が起因の道路冠水事案を受け、別添のとおり国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長より、全国の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）に対し鋳鉄管の更新計画の策定について通知されておりますので共有致します。

水道事業者等における鋳鉄管の更新が着実に進むよう、当該更新計画の策定や更新作業の実施に関し、水道事業者等から相談等を受けた場合には、適切に対応いただくようお願い致します。

国水水第113号
令和7年6月27日

各都道府県水道行政担当部（局）長　殿

各国土交通大臣認可{水道事業者 / 水道用水供給事業者}　殿
（各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課長

鋳鉄管の更新計画の策定について

令和7年4月30日に京都市で水道管の漏水事故が発生し、道路が冠水して、終日、国道1号が交通規制となるとともに、住居の浸水被害等が生じた。今回、事故の発生した水道管は、布設から60年を経過した鋳鉄管であり、漏水事故が発生した管路は、同年11月までに更新される予定であった。

今後、安定給水を行うとともに、漏水事故による社会的な影響を回避するためには、同種の鋳鉄管を一刻も早く更新する必要がある。

このため、水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、緊急輸送道路下に埋設されている鋳鉄管（ダクタイル鋳鉄管を除く。以下、「鋳鉄管」という。）について緊急調査を要請し、調査結果を周知したところであるが、抜本的な鋳鉄管の解消に向けて、下記のとおり「鋳鉄管更新計画」を策定するようお願いする。なお、当該計画の策定状況は取りまとめ次第公表する予定である。

各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いする。

記

1．鋳鉄管更新計画について

鋳鉄管更新計画とは、強靭で持続可能な水道システムの構築に向け、鋳鉄管の更新を推進するための計画である。計画策定対象となる管路は、以下のとおりとする。

（1）緊急輸送道路下に埋設されている鋳鉄管

（2）（1）以外の導水管・送水管・配水本管である鋳鉄管

なお、計画策定にあたっては、人口減少を考慮した施設規模の適正化等を踏まえることとする。

2．策定主体について

水道事業者及び水道用水供給事業者とする。

※簡易水道事業者は除く

３．策定期限について

令和８年１月 30 日（金）

４．鋳鉄管更新計画の計画期間について

令和８年度から令和 17 年度までの 10 年間とする。

ただし、緊急輸送道路下に埋設されている管路は令和 12 年度までの５年間とする。

５．鋳鉄管更新計画の内容について

鋳鉄管更新計画に定める主な事項は、以下のとおりとする。

① 目標
② 計画期間
③ 対象管路
④ 年次別更新計画
⑤ 目標更新率
⑥ 概算事業費

路面下空洞調査要領について

資料２４

○　今までは各道路管理者が個別に、路面下調査の調査箇所や頻度などの計画を実施してきたところですが、全国の直轄国道の空洞陥没調書や最新の研究成果等から路面陥没に至る可能性を整理し、対策の優先度の判定など、路面陥没の未然防止を図ることを目的に要領を策定。

○　直轄国道を対象に適用することとしていますが、地方自治体の路面下空洞調査にも参考となるように周知をお願いします。

路面下空洞調査要領　概要版

令和7年3月

路面下空洞調査要領について【概要】

■ 目的

全国の直轄国道の空洞陥没調書や最新の研究成果等から、主に、路面下空洞探査（以下、「空洞探査」）で発見された路面下空洞の発生・成長要因の観点から路面陥没に至る可能性について整理し、路面下空洞の対策の優先度の判定、補修等の措置方法の判断、調査計画の策定等、道路管理者が路面陥没の未然防止を図ることを目的とする。

■ 実施箇所

橋梁部・トンネル部を除く※全ての管理区間で路面下空洞調査を実施する。

※橋梁部・トンネル部は定期点検を実施しており、陥没の発生頻度も低い

■ 調査頻度

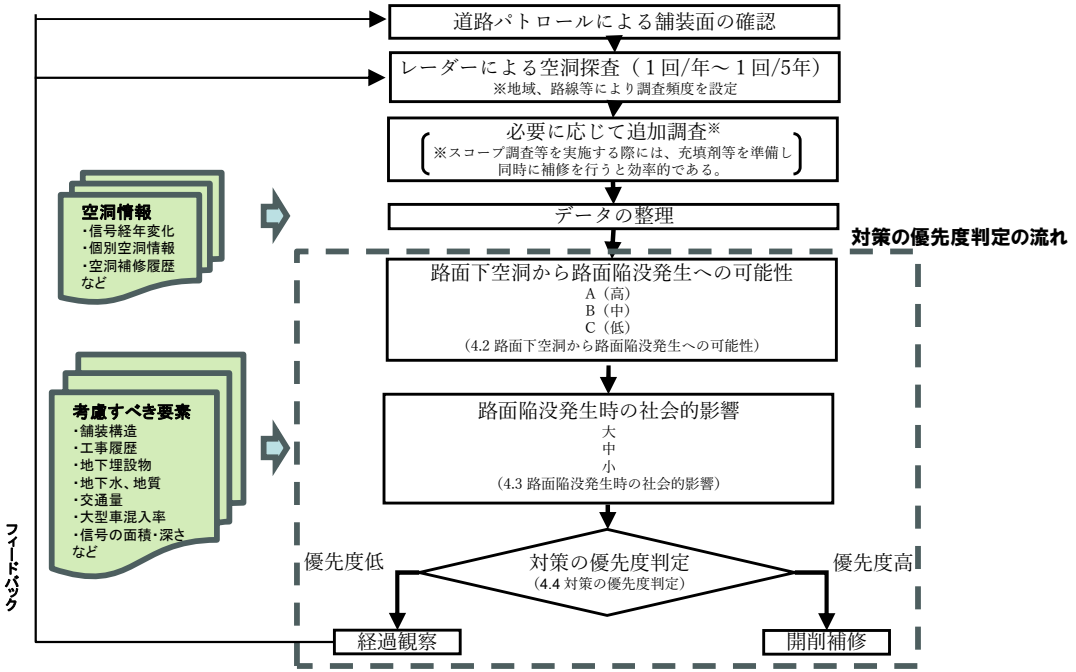
・5年に1回は路面下空洞調査を実施することを基本
・周辺施設や地下構造物の種類、過去の空洞の発生頻度等に応じて調査頻度を1年、3年と設定する。
・過去の路面下空洞確認実態、地下埋設物の状況等を勘案して設定する。
・具体的には下記の調査頻度とする。

空洞探査の調査頻度	空洞探査頻度の設定条件
実施しない	橋梁部、トンネル部
１年に１回	国の重要施設周辺（皇居、国会議事堂など）
３年に１回	地下鉄、地下通路、上下水道、共同溝が存在する区間
５年に１回	上記以外の区間（道路排水施設、電力、ガス、通信などの地下構造物が存在する区間）

※空洞の確認頻度が上記より多い場合は、確認頻度と同頻度で調査を実施
※地震発生直後など必要に応じて調査を実施
※今後、路面下空洞の知見が得られれば、調査頻度の見直しを実施

■ 調査の実施フロー

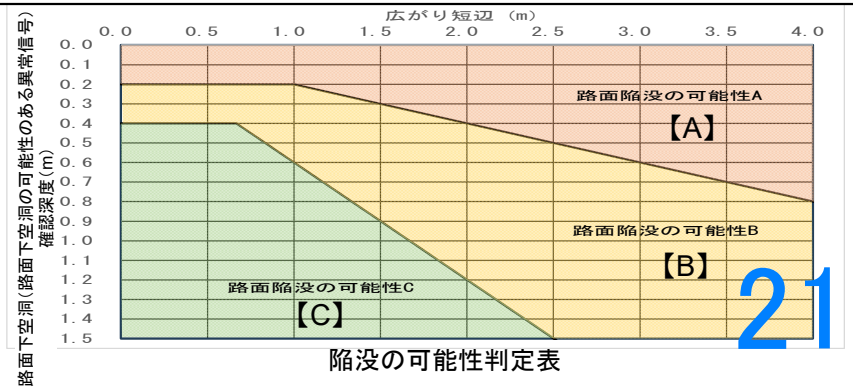
路面下空洞調査については、下記実施フローに基づき実施するものとする。



※信号経年変化、個別空洞データや補修履歴のデータなど、空洞に係わるデータの蓄積を行い、併せて空洞調査に係わる技術開発、技術力の向上を図りながら必要に応じて見直しを行う。
※本実施フローを基本とするが、各々の現場では調査の条件が異なるため、個別の対応が必要になった場合は、現場に応じた適切な運用を行えるものとする。

■ 対策・優先度の判定

・空洞探査で発見した空洞は、路面陥没が発生する可能性について、「陥没の可能性A：陥没発生の可能性が高い」、「陥没の可能性B：陥没発生の可能性が中程度」、「陥没の可能性C：陥没発生の可能性が低い」の3ランクで判定
・判定結果に応じて必要な措置を検討。



陥没の可能性判定表

214

路面下空洞調査要領の目次構成

１．目的と適用範囲
２．調査計画（箇所及び頻度）
　２．１　空洞調査実施箇所調査優先箇所の考え方
　２．２　調査頻度
３．調査の実施フロー
　３．１　路面下空洞調査の実施フロー
４．対策の優先度の判定
　４．１　路面下空洞への対応方針
　４．２　空洞から陥没発生への可能性
　４．３　陥没発生時の社会的影響
　４．４　対策の優先度判定
５．措置（補修、経過観察等）の判断
　５．１　経過観察時の対応方法
　５．２　補修時の対応方法（開削補修、充填補修等）
６．記録方法
７．占用企業者の費用負担
　７．１　占用企業者の費用負担の事例

● H27～R3全国の直轄国道で発生した事象を分析（空洞陥没調書）

データ数			分析対象	備考
939箇所（375箇所：車道部） （564箇所：歩道部）				
陥没発生	639箇所（231箇所：車道部） （408箇所：歩道部）		◎ －	陥没が発生した事例「陥没あり」
陥没未発生	300箇所（144箇所：車道部） （156箇所：歩道部			陥没が発生していいない事例
	路面変状	143箇所（73箇所：車道部） （70箇所：歩道部）	◎ －	路面の変状等により空洞を確認「路面の変状あり」
	空洞探査	157箇所（71箇所：車道部） （86箇所：歩道部）	－ －	空洞探査により空洞を発見

１．目的と適用範囲

要領　P1-P2

１．目的

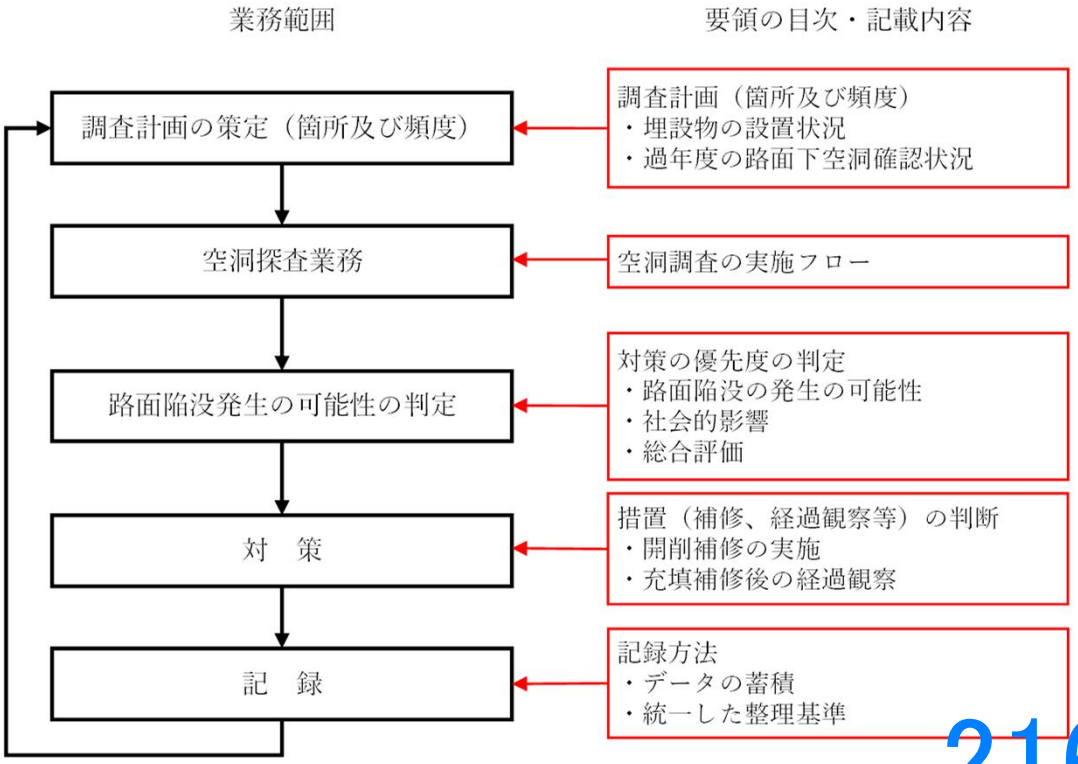
全国の直轄国道の空洞陥没調書や最新の研究成果等から、主に、路面下空洞探査（以下、「空洞探査」という。）で発見された空洞の発生・成長要因の観点から路面陥没に至る可能性について整理し、路面下空洞の対策の優先度の判定、補修等の措置方法の判断、調査計画の策定等、道路管理に従事している担当者が路面陥没の未然防止を図ることを目的とする。

２．適用範囲

本路面下空洞調査要領（案）（以下、「要領（案）」と記載する。）は、直轄国道の車道部に適用する。

解説

- 路面下空洞の発生・成長メカニズム等明確になっていない事項が多いため、要領（案）を活用して得られたデータが蓄積され、明確となった事象があった場合には要領（案）を見直していくものである。



要領（案）の対象業務範囲

２．調査計画（箇所及び頻度）

２．１　調査実施箇所及び調査優先箇所の考え方

要領　P3-P5

調査実施箇所は、橋梁・トンネル部を除く全ての管理区間で路面下空洞調査を実施することとする。

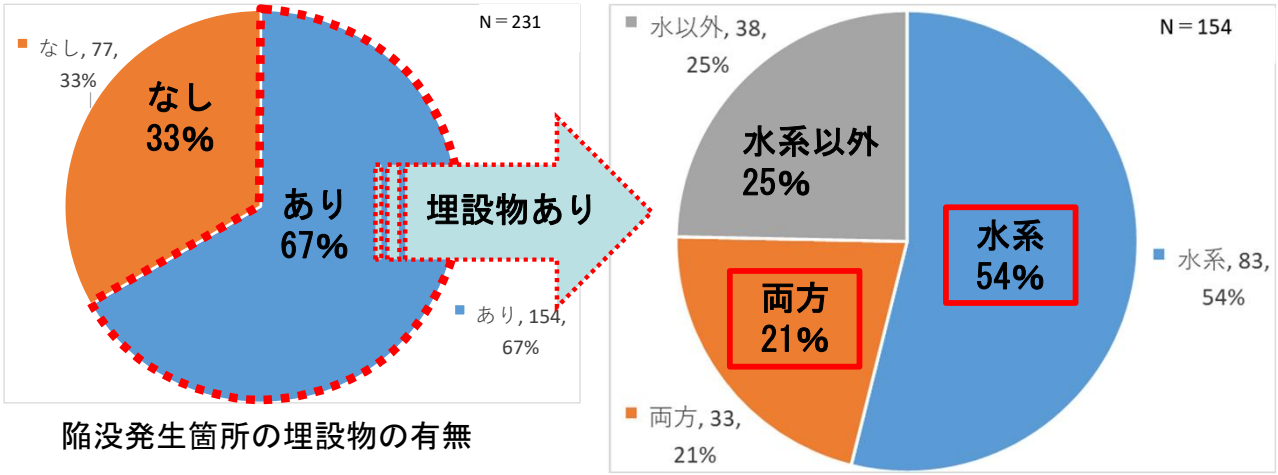
調査優先箇所は、これまでの路面陥没事例、既往の研究等を参考に、路面陥没の発生状況、道路の重要性や埋設物の有無や内容に鑑みて、下記の道路を優先して調査を実施するとよい。

- 過去に路面陥没や路面下空洞補修があった路線区間
- 埋設物のある路線区間
- 大型地下構造物（共同溝、地下鉄、地下通路、擁壁等）のある路線区間
- 用水、河川、海岸沿いの路線区間等

また、成長速度の速い路面下空洞や地下での工事等に起因する路面下空洞は、空洞探査で完全に事前に探知することが困難であるため、日常の巡視等により、路面変状（路面の凹み、亀裂など）を把握し、路面陥没の未然防止に努めるものとする。

解説

- 特に、陥没発生箇所の約7割の箇所で埋設物が存在している状況である。また、埋設物の約8割は下水道など水に関係している。埋設物のない箇所については、施工時の転圧・締固め不足や供用後の経年劣化等により空洞が確認されている事例が見られる。



陥没発生箇所の埋設物の有無

217

２．調査計画（箇所及び頻度）

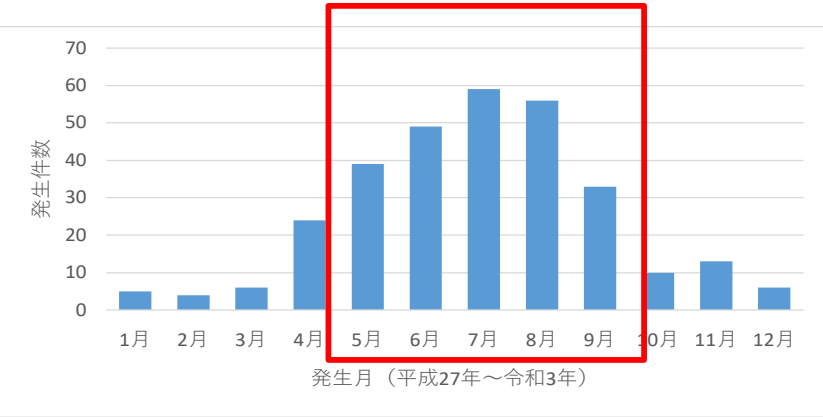
２．１　調査実施箇所及び調査優先箇所の考え方

要領　P3-P5

解説

- 陥没発生の原因として特定されたものは、埋設物が水に関する施設では排水施設や横断管、側溝等の構造物の破損に伴う発生が多い。水系以外では、転圧不足によるものが多い。

- 路面陥没は5月から9月に多く発生する傾向にあることから、特にこの時期については、道路巡視時に留意することが望ましい。
 平成27年から令和3年の7年間で5月から9月に30件以上の空洞が確認、陥没が発生している状況である。



陥没発生・空洞確認状況

陥没の原因となった埋設物種類別

		水系							水系以外								
		上水道	下水管	排水施設・横断管	マンホール・集水桝	水路・暗渠	側溝・街渠	護岸	電線共同溝	情報ボックス	埋設管・NTT・ガス管	橋梁・擁壁	法面	樹木	道路附属物・他	埋設物の有無不明	埋設物なし
地盤	埋め戻し不良	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	締固め不足	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3
	転圧不足	1	0	1	0	1	0	0	2	0	4	1	0	1	2	1	6
	沈下	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	3
	圧密	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地盤ゆるみ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
構造物の破損	構造物破損	1	1	13	3	4	10	0	0	1	3	2	1	0	0	0	0
	接続部破損	1	2	25	7	6	6	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1
その他	吸出し	0	0	3	4	6	2	1	0	0	1	3	1	0	0	0	8
	水みち形成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	洗堀	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	1	0	0	0	4
	湧水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	残置	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	1
	豪雨	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地震・豪雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	雨水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	原因特定できず等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
合計		6	5	46	16	17	19	11	2	4	12	9	3	1	9	2	69

２．調査計画（箇所及び頻度）

２．２　調査頻度

要領　P6-P7

調査頻度は５年に１回は路面下空洞調査を実施することを基本とし、周辺施設や地下構造物の種類、過去の空洞の発生頻度等に応じて調査頻度を１年、３年と設定する。具体的には下記の調査頻度とする。
また、路面下空洞の確認実態等を考慮し、空洞探査を地域特性や路線特性等に応じて効率的な頻度を設定すること等により、空洞探査と日常の巡視等を組み合わせて効率的な路面地下管理を行うとよい。
なお、空洞探査対象区間や空洞探査頻度については、路面下空洞発生状況などのデータを蓄積し、適宜、適切に見直しを行うとよい。

解説

〇5年に1回は路面下空洞調査を実施することを基本とし、周辺施設や地下構造物の種類、過去の空洞の発生頻度等に応じて調査頻度を1年、3年と設定する。具体的には下記の調査頻度とする。

空洞探査の調査頻度	空洞調査頻度の設定条件
実施しない	・橋梁部、トンネル部
1年に1回	・国の重要施設周辺（皇居、国会議事堂など）
3年に1回	・地下鉄、地下通路、上下水道、共同溝が存在する区間
5年に1回	・上記以外の区間（道路排水施設、電力、ガス、通信などの地下構造物が存在する区間）

※空洞の確認頻度が上記より多い場合は、確認頻度と同頻度で調査を実施
※地震発生直後など必要に応じて調査を実施
※今後、路面下空洞の知見が得られれば、調査頻度の見直しを実施

留意事項

1 路面下の埋設物件の輻輳する箇所、地盤沈下の大きい地域の道路、地下水位の変化が生じている地域の道路、河川・海岸等の周辺道路など、路面下空洞発生の可能性が高い箇所は、適宜、適切に空洞探査頻度の見直しを行うものとする。

2 路面の状態が悪い区間や部分的な補修が行われている箇所（特に、埋設物が存在する、または用水、河川、海岸沿いの区間内）については、舗装構造が損傷している可能性が高いため、路面下空洞発生時の路面陥没リスクが高いことを勘案して、空洞探査頻度を設定することが望ましい。

3 効率的な空洞探査を行うため、前後区間の空洞探査頻度を勘案して、空洞探査頻度を前後と統一することができるものとする。

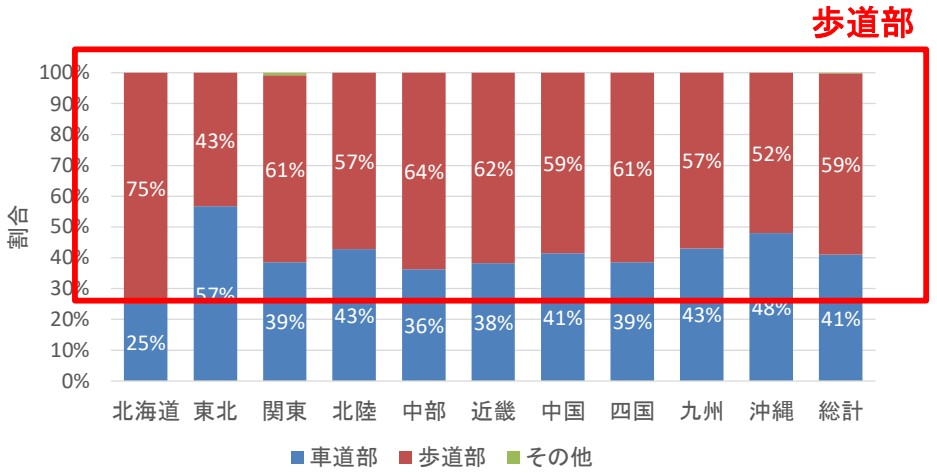
4 今後の空洞探査による路面下空洞の発見状況により、空洞探査頻度は必要に応じて、見直すものとする。

要領　P6-P7

２．調査計画（箇所及び頻度）
２．２　調査頻度

【参考】

- 空洞陥没調書を整理した結果、空洞・陥没は車道だけではなく歩道でも発生していることが分かった。ただし、車道と歩道では影響する輪荷重の大きさに大きな違いが見られること、また交通特性が異なることから、車道と比べると歩道における空洞・陥没発生時の交通影響は低いと考えられる。
- また、車道における空洞調査においては路面下空洞探査車での効率的な調査が可能であるが、歩道ではハンドガイド式の調査機器を用いた調査が主流であり、徒歩での点検を余儀なくされ効率的な管理をしていくことが難しいため、歩道の管理方法は今後検討する必要がある。
- H27からR03の7年間で地方整備局、路線、センサス区間別に陥没の発生状況を整理したところ、同一センサス区間で複数回陥没が発生している区間があり、発生頻度に応じた、定期的な点検の実施が必要であると考えられる。



車道、歩道における空洞陥没の発生状況

地方整備局、路線、センサス番号の年度ごとの陥没の発生件数（抜粋）

整備局	路線名	センサス番号	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	総計
関東	国道１４号	12300140260				1		2	1	4
関東	国道１４号	12300140280				1	3	1		5
関東	国道１６号	12300160540	1					2		3
関東	国道２０号	13300200490			1		1		2	4
関東	国道５１号	12300510160					1	3	1	5
関東	国道５１号	12300510190			1	1	1		1	4
関東	国道５１号	12300510210					1	2		3
関東	国道２４６号	14302460260			1	1	1			3
北陸	国道８号	17300080070				1	2			3
北陸	国道８号	17300080140	2	1						3
北陸	国道１５７号	17301570070	1				2			3
中部	国道１号	22300010940						1	2	3
中部	国道１９号	20300190035				1		2		3
中部	国道４２号	24300420340		1					2	3
中部	国道１５３号	23301530490				2	1			3
近畿	国道２号	28300020050				4	3			7
近畿	国道２４号	29300240040			1		2			3
近畿	国道１７１号	26301710010	2	1				1		4
近畿	国道１７１号	27301710220	1	1		1				3

要領　P8-P9

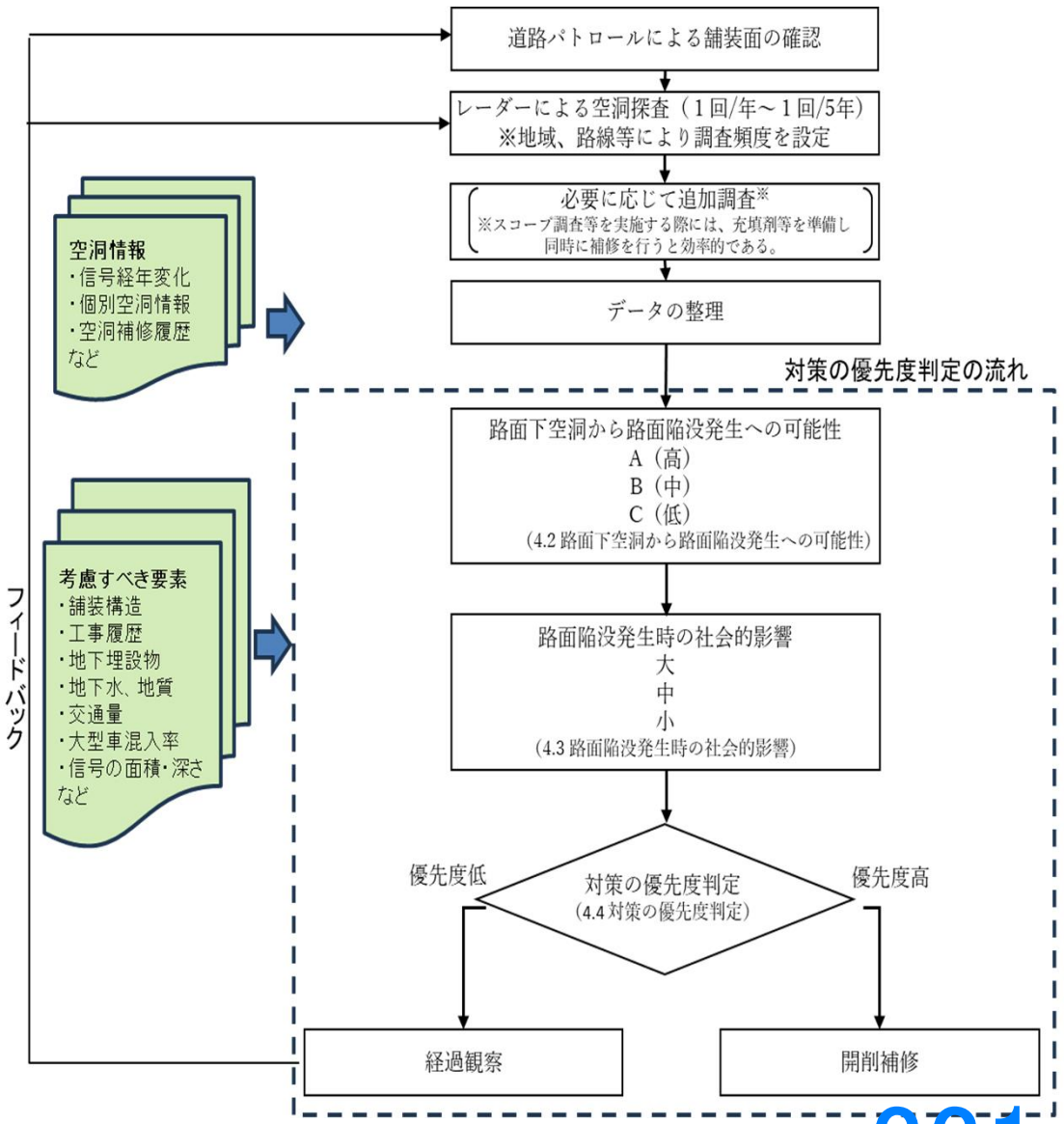
３．調査の実施フロー

路面下空洞調査については、実施フローに基づき、実施するものとする。

解説

- 当面は、このフローに従い調査を実施することとし、信号経年変化、個別空洞データや補修履歴のデータなど、空洞に係わるデータの蓄積を行い、併せて空洞調査に係わる技術開発、技術力の向上を図りながら必要に応じて見直しを行うこととする。
- 本実施フローを基本とするが、各々の現場では調査の条件が異なるため、個別の対応が必要になった場合は、現場に応じた適切な運用を行えるものとする。

路面地下空洞調査の実施フロー

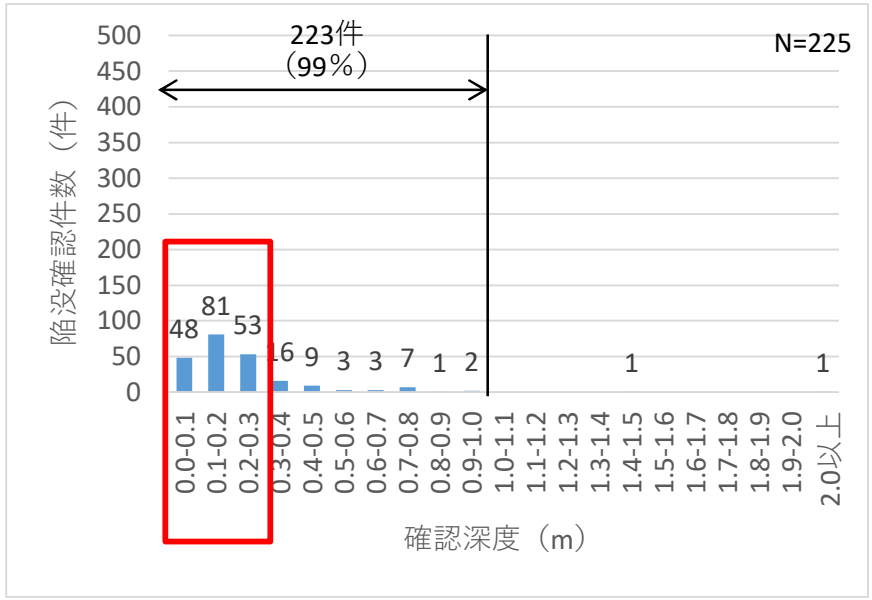


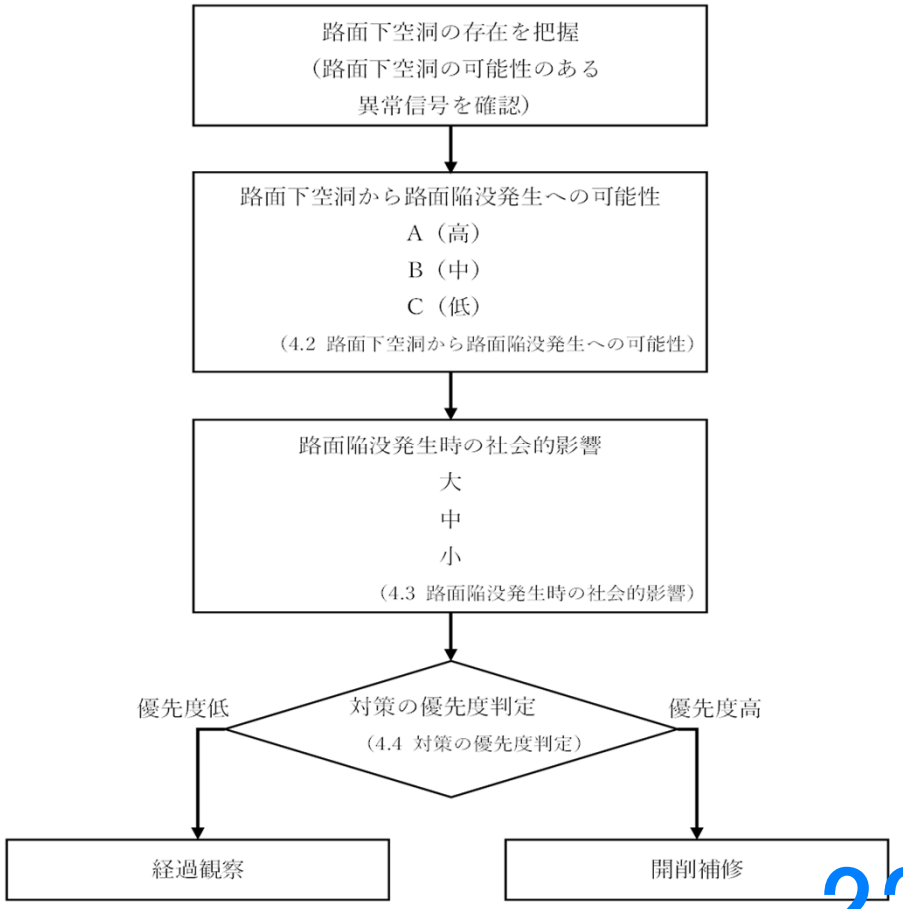
４．対策の優先度の判定

４．１　路面下空洞への対応方針

要領　P10-P11

これまでの路面下空洞、路面陥没の発生事例より、比較的浅い範囲で確認した路面下空洞が路面陥没に至る可能性が高いことが知られている。
路面下空洞の存在を把握（路面下空洞の可能性のある異常信号を確認）した場合には、「路面下空洞から路面陥没発生への可能性」と「路面陥没発生時の社会的影響」を考慮し、総合的に評価して対応を判断するものとする。





対策の優先度判定の流れ

４．対策の優先度の判定

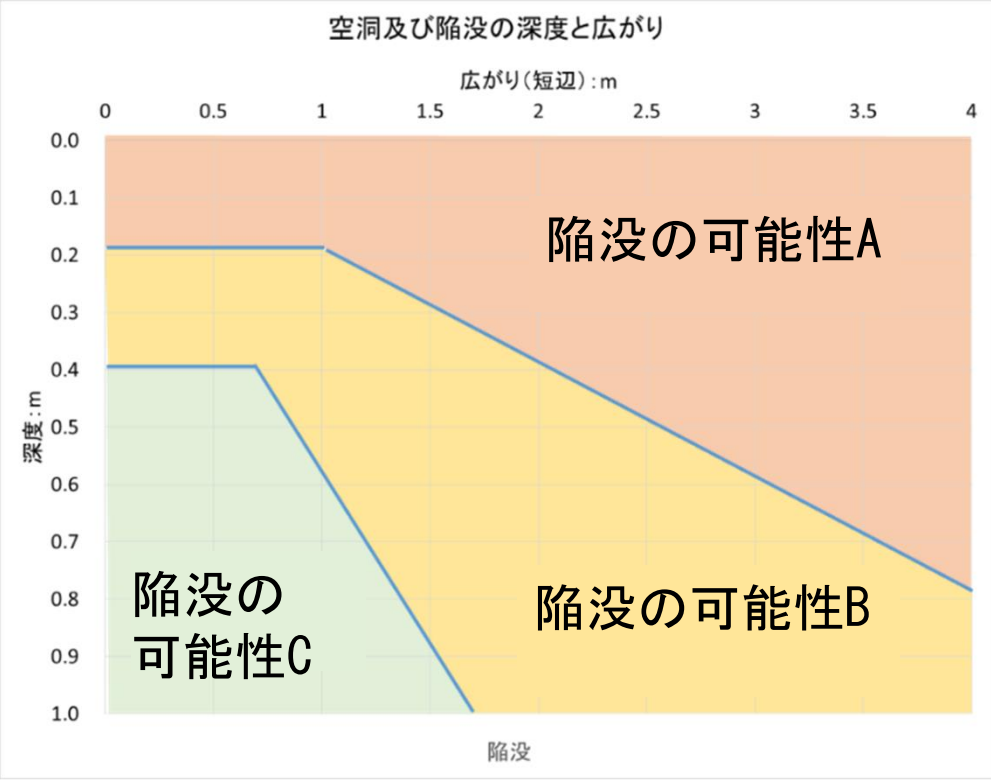
４．２　路面下空洞から路面陥没発生への可能性

要領　P12-P13

空洞探査で発見した路面下空洞（路面下空洞の可能性のある異常信号）については、路面陥没が発生する可能性について、「路面陥没の可能性A：路面陥没発生の可能性が高い」、「路面陥没の可能性B：路面陥没発生の可能性が中程度」、「路面陥没の可能性C：路面陥没発生の可能性が低い」の3ランクで判定を行い、この判定結果に応じて必要な措置を検討するとよい。

解説

- 路面下に空洞が存在する場合に路面陥没が発生する可能性は、空洞の広がり、空洞の発生深度、路面から空洞までの舗装の強度、道路交通による輪荷重の大きさとその作用位置など様々な要素の影響を受け、陥没発生の明確な基準式などは確立されていない状況である。ここでは、陥没調書より経験的に作成した陥没の可能性判定表により、陥没発生の可能性を評価する。
- 陥没の可能性AとB、BとCの境界線上に位置する空洞については、それぞれ、陥没の可能性A、陥没の可能性Bと評価する。
- なお、経過観察とした路面下空洞について、前回調査より空洞が大きくなっている場合には、空洞の成長を考慮して、陥没の可能性の評価をCからB、BからAに変更することも考える必要がある。



陥没の可能性判定表

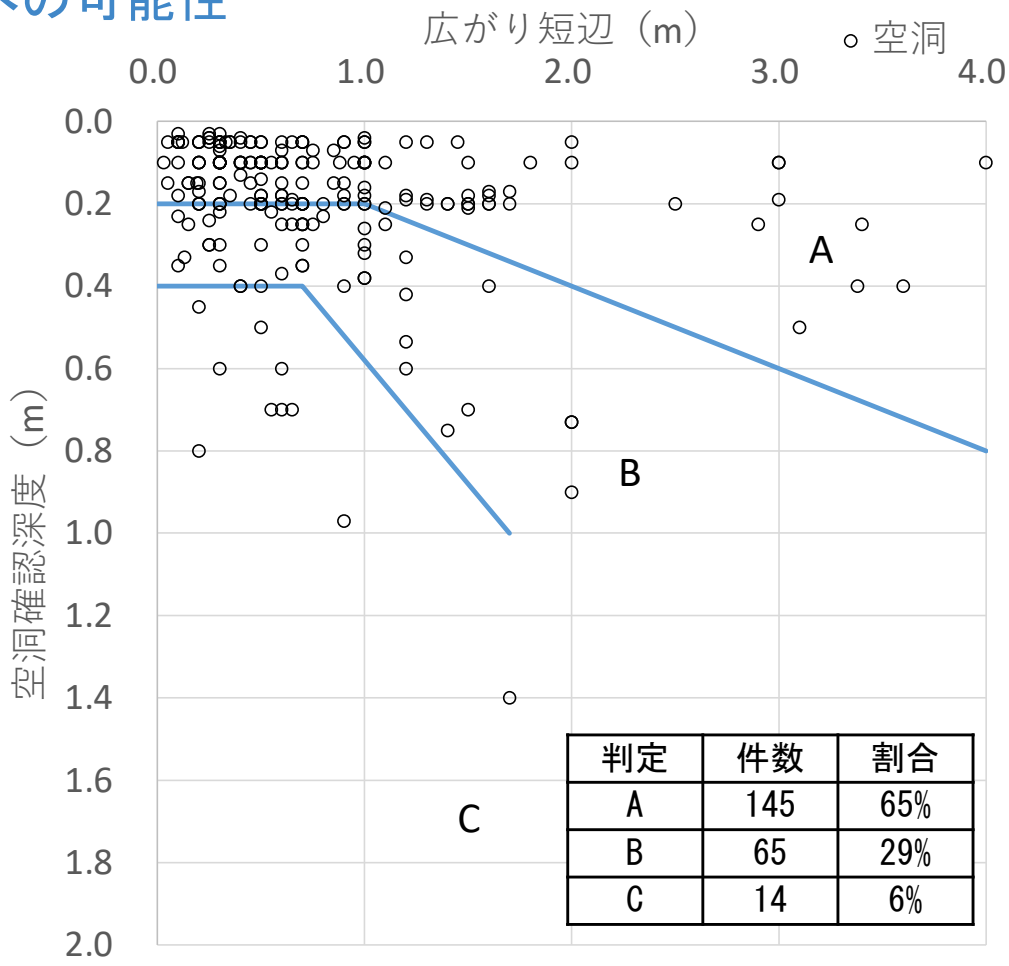
４．対策の優先度の判定

４．２　路面下空洞から路面陥没発生への可能性

要領　付P6-付P9

解説

- 陥没で空洞を確認した箇所との関係では、陥没の可能性Aで145件（約65%）、陥没の可能性Bで65件（約29%）、陥没の可能性Cで14件（約6%）の陥没が発生している。陥没の可能性B、Cにおいては、それぞれ37件（約57%）、7件（約50%）が埋設物のある箇所において陥没が発生している。
- そのうち、可能性Ｂは水系18件（約28%）、両方8件（約12%）、水系以外11件（約17%）、可能性Ｃは水系4件（約29%）、両方1件（約7%）、水系以外2件（約14%）のため、埋設物の状況に留意して措置を検討することが望ましい。



判定	件数	割合
A	145	65%
B	65	29%
C	14	6%

空洞陥没調書と陥没の可能性判定表の関係
（陥没で空洞を確認した箇所）

※データは、全国の直轄国道における
空洞陥没調書（H27～R3）から集計

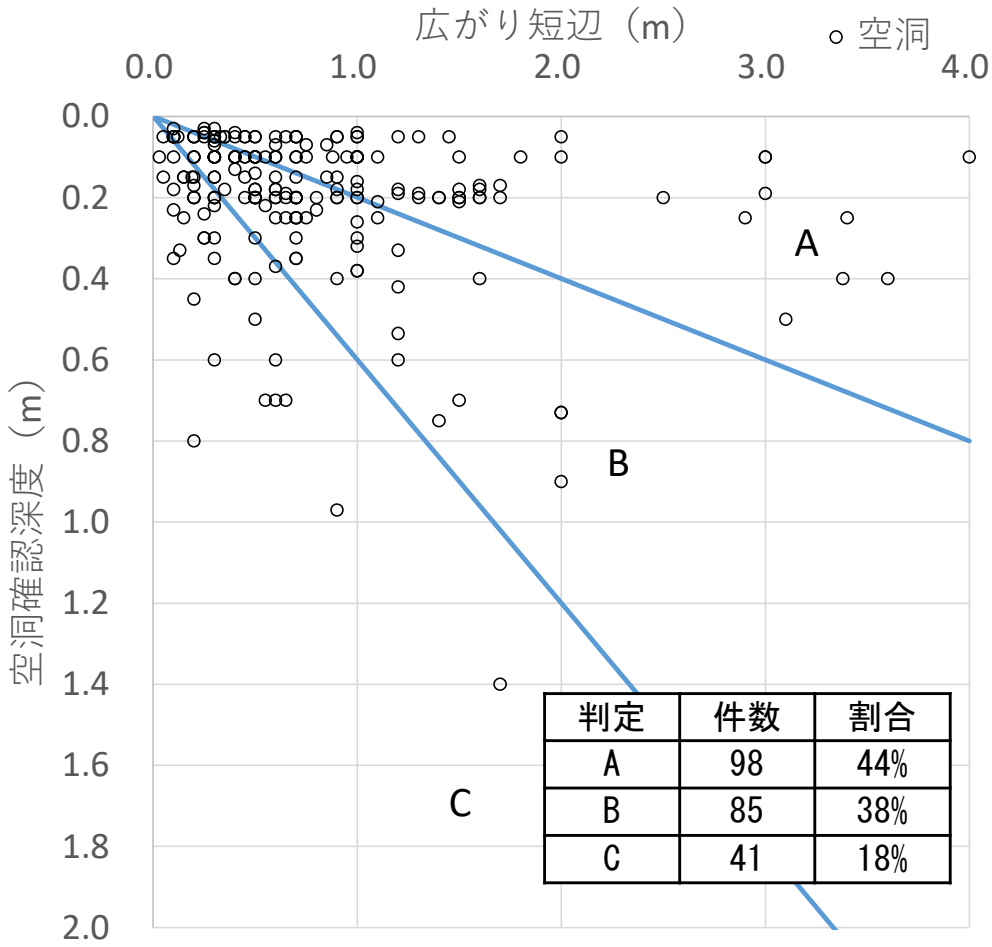
４．対策の優先度の判定

４．２　路面下空洞から路面陥没発生への可能性

参考（北陸地方整備局の判定表での検証）
要領　付P6-付P9

解説

- 北陸地方整備局のマニュアルにある判定表で評価すると、陥没の可能性Aで98件（約44%）、陥没の可能性Bで85件（約38%）、陥没の可能性Cで41件（約18%）の陥没が発生している。
- 前頁の評価表と比べ、空洞確認深度0.2m以下で広がりの小さい箇所をどのように評価するかで評価結果が異なる。空洞確認深度が小さい箇所では広がりが小さくても陥没につながるリスクは高いと想定されるため、前頁の判定表の方が有効であると考えられる。



判定	件数	割合
A	98	44%
B	85	38%
C	41	18%

空洞陥没調書と陥没の可能性判定表の関係
（陥没で空洞を確認した箇所）

※データは、全国の直轄国道における
空洞陥没調書（H27～R3）から集計

225

４．対策の優先度の判定

４．２　路面下空洞から路面陥没発生への可能性

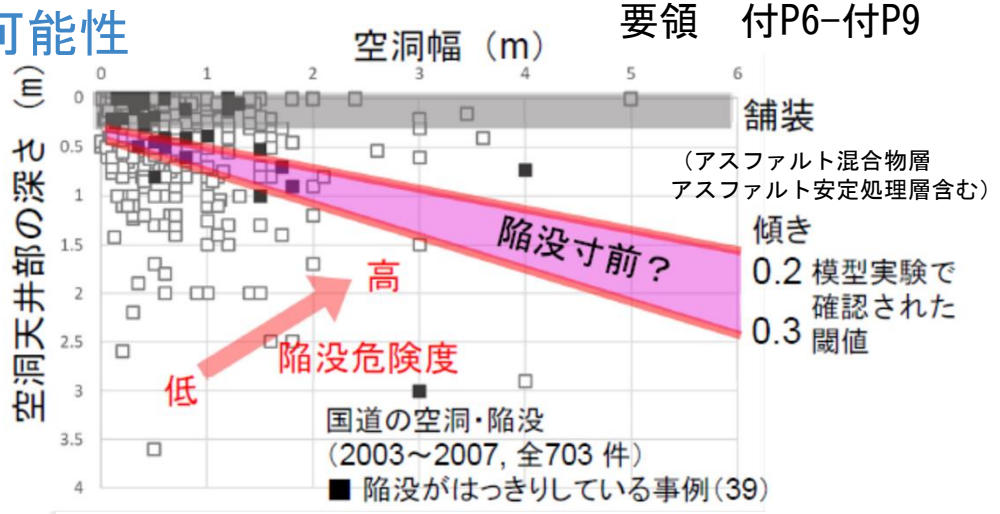
要領　付P6-付P9

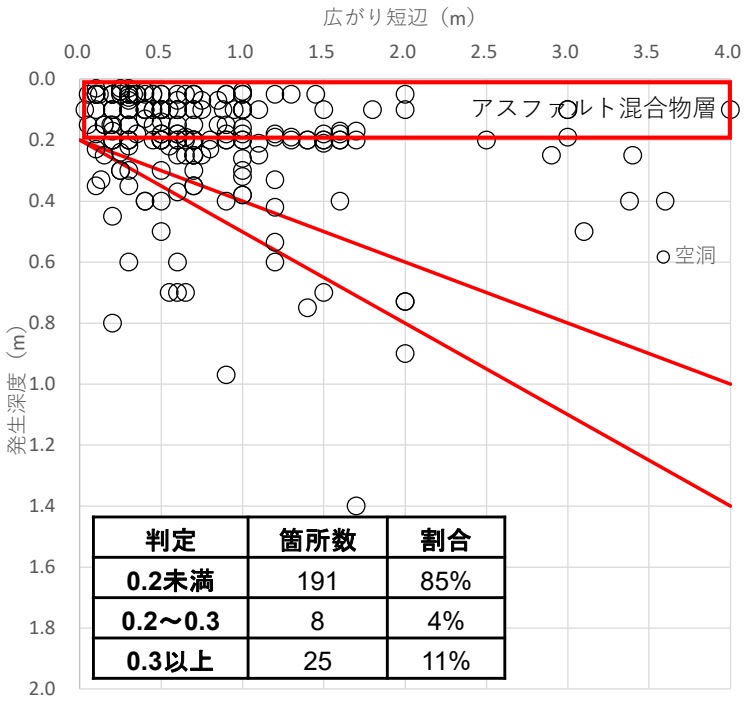
【参考】

舗装構造を考慮した陥没の可能性評価（参考：道路構造及び空洞特性に適応した陥没危険度評価と合理的路面下空洞対策についての研究開発、道路政策の質の向上に資する技術研究開発成果報告レポートＮｏ．30－5）

- 室内実験の結果や国道の陥没事例等から、舗装構造によらず、路面下空洞により路盤が侵食されると、アスファルト混合物が壊れ、路面陥没が生じる可能性が高くなる。そのため、陥没の危険性は路盤以下からの空洞深さで評価することができる。また、地盤の支持力喪失に関する限界状態は、空洞幅（短軸）と空洞天端深さで概ね表現でき、空洞深さと空洞幅の比が0.2を切ると空洞上の土は自重による崩落の危険があることが実験により得られた。

- 空洞陥没調書を整理した結果をプロットしたグラフに研究成果である傾き0.2と傾き0.3の直線を引いて適応状況の確認を行った。ここでは、直轄国道のデータであることから、アスファルト混合物層の厚さを一律0.2mと仮定している。空洞深さと空洞幅の比が0.2未満の箇所は陥没で空洞を確認した箇所で85%の割合であった。





判定	箇所数	割合
0.2未満	191	85%
0.2～0.3	8	4%
0.3以上	25	11%

空洞陥没調書と陥没の可能性判定表の関係
（陥没で空洞を確認した箇所）

226

４．対策の優先度の判定

４．３　路面陥没発生時の社会的影響

要領　P14

交通量の多い幹線道路で路面陥没が発生すると、走行車両の転落や大規模な交通渋滞の発生、通行者への被害など、道路利用者や沿道住民へ大きな影響を与えることがある。
対策の優先度を検討する際には、社会的影響を考慮し必要な措置を検討するものとする。
また、大規模な路面陥没事象が発生した場合には、速やかな復旧と情報発信により、安全の確保と安心の提供を行うことが重要である。

解説

- 大都市内や都市間を結ぶ交通量の多い幹線道路で道路陥没が発生すると、走行車両の転落や通行止め等による大規模な交通渋滞の発生、通行者への被害など、道路利用者や沿道住民へ大きな影響を与えることがある。さらに、迂回路が無い場合には、陥没発生に伴う交通規制などにより社会的影響が大きくなる。
- 直轄国道で道路陥没が発生した場合には、社会的影響が大きくなるが、その中でも対応の優先順位をつけるため、例えば、交通量、混雑度、陥没発生時の想定通行規制車線数、迂回路の有無、その他管理道路の特徴などから柔軟に社会的影響を評価することが大切である。
- また、大規模な陥没事象が発生した場合には、陥没要因を究明し、再発防止を考慮した速やかな復旧を行うとともに、情報発信を行い、安全の確保と安心の提供を行うことが重要である。

４．対策の優先度の判定

４．４　対策の優先度判定

要領　P15-P16

対策の優先度の判定は、「4.2 路面下空洞から路面陥没発生への可能性」、「4.3 路面陥没発生時の社会的影響」の結果を踏まえて総合的に判断するものとする。

解説

- 対策の優先度判定は、「4.2 空洞から陥没発生への可能性」、「4.3 陥没発生時の社会的影響」の結果を踏まえ、開削して空洞発生の原因を調べ、道路を復旧する必要がある箇所、道路巡視や空洞探査を高頻度で実施するなどの経過観察が必要な箇所か総合的に判断しなければならない。
- 陥没発生の可能性BまたはCの箇所についても、一律に経過観察とはせずに、埋設物の有無等空洞発生箇所の周辺環境から判断することが重要である。
- 以下に、対策の優先度判定の例を示す。対策の優先度判定は、各道路管理者にて適宜、適切に設定するものとする。

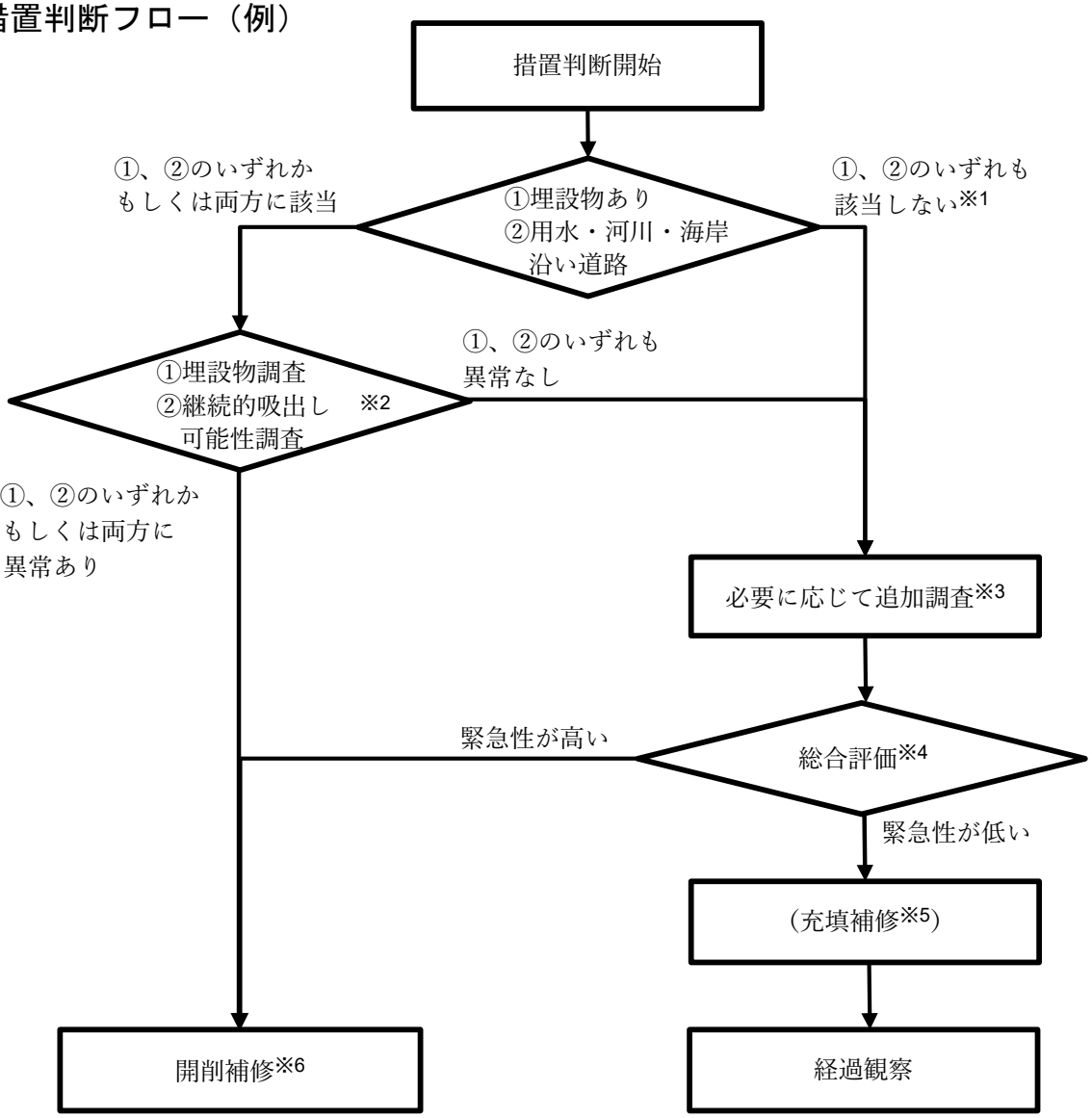
対策の優先度判定（例）

		陥没発生の可能性		
		A（高）	B（中）	C（低）
陥没発生時の社会的影響	大	開削補修	開削補修	措置判断フロー
	中	開削補修	措置判断フロー	措置判断フロー
	小	開削補修	措置判断フロー	経過観察

４．対策の優先度の判定

４．４　対策の優先度判定

措置判断フロー（例）



要領　P15-P16

※1　埋設物なしの場合でも、施工時の転圧・締固め不足や供用後の経年劣化等により路面下空洞が発生している事例が見られるため、修繕などの実施されていない供用年数の長い道路では路面陥没が発生する可能性が高くなっていると考えられる。
また、路面の状態が悪い区間については、舗装構造が損傷しているため、路面下空洞発生時の路面陥没リスクが高くなっていると考えられる。

※2　過去の路面下空洞調査結果や舗装補修工事履歴の確認を併せて行い、判断するとよい。継続的な吸出し可能性調査では、吸い出しを誘引する可能性のある施設の有無や、その様な地形等でないかの確認とともに現地調査を行うとよい。

※3　追加調査ではスコープ調査等を実施して、路面下空洞の大きさを確認することや、地盤沈下の大きい地域の道路、地下水位の変化が生じている地域の道路など、路面下空洞発生の可能性が高い状況の箇所、舗装補修工事履歴等を調査して、路面下空洞の確認された箇所の状況を把握することも重要である。
また、スコープ調査等を実施する際には、充填剤等を準備し同時に補修を行うと効率的である。

※4　土被り、路面下空洞厚さ等から開削補修とするか、経過観察とするかを総合的に評価する。（開削補修とする土被りと路面下空洞厚さの関係等）

※5　充填材の適用範囲の場合、充填補修を実施する。

※6　開削補修の際には、補修計画検討のため、必要に応じて追加調査（スコープ調査等）を行うとよい。

５．措置（補修、経過観察等）の対応方法

５．１　経過観察時の対応方法

要領　P17

経過観察となっている路面下空洞が存在することを認識して、当該箇所について日常の巡視等で路面の変状の有無を確認する必要がある。また、経過観察となっている路面下空洞の存在を踏まえ、第2章で述べた調査計画にも適宜反映させるものとする。

解説

- 空洞探査で発見された路面下空洞について、路面陥没発生への可能性と路面陥没発生時の社会的影響の結果を踏まえて総合的に判断した結果、経過観察とした路面下空洞の存在する路線区間については、日常の巡視等で路面の変状の有無を確認する必要がある。また、経過観察とした路面下空洞については、第2章の調査計画の調査頻度へ適宜反映させ、空洞探査の頻度を高くして、路面下空洞の成長性を把握する。

５．２　補修時の対応方法（開削補修、充填補修等）

要領　P18

対策の優先度判定で開削補修とした箇所については、補修工事において可能な限り路面下空洞の発生原因を解明し、再発の防止に努めるものとする。
追加調査を実施し、充填補修を行った箇所については、空洞探査頻度を増やすことや、日常の巡視等による路面の状態の把握をし、路面陥没発生の未然防止に努めるものとする。
補修工事の工法・対策メニューをあらかじめ定めること等により、路面下空洞確認時には速やかな補修工事を実施することが可能となる。

解説

- 空洞探査で発見された路面下空洞について、路面陥没発生への可能性と路面陥没発生時の社会的影響の結果を踏まえて総合的に判断した結果、経過観察とした路面下空洞の存在する路線区間については、日常の巡視等で路面の変状の有無を確認する必要がある。また、経過観察とした路面下空洞については、第2章の調査計画の調査頻度へ適宜反映させ、空洞探査の頻度を高くして、路面下空洞の成長性を把握する。

６．記録方法

要領　P19-P26

各種探査等で得られた結果や試験結果は、適切な方法で記録し、蓄積しておくものとする。データ蓄積は道路陥没を抑制するために極めて重要な情報であることから、留意して蓄積するデータの品質向上を図らなければならない。

解説

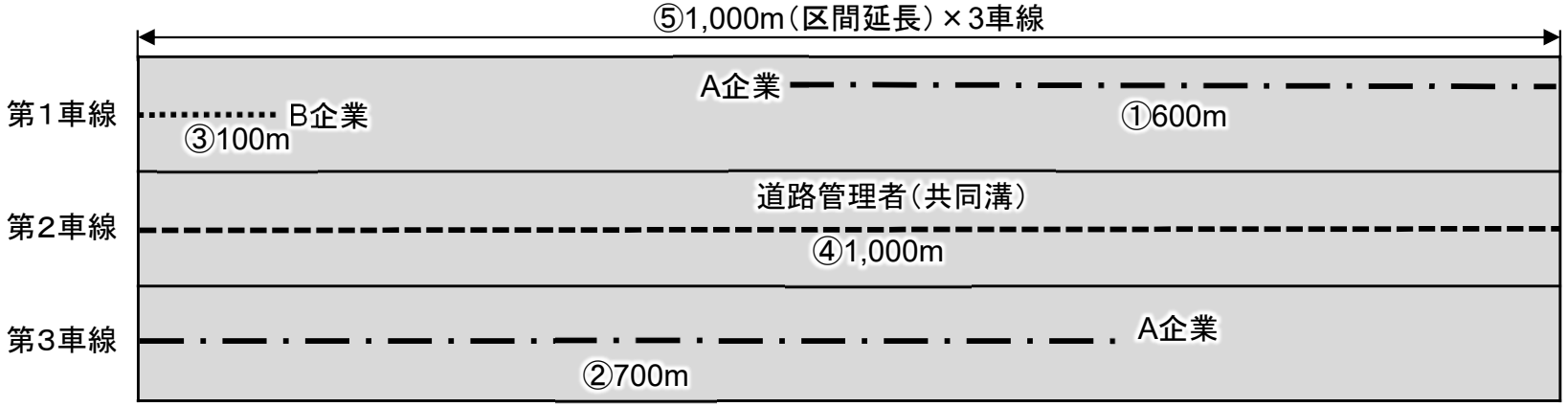
- 探査車調査や詳細調査で得られた探査結果などのデータは、今後の空洞探査の効率化や空洞発生要因、成長のメカニズムの解明などを検討する上で参考とする情報であり、適切な方法で記録し、蓄積しておかなければならない。
- 探査結果などのデータは、一元的に管理、蓄積し、絶えず最新データとして参照できるようにしておくことが重要である。また、道路構造等の諸元、路面の状況や舗装の修繕履歴等と連携できるよう、路線名、上下、車線、距離標、緯度経度等の位置情報は正確に記載する必要がある。特に緯度経度の情報は、今後、国土交通データプラットフォーム等のデータベースに反映する事で、地図上での位置把握や他の点検結果ともリンクが可能になり、空洞危険性評価に利用できる事が考えられる。
- 経過観察とする空洞は、その成長速度を時系列にデータの蓄積を行い、空洞成長速度等、空洞発生と成長のメカニズムの解明の基礎資料として整理しておくことが重要である。
- 路面変状が発生した場合や空洞探査等により発見した空洞についても、例えば開削調査（開削補修）を実施した場合や追跡調査（スコープ調査等）を実施した場合等には、データ蓄積を図るものとする。個別の箇所の陥没の発生状況、開削調査による原因究明結果、現状復旧した状況や写真等、得られたデータは、調書に整理する。

7．占用企業者の費用負担

要領　P27

関東地方整備局の一部道路において、道路管理者と占用企業者で連携して路面下空洞調査を実施している事例があり、路面下空洞調査の費用負担の事例を紹介する。

【道路管理者と占用企業者の費用負担の計算方法】
○「調査測線長」を負担割合の算出の基準となる分母とする。
○占用企業者の負担割合は「占用物件延長／調査測線長」とする。
○道路管理者の埋設物件（共同溝）についても上記算出方法で行う。
○無埋設区間は、「調査測線長－（占用物件延長＋道路管理者埋設延長）」とする。



■調査費用負担率

	占用物件延長	調査測線長	負担割合 （占用物件延長/調査測線長）
A企業	①600m+②700m	⑤3,000m※	43%　(①+②)/⑤×100
B企業	③100m		3%　③/⑤×100
道路管理者	④1,000m		54%　(④+⑥)/⑤×100
	⑤−(①+②+③+④)=⑥ 3,000m−(600m+700m+100m+1,000m)=600m		

※3車線×1,000m

資料２５

事　務　連　絡
令和４年９月１３日

各地方整備局　路　政　課　長　殿
　　道路管理課長　殿
北海道開発局　建設行政課長補佐　殿
　　道路維持課長補佐　殿
沖縄総合事務局　建設行政課長　殿
　　道路管理課長　殿

道路局　路　政　課
　　道路利用調整室　企画専門官
　　国道・技術課
　　道路メンテナンス企画室　課長補佐

路面下空洞対策に係る費用の負担について

国が管理する一般国道等においては、道路の陥没の原因となる路面下の空洞を早期に発見し陥没等を未然に防止するため、路面下空洞調査を実施しているところである。

路面下にある道路施設や占用物件の破損等が原因で路面下に空洞が発生するなどしている事例があり、今後も老朽化が進み、同様の事例が増加することが懸念されている中、当該路面下空洞調査は占用物件を起因とする空洞の発見にも有効であることなどから、今般、当該占用物件の占用企業者等に費用の負担を求めるための考え方を別添のとおり、とりまとめたので、下記事項に留意の上、適切に実施されたい。

記

１．地方連絡協議会等により、各地整等管内の占用企業者等に周知を図ること。
２．道路管理者及び占用企業者等が実施する路面下空洞対策や地下埋設物件に関する調査、点検等により、双方の維持管理や空洞の早期発見等に有効な情報が確認された場合は、道路管理者と占用企業者等の間で相互に情報共有を図ること。
３．本事務連絡によらず、協定等により既に路面下空洞調査に係る費用を占用企業者等が負担している場合においては、この限りではない。
４．本事務連絡については、令和５年４月１日以降に路面下空洞調査（一次調査）を実施するものから適用する。

事　務　連　絡
令和４年９月１３日

各地方整備局　地域道路課長　殿
北海道開発局　地域事業管理官　殿
沖縄総合事務局　道路建設課長　殿

道路局　路　政　課
道路利用調整室　企画専門官
国道・技術課
道路メンテナンス企画室　課長補佐
環境安全・防災課　課長補佐

路面下空洞対策に係る費用の負担について（情報提供）

標記について、国土交通省においては、別添「路面下空洞対策に係る費用の負担について」を発出し周知したところです。

つきましては、本連絡について、貴管内都道府県等へ参考送付するとともに、都道府県を通じ、市区町村及び地方道路公社へも情報提供いただきますようお願いいたします。

事　務　連　絡
令和４年９月１３日

各地方整備局　路　政　課　長　殿
　　道路管理課長　殿
北海道開発局　建設行政課長補佐　殿
　　道路維持課長補佐　殿
沖縄総合事務局　建設行政課長　殿
　　道路管理課長　殿

道路局　路　政　課
　　道路利用調整室　企画専門官
　　国道・技術課
　　道路メンテナンス企画室　課長補佐

路面下空洞対策に係る費用の負担について

国が管理する一般国道等においては、道路の陥没の原因となる路面下の空洞を早期に発見し陥没等を未然に防止するため、路面下空洞調査を実施しているところである。

路面下にある道路施設や占用物件の破損等が原因で路面下に空洞が発生するなどしている事例があり、今後も老朽化が進み、同様の事例が増加することが懸念されている中、当該路面下空洞調査は占用物件を起因とする空洞の発見にも有効であることなどから、今般、当該占用物件の占用企業者等に費用の負担を求めるための考え方を別添のとおり、とりまとめたので、下記事項に留意の上、適切に実施されたい。

記

１．地方連絡協議会等により、各地整等管内の占用企業者等に周知を図ること。
２．道路管理者及び占用企業者等が実施する路面下空洞対策や地下埋設物件に関する調査、点検等により、双方の維持管理や空洞の早期発見等に有効な情報が確認された場合は、道路管理者と占用企業者等の間で相互に情報共有を図ること。
３．本事務連絡によらず、協定等により既に路面下空洞調査に係る費用を占用企業者等が負担している場合においては、この限りではない。
４．本事務連絡については、令和５年４月１日以降に路面下空洞調査（一次調査）を実施するものから適用する。

別　添

路面下空洞対策に係る費用の負担の基本的な考え方（指針）

（R4.9.13 策定）

１．基本的な費用負担の考え方について

道路管理者にて実施している路面下空洞調査が路面下の空洞の有無や空洞の発生原因の確認といった観点から復旧工事の前提となり、当該調査の結果、空洞が発見され、復旧工事を実施することとなった場合で、かつ、その空洞の原因が路面下占用物件であると特定できた場合においては、当該調査と当該復旧工事との間に相当な因果関係が認められることから、道路法第５８条に基づき、当該調査に係る費用については、占用企業者等に対して全部又は一部を負担させるものである。

なお、道路管理者が復旧工事（仮復旧工事を含む。以下同じ。）を実施する場合には、当該工事に係る費用についても、同様に負担させることを申し添える。

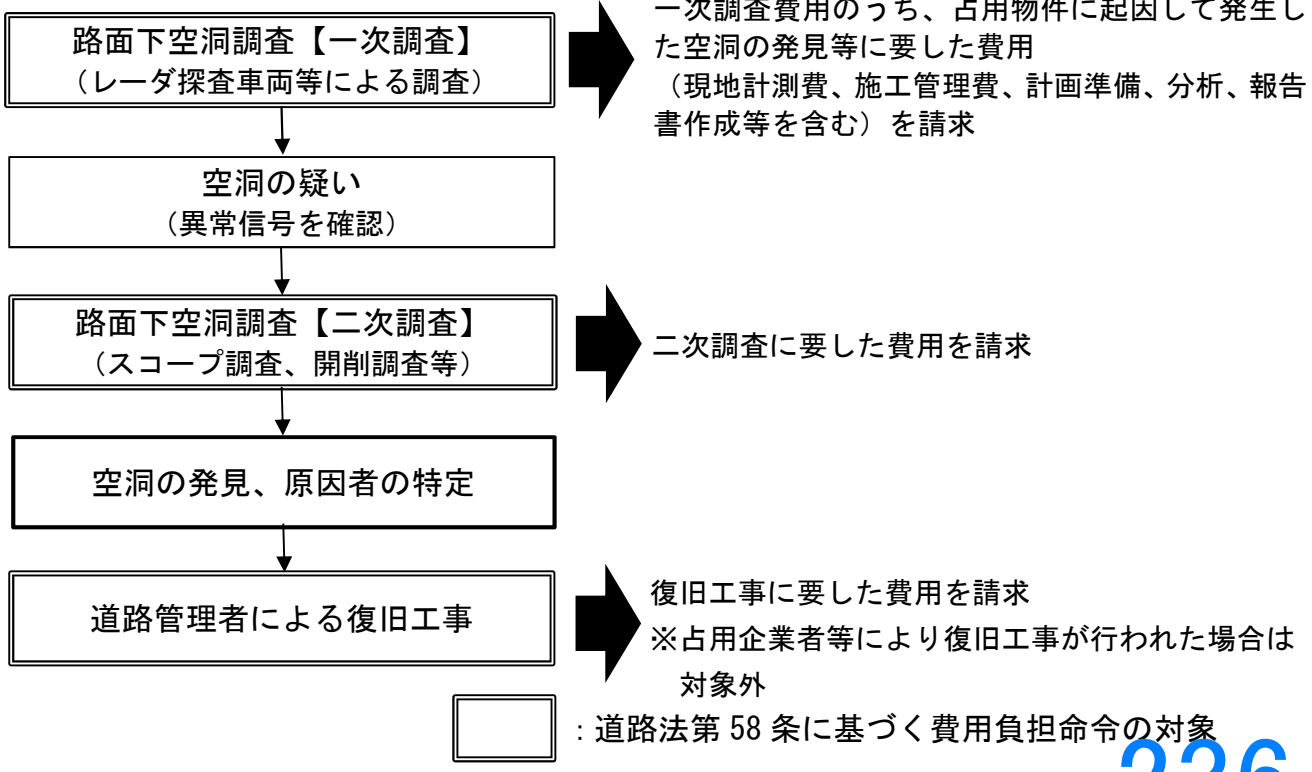
２．費用負担額の算出方法について

１．により占用企業者等に対して費用の全部又は一部を負担させる場合の負担額の算出については、原則として以下のとおりとする。

・一次調査（レーダ探査車両やハンディ型地中レーダ等による調査）費用分
　＝一次調査費用のうち、占用物件に起因して発生した空洞の発見等に要した費用
　（現地計測費、施工管理費、計画準備、分析、報告書作成等を含む）
・二次調査（スコープ調査や開削調査等による調査）費用分＝二次調査に要した費用
・復旧工事費分＝当該工事に要した費用

３．路面下空洞対策の流れと費用負担の範囲

（占用物件を起因とする空洞が発見された場合）



凍結防止剤の散布について

○ 融雪や凍結防止のための薬剤の散布については、路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象として、路面凍結が予想される場合に実施しているところですが、融雪剤が溶けずに路上へ残存した場合には、スリップを起こしやすい路面を形成する可能性があります。

○ 直轄国道では、融雪剤が溶けずに路上に残存しないよう、融雪剤メーカーの標準散布量等も参考にしながら20g/m2程度を目安として散布するとともに、気温や路面温度などの状況に応じて適宜、散布量を調整しています。

○ 冬期の安全・安心な通行の確保を図るため、各道路管理者においては、融雪剤メーカーの標準散布量や散布上の注意事項を参考にしながら、適切な薬剤散布をお願い致します 。

『国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準（案）』 抜粋

3.5 除雪

(1) 除雪は、安全で円滑な冬期道路交通の確保が図られるよう、新雪除雪、路面整正、拡幅除雪、運搬排雪、歩道除雪、凍結防止剤散布ごとに以下を目安としつつ、降雪量や道路の存する地域の地形の状況等に応じた適切な措置を講じるものとする。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

6) 凍結防止剤散布は、路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合に実施するものとする。

散布材料は塩化ナトリウムを基本とし、散布量は20g/㎡程度を目安として、対象区間の状況に応じた散布量を適宜設定することとする。



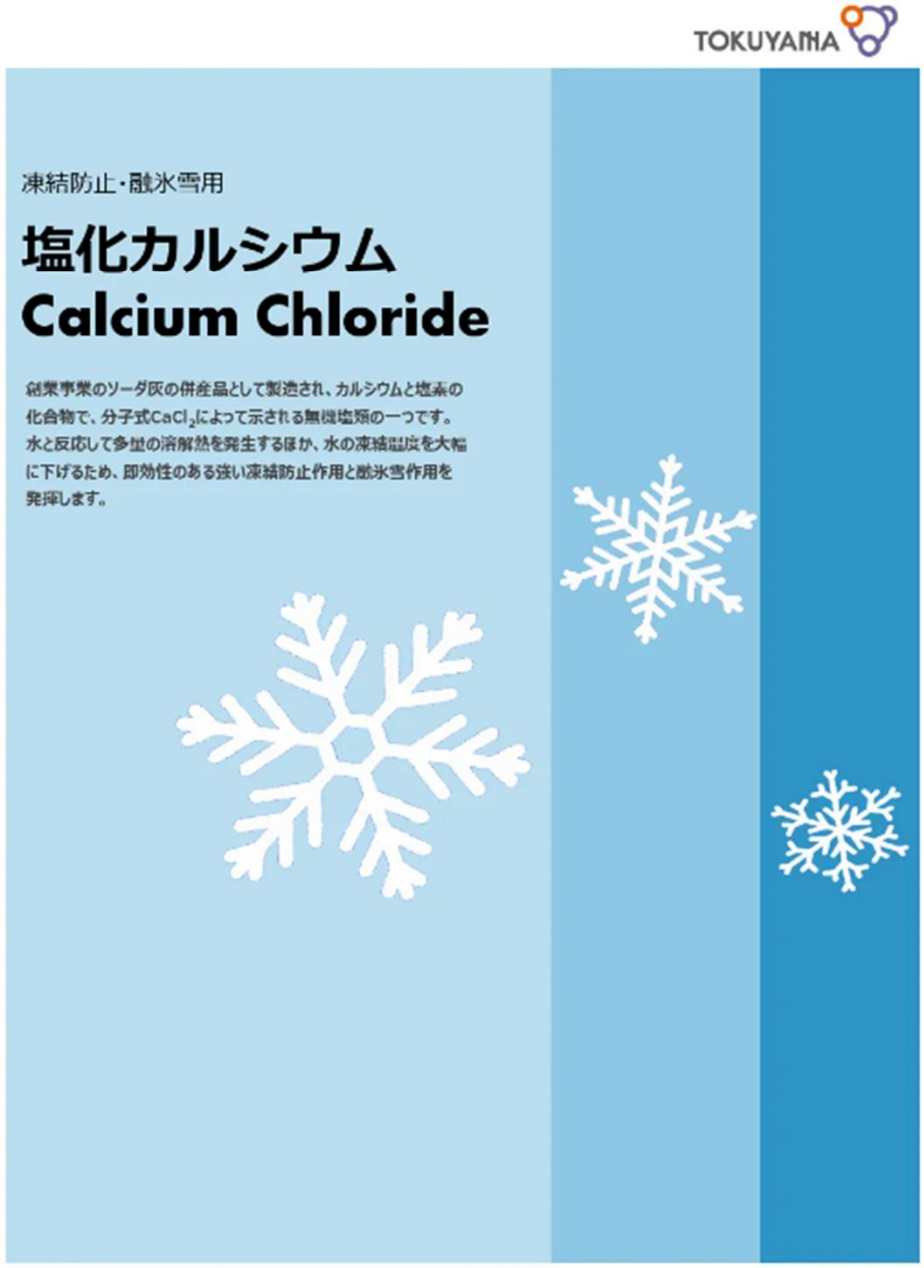
路面の凍結予防散布



圧雪路面のすべり止め防止散布

（参考）メーカーの散布基準等の例

（株)トクヤマHPより抜粋



塩化カルシウムの散布基準

塩化カルシウムの散布にあたっては、以下に示します散布指針を遵守してください。
撒き過ぎますと、スリップ事故あるいは環境へ悪影響をおよぼす可能性があります。

標準散布基準

大気温度	液体塩化カルシウム ($CaCl_2$ 35%)		粒状塩化カルシウム ($CaCl_2$ 73%)	
	予防用 (ml/m²)	融雪用 (ml/m²)	予防用 (g/m²)	融雪用 (g/m²)
0～－4℃	20～40	60～100	10～30	30～50
－4℃～－7℃	30～60	100～140	20～40	60～80
－7℃～－12℃	40～80	140～180	30～50	90～110
－12℃以下	50～100	原則散布なし	原則散布なし	原則散布なし

適用に当たっての注意事項

◇この散布基準は、舗装道路で採用してください。
◇この表は、12時間交通量が1000台以上の路線に適用してください。これより交通量が少ない路線では、25～50%の割増しを行ってください。
◇予防用の散布は除雪の直前あるいは直後、更には路面凍結が予想される時に行ってください。路面が乾燥状態の時の散布は厳禁してください。
◇5cm以上の積雪または3cm以上の圧雪の場合は除雪後散布してください。
◇散布時の路面状況と散布後の天候変化を考慮して以下のように散布量を調整してください。
・路面が暖かい場合には表中の一段上の基準を適用してください。
・散布後、晴天となり気温が上昇すると予想される場合は、表中の一段上の基準を適用してください。
・散布後、気温が低下すると予想される場合は、表中の一段下の基準を適用してください。
・大気温度が－12℃以下の場合、散布後長時間(2時間以上)さらに気温が低下すると予想される時は、散布しないでください。
・降雪が長時間続いた時には、除雪を行うたびに散布してください。

散布上の注意事項

◇標準散布量を逸脱しないよう、十分注意してできるだけ均一に散布してください。
◇散布車は、走行速度と散布量が比例調節できる機構を備えてください。
この機構が無い散布車を使用される場合は、なるべく定速で一定量の薬剤を、路面上に均一に散布するようにしてください。
特に急坂部、急カーブ等減速する必要のある場所では散布量が半減できる機構を備えてください。
◇散布後、路面上に塩化カルシウムが残存し、べとついた状態の時(注)は、気温に注意(再凍結の恐れがないことを確認)した上で、水散布にて洗い流してください。
◇道路の縁石、溝蓋等コンクリート面への直接散布は避けてください。新しいコンクリート、薄いコンクリートでは剥離やひび割れの一因となることがありますので注意してください。
◇植生に直接薬剤が飛散しないよう、十分配慮してください。特に針葉樹の場合注意してください。個体差はありますが、植物を枯死させる可能性がありますので注意してください。
◇金属類への直接散布は避けてください。仮に金属類にかかった場合は、水にて完全に洗浄してください。橋梁、標識等の道路構造物や道路附属物、また、走行している車両の金属部分を腐食する可能性がありますので注意してください。

(注)塩化カルシウムは保湿効果がありますので、散布した塩化カルシウムが路上に残存した場合は、べとついた状態になります。そのため、スリップを起しやすい路面を形成する可能性がありますので、散布には十分に注意を払ってください。

道路の包括的民間委託事例及び拡大における課題

県内の取り組み

〇Ｒ８年度より橋梁点検＋水道管点検の群マネを実施しており、今後、継続実施予定（対象橋梁６橋）
〇Ｒ８．７．７　県内市町に対し、北陸地方整備局 地域道路調整官を講師に迎え群マネ勉強会を開催

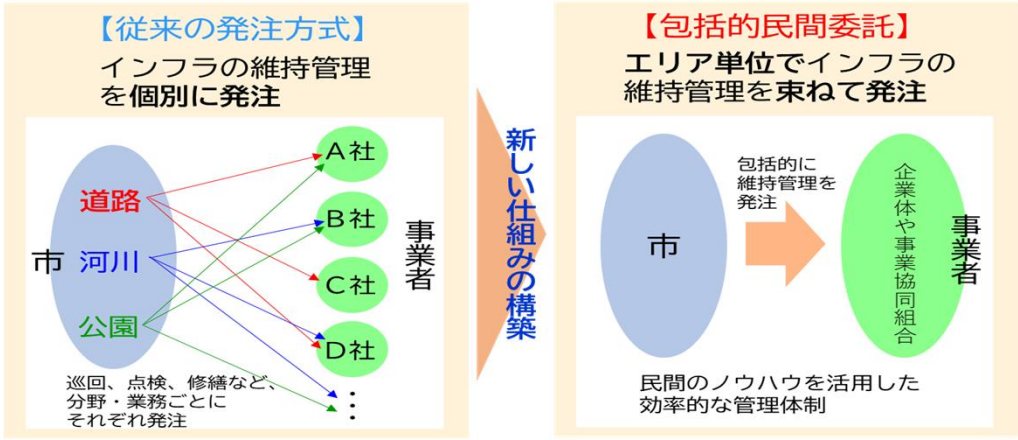
金沢市の取り組み

■公共インフラ包括的民間委託の概要

〇公共施設の現状
・施設の老朽化、要望の増加による維持管理費の増大と技術職員の不足
・建設事業従事者の高齢化、担い手不足

〇公共インフラ包括的民間委託の目的
維持管理業務を民間事業者へ包括的に委託し、事業者の創意工夫やノウハウを活用。

持続可能で効果的な
インフラマネジメントサイクルを構築



■これまでの経緯

R6年度：導入検討調査	R7年度：モデル地区 試行準備	R8年度：モデル地区 試行実施
建設業11団体との意見交換会の実施（1団体あたり5～6回）　※試行実施後も意見交換を継続		試行実施
〇現状把握と課題整理 ・簡易小額工事の発注状況 ・職員へのヒアリング **〇先進事例調査** ・4自治体への調査 ※府中市、豊田市、芦屋市、静岡市 **〇市場調査** ・建設業11団体へのアンケート調査	**〇モデル地区検討資料作成** ・試行場所　・試行期間 ・業務内容　・契約方法 **〇維持管理基準書(案)の作成** **〇募集要項(案)の作成** **〇業務確認実施要領(案)の作成**	**委託内容** **①マネジメント業務** 業務調整、実施判断、業務確認への協力等 **②道路パトロール業務** 定期巡回・緊急巡回（大雨・地震・強風等） **③維持管理業務** ・道路維持業務（舗装・側溝等の修繕、除草） ・河川維持業務（護岸・水路の修繕、浚渫） ・公園等維持業務（園内清掃・施設修繕）
		将来の本格実施に向け効果及び課題の検証

道路の包括的民間委託事例及び拡大における課題

■対象地区

中山間地域（東部地区、南部地区）

【選定理由】・現地確認、業者指示等に時間を要する地区
・比較的体制を構築しやすい地区
・道路等管理事務所が担う地区は除外

■業者選定の概要（公募型プロポーザル方式）

【スケジュール】

６月～　公募型プロポーザルの開始
８月　　委託事業者選定委員会開催　→審査を経て事業者を特定
９月　　審査結果の公表、契約締結
10月～　試行実施

【企画提案テーマ】・地域活性化の取組や地域活動への協力
・災害時の緊急対応
・効率的な巡回方法と的確な情報把握

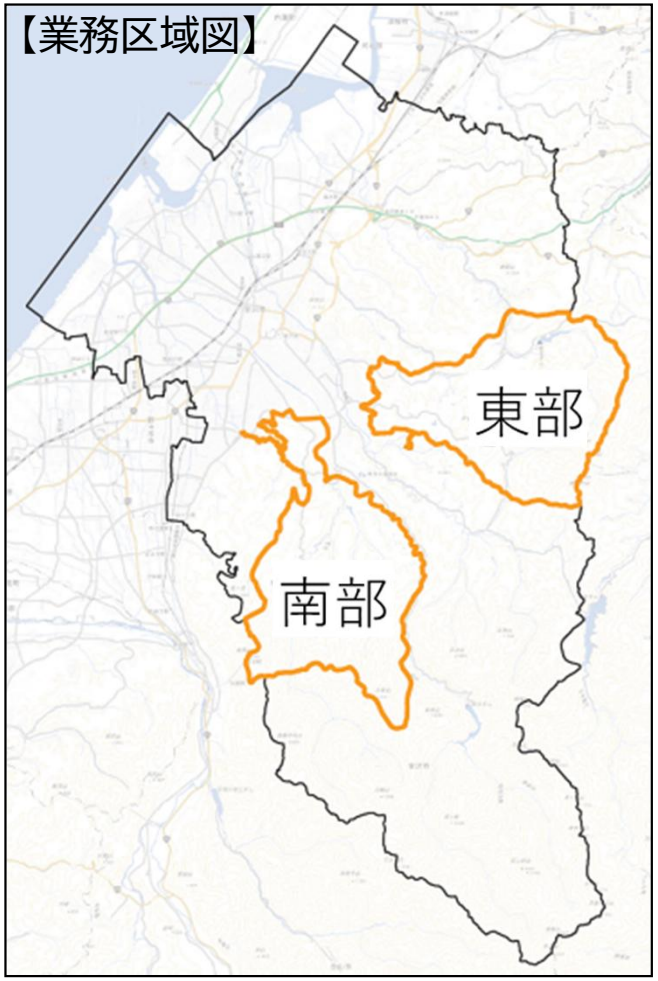
■今後の展開

・業務内容の拡大（夜間・土日対応、コールセンター機能）
※災害対応による繁忙のため、試行実施では一部業務を除外。
・試行期間の延長
※先行導入自治体では、複数年度の試行実施により効果を検証。
・他地域への拡大
※得られた効果・課題を関係団体と共有の上、拡大を検討。

■包括的民間委託を進める上で

・本市には、建設業の関連団体が11団体。
・団体によっては、従来の慣習や既存の年間業務委託が包括導入後に脅かされるのではないかとの危惧を持つ。
・非常に丁寧な情報交換～合意形成が必須である。

【業務区域図】



■受託者

（東部地区）金沢東部エリア共同企業体（10社）
代表企業：有限会社 中山興業

（南部地区）金沢南部地区共同企業体（7社）
代表企業：株式会社 明翫組

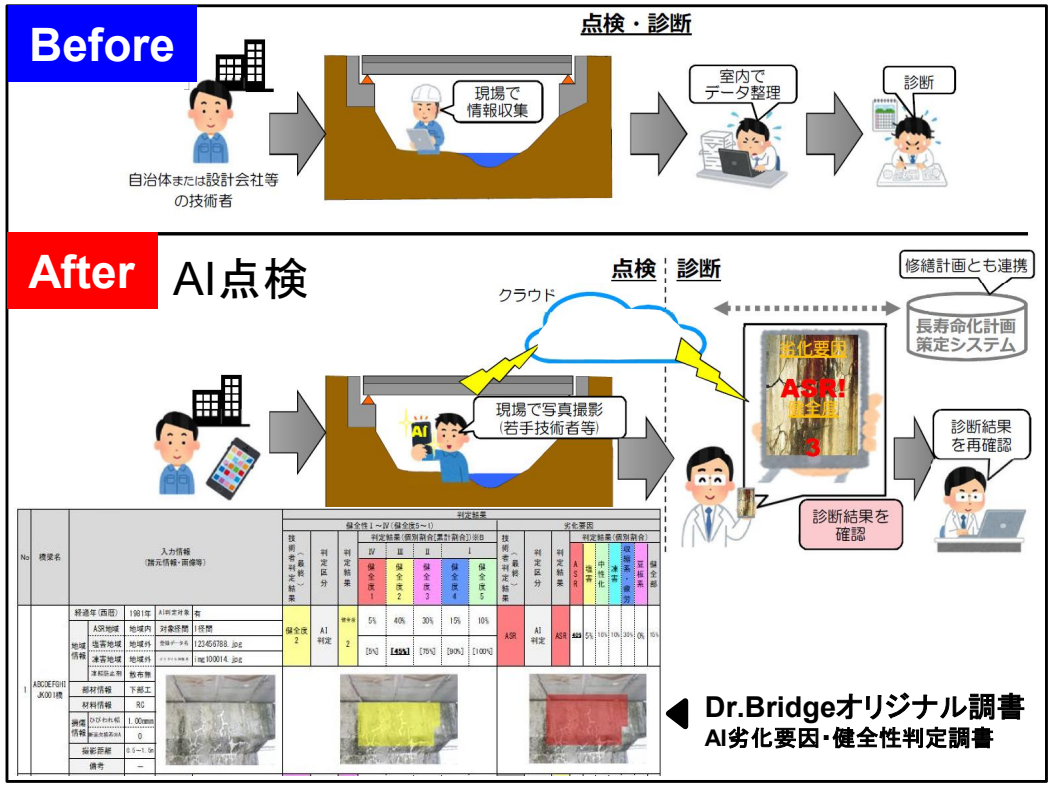
道路維持管理における工夫・新たな取り組み等の好事例【石川県】

資料２８

石川県の取り組み

新技術の名称：ＡＩ橋梁診断支援システム　（Dr.Bridge）

➢ 橋梁点検において、近接目視で収集した情報（写真、状態内容等）を基に、コンクリート部材の健全性や劣化要因の判定をＡＩにより支援し、判定結果を基に調書を自動作成する技術



取り組み内容

○令和5年度から**橋長5m以下のBOXかつ健全性Ⅰ※**を対象にAI点検を実施【導入実績(R5～):86橋】

○令和8年度より**橋長5m以下のBOX及びRC床版橋かつ健全性Ⅰ・Ⅱ※**に対象橋梁を拡大
【導入検討橋梁:R8:75橋、R9:77橋、R10:68橋】
※第三者被害、補修履歴がない橋梁

新技術

掲載：(有)・無

技術名称：AI橋梁診断支援システム Dr.Bridge
NETIS登録番号：HR-210002-A
性能カタログ技術番号：－

取り組みの効果、課題やニーズ、今後の予定など

【効果】AI技術の自動判定により、点検作業の省力化・効率化、判定のばらつき抑制による品質向上
点検調書作成の一部省力化による、コスト縮減及び工期短縮
【課題】補修履歴のある橋梁や鋼橋等への適用には更なる技術が必要

道路維持管理における工夫・新たな取り組み等の好事例【金沢市】

金沢市の取り組み

新技術の名称：ＡＩ橋梁診断支援システム　（Dr.Bridge）

- 橋梁点検において、近接目視で収集した情報（写真、状態内容等）を基に、コンクリート部材の健全性や劣化要因の判定をＡＩにより支援し、判定結果を基に調書を自動作成する技術



取り組み内容

令和7年度から「カルバート・RC橋」で橋梁下に人の立ち入りがない橋梁を対象にAI点検を実施している。（対象橋梁：978橋（約68.5%））

新技術

掲載：(有)・無

技術名称：　AI橋梁診断支援システム Dr.Bridge
NETIS登録番号：HR-210002-A
性能カタログ技術番号：－

取り組みの効果、課題やニーズ、今後の予定など

- 省力化によるコスト縮減と工期短縮及び判定のばらつき抑制による品質向上が期待できる。

道路維持管理における工夫・新たな取り組み等の好事例【羽咋市】

羽咋市の取り組み

新技術の名称：ＡＩ橋梁診断支援システム　（Dr.Bridge）

➢ 橋梁点検において、近接目視で収集した情報（写真、状態内容等）を基に、コンクリート部材の健全性や劣化要因の判定をＡＩにより支援し、判定結果を基に調書を自動作成する技術



①現地作業（写真撮影）
カメラやスマートフォンで損傷箇所を撮影。
その後、クラウドにアップロード。



②AIによる自動判定
AIが劣化箇所を着色によって明確化。
判定作業の省力化及び判定のばらつき抑制により品質向上。



③点検調書への自動反映
道路橋定期点検要領による点検調書へデータを反映。調書作成作業を省力化。

取り組み内容

前回点検時に健全性が高かった橋梁（健全性Ⅰ若しくはⅡ）及び前回点検時から現地条件等に大きな変化がなかった橋梁を対象にAI橋梁診断を実施し、工程及びコストの短縮を図った。

新技術

掲載：(有)・無

技術名称：　AI橋梁診断支援システム Dr.Bridge
NETIS登録番号：HR-210002-A
性能カタログ技術番号：－

取り組みの効果、課題やニーズ、今後の予定など

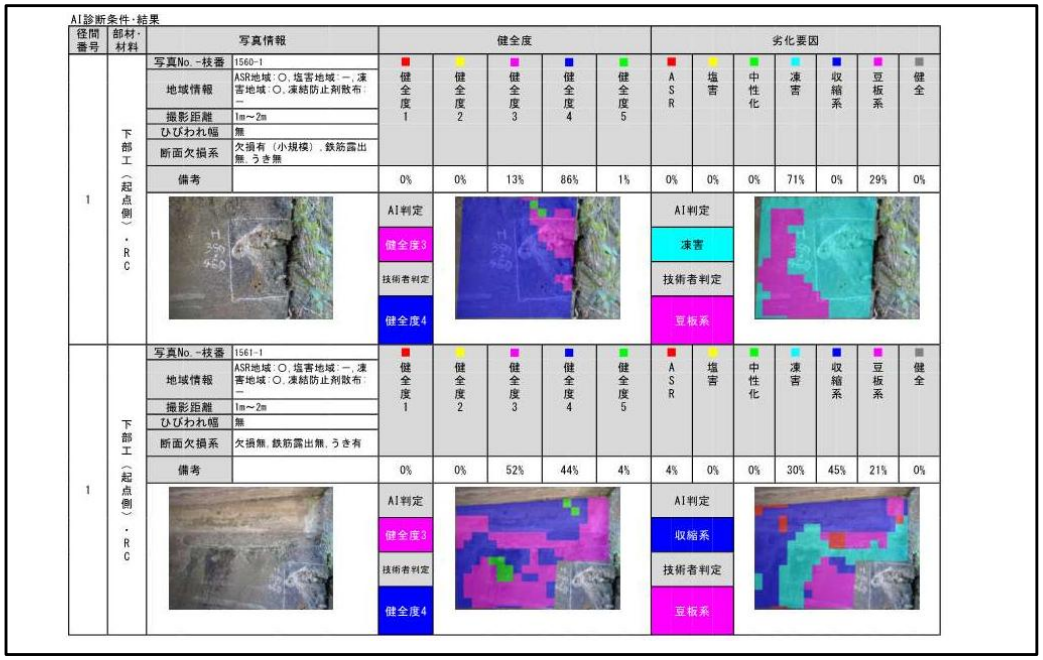
➢ 診断・調書作成の一部を自動化でき、経済性が約35%向上し、工程が約50%短縮できた。
➢ 今後のニーズとして、鋼部材や舗装への適用と、撮影要件が緩和されるとよいと感じた。

道路維持管理における工夫・新たな取り組み等の好事例【宝達志水町】

宝達志水町の取り組み

新技術の名称：ＡＩ橋梁診断支援システム　（Dr.Bridge）

➢ 橋梁点検において、近接目視で収集した情報（写真、状態内容等）を基に、コンクリート部材の健全性や劣化要因の判定をＡＩにより支援し、判定結果を基に調書を自動作成する技術



取り組み内容

・道路橋の主要なコンクリート部材の健全性及び劣化要因の判定について、従来は技術者による判定であったが、AI技術による自動判定に変更した。

新技術

掲載：(有)・無

技術名称：　AI橋梁診断支援システム Dr.Bridge
NETIS登録番号：HR-210002-A
性能カタログ技術番号：－

取り組みの効果、課題やニーズ、今後の予定など

➢ AI技術による自動判定に変えたことにより、判定作業の省力化・省人化及び判定のばらつき抑制による品質向上ができる。
➢ 点検調書作成作業を一部省力化し、コスト縮減及び工期短縮ができる。

道路保全の広報活動について【石川県】

石川県の取り組み

➢ 地元小学校児童による『一日橋守隊（はしもりたい）』体験学習会

次世代を担う子どもたちに、公共施設の保全事業を通じて、普段利用している橋梁に一層の愛着を持ってもらうとともに、公共施設を大切に使う心を育んでもらうことを目的として、平成20年度から計16回開催している。

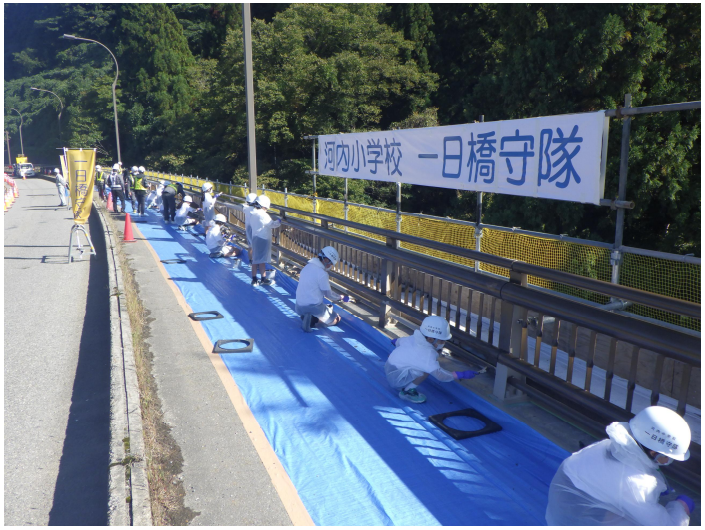
【令和7年度・令和8年度　活動内容】

実施（予定）日	開催場所	内容等	参加者
令和7年10月24日	河内大橋（白山市河内町）	地元小学校児童による高欄の塗装塗替作業の体験	30名
令和8年10月15日	今橋（小松市井口町）		約15名

【令和7年10月24日　実施状況写真】



（室内学習会の様子）



（現地体験学習会の様子）



（集合写真）

道路保全の広報活動について【羽咋市】

羽咋市の取り組み

地域住民による「道路愛護デー」を毎年実施

➢道路沿線の町会による路肩の除草作業や側溝の簡易清掃等を通して、道路施設を適切に維持管理していく気運の醸成

実施日程	開催場所	イベント名	内容等
令和8年 6～7月	市内一円	道路愛護デー	地域住民による路肩の除草の実施





・実施後は、町会から作業報告書（作業区域、参加人数、使用機械）を市へ提出。経費の一部を市から助成している。

・草刈り機等、市から希望町会に対して貸出（通年）を行っている。

道路利用者（住民）の維持管理意識の向上や町会との対話を通じ、市や町会による適切な維持管理に繋げていく。

道路保全の広報活動について【津幡町】

津幡町の取り組み

- 橋梁を地元の方と産官学と共同で維持管理し、橋梁の長寿命化を図る。
- 高専と連携し、地元・産官学一体で橋梁を継続的に維持管理する仕組みをつくる。

実施（予定）日	開催場所	イベント名	内容等
令和7年9月27日	津幡町地区	橋梁きずなプロジェクト	橋梁点検・維持管理の説明 橋梁点検の実施
令和8年5月30日	津幡町地区	橋梁きずなプロジェクト	橋梁点検・維持管理の説明 橋梁点検の実施



